

建築・都市整備・道路委員会
令和6年5月29日
都市整備局

横浜市歴史的風致維持向上計画（素案） の策定について

1 計画策定の趣旨

歴史まちづくり法に基づく「**横浜市歴史的風致維持向上計画**」を策定し、歴史的建造物の**外観改修等への持続的な支援**を実施し、また、建造物に係る**相続税の減免**を導入していきます。

これにより、横浜に残る歴史的建造物を**再生・継承**していくことで、市民や来街者の皆様による建造物の**様々な活用を促進**し、**横浜の魅力を感じていただけるまちづくり**を進めています。

2 計画策定の背景

- 横浜は、**鎌倉文化、「谷戸」や東海道での暮らし、開港や二度の被災（関東大震災、第二次世界大戦）からの復興**など、様々な歴史を持ち、様々な歴史的建造物が残存しています。
- これら歴史的建造物を**まちの個性・魅力を形成する重要な資産**として認識し、歴史的な価値を担保する文化財としての「保存」（横浜市文化財保護条例）と、**景観的な価値をまちづくりの中で活かす「保全活用」**（歴史を生かしたまちづくり要綱）の両輪で、1988年（昭和63年）から「歴史を生かしたまちづくり」を推進してきました。



▲赤レンガ倉庫（中区）



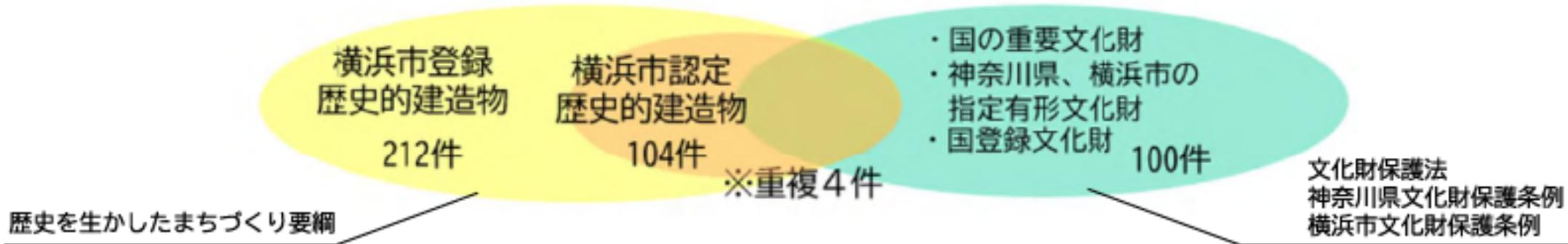
▲ベーリックホール（中区）



▲中丸家長屋門（泉区）

2 計画策定の背景

- 横浜には、**社寺、古民家、近代建築、西洋館、土木遺構など1,000件程度の歴史資産**が現存します（「横浜市歴史的建造物台帳」掲載）。
その内、308件が、横浜市登録歴史的建造物、有形文化財等の制度指定を受けています。



- 歴史資産の維持においては、適正に保全された事例もある一方、
 - ・**特殊な工事が継続して必要**
 - ・**個人所有では相続等の大きな税負担**など、所有者の**負担が大きく**、建て替え等によって**滅失しやすい**状況にあります。



▲旧横浜銀行本店別館
(H15年曳家移築により保全)

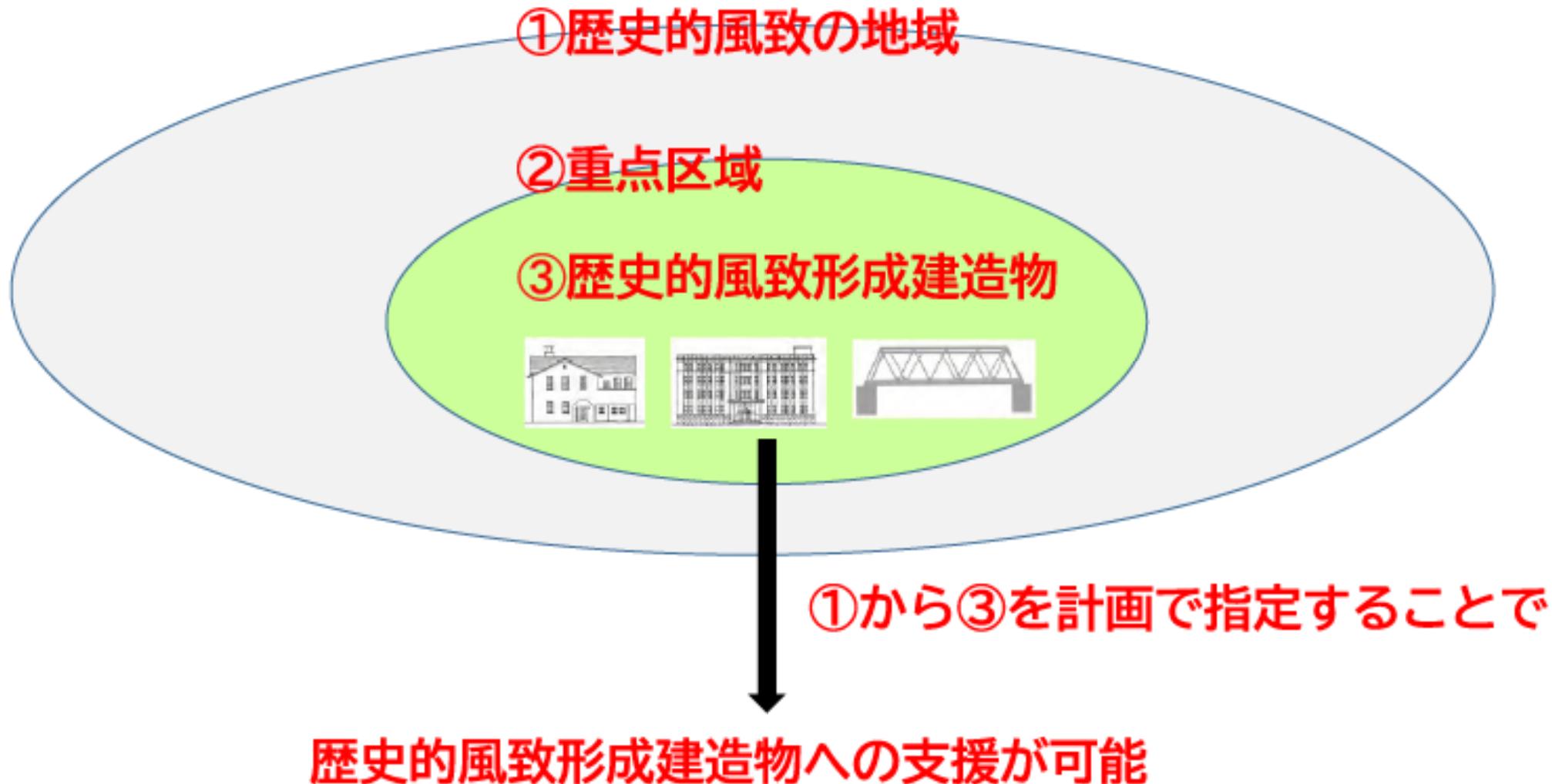


▲横浜松坂屋本館
(H22年認定解除により滅失)

※「横浜市歴史的建造物台帳」登録調査（昭和63年度から実施。直近は令和2年度）の中では、32年間で、270件程度（年平均8件程度）の歴史的建造物の滅失が確認されています。

3 歴史的風致維持向上計画の制度概要

(1) 制度の構成



3 歴史的風致維持向上計画の制度概要

(2) 「歴史的風致の地域」の概要

ソフト

歴史と伝統を反映した
人々の活動

ハード

歴史上価値の高い建造物
及びその周辺の市街地

歴史的風致の地域

ソフトとハードが一体となった地域

ザ よこはまパレード

(横浜開港記念みなと祭国際仮装行列)



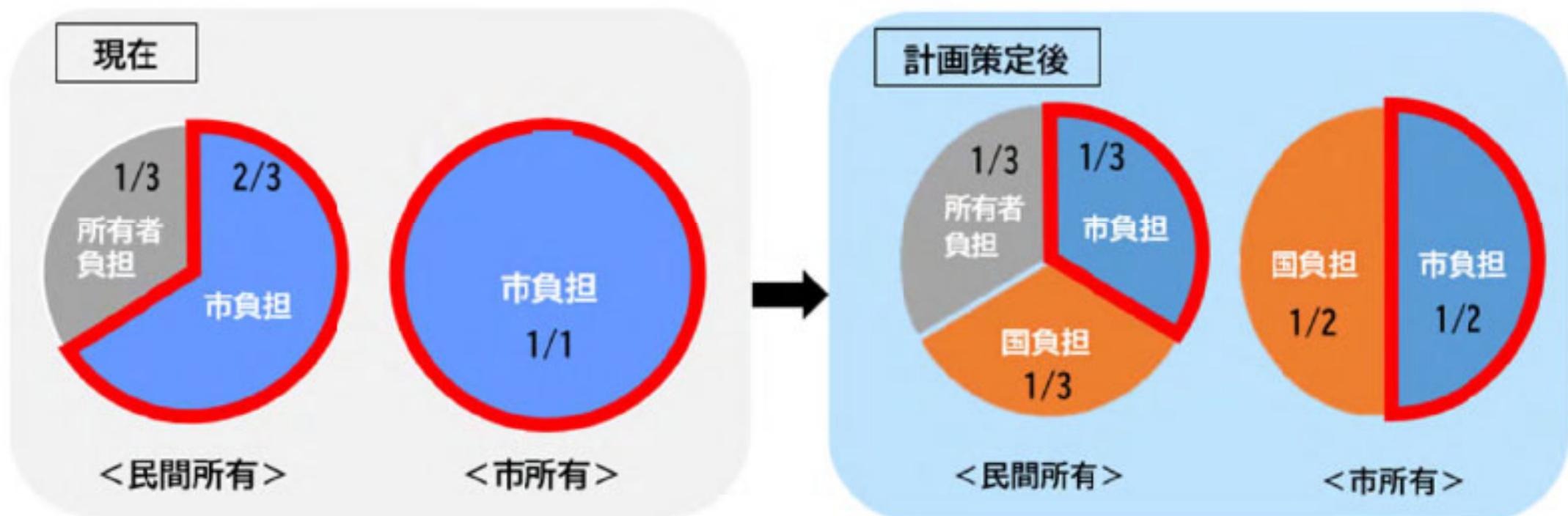
旧横浜正金銀行本店本館
(国重要文化財)

ソフトとハードが一体となった地域の例（馬車道）

3 歴史的風致維持向上計画の制度概要

(3) 「歴史的風致形成建造物への支援」の概要

ア 建造物の修理・復原、買取り、移設への国費導入
(国费率：民間所有1/3、市所有1/2)



イ 建造物及びその敷地について相続税が3割評価減

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(1) 構成

- 序章 計画の策定にあたって
- 1章 横浜市の歴史的風致形成の背景
- 2章 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針
- 3章 維持向上すべき歴史的風致
- 4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 5章 重点区域の位置及び区域
- 6章 文化財の保存及び活用に関する事項
- 7章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項
- 8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

※赤字について、次ページ以降で説明

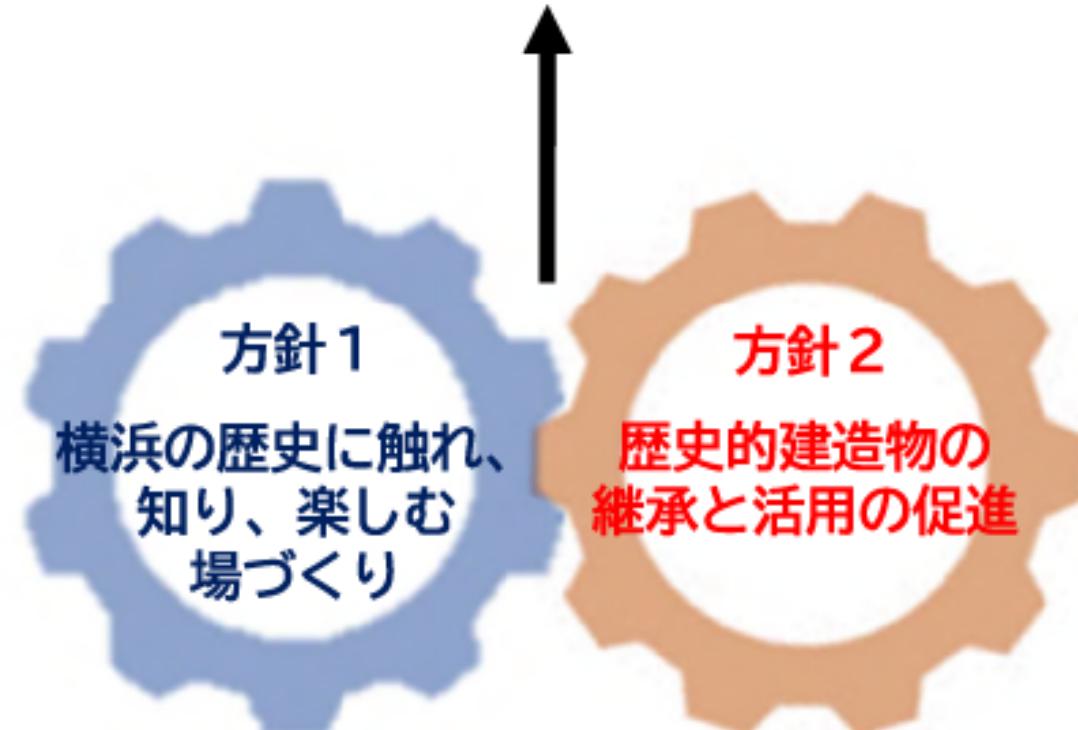
4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(2) 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針（2章）

理念

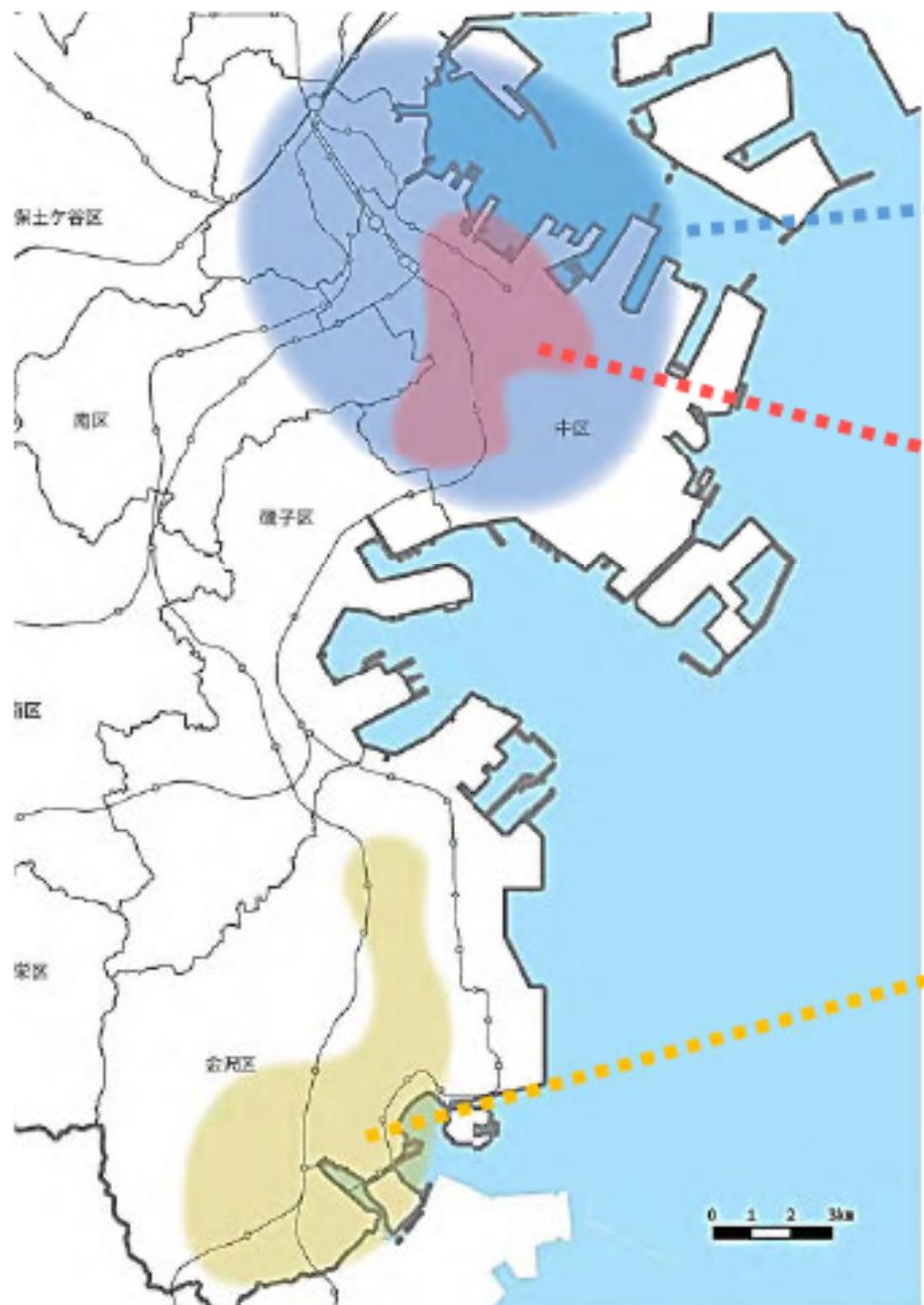
旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち

方針



4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(3) 維持向上すべき歴史的風致（3章）



歴史的風致の地域（3地域）

① 横浜開港以来の港との営み



② 外国人居留地の形成と多彩な異国文化



③ 六浦湊を発祥とする海との暮らし



4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(4) 重点区域の位置及び区域（5章）



歴史的風致の地域のうち、
重要文化財等が存在し、
複数の歴史的建造物の改修等が予定されている区域

- ① 関内区域
- ② 山手区域
- ③ みなとみらい21区域
- ④ 三溪園周辺区域

※歴史的風致の地域のうち、「六浦湊を発祥とする海との暮らし（金沢エリア）」については、現在、複数の歴史的建造物の改修等が予定されていませんが、今後、改修等が予定される場合は、重点区域の指定に向け、国との調整を進めます。

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(5)歴史的風致形成建造物の指定の方針（8章）

重点区域内における、

以下の歴史的建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定（合計70件）

ア **横浜市認定歴史的建造物** 54件

（歴史を生かしたまちづくり要綱）

イ **国登録有形文化財** 3件

（文化財保護法）

ウ **神奈川県指定有形文化財** 1件

（神奈川県文化財保護条例）

エ **横浜市指定有形文化財** 12件

（横浜市文化財保護条例）

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(5)歴史的風致形成建造物の指定の方針（8章）

①関内区域（30件）



凡例

- ア 横浜市認定歴史的建造物
- イ 国登録有形文化財
- ウ 神奈川県指定有形文化財
- エ 横浜市指定有形文化財

<エ 横浜市指定有形文化財>

- 1 旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所
- 2 横浜開港資料館旧館（旧横浜英國総領事館）及び旧門番所
- 3 旧日本綿花横浜支店事務所棟
- 4 旧露亞銀行横浜支店

<イ 国登録有形文化財>

- 1 旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール
- 2 市立港中学校門柱（旧花園橋親柱）

<ウ 神奈川県指定有形文化財>

- 1 旧横浜居留地48番館

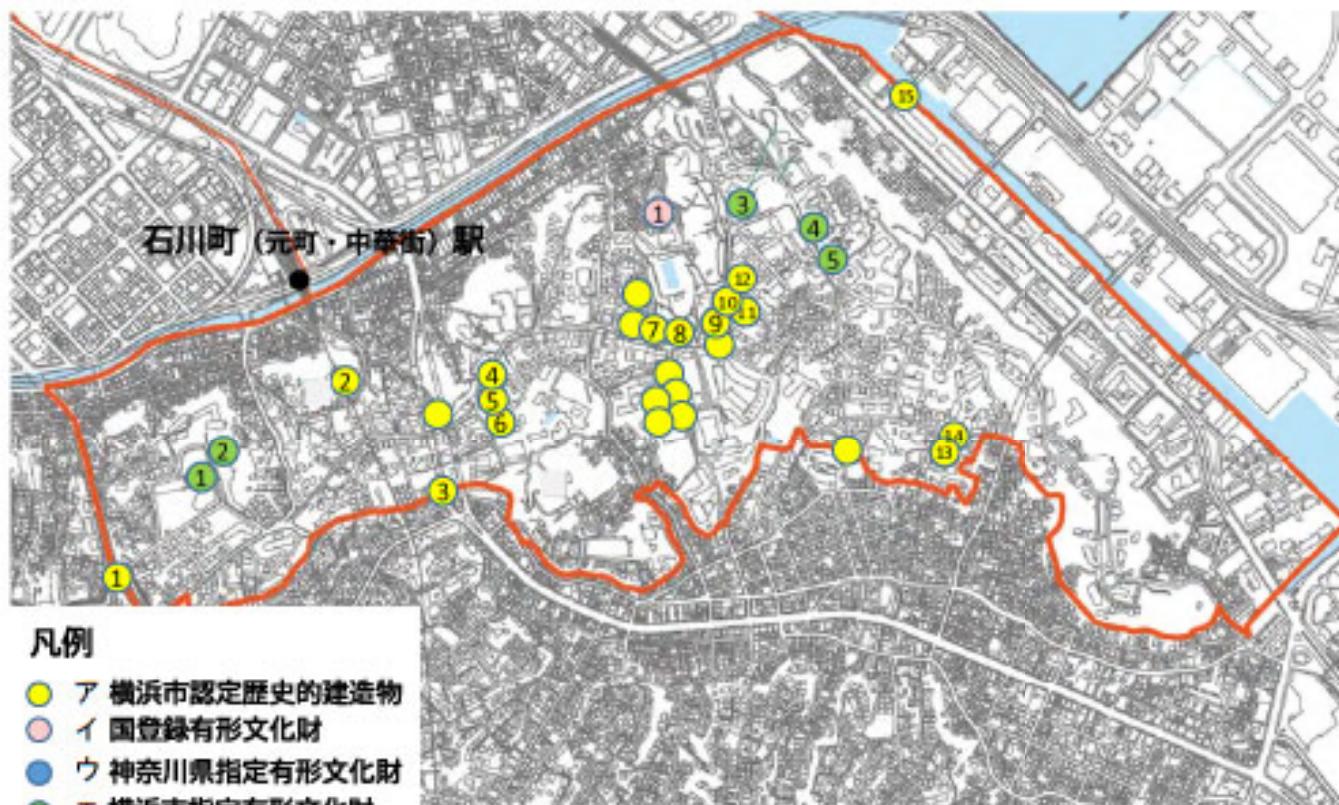
<ア 横浜市認定歴史的建造物>

- 1 横浜指路教会
- 2 旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店）
- 3 旧横浜生糸検査所附属
生糸網物専用B号倉庫及びC号倉庫
- 4 横浜第2合同庁舎
(旧生糸検査所)
- 5 旧富士銀行横浜支店
(元安田銀行横浜支店)
- 6 馬車道大津ビル
(旧東京海上火災保険ビル)
- 7 横浜税關本關庁舎
- 8 旧神奈川県産業組合館
- 9 横浜税關遺構
鉄軌道及び転車台
- 10 総通横浜ビル（日本町旭ビル）
- 11 横浜地方・簡易裁判所（旧横浜地方裁判所）
- 12 横浜海岸協会
- 13 横浜情報文化センター（旧横浜商工奨励館）
- 14 旧横浜市外電話局
- 15 旧居留地消防隊地下貯水槽
- 16 旧神奈川労働基準局（元日本綿花横浜支店倉庫）
- 17 ストロングビル
- 18 インド水塔
- 19 インペリアルビル
- 20 旧英國七番館（戸田平和記念館）
- 21 ホテルニューグランド本館
- 22 西之橋
- 23 谷戸橋

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(5)歴史的風致形成建造物の指定の方針（8章）

②山手区域（31件）



凡例

- ア 横浜市認定歴史的建造物
- イ 国登録有形文化財
- ウ 神奈川県指定有形文化財
- エ 横浜市指定有形文化財

<ア 横浜市認定歴史的建造物>

- 1 横浜共立学園本校
- 2 山手214番館
- 3 横浜地方気象台庁舎
- 4 横浜市イギリス館
- 5 山手111番館（旧ラフィン邸）

<イ 国登録有形文化財>

- 1 ジェラール水屋敷
地下貯水槽

<ア 横浜市認定歴史的建造物>

- 1 打越橋
- 2 ブラフ18番館
- 3 桜道橋
- 4 カトリック山手教会聖堂
- 5 カトリック横浜司教館別館
- 6 カトリック横浜司教館（旧相馬永胤邸）
- 7 ペーリック・ホール
- 8 エリスマン邸
- 9 山手234番館
- 10 横浜山手聖公会
- 11 山手237番館
- 12 山手資料館
- 13 山手133番館
- 14 山手133番ブラフ積擁壁
- 15 震橋（旧江ヶ崎跨線橋）
 - ・ 松原邸
 - ・ 宇田川邸
 - ・ 山手89-8番館
 - ・ 岡田邸
 - ・ 山手76番館
 - ・ BEATTY邸
 - ・ 河合邸
 - ・ 山手26番館
 - ・ 山手69-6番館
 - ・ 山手267番館（Bielous邸）

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(5)歴史的風致形成建造物の指定の方針（8章）

③みなとみらい21区域（6件）



<ア 横浜市認定歴史的建造物>

- 1 港一号橋梁
- 2 港二号橋梁
- 3 旧臨港線護岸
- 4 港三号橋梁（旧大岡川橋梁）
- 5 赤レンガ倉庫
- 6 新港橋梁

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の概要

(5)歴史的風致形成建造物の指定の方針（8章）

④三溪園周辺区域（3件）



<エ 横浜市指定有形文化財>

- 1 白雲邸
- 2 御門
- 3 旧原家住宅（鶴翔閣）

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	<u>市会常任委員会への報告（計画素案及び概要版）</u>
	6月	文化財保護審議会への報告
		都市計画審議会への報告
	7～8月	<u>市民意見募集（計画素案及び概要版）</u>
	9月	法定協議会
	12月	<u>市会常任委員会への報告（計画原案及び概要版）</u>
令和7年	1月	国への計画認定申請
	3月	<u>計画認定（予定）</u>

横浜市歴史的風致維持向上計画
(素案)

令和〇年〇月認定

横浜市

目次

<u>序章 計画の策定にあたって</u>	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	3
<u>1章 横浜市の歴史的風致形成の背景</u>	5
1. 自然的環境	5
(1) 位置	5
(2) 地形・地質	6
(3) 水系・緑環境	8
(4) 気象	9
2. 社会的環境	10
(1) 市域の変遷	10
(2) 土地利用	14
(3) 人口動態	15
(4) 交通機関	16
(5) 産業	18
(6) 観光	19
3. 歴史的環境	20
(1) 歴史	20
(2) 歴史資産	29
(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物	34
4. 文化財等の分布状況	36
(1) 横浜市の文化財等の状況	36
(2) 横浜市の文化財等の特徴	37
(3) 国指定等文化財	38
(4) 県指定等文化財	40
(5) 市指定等文化財	41
(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）	42
(7) 特產品・工芸品・料理等	44
<u>2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針</u>	47
1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯	47
2. 歴史を生かしたまちづくりの課題	53
3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	54
4. 各方針に基づく施策	57

3章 維持向上すべき歴史的風致	59
1. 横浜市における歴史的風致の考え方	59
2. 歴史的風致の分布状況	60
3. 維持向上すべき歴史的風致	61
(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致	61
(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致	87
(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致	101
4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	115
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	115
(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足	115
(2) 増加する歴史的建造物候補への対応	115
(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応	115
(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携	115
2. 既存計画（上位・関連計画）	116
(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）	117
(2) 横浜市中期計画 2022～2025	119
(3) 横浜市都市計画マスターplan	123
(4) 横浜市景観計画	125
(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン	128
(6) 横浜市文化財保存活用地域計画	131
(7) 横浜市水と緑の基本計画	134
(8) 横浜市観光・MICE 戦略	141
(9) 第4期横浜市教育振興基本計画	142
(10) 横浜市防災計画	145
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	146
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	147
5章 重点区域の位置及び区域	149
1. 重点区域設定の考え方	149
2. 重点区域の位置及び範囲	152
(1) 関内区域	152
(2) 山手区域	154
(3) みなとみらい21区域	156
(4) 三溪園周辺区域	158
3. 重点区域の設定の効果	160
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	161
(1) 都市計画	161
(2) 横浜市都市計画マスターplan	164

(3) 横浜市景観計画	166
(4) 屋外広告物条例	170
6章 文化財の保存又は活用に関する事項	171
1. 横浜市全体に関する事項	171
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	171
(2) 文化財の修理・整備に関する方針	171
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	171
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	172
(5) 文化財の防災に関する方針	172
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	172
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針	173
(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針	173
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	173
2. 重点区域に関する事項	176
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	176
(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画	176
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	177
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	178
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	178
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	178
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	179
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	179
7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	181
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	181
2. 事業	182
8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	213
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	213
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準	213
3. 歴史的風致形成建造物	214
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補	221
9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	223
1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	223
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針	223
3. 届出不要の行為	224

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

横浜には、開港を物語る明治から昭和初期にかけて建てられた近代建築、中世の鎌倉文化や近世の宿場や農村の姿を伝える民家や社寺などの歴史資産が豊富にある。これらの歴史資産は、横浜の都市の系譜や歴史的背景を物語り、都市の景観や街の風景、環境を創るうえで重要な役割を持っている。それらの歴史資産とともに人々の営みや活動、地域で守り伝えてきた祭事などは、都市の魅力や個性を形成するうえで欠かすことのできないものである。これらを活かし歴史の奥行きと深みのあるまちづくりを推進することは、市民生活に潤いとゆとりを生み地域への愛情を育むと共に都市全体の活力向上に結びつく大切な取り組みである。

横浜市では上記の考え方を基に、「歴史資産」を文化財的な価値だけではなく都市の魅力や個性を形成する重要な存在としてとらえ、歴史資産の保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。しかし、昭和 63 年（1988）の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の施行から 38 年が経過し、社会環境の変化によって、歴史資産の所有者負担の増加、活動の担い手や支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化してきている。

このような状況を踏まえ、歴史資産を適切に保全活用し地域の個性・魅力の核としていく取組を促進すると共に、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」）」に基づき、「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定することとした。

本計画を策定することにより、歴史を生かしたまちづくりに関する理念や方針をさまざまな主体と共有しながら、協働した取組を促進するとともに、その取組に資する歴史的風致を維持向上させる事業を推進していくものである。

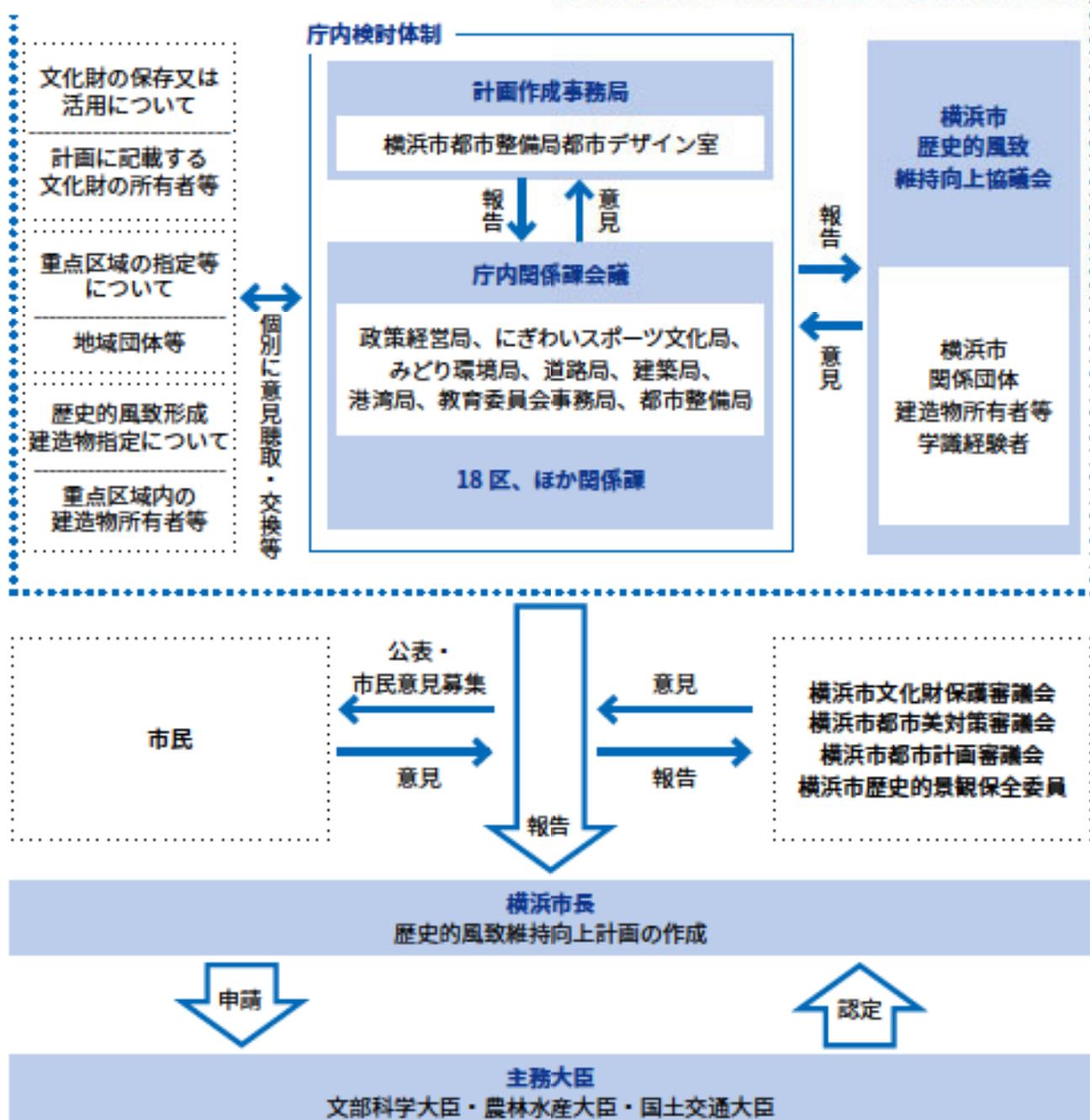
2. 計画期間

本計画は、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間を計画期間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「横浜市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画内容について協議・検討を行った。また、都市景観に関する審議を行う「横浜市都市美対策審議会」や文化財の保存及び活用の審議を行う「横浜市文化財保護審議会」等の計画策定に関連する審議会に検討状況等の報告を行った。

横浜市歴史的風致維持向上計画作成体制



横浜市歴史的風致維持向上協議会委員名簿（令和5年12月20日から令和8年3月31日まで）

区分	氏名	所属
関係団体	今富 雄一郎	公益財団法人三溪園保勝会 業務執行理事兼副園長
	白川 葉子	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス 理事
	原 信造	山下公園通り会 会長
学識経験者	後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
	鈴木 信治	横浜市立大学教授
横浜市	教育委員会事務局生涯学習文化財課長	
	にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光振興・DMO地域連携課長	
	みどり環境局戦略企画課担当課長	
	都市整備局都市デザイン室長（事務局）	

※令和6年(2024)4月1日時点、敬称略、各区分五十音順

4. 計画策定の経緯

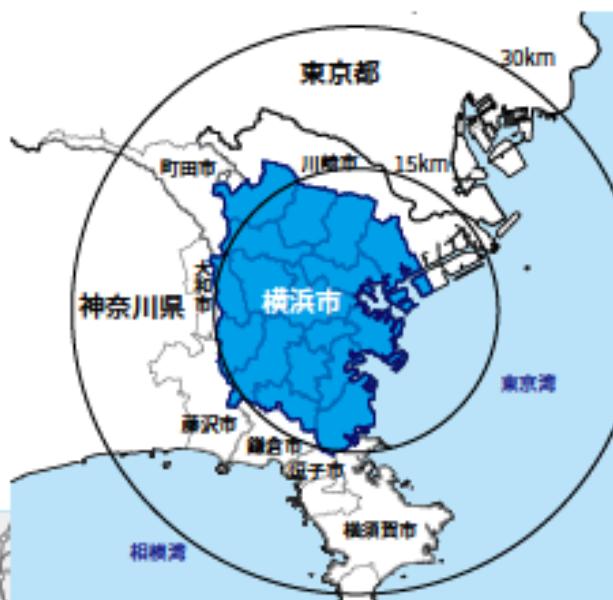
年 月	会議等
令和5年12月	第1回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年3月	第2回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年4月	横浜市都市美対策審議会（報告）
令和6年5月	第3回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
	横浜市文化財保護審議会（報告）
	横浜市都市計画審議会（報告）
令和6年7月	市民意見募集（パブリックコメント）
令和6年9月	第4回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和7年1月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定申請
令和7年3月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定

1章 横浜市の歴史的風致形成の背景

1.自然的環境

(1) 位置

横浜市は、神奈川県の東部に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市（東京都）・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接している。横浜市の中心部から東京都心部までは、約 30 キロメートルである。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。総面積は、約 435 平方キロメートルで、これは東京 23 区の約 7 割にあたる。



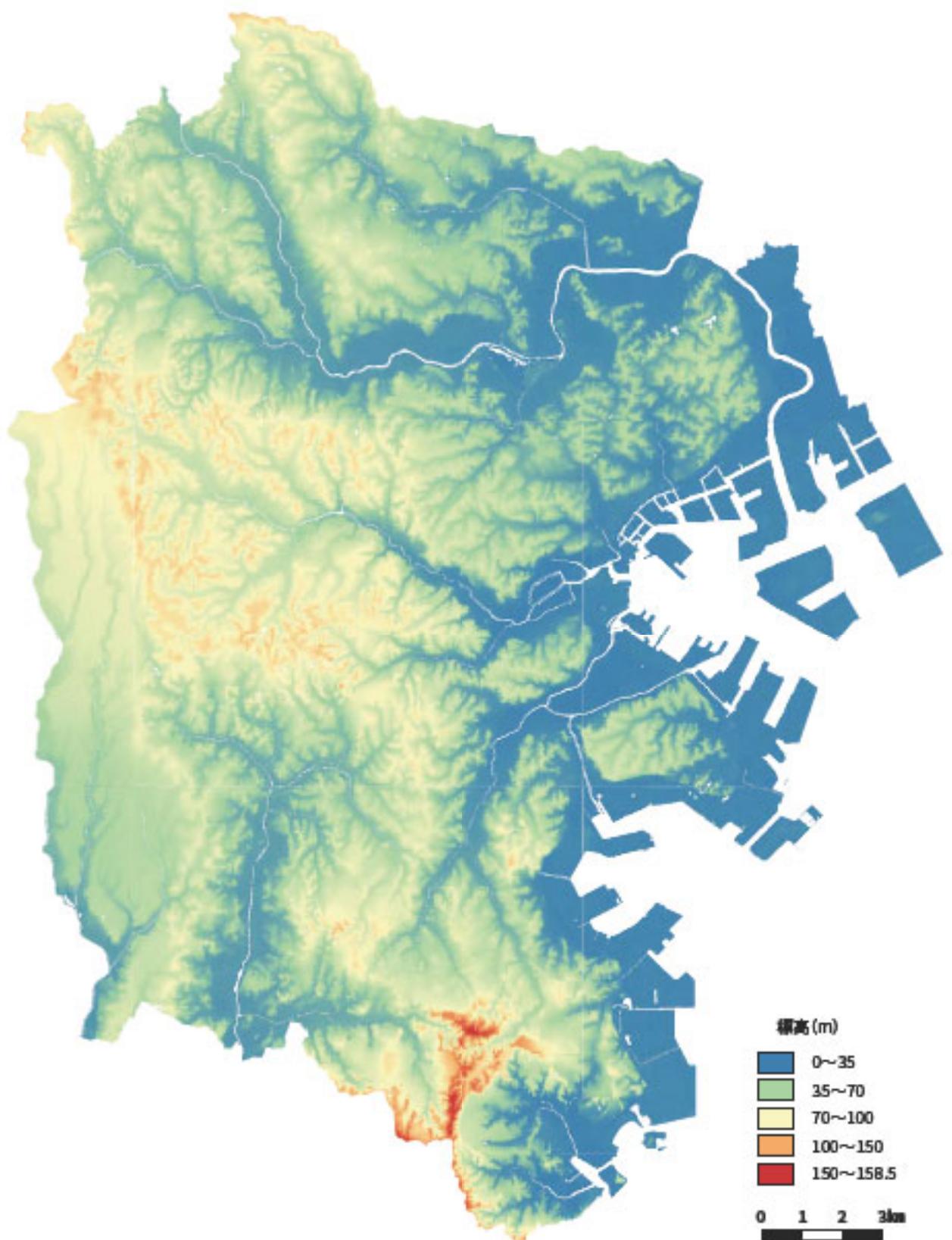
(2) 地形・地質

横浜市は約377万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺など、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有している。

横浜市の地形は、東部を下末吉台地、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、西部は相模原台地により形成されている。また、鶴見川、境川、柏尾川といった複数の都市を流れる河川や、多摩・三浦丘陵の丘の縁などによって、広域的にも連続した水・緑環境を有している。



横浜市周辺の地形
(横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改訂版)より)



横浜市の地形
(基盤地図情報数値標高データより作成)

(3) 水系・緑環境

横浜市内には多くの河川があり、鶴見川、椎子川、入江川、滝の川、大岡川、宮川、侍従川が東京湾に注ぎ、柏尾川を支川に持つ境川が相模湾に注いでいる。

この中で鶴見川流域と境川流域（柏尾川流域を含む）を除く、4つの流域（椎子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域）と直接海域に注ぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっている。また、河川にはたくさんの水路が注いでおり、これらの河川や水路が住宅域の奥深くまで入り込み、水路—河川—海域とつながり市民が身近に感じができる水の軸となっている。

河川の源流・上流域から中流域にかけては、まとまりのある樹林地、農地があることの多い国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鶴居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東保野・深谷周辺地区といった地区があり、これらを「緑の10拠点」としている。

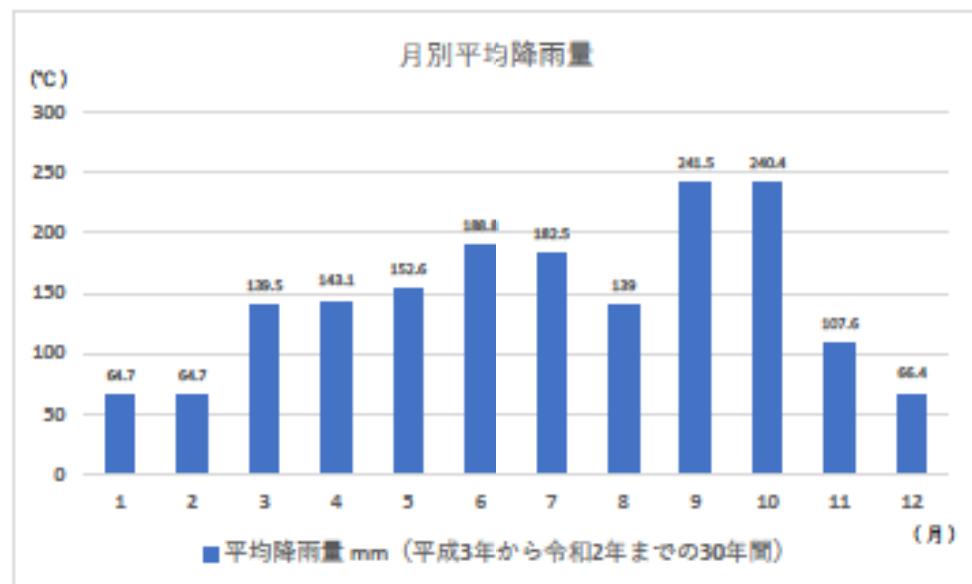
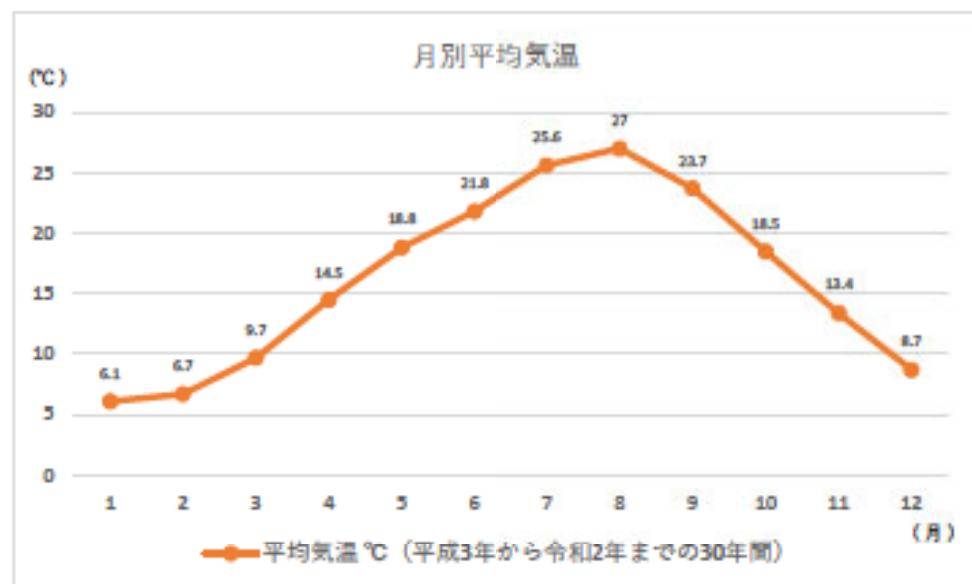


主な河川と特徴ある緑
(横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改訂版)より)

(4) 気象

横浜市は、日本列島の太平洋岸に位置し、比較的穏やかな気候である。横浜市の近年30年間（平成3年（1991）から令和2年（2020）まで）の年平均気温は16.2°C、年間平均降雨量は1730.8mmとなっている。

春から秋にかけては穏やかな気候、夏は高温多湿、冬は、乾燥し寒くなるが、雪が降ることは稀である。



2. 社会的環境

(1) 市域の変遷

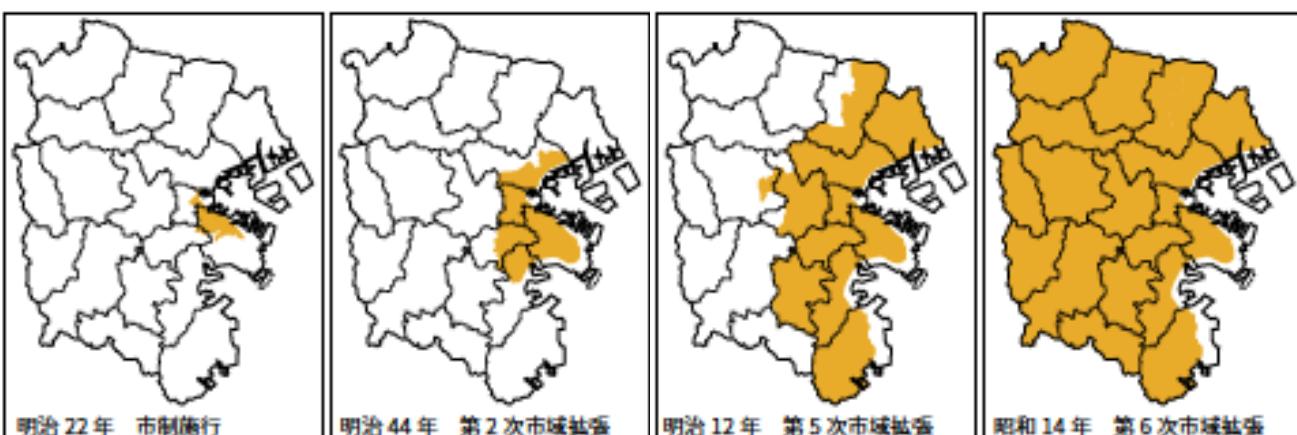
横浜市は、明治 22 年(1889)4 月 1 日に市制を施行して誕生した。その市域は現在の中区のうち、本牧、根岸を除いた狭い区域であり、面積は 5.4 km²で人口は約 12 万人であった。

明治 34 年(1901) に第一次市域拡張を行い、久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橘樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部を合併し、明治 44 年(1911) に第二次市域拡張を行い橘樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部を合併し、昭和 2 年(1927) 4 月 1 日に第三次市域拡張を行い、橘樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、西谷村、久良岐郡大岡川村、日下村、屏風浦村を合併した。同年 10 月 1 日に区制を施行し、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区の 5 区を設置した。

その後、昭和 11 年(1936) 10 月 1 日に第四次市域拡張を行い久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村を合併し、昭和 12 年(1937) 4 月 1 日に第五次市域拡張を行い橘樹郡日吉村の一部を合併した。昭和 14 年(1939) 4 月 1 日に第六次市域拡張を行い都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村を合併して、港北区と戸塚区を新設した。その結果、7 区制となり、面積は 400.97 km²、人口は約 95 万人、市域はほぼ現在の区域となった。

また、昭和 18 年(1943) に中区の区域を変更して南区を、昭和 19 年(1944) に中区の区域を変更して西区を新設した。さらに、昭和 23 年(1948) に磯子区の区域を変更して金沢区を新設し、10 区制となった。

昭和 44 年(1969) 以降は廃止新設方式により行政区再編を実施し、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区を再編成し、それぞれ港南区、旭区、緑区、瀬谷区を新設した。昭和 61 年(1986) には、戸塚区が再編成され泉区と栄区を新設した。平成 6 年(1994) に港北区と緑区が再編成され青葉区と都筑区を新設し、現在の 18 区制となった。令和 4 年(2022) 現在、面積は 438.01 km²、人口は約 377 万人である。



横浜市域の変遷
(市政記録 2022 年版より)



市域拡張沿革図
(国土数値情報行政区域データ(大正9年) 及び横浜の町名を参考に作成)

行政区域の変遷と区系図

年月日

明治 22.4.1 市制施行

明治 34.4.1 第 1 次市域拡張

明治 44.4.1 第 2 次市域拡張

昭和 2.4.1 第 3 次市域拡張

昭和 2.10.1 区制施行 鶴見区 神奈川区 中区 保土ヶ谷区 曙子区

昭和 11.10.1 第 4 次市域拡張															
昭和 12.4.1 第 5 次市域拡張															
昭和 14.4.1 第 6 次市域拡張 区新設										港北区	戸塚区				
昭和 18.12.1 行政区再編成				南区						(神奈川区・横浜市の一部編入)	(横浜市の一部編入)				
昭和 19.4.1 行政区再編成		西区													
昭和 23.5.15 行政区再編成									金沢区						
昭和 44.10.1 行政区再編成					港南区	旭区				緑区			瀬谷区		
昭和 61.11.3 行政区再編成													栄区 泉区		
平成 6.11.6 行政区再編成												青葉区 都筑区			
現在	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区
															栄区 泉区 瀬谷区



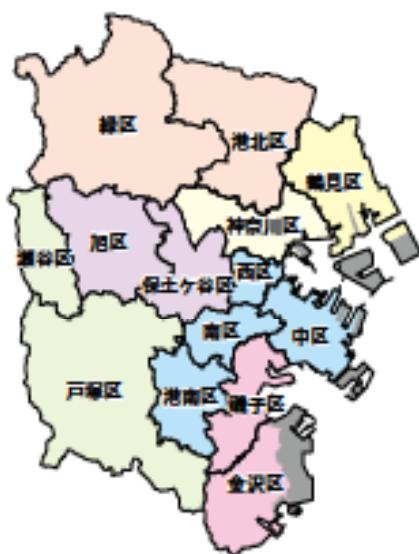
昭和14年～



昭和19年～



昭和23年～



昭和44年～



昭和61年～

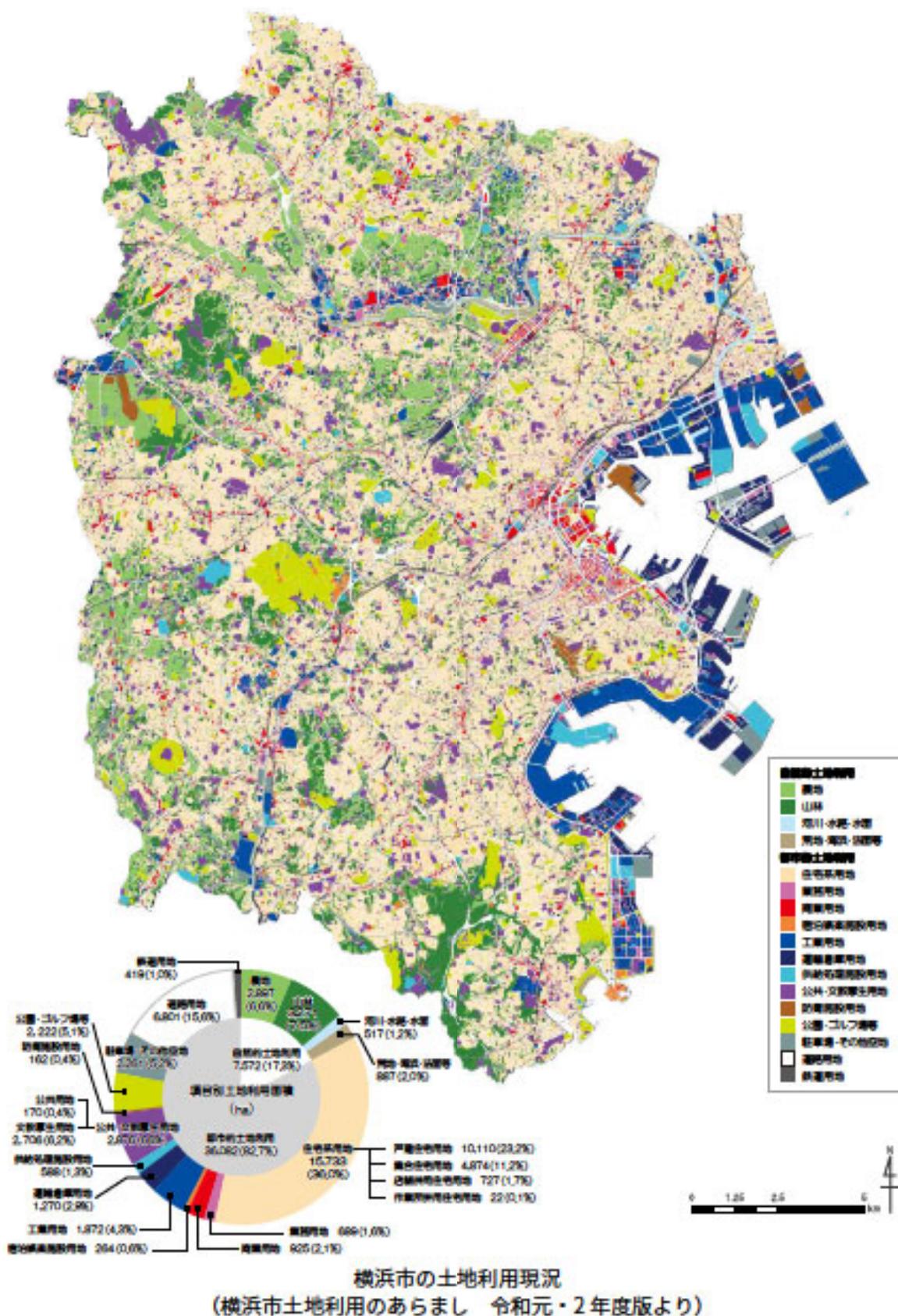


平成6年～

行政区域の変遷
(国土数値情報行政区域データを基に作成)

(2) 土地利用

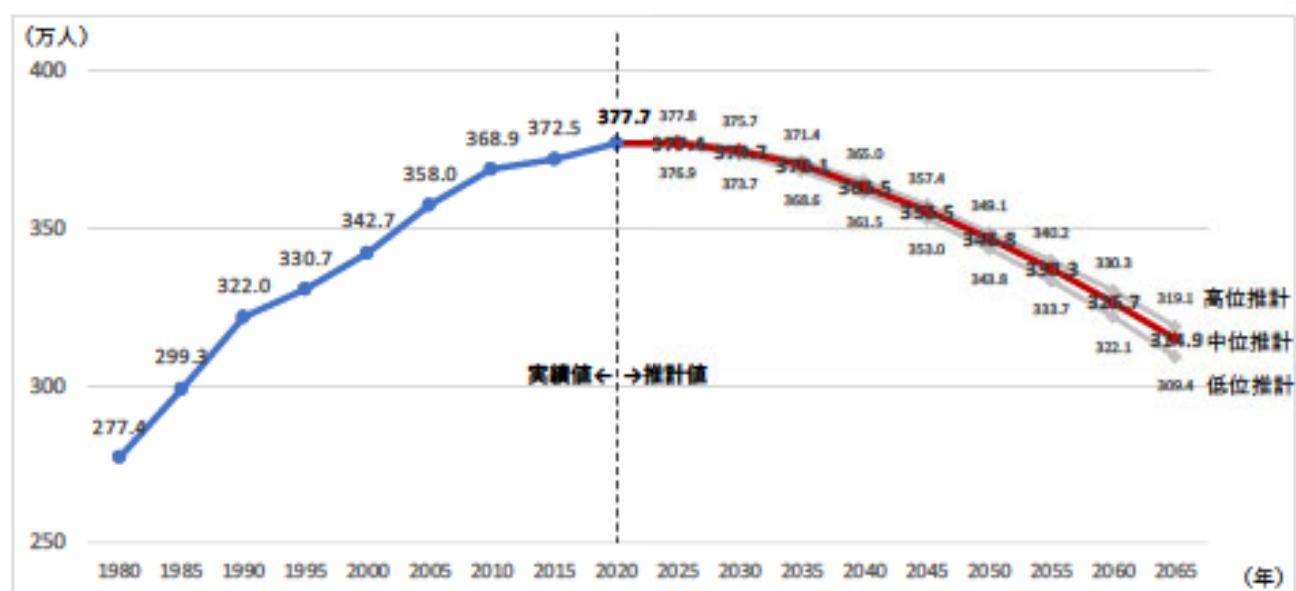
横浜市の土地利用現況の主な項目を見ると農地、山林などの自然的土地利用の面積は約 7,572ha で、市域面積の約 17.3%である。一方、住宅や商業系の施設等による都市的土地利用の面積は約 36,082ha で市域面積の約 82.7%である。



(3) 人口動態

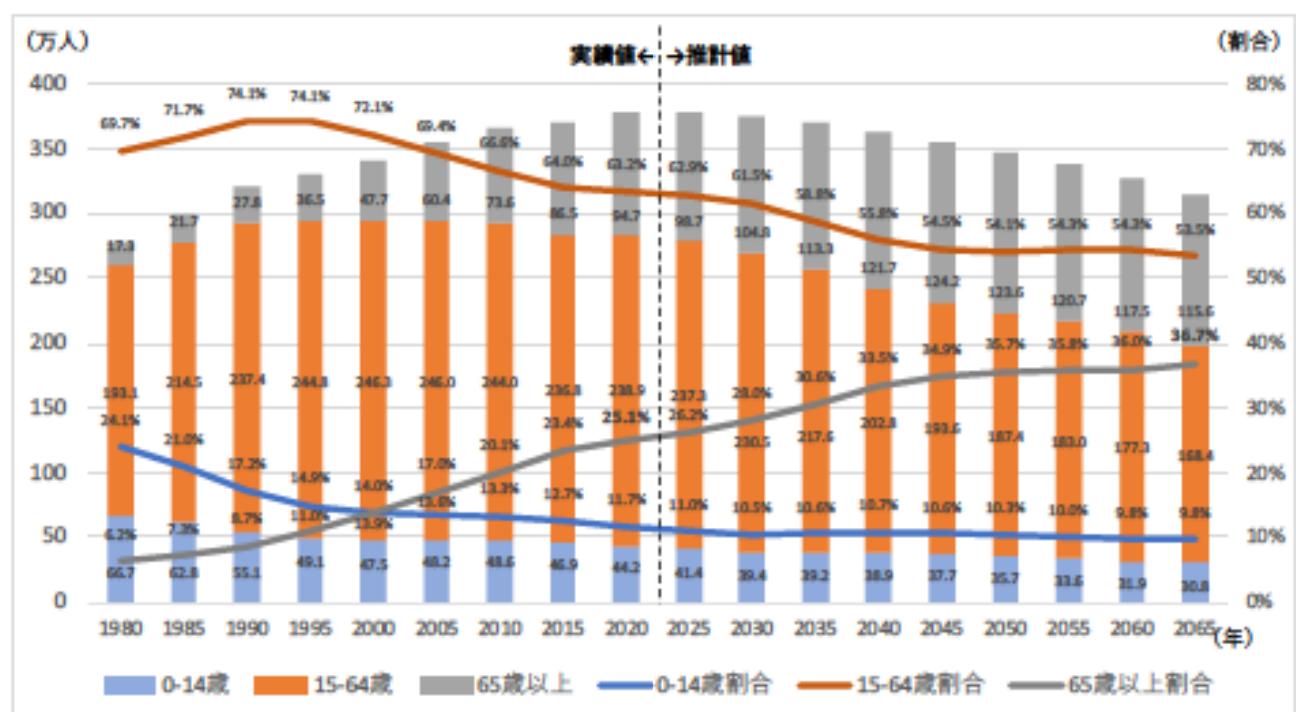
我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきた横浜市も、今後人口減少局面を迎え、生産年齢人口の減少、少子高齢化がさらに進むと想定されている。

既に進行している生産年齢人口の減少や、平成27年（2015）国勢調査ベースの将来人口推計により平成31年（2019）をピークとされていた人口減少は、実績値で令和2年（2020）年の377.7万人をピークに減少が始まっている。65歳以上の人のが占める割合（高齢化率）は、令和2年（2020）で25.1%、2065年では36.7%まで増加すると予測されている。



総人口の推移

(2020年までは「国勢調査」、2025年以降は「今後の人口の見通し推計（令和3年度）」より)



年齢区分別人口構造の推移

(2020年までは「国勢調査」、2025年以降は「今後の人口の見通し推計（令和3年度）」より)

(4) 交通機関

横浜のまちは、開港以来、港を中心に発達してきたため、港のある都心部から東京や周辺地域に向かう放射状の交通ネットワークが発達してきた。

明治5年(1872)10月14日、我が国初の鉄道路線である新橋—横浜(現桜木町駅)間が開業して以来、東京都心方面への路線を中心に鉄道ネットワークが発達してきた。令和5年(2023)3月現在、市内には159の鉄道駅があり、特に市の中心駅である横浜駅には、JR線、市営地下鉄線等の鉄道事業者6社が乗り入れ、1日平均約88.7万人が利用するターミナル駅となっている。



横浜市には、約 28 kmにわたり旧東海道とほぼ同経路で国道 1 号、国道 15 号が市域を横断している。戦後整備されてきた道路網として、東名高速道路、首都高速道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路等といった高速道路ネットワークが整備されているほか、都市計画道路として横浜都心部を中心とした 3 本の環状道路、市中心部と郊外部を結ぶ 10 本の放射道路として位置付けた路線を中心に整備されている。しかし、都市計画道路の整備率は、69.5%（令和 5 年（2023）3 月 31 日現在）であり、整備が遅れている路線があるなど課題もある。

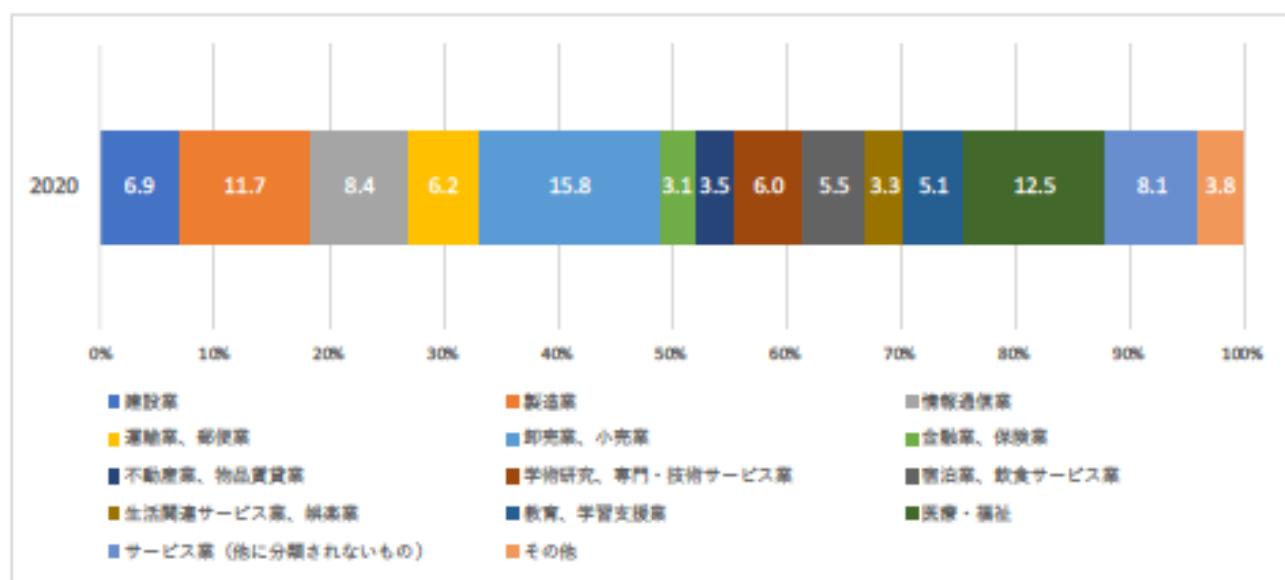
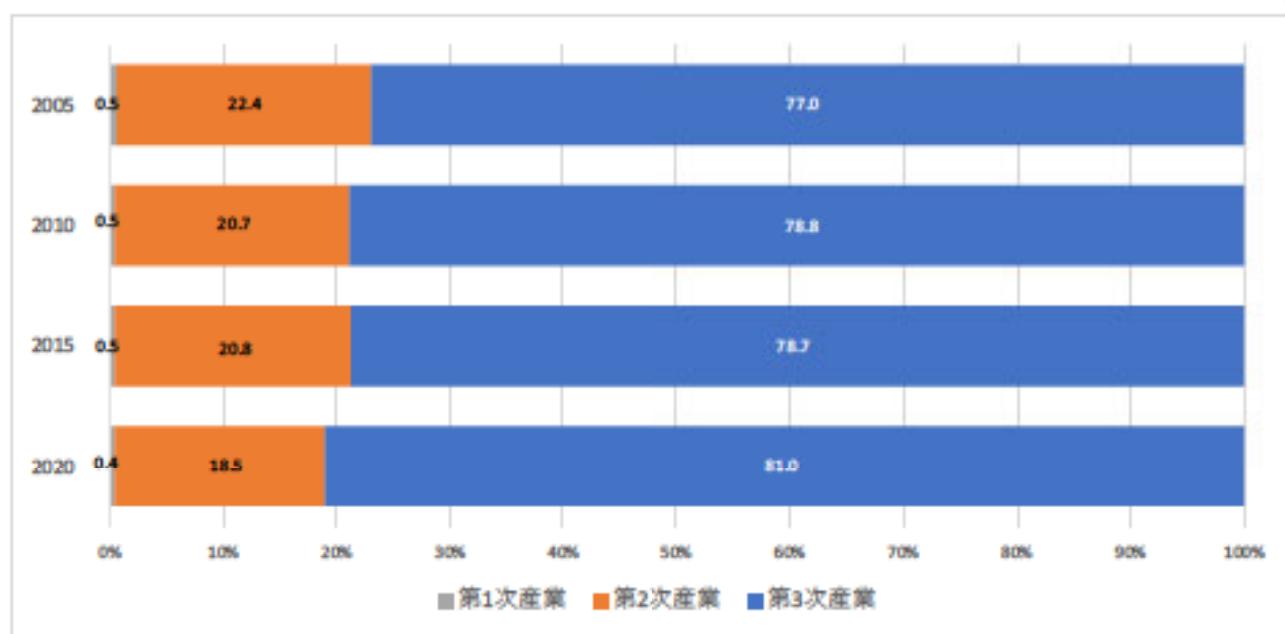


道路ネットワーク

(5) 産業

横浜市の令和2年(2020)における産業3部門別の割合を見ると、第3次産業が81.0%と最も高くなっています。一方で第2次産業の割合は低下傾向にある。

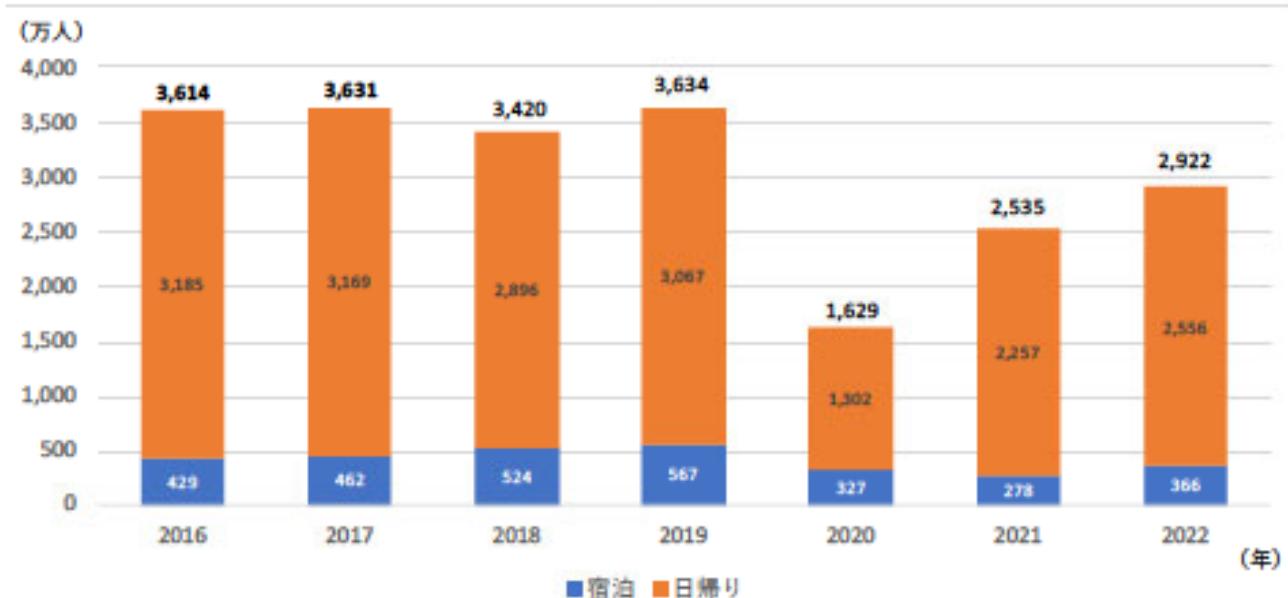
また、令和2年(2020)における産業大分類別に見ると、「卸売業、小売業」(15.8%)、「医療、福祉」(12.5%)、「製造業」(11.7%)の順となっている。



(6) 観光

横浜市は、横浜駅周辺やみなとみらい 21、横浜中華街、元町、山手、ベイエリアなどの観光地や観光施設を有しており、国内外からの観光客を集めている。宿泊客は観光客全体の約 12.5%に留まり、日帰り客が多い傾向にある。

観光客数は、令和元年（2019）までは 3,600 万人前後の観光入込客数（実人数）を集めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言等があった令和 2 年（2020）に大幅な減少に転じた。令和 3 年（2021）年以降は、全国的な観光客の回復に伴い徐々に回復しつつあり、令和 4 年（2022）は令和元年（2019）の約 8 割まで回復した。



観光入込客数（実人数）
(にぎわいスポーツ文化局観光振興・DMO 地域連携課発表資料より)

3. 歴史的環境

(1) 歴史

① 先史時代（旧石器時代から縄文・弥生・古墳時代まで）

旧石器時代の狩獵生活

冷涼な氷期にあった旧石器時代は、モミなどの針葉樹林を中心とした植生のなか、人々は遊動し、石を打ち欠いて製作した石器を利用してナウマンゾウなどの大形獣を狩猟していた。横浜市域でも石器を製作した痕跡や、河原石を集め集積して調理した施設（砾群）が発掘されており、最古のものは約3万年前に降灰した始良^{かいら}Tn^{ティーニン}火山灰より古い地層からナイフ形石器が見つかっている。

縄文時代のムラと営み

気候が温暖な縄文時代に入ると、堅果類が実る落葉広葉樹が広がり始めるほか、イノシシなどの中・小形獣が増え、これらを調理するために土器が使用され始めた。横浜市では、縄文時代草創期（約1万4,000年前）の隆線文土器や、有舌尖頭器、石鏸が出土しており、旧石器時代から縄文時代へと移り変わる時期の狩猟活動をうかがい知ることができる。

縄文時代早期（約1万年前）には数件の竪穴住居跡で構成される集落がみられるようになり、市域でも定住生活が始まる。早期後半段階になると、野営の炉穴や落とし穴による狩猟場の遺跡が多数発見され、平潟湾ではマガキを探集していたことが確認できる（金沢区野島貝塚）。

縄文時代前期（約7,000年前）には、気候の温暖化により海平面が上昇し、海岸線が内陸へと進入した（縄文海進）。鶴見川流域や大岡川流域、金沢区域の平潟湾など、現在は陸地となっている市域の広い範囲で海進がみられ、その台地上には貝塚が造られた。貝塚からはハマグリなどの貝類の他に、スズキやイノシシなどの骨もみられる。

縄文時代中期（約5,400年前）になると、発見される遺跡数が急激に増加し、検出される竪穴住居跡の軒数も増える。また、数十軒の竪穴住居跡が環状に巡り、中央には基壇を有する大規模な環状集落が形成された。

しかし、縄文時代後期（約4,400年前）になると、寒冷化の影響もあり、遺跡数・集落の規模が減少していく。続く縄文時代晩期には、市域の遺跡はごく僅かとなり、狩猟採集を中心とした社会が終焉をむかえる。

稻作の伝播

約2,800年前、朝鮮半島から九州北部へ稻作が伝播し、全国に農耕文化が普及するなか、横浜市域に本格的に波及したのは弥生時代中期後半（2,200～2,000年前）であった（磯子区三殿台遺跡など）。周囲に大規模な空堀を巡ら



野島貝塚



三殿台遺跡



大塚遺跡

せた環濠集落（都筑区大塚遺跡など）が台地縁辺に多数成立し、そのそばに方形周溝墓群が造られ（都筑区歳勝土遺跡）、集落に収まりきらない人口は周囲に小集落を成立させた。

鉄器の普及と古墳の築造

鉄器の普及は、生産力を向上させ、人口を急増させた。3世紀中葉、古墳時代前期以降には、地域社会の階級分化や政治的統合が始まった。横浜市域では、日吉地域が他地域の中小首長を統合したとみられ、市域で唯一の大型前方後円墳が造られている。

その後、河川の流域ごとに中小の政治権力が市域を治めたとみられ、各地に古墳が造営された（青葉区稻荷前古墳群など）。6世紀後半以降、横浜市域では崖面に直接墓室を穿つ「横穴墓」の形式で群集墳（小規模古墳の集合体）が造営された（青葉区市ヶ尾横穴古墳群など）。

7世紀末～8世紀初頭には古墳や横穴墓は築造されなくなり、流域ごとの政治領域は、やがて古代の郡へと引き継がれたと考えられている。

②古代（飛鳥時代、奈良時代、平安時代）

有力氏族が連合して政治権力を奮ったヤマト王権は、7世紀半ば以降、律令（律は刑罰法、令は行政法）に基づく中央集権国家としての体制を整えていった。地域社会の再編成に伴い設置された「評」は、8世紀には「郡」となり、「国一郡一里」の体制が構築された。中央から派遣された国司と、地域の首長から任命された郡司が政治を担い、郡の役所は郡家と呼ばれた。横浜市域は、武藏国都筑郡・久良郡を中心に、武藏国橘樹郡・相模国高座郡・鎌倉郡の各一部を加えた範囲に及んでいる。都筑郡の郡家跡は長者原遺跡（青葉区）に、久良郡の郡家は弘明寺（南区）周辺に所在したとみられる。

9世紀以降、東国（畿内から東方の地域）で武装蜂起が相次ぐなか、国司として派遣された中小貴族層出身者の中には、任期終了後に土着し、力を持つ者もいた。平安時代中期（10～11世紀）には、武力による紛争調停などにより平氏や源氏が力を伸ばし、源氏は源頼義・義家父子の時代に東国武士団の礎を築いた。



歳勝土遺跡



稻荷山古墳群



市ヶ尾横穴古墳群

④近世（江戸時代）

陸路と海路が交差する江戸の玄関口

豊臣秀吉の死後、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は江戸幕府を開き、豊臣氏を滅ぼした大坂の陣以降、長く太平の時代となった。

日本の政治・文化・経済の中心として繁栄した江戸は、人口100万人を超える世界最大の都市となった。江戸から各地へと向かう街道も整備され、江戸と上方（京都・大坂）を結ぶ東海道は重要な幹線道路となり、横浜市域には神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿という3つの宿場が置かれた。江戸日本橋から約42kmに位置する戸塚宿は、江戸を発った旅人が初日に宿泊することが多かったといわれ、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』に出てくる弥次郎兵衛と喜多八も、初日に宿泊している。また、矢倉沢往還、中原街道といった脇往還も整備され、東海道や甲州街道など幹線道路のバイパスとしての役割を果たした。

海路は、商業都市大坂と江戸を結ぶ太平洋海運が発展し、横浜市域の六浦・神奈川の湊が中世から引き続き重要な役割を果たしていた。湊であり宿場でもあった神奈川は、陸と海の交差点として多くの物や人が集散し、海を望む景勝の地としても栄えた。金沢もまた、金沢八景と称される景勝地として知られ、保土ヶ谷で東海道から分岐する金沢道を通って人々が訪れた。

宿場や湊には、江戸をはじめ各地から文化人が訪れ、狂歌師の太田南畝が神奈川宿の旅籠「羽沢屋」を詠んだ歌が残されている。一方、宿場やその周辺に住む人々の文化レベルも高く、訪れた文化人と交流したり地元でのサークル活動を活発に行ったりしていた。こうした人々によって建立された芭蕉句碑や筆子塚などが、街道沿いを中心に多数残されている。

江戸時代の市域の村々

横浜市域の村々の大半は、江戸幕府の直轄地と旗本知行所であり、陣屋を構えた大名は武州金沢藩（六浦藩）米倉氏のみであった。幕府直轄地を治める代官や知行所を治める旗本などの村の領主は江戸に居住し、村への命令や村からの届出・訴願は文書を介して行われていたことが、閑家住宅（都筑区）や飯田家住宅（港北区）などに所蔵されていた文書からうかがえる。村役人は、この



「東海道五十三次之内」(歌川広重(初代))
より「神奈川」「保土ヶ谷」「戸塚」(上から)



閑家住宅

のような文書の作成とやり取り、年貢の納入などを行い、村の取りまとめと領主支配の末端を兼ねていた。

海岸部の新田開発

江戸時代、横浜市域の新田開発が進んだ。明暦2年（1656）から寛文2年（1662）にかけて、江戸の商人吉田勘兵衛によって入海が干拓されて開発された吉田新田が特に大きく、現在の市域にすると大岡川・中村川・JR京浜東北線に挟まれたエリアで、広さは約115万5,000m²にもなった。他にも、帷子川河口や金沢区の平方湾・内川入江、吉田新田の地先の入海などが新田として開発され、いずれも近代以降は住宅地や繁華街として発展していった。



吉田新田
埋立以前横浜図
(吉田興産株式会社提供)



吉田新田
埋立開墾図
(吉田興産株式会社提供)

⑤近代（明治期・大正期）

横浜開港

19世紀、産業革命を経た西欧諸国は海外に市場を求めて進出し、日本沿岸にも相次いで外国船が来航した。江戸幕府は海岸部に台場（砲台）を築造して海防強化に努め、横浜市域でも神奈川台場が築造された。

嘉永6年（1853）にアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に来航し、最新鋭の軍艦を背景に開港を要求、翌年の再来航時の交渉により、横浜開港資料館敷地内に現存する「たまくすの木」のそばで、日米和親条約が締結された。安政5年（1858）にアメリカと日米修好通商条約を結ぶと、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと同様の条約を結び、神奈川を含む5港の開港が決まった。

神奈川については、対岸の「横浜村」が開港場と定められ、開港期日の安政6年6月2日（1859年7月1日）を目指し、開港場の建設が始まった。開港場は運上所（税関）を中心に、東側（現在の山下町一帯）に外国人居留地、西側に日本人市街が建設され、商人を中心に国内外から集まった人々が住むようになった。居留地の商業地区に各国の領事館や外国商館が建ち並び賑わう様子は、当時大量



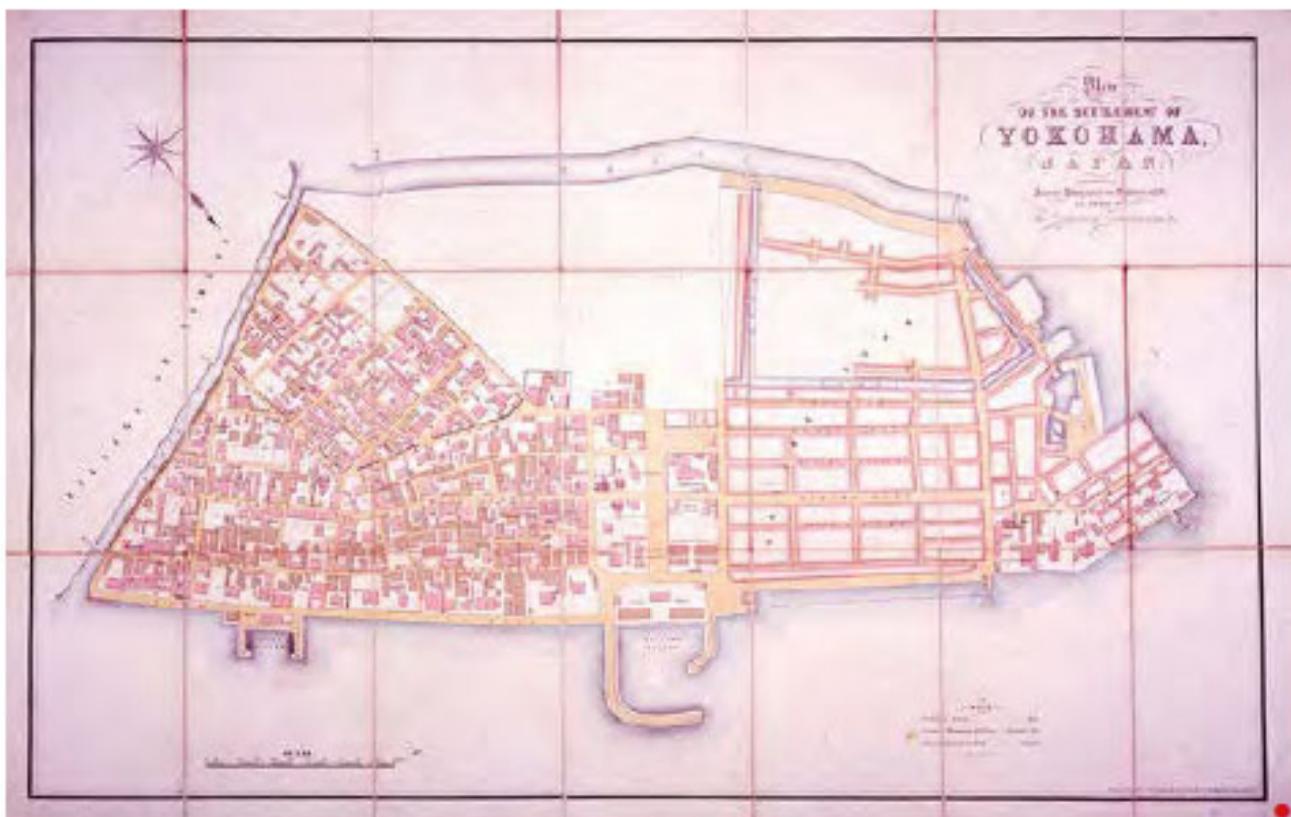
横浜式観之真景（横浜開港資料館所蔵）

に製作された「横浜浮世絵」にみることができる。慶應3年（1867）には、山手地区が居留地に編入され、居留外国人の住宅地区として発展した。居留地を通じて、衣食住の様々な分野で海外の生活文化がもたらされ、横浜を発祥とする多くの「もののはじめ」が誕生した。

開港場のまちづくり

開港当初の波止場は2本の平行な突堤であったが、慶應2年9月（1866年10月）の大火の後、東側の突堤が防波堤の役割を果たすために「象の鼻」のように湾曲した形状となった。明治4年（1871）に欧米諸国へ派遣された岩倉使節団も、この「象の鼻」から出港した。「象の鼻」は、関東大震災で防波堤の大部分が沈んでしまったものの、平成21年（2009）の開港150周年事業で、明治20年代の形状に復元整備されている。

明治期に入り、居留地の整備は英人技師プラントンに引き継がれた。防火性能を高めるため、プラントンは居留地と日本人市街とを隔てる防火帯（現在の日本大通り）を設計し、大火で焼失した港崎遊郭の跡地に横浜公園を配した。公園と港を日本大通りで結ぶことで、居留地と日本人市街のゾーニングはより明確なものとなり、現在の関内地区の骨格が完成した。また、明治初年には、実業家高島嘉右衛門の活躍などにより、鉄道・街路・ガス灯・上下水道など近代的な都市インフラが導入された。



Plan of the Settlement of Yokohama (横浜開港資料館所蔵)

横浜港は、明治 10 年代まで国内最大の輸出入総額を誇る港となり、輸出に関しては生糸をほぼ独占、輸入に関しては綿製品・毛織物・砂糖などの輸入拠点となった。生糸貿易で財をなした実業家の一人である原富太郎（号：三溪）は、古美術の収集や新鋭作家への支援をするとともに、京都や鎌倉などから移築した古建築を配置した日本庭園を三溪園として明治 39 年（1906）に開放し、横浜の美術・文化の発展に寄与した。三溪園には、旧燈明寺三重塔・旧東慶寺仏殿・臨春閣などの重要文化財 10 棟や、旧原家住宅（鶴翔閣）などの横浜市指定有形文化財 3 棟が現存している。

明治 22 年（1889）4 月、市制が施行され、横浜市が誕生した。市域は約 5.4km²、人口は約 12 万人であったが、段階的な市域拡張により、面積・人口ともに増加していった。横浜には、当時の在日外国人の約半数にあたる約 5,000 人が居住しており、横浜在住外国人人口の 6 割以上を占めた中国人により、現在まで続く中華街が形成された。

明治 20 年代、英人技師バーマーの設計により、鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）と防波堤の建設を中心とした第一期築港工事が進められた。明治 24 年（1891）には横浜船渠株式会社が設立され、船舶を修繕するための石造の船渠（ドック）が築造、第一号ドック（明治 32 年（1899）完成）、第二号ドック（明治 30 年（1897）完成）が現存している（重要文化財）。

続く第二期築港工事では、万トンクラスの船舶が接岸できる岸壁の建設が計画され、大正 3 年（1914）に新港埠頭（現在の赤レンガパーク一帯）が完成した。埠頭内には鉄道の貨物線が引き込まれ、ハンマー・ヘッド・クレーンなどを備えた近代的な港湾設備は、当時「東洋一」と呼ばれた。明治 42 年（1909）には、当時埋め立て工事が進んでいた新港埠頭で横浜開港 50 年祭が開催され、記念事業として開港記念横浜会館（現在の横浜市開港記念会館（重要文化財）、中区）が建設された。



三溪園



中華街大通り（明治末～大正初期）
(横浜開港資料館所蔵)



旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）



旧横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）

関東大震災による壊滅

大正12年（1923）9月1日に関東大震災が発生し、マグニチュード7.9の激震と火災の発生により、開港以来の街並みは一日にして灰燼に帰した。当時人口45万人だった横浜市では、35,000棟を超える家屋が倒壊・焼失し、死者・行方不明者は26,000人を数えた。しかし、前述の開港記念横浜会館や、旧横浜正金銀行本店本館（重要文化財・中区）のように、耐震技術が導入されていた煉瓦造建築のなかには、大きな被害を受けながらも倒壊をまぬがれ、現存するものもある。



被災の様子（本町通り）



被災の様子（桜木町駅）



山下公園（昭和初期）
(横浜開港資料館所蔵)

⑥ 現代（昭和期以降）

震災復興と「大横浜」建設

関東大震災後、横浜市は政府による帝都復興事業の対象として、土地区画整理・街路整備・公園新設などからなる復興事業が進められ、現在につながる都市の骨格が形づくられた。関内地区では道路拡幅を中心とした土地区画整理が実施され、山下町の海岸部では、震災で生じた瓦礫を埋め立てて、昭和5年（1930）に山下公園（登録記念物・中区）が開園した。野毛山では、実業家の原・茂木両家の別邸跡地とともに、野毛山公園が新設された。現在、横浜港周辺に残る歴史的建造物の多くは、この震災復興期に建設されたものである。

横浜の震災復興事業を軌道に乗せたのは、大正14年（1925）5月に横浜市長に就任した有吉忠一であった。有吉市長は、昭和2年（1927）6月2日、復旧工事を終えた開港記念横浜会館で開催された「大横浜建設記念式」にて、横浜市が生糸貿易に依存していた体質を脱却し、本格的な工業都市へと発展するための方策として、「横浜港の拡充」「臨海工業地帯の造成」「市域拡張」の3つの柱からなる「大横浜」建設事業を宣言した。

海と陸に広がる横浜

昭和2年（1927）、横浜港では外防波堤の建設工事とともに、子安から生麦にかけて地先の市営埋立事業が始動した。昭和12年（1937）には外防波堤の築造及び市営埋立事業が完成し、日産自動車・日本電気工業などの新興企業が埋立地に進出、横浜港は従来の商業港としての機能に加えて、工業港としての機能もあわせもつようになった。

他方で、昭和2年（1927）4月には、隣接する9町村を編入し（第3次市域拡張）、約3.6倍の市域となっ

た。昭和14年（1939）4月の第6次市域拡張を経て、横浜市は周辺の郡部（横樹郡・都筑郡・久良岐郡・鎌倉郡）を取り込み、現在とほぼ同じ市域にまで広がった。

加えて、震災後の新しい交通計画の中で横浜駅が現在地へと移転し、現在の東急電鉄・相模鉄道・京浜急行が乗り入れることで、横浜駅を中心とした放射線状の鉄道網が形成された。鉄道会社は乗客誘致のために郊外部の沿線開発を進め、大規模遊園地として開園・拡張が進む花月園（鶴見区）や、沿線に点在する海水浴場・観光地への利便性を高めることとなった。

このようにして、横浜市は昭和戦前期を通じて、郊外部に住宅地や農村・工場が包含された複合的な広域都市として発展していった。

戦後の復興

昭和20年（1945）5月の大空襲による市中心部の再焼失や、終戦後の市中心部の連合国軍接收により、戦災復興は他都市と比べて大きく遅れたが、昭和30年代以降、「国際港都建設」をキーワードに、港湾施設の拡充と埋め立てによる臨海工業地帯の造成を大きな柱として、戦後横浜の都市づくりが進められた。また、昭和33年（1958）に開催された横浜開港100周年の記念事業が、高度経済成長を迎えた横浜を盛り上げた。さらに同年1月、『横浜市史』の刊行がスタートし、港町1丁目では村野藤吾の設計による横浜市新庁舎の建設が始まった。

新しい都市づくり

戦後横浜の都市づくりを一層進めたのが、昭和38年（1963）に横浜市長に当選した飛鳥田一雄であった。飛鳥田市長は、昭和40年（1965）にあらたな都市づくりとして、都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン建設、高速鉄道建設、高速道路網建設、横浜港ペイブリッジ建設からなる「六大事業」の構想を発表した。六大事業は、互いに関連した都市整備事業によって横浜の都市構造を将来的に強固にしようという目的のもと、市内横断的に設置された企画調整室が中心となって実施された。六大事業による実現された都市は、現在も横浜市民の暮らしを支えている。



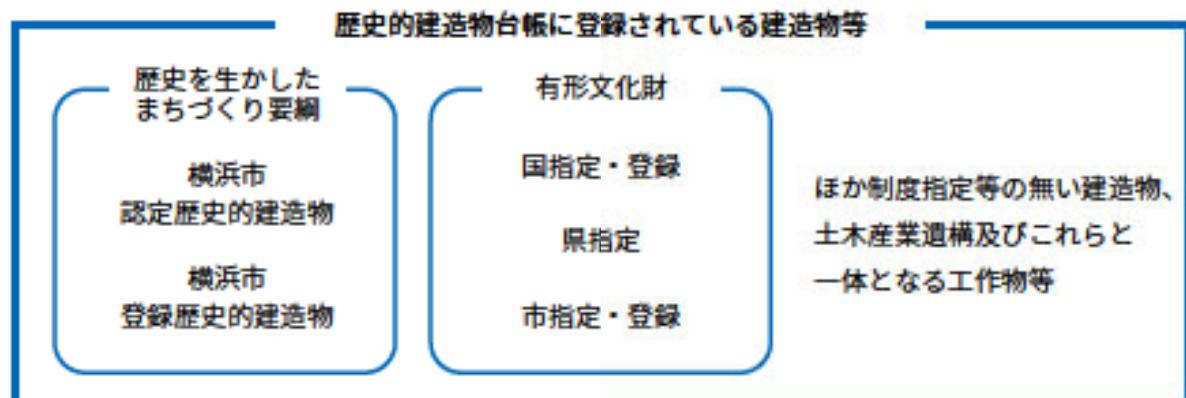
横浜らしさを生み出す都市へ

高度経済成長期から人口は急増し、昭和43年（1968）には200万人を突破し、昭和53年（1978）5月に大阪市を抜いて全国第2位の大都市となった。その受け皿として、郊外部を中心に住宅地開発や団地の建設が進み、それに伴うインフラの整備や公共施設の整備が昭和40年代後半から進んだ。都心部では、関内地区の馬車道や元町といった商店街では歩行者空間の魅力向上などのまちづくりが進められた。一方で、急速な都市化により失われていく歴史資産を保全するため、昭和63年（1988）より歴史を生かしたまちづくり要綱と横浜市文化財保護条例の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。関内地区、山手地区、みなとみらい地区に保全された歴史資産は、まちづくりの中で活かされ、横浜らしさを象徴し、観光地としても賑わいを見せている。

(2) 歴史資産

① 本計画における歴史資産

本計画で取り扱う「歴史資産」は、横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体となす工作物等として、横浜市の歴史的建造物台帳に掲載されているものを対象とする。



本計画で取扱う歴史資産

主な評価の視点は以下のとおりである。

歴史を生かしたまちづくり要綱における主な評価の基準

建築的・土木的価値などの建造物価値	意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。 <ul style="list-style-type: none">建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。計画技術、保存技術、施工技術、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。
歴史的価値	中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。 <ul style="list-style-type: none">ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接收を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。
景観的価値	連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。 <ul style="list-style-type: none">建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。

これらの歴史資産は、横浜のまちづくりの上で以下のように大きな意義を持ち、一度失われると取り戻すことができない貴重な存在である。

- ①都市生活に潤いや活力を与える存在である
- ②地域特有のイメージや景観を象徴する存在である
- ③地域固有の歴史文化を継承する“都市の記憶”である

② 主な歴史資産

現在の横浜の都心部は、安政6年6月2日（1859年7月1日）の開港、そしてシルク等の貿易産業を中心発展した。外国人居留地が置かれた関内・山手周辺では、港町として都市が形成されていく過程で近代建築や西洋館が多数建築されると共に、近代都市の急速な発展を支えるよう、外国人技師により海外由来の技術が導入され、上下水道やガス灯、鉄道などインフラストラクチャーが形成されていった。一方、広い横浜市域には、横浜ならではの「谷戸」の景観や、多数存在した農村漁村の生活・営みを今に伝える古民家や社寺建築があり、使われ方を変えながらも今に残っている。こうした建造物の多くが二度の被災（関東大震災、第二次世界大戦）により姿を消したが、今に残るものが歴史資産として往時の様子を物語り、まちに彩りを添えている。

■近代建築

現在の横浜都心部では、開港を機に日本人街と外国人居留地が設置され、アメリカ、欧米諸国、中国、インド等様々な国から外国人が集い、様々な文化の玄関口として隆盛を示した。居留地制度が明治32年（1899）に撤廃された後も、数多くの外国人が横浜に残って商売を行い、居を構えた。こうした過程で横浜には西洋の建築技術が流入し、物流機能や事務所、税關、銀行、官公庁、学校など様々な近代建築が建てられることとなった。震災・戦災により数多くの近代建築が失われたが、今に遺る建物は、横浜の都市発展の過程そのものを示す貴重な歴史資産である。

近代建築といっても形式は多岐にわたるが、とりわけ横浜都心部の近代建築は以下に大別することができる。
①ルネサンス・バロック様式に則るもの、②ロマネスク・ゴシック様式に則るもの、③アールデコスタイルのもの、④インターナショナルスタイル・モダニズムに連なるもの、である。①は震災前の開港記念会館から旧富士銀行等の銀行建築など多岐に亘る。②は横浜指路教会など教会や学校建築に見られる。③は幾何学模様を組み合わせた装飾やスクラッチタイル等が特徴で、横浜地方気象台などが挙げられる。④は慶應義塾大学（日吉）寄宿舎（南寮及び浴場棟）などが挙げられる。



旧富士銀行横浜支店



旧横浜生糸検査所附属生糸綱物専用
B号倉庫及びC号倉庫



旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子貴賓館）

■西洋館

横浜に訪れた外国人が暮らす居留地が設置され、山手地区は西洋館が集まる華やかな住宅地となっていました。また、時代が進むにつれ山手以外にも外国人が住むようになり、市域の各地で西洋館が建てられた。明治期の建てられた西洋館はほとんどが関東大震災により倒壊したが、復興過程でも外国人が横浜に居を構えたことで、現在も山手を中心に市内各所で異国情緒を感じられる西洋館が現存する。

西洋館はその名の通り海外の建築様式を用いた住宅を指すことが多く、「近代建築」に含まれる場合もある。横浜の西洋館は現存する大半が震災後に建てられたものであり、同じく居留地が置かれた他の地のものと比較すると後の時代の建築が多い。このため、神戸や長崎などの異人館に対し比較的装飾が少なく合理的なスタイルが主である。その中でも、外観では上げ下げ窓やペイ・ウインドウ、瓦屋根、下見板張りの外壁、内部空間では高さのある天井や暖炉など、そしてゆとりのある敷地・縁と一緒にとなった空間構成等が特徴である。



プラフ 18 番館



山手 133 番館

■古民家

横浜は開港以来、急速な都市発展を遂げてきたが、それ以前は、市域に農村・漁村が数多く点在し、港や東海道等を介して交易でつながっていた。明治期以降も郊外部には、古くから人々が集落を形成した谷戸が存在し、水田や田畠と民家が一体となって農村景観を形づくっていた。江戸時代から明治時代に伝統工法を用いて建てられた古民家は、横浜の原風景を伝える歴史資産であったが、昭和半ば頃から急激な都市化や暮らしの変化に伴い大きく数を減らした。

市内で現存している古民家の件数は多くはないが、関東最古級の閑家住宅など茅葺の古民家がある。また、市の施策として古民家と周辺の樹林地や田畠を一体で公園として保全したり、公園内に移築保存したりするなど、公に開かれた古民家も現存している。



田邊家住宅（日吉の森庭園美術館）



中山恒三郎家（書院）

■近代和風建築

横浜の郊外部には、大正から昭和初期にかけて中・上流階級のための住宅地や別荘地が形成され、その時代に建てられた近代和風建築の住宅等が数多く現存している。材料・造りが良質で、格式高く、大きな庭木や生垣なども含めて横浜の郊外住宅地らしい景観を形成するうえで、貴重な歴史資産であるといえる。

近代和風建築とは、主に日本固有の伝統様式を引き継ぎつつ、明治時代以降に発達した近代的な技術・構法や意匠等の影響を受けて建てられた建物を指す。その特徴としては、①庭園と一体化した屋敷構え、②複雑な屋根の構成、③大規模で自由な平面と階高の高さ、④ガラス戸を多用した明るい空間、⑤良材を用いた技巧と装飾、⑥工業製品の使用などが挙げられる。

上記のような近代和風建築の住宅等のほか、横浜では玄関横に一間洋館を付けた近代和風住宅、いわゆる洋館付き住宅と呼ばれるものも数多く現存していることも特徴である。

■神社・寺院

横浜は、明治維新まで市域の大部分は武藏国に属し、北部には武藏国六宮の杉山神社、南部には源頼朝や北条氏に関する社寺など、由緒ある社寺が数多く存在している。また、江戸時代には東海道の発展に伴って、神奈川宿・保土ヶ谷宿・戸塚宿を中心に多くの社寺が創建された。

市内には称名寺をはじめとした本山格の寺院が数社存在するほか、明治時代には曹洞宗大本山の總持寺が石川県から移転してくるなど、長い歴史を持つ社寺は貴重な地域資源となっている。

■土木産業遺構

横浜は開港を機に、国内ではいち早く欧米由来の技術が導入され、近代都市の基盤が整備された。明治5年(1872)には馬車道から県庁にかけてガス灯が点り、明治20年(1887)には近代水道が創設されるなど、日本最初のインフラストラクチャーが整備された場所である。明治期から昭和初期にかけて造られた灯台、橋梁、護岸、擁壁、ガス灯、上下水道施設、鉄道施設等、多様な土木産業遺構が存在している。



旧市原重治邸



旧柳下家住宅



西方寺本堂



打越橋

歴史資産における「土木産業遺構」は、一般的に昭和後期頃までは文化財的価値が認識されておらず、横浜市では歴史を生かしたまちづくり要綱制度の創設に際して、横浜の都市発展を象徴する土木産業遺構を対象に含めて、全国的にも早期から土木産業遺構の保全活用に取組んできた。

横浜の土木産業遺構は、明治以降の近代技術の導入地として新たな技術系譜をつくりあげ、さらに関東大震災復興事業、戦災復興事業によってさらに都市の近代化を加速させた。これら先人の遺した貴重な土木産業遺構は、横浜らしい景観形成の重要な要素となっている。



旧平沼専藏別邸亀甲積擁壁

【コラム】戦後建造物

戦後建造物とは、一般に第二次世界大戦後の日本の歩みを物語る近現代の建物を指し、建物用途は多岐にわたる。「歴史を生かしたまちづくり要綱」では、平成30年度（2018）の改訂により、歴史的建造物の条件として「建築後約50年を経過した建造物」と定め、戦後建造物も評価の対象として加えた。

横浜は、第二次世界大戦時には横浜大空襲によって市街地の大半が焼失し、終戦後、横浜の中心部や港湾施設等を広範囲に接収された。その後、大規模に復興事業が行われ、高度経済成長期には人口急増と都市生活の変化へ対応しつつ現代の都市基盤が築かれていった。復興事業による防火帯建築の建設や住宅供給、都市基盤整備等の過程で建てられた建造物、都市生活や横浜文化を物語る建造物など、戦後の歴史のあゆみを物語り特徴的な街並みや景観を創出している歴史資産が現存している。



旧横浜市庁舎



吉田町共同ビル

(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物

北条 実時 (1224 ~ 1276)

鎌倉時代中期の武将であり、鎌倉幕府の歴史を記した『吾妻鑑』の編纂者の一人としても知られている。晩年になり、六浦に寝殿造の別荘と称名寺を建立した。また、別荘から小さな丘を越えた谷に、勉学に利用した書物を保存するために文庫（後の金沢文庫）を造った。実時の死後、頼時・貞頼・貞将の三代にわたって受け継がれ、蔵書の充実がはかられた。



北条実時像
(国宝称名寺所蔵、
神奈川県立金沢文庫保管)

吉田 勲兵衛 (1611 ~ 1686)

慶長 16 年 (1611) 摂津国に生まれる。寛永 11 年 (1634) に江戸に出て木材・石材商を営み、商才に富んだ吉田勘兵衛は江戸城普請工事へ参加するなど成功をおさめる。こうした中、後に吉田新田となる入海の開拓を幕府に申し出て許可を受けた。明暦 2 年 (1656) に工事を開始したが、翌年の大雨により失敗に終わる。しかし、万治 2 年 (1659) に再度工事に着手し、寛文 7 年 (1667) に完成し、開発者の名前にちなみ吉田新田と命名された。現在の閔外地区にあたる部分で、横浜発展の礎となった新田である。

菊部 清兵衛

慶長 6 年 (1601)、初代菊部清兵衛が幕府から保土谷宿の本陣・名主・問屋の役を命ぜられ、明治初年まで 11 代にわたり代々の当主が清兵衛を名乗り、その職を務めていた。菊部家 10 代当主の菊部清兵衛は、初代横浜總年寄（現在の中区本町、南仲通、弁天通、海岸通）を命ぜられ、横浜港開港、横浜道の整備、今井川の改修などに大きな役割を果たした。



高島嘉右衛門像
(香取高島嘉右衛門翁伝)

高島 嘉右衛門 (1832 ~ 1914)

天保 3 年 (1832)、江戸の材木商の家に生まれる。幕末より明治にかけて建築請負業と材木商を営んだ横浜商人。東京一横浜間の鉄道建設の際には、神奈川一横浜間の海面を埋め立て、鉄道敷地として整備し、その埋め立てた土地は「高島町」と命名された。また、日本最初のガス灯を点灯することに尽力し、現在の本町小学校の位置にガス製造所を設けて、明治 5 年 (1872) に日本最初のガス灯が点灯された。



パーマー像
(鷺毛山公園)

ヘンリー・スペンサー・パーマー (1838 ~ 1893)

イギリス陸軍の土木技師。横浜の水道計画を立案し、水道工事のいっさいを任せられ、明治 18 年 (1885) に工事着手、明治 20 年 (1887) に日本最初の近代水道を横浜に完成させた。横浜築港計画では、オランダ人技師デリーケによる設計案とパーマーの設計案の 2 案が作られたが、政府によりパーマー案が採択された。パーマー案に沿って、大桟橋建設を中心とした横浜港修築第 1 期工事が明治 22 年 (1889) 9 月に着工された。パーマーは設計監督として携わるも、工事半ばにして急逝した。

リチャード・ヘンリー・プラントン (1841 ~ 1901)

イギリス人土木技師。明治元年（1868）灯台築造の主任技師として来日し、日本各地に洋式灯台を建設した。横浜では、まちづくりに西欧の技術を導入し、実測図作成、下水道敷設、街路の舗装整備、鉄の橋（吉田橋）架設、横浜公園・日本大通りの設計など、居留地の都市基盤整備を行った。明治9年（1876）に帰国している。



プラントン像
(横浜公園)

茂木 惣兵衛 (1827 ~ 1894)

文政10年（1827）、上州高崎の質商の家に生まれる。開港直後、横浜の雑貨商「野沢屋」に生糸売込み担当として入店。文久元年（1861）の野沢屋庄三郎の死をきっかけに、野沢屋の営業権を継承して独立。横浜を代表する生糸売込商となり、明治9年（1876）には取扱生糸量が生糸売込商人中第1位となり、惣兵衛の存命中はほぼ維持された。明治になってからは横浜為替会社の設立に参加するなど金融業にも進出した。



茂木惣兵衛
(実業人傳伝)

原 善三郎 (1827 ~ 1899)

文政10年（1827）、武州渡良瀬村の農業を営む傍ら繭や生糸の取引を行う家に生まれる。文久2年（1862）に横浜で生糸売込商「亀屋」を開業し、横浜で一、二を争う商人に成長した。明治13年（1880）に横浜商法會議所を設立しその頭取に就任した。実業界での要職を経て、明治22年（1889）には市制が施行された横浜の市議会議員、初代市議会議長に選出された。明治25年（1892）には第一回衆議院議員選挙に当選した。横浜経済界のリーダーとして活躍した。



原善三郎

原富太郎（号：三溪）(1868 ~ 1939)

慶応4年（1868）、美濃国佐波村で生まれる。明治24年（1891）、原善三郎の孫娘屋寿と結婚して原家に入籍した。明治32年（1899）、善三郎の死去により家業を継ぎ、原商店を原合名会社に改組し、生糸貿易や製糸業など事業の拡大に努め、戦前の横浜財界の重鎮として知られた。明治39年（1906）には私邸三溪園を開園し、古建築を移築した。横浜興信銀行（現横浜銀行）の初代頭取などを務め、関東大震災後には横浜復興会、横浜貿易復興会の会長を務め、横浜の復興に尽力した。また、古美術品の収集や下村觀山ら日本画家の支援を行い、自らも画筆を執った。茶人としても名を成し、近代三大茶人の一人として知られている。雅号は、三溪園がある三之谷の地名から「三溪」とした。



原富太郎
(横浜興信銀行三十年史)

4. 文化財等の分布状況

(1) 横浜市の文化財等の状況

横浜市には、指定文化財建造物として、国指定 17 件、県指定 5 件、市指定 34 件、国登録 43 件、市登録 1 件（令和 5 年 12 月末現在）が所在している。建造物以外にも、無形、有形の文化財など、市内の文化財数は、総数 486 件である。

市内の文化財数の内訳一覧は、下記の通りである。

文化財数内訳一覧（令和 5 年 12 月末現在）

種類		種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	34	43	1	100
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術工芸品	絵画	11	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	37	0	0	61
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	8	0	0	12
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	1	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	史跡	5	3	7	0	74	90	
	名勝地	2	0	1	3	0	6	
	動物、植物、地質鉱物	1	6	12	0	0	19	
選定保存技術		1	0	0	0	0	0	1
計		89	78	174	46	98	486	

また、横浜市独自の歴史的建造物の保全活用制度として、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を昭和 63(1988) 年に横浜市文化財保護条例と同日制定している。専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っており、その件数は下記の通りである。

横浜市登録歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木造構	戦後建造物	合計
件数	23	30	54	40	6	58	1	212

横浜市認定歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木造構	合計
件数	0	15	32	26	2	29	104

(3) 国指定等文化財

① 重要文化財

横浜開港記念会館

横浜港開港 50 周年を記念して、大正 6 年（1917）に建てられた公会堂建築である。外壁には、赤レンガと花崗岩を縞模様に入れ、東南隅に時計塔、西南隅に八角ドーム、西北隅に角ドームをあげるなど、意匠をこらしている。関東大震災で屋根と内部を焼損したが、鉄筋コンクリートの柱梁をいれて復旧された。復旧時に復原されず失われていた屋根やドームは、昭和 63 年（1988）に建築当初の姿に復原された。



横浜市開港記念会館

旧内田家住宅（外交官の家）

明治から大正期にかけて活躍した外交官・内田定穂氏の住宅として明治 43 年（1910）に建てられ、平成 9 年（1997）に渋谷区南平台から移築された。建物は木造二階建て塔屋付きで、天然スレート葺きの屋根、下見板の外壁が特徴となっている。設計は、アメリカ人建築家 J.M. ガーデナーで、代表作の一つである。



旧内田家住宅

② 史跡

称名寺境内

称名寺は、金沢山称名寺。真言律宗、別格本山。鎌倉北条氏の菩提寺である。称名寺の創建年は明らかでないが、北条実時が六浦荘の居館内に阿弥陀三尊を祀った持仏堂から発展したものという。昭和 53 年度（1978）から 10 か年にわたって称名寺庭園・苑池の発掘調査と保存整備事業が行われ、「称名寺絵図」に基づいて昭和 60 年度（1985）に平橋、61 年度（1986）に反橋が復元され、翌年にかけて庭園の復元的整備が行われた。



称名寺境内

③ 名勝

山手公園

横浜開港に伴い設置された山手地区の外国人居留地において、横浜居留外国人自らの資金により開設した外国人専用の公園で、明治 3 年（1870）に開園した日本最初の西洋式公園である。日本で初めてテニスがプレーされたテニス発祥の地としてもよく知られている。



山手公園

三溪園

三溪園は、生糸貿易や製糸業で財を成した実業家・原富太郎（号 三溪）が遺営した日本庭園であり、明治 39 年（1906）に三溪の意向で私園を開園した。公開後も古建築の移築などを進め、園内には寺院建築、数寄屋建築などの多くの名建築があり、臨春閣など 10 棟が重要文化財、鶴翔閣など 3 棟が横浜市指定有形文化財に指定されている。関東大震災や戦災により被害を受け、昭和 28 年（1953）以降、原家から財団法人三溪園保勝会（現・公益財団法人三溪園保勝会）に段階的に寄贈され、復旧工事が行われた。昭和 33 年（1958）より、財団により一般公開されている。



三溪園

④ 登録有形文化財

西谷浄水場

横浜水道第二次拡張工事により造られた、水道施設遺構の一部である。濾過池整水室上屋は小規模な煉瓦造の建物で、3 号棟、4 号棟、7 号棟、8 号棟の 4 基が残されている。配水池浄水井上屋及び配水井上屋は八角形の煉瓦造の建物である。いずれの建物も、昭和 48 年（1973）の近代化工事により機能を失ったが、近代水道施設の遺構として貴重な存在である。



西谷浄水場

ジュラール水屋敷地下貯水槽

幕末から横浜に居留したフランス人ジュラールが経営した船舶給水業の施設で、明治 10 年代に造られた。兼営していたフランス瓦煉瓦製造工場の地下に築造され、谷戸の湧水を集めて貯水した。



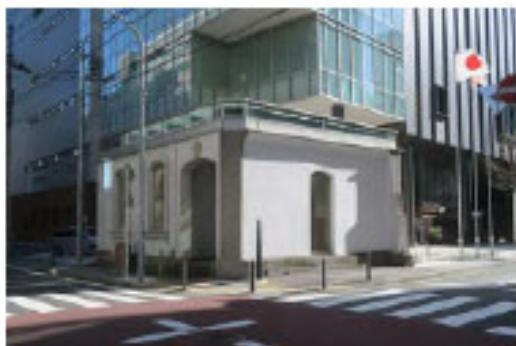
ジュラール水屋敷地下貯水槽

(4) 県指定等文化財

① 建造物

旧横浜居留地 48 番館

モリソン商会の建物として明治 16 年（1883）に建てられた建物の遺構で、横浜最古の洋風建築物とされている。関東大震災で甚大な被害を受け、当初の二階建てが平屋となり、平面規模も 6 割に縮小されている。北側主入口のアーチ上部に創建時とみなされるキーストーンが置かれている。



旧横浜居留地 48 番館

神奈川県立図書館・音楽堂

神奈川県立図書館・音楽堂は、近代建築の巨匠として世界的に知られるル・コルビュジエに師事した前川國男が手がけたモダニズム建築の最初期の代表作である。図書館は、中央書庫式を採用するなど、全国に建設された図書館建築に置ける一つの規範となっている。また、水之江忠臣氏がデザインした閲覧用の椅子も名作椅子として名高い。音楽堂は、ホール内部に木材を用いて極めて優れた音響効果を実現するなど、コンサート専門ホールとして建設された。



神奈川県立図書館・音楽堂

② 史跡

市ヶ尾横穴古墳群

市ヶ尾横穴古墳群は、6世紀後半から7世紀後半にかけて、作られた A 群 12 基・B 群 7 基の計 19 基の横穴墓からなっている。前庭部と呼ばれる横穴墓の入口前の広場部分から刀・土器類などの遺物が発見され、死者を祀る何らかの儀式が行われていたと考えられる。また、各横穴墓の内部の構造には各種の形式が見られ、時代とともに次第に変化していった様子がうかがえる。



市ヶ尾横穴古墳群

(5) 市指定等文化財

① 建造物

横浜開港資料館旧館 [旧横浜英國総領事館]

関東大震災で倒壊してしまった初代建物の復興として、昭和6年（1931）に建てられ、昭和47年（1972）まで英國総領事館として長らく使用されていた。ジョージアンスタイルのデザインで、正面玄関のヴォールト天井、コ林ント式の円柱など特徴的な装飾がみられる。敷地の中庭に立つ玉楠と呼ばれる大きなタブノキの近くで、日米和親条約が結ばれたという歴史的な場所でもある。



横浜開港資料館旧館

横浜市大倉山記念館 [旧大倉精神文化研究所本館]

横浜市大倉山記念館は、実業家の大倉邦彦氏が創設した「大倉精神文化研究所」の本館として昭和7年（1932）に建てられた。設計者の長野宇平治は、大倉氏が掲げる「東西文化の融合」に深く共鳴し、古代ギリシャ時代以前のブレ・ヘレニック様式と東洋の意匠の両方を取り入れ、独特の様式美をもった建物を設計した。昭和56年（1981）に横浜市に寄贈され、昭和59年（1984）から一般公開している。



横浜市大倉山記念館

旧横溝家住宅

獅子ヶ谷村の名主を務めた横溝氏の屋敷で、江戸末期から明治時代中期にかけて建てられた主屋、蚕小屋、穀蔵、文庫蔵、表門の5棟が残され、その屋敷構えが江戸時代の農村生活の原風景を残している。昭和61年度（1986）に寄贈され、横浜市指定有形文化財の第1号として昭和63年（1988）に指定された。現在は、横浜市農村生活館みその公園「横溝屋敷」として一般公開されている。



旧横溝家住宅（主屋）

岩田家住宅

岩田家住宅は大正元年（1912）頃に建築された外国人向け住宅で、関東大震災前の洋館としては横浜に現存するほぼ唯一の遺構である。洋館としては素朴で簡素な意匠だが、ペイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素をもつ。関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つとして、令和4年（2022）に横浜市指定有形文化財に指定された。



岩田家住宅

(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）

赤レンガ倉庫

税関埠頭（現在の新港埠頭）の建設を行った横浜港第2期築港工事に伴い、保税倉庫として建設された。明治44年（1911）に2号倉庫、大正2年（1913）に1号倉庫が竣工している。当初は両方とも同規模であったが、関東大震災で1号倉庫が被災し、修復工事により現在みられる半分の規模となった。当時の最先端技術を使い、鉄と煉瓦を組み合わせた構造で、港ヨコハマを代表する建築として特に著名である。



赤レンガ倉庫
(写真は2号倉庫)

インペリアルビル

旧外国人居留地に位置し、外国人専用の長期滞在型アパートメントホテルとして昭和5年（1930）に建てられた。昭和初期に横浜で活躍した建築家、川崎鉄三が設計している。当時最先端であったインターナショナルスタイルを試みており、カーテンウォールの先駆的事例としても評価されている。



インペリアルビル

ベーリック・ホール

フィンランド名誉領事も務めた貿易商B.R.ベーリック氏の邸宅として、昭和5年（1930）に建てられた。現存する山手の西洋館の中で最大規模を持つスペニッシュスタイルの建物である。横浜にゆかりのあるアメリカ人建築家J.H.モーガンの設計で、山手111番館、横浜山手聖公会、外国人墓地正門、旧根岸競馬場一等馬見所等、山手地区周辺に多く現存している作品の一つである。



ベーリック・ホール

長屋門公園

長屋門公園の歴史体験ゾーンは、明治20年（1887）に建てられた旧大岡家長屋門と泉区和泉町から移築した江戸中期後半築と推定される旧安西家住宅主屋を中心として、公園として整備され公開されている。平成5年（1993）の開園以来、地域住民が中心となって組織した「長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会」によって管理運営され、季節の行事やイベント等が行われて市民に親しまれている。



長屋門公園
(写真は旧大岡家長屋門)

旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

横浜外防波堤と本灯台は、大正末期から再開された横浜港の第3期拡張工事の中で整備されたもので、外防波堤の整備は昭和18年度（1943）に完成し、本灯台は昭和10年（1935）4月10日に建造、初点灯した。平成31年（2019）3月20日、本灯台は必要性の低下した光波標識として廃止、消灯されたが、横浜港を代表する歴史的にも貴重な港のシンボルとして保全されている。



旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

(7) 特產品・工芸品・料理等

① 特產品

浜なし

「浜なし」とはナシの品種名ではなく、横浜市内で生産されたナシのブランド名である。横浜でのナシづくりは、昭和20年代頃から始まった。その後、昭和40年代より観光果樹園造成事業が実施され、昭和56年（1981）から始まった横浜市観光農業振興事業により、ナシ園づくりが市内全体に広がり現在に至っている。「浜なし」は、スーパーや青果店にはほとんど出回らず、ほぼ全数を庭先などでの直売で販売しており、樹の上で完熟させた収穫してすぐの新鮮な果実を味わうことができると人気になっている。



浜なし

② 工芸品

横浜家具

文久3年（1863）、英国人ゴーリマンが馬具職人・原安造に椅子の修理を依頼したことから横浜での西洋風の家具製造が始まった。日本の伝統的な木工技術や道具を使い、西洋のデザインを融合させた横浜家具が誕生した。現在では、横浜家具製作の職人は減少し、限られた職人のみが修復・復元に携わっている。横浜家具は、山手西洋館などで展示され、往時の室内空間や生活の雰囲気が再現されている。



横浜家具

横浜スカーフ

明治期、横浜港からの生糸と共に絹製品も輸出され、手巾・鼻拭（ハンカチーフ）の捺染・刺繡技術が発達し、刺繡ハンカチ・紙型捺染・木版捺染の絹のハンカチーフは地場産業として発展した。大正末期頃の紗張り捺染の発達により長い生地への染色を可能とし、昭和に入るとスクリーン捺染された横浜スカーフが輸出されるようになった。その後、世界恐慌や第二次世界大戦の影響を大きく受けて一時衰退するが、昭和30年代には海外のハイブランドのスカーフを委託生産するようになる。昭和後期以降衰退してしまったが、現在も伝統ある横浜スカーフ産業を支える団体が活動している。



横浜スカーフ

③料理等

牛鍋

牛鍋とは、鉄鍋に味噌や醤油、割り下などで牛肉と野菜を煮込んだ鍋料理である。横浜港開港以降、居留地の外国人によって肉食文化が持ち込まれ、幕末から明治にかけて日本人が食べやすい味付けで牛鍋を提供する店が増えることで牛肉を食する文化が広まっていった。現在では、明治期に創業した三軒が営業を続け、牛鍋を提供している。

発祥グルメ

横浜は、開港以来様々な西洋文化がもたらされ、横浜発祥とされる料理も数多くある。

アイスクリームは、明治2年（1869）6月に、町田房造が「氷水店」を開き、氷とアイスクリーム「あいすくりん」を販売したものが日本での発祥とされている。

ホテルニューグランドでは、初代総料理長サリー・ワイルがシーフードドリアを考案、二代目総料理長入江茂忠がスペゲッティナポリタンを考案して提供した。また、接收時にはプリン・ア・ラ・モードが考案され、これらの料理は全国の定番料理として広まるとともに、現在でもホテルニューグランド本館1階コーヒーハウス「ザ・カフェ」でその味を楽しむことができる。



牛鍋（写真提供：太田なわのれん）



ホテルニューグランド発祥グルメ

2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針

1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯

昭和63年（1988）の「歴史を生かしたまちづくり要綱」施行から、横浜市の歴史を生かしたまちづくりが開始されたが、歴史資産の保全活用の取組は、それ以前から行われてきた。横浜市で都市デザイン活動が始まった1960年代頃、東京、京都、小樽など全国で、都市開発に伴い、歴史的建造物の減少が目立つようになり、街並み保存の課題が生じていた。横浜は、二度の被災を受け、またその後の東京のベッドタウン化の影響を受け、これら歴史的建造物が減少していった。こうした状況下で、地域の代表的な建造物の保全に向けた取組が開始された。



赤レンガ倉庫…横浜市認定歴史的建造物（平成14年（2002））。元は国の保税倉庫であったが平成14年（2002）に横浜市へ移管され、みなとみらい21新港地区で文化・商業施設として開業した。



旧英國七番館（戸田平和記念館）…横浜市認定歴史的建造物（平成13年（2001））。震災前から残る希少なレンガの商社建築。昭和50年代、同地での開発計画に合わせ所有者と協議を行い、新築建物をセットバックし当建造物の正面1スパン分を保存する計画となった。

しかし、建造物の減少傾向は止まらず総合的な対応が必要であったことから、「70年代後半～’80年代前半にかけて、全市の歴史的建造物の悉皆調査（全数調査）を実施した。これにより横浜の歴史資産として近代建築・西洋館・古民家・社寺・土木産業遺構など多様な存在が発見されると共に、山手・日本大通り・新港地区など建造物が群として集積する地区が認識され、同時に保全活用・普及啓発等を総合的に行う体制が必要であると認識された。そして、横浜市では、歴史的な価値を担保する文化財的な「保存」と、価値をまちづくりの中で活かす「保全活用」の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを推進することを目指し、昭和63年（1988）に「横浜市文化財保護条例」「歴史を生かしたまちづくり要綱」を同日施行した。また、これらと併せて、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るために「歴史的景観保全委員」、横浜市内の歴史的資産の調査研究や保全活用の推進を担う民間団体として「横浜市歴史的資産調査会（現・横浜歴史資産調査会）」を立ち上げ、総合的に歴史を生かしたまちづくりを推進する体制を構築した。要綱策定後、建造物の価値や個別の状況に応じた登録・認定、文化財登録・指定や、民間の歴史的建造物所有者に対する助成等を通じた、歴史資産の保全活用を推進してきた。

横浜市の歴史を生かしたまちづくりの取組の特徴として、歴史的建造物の保全においては、所有者の実情に寄り添い「全部保全（現地又は移築）」、「部分保全」、「復元」、「部材活用（転用等）」といった様々な残し方を組み合わせていることが挙げられる。歴史を生かしたまちづくり要綱による最初の認定を行った歴史的建造物の「旧川崎銀行横浜支店」では、建て替え計画に際し、所有者と保存を望む地元・学会等を含めた関係者協議を行い、高度利用と保全を両立した。現在に至るまで、都市計画手法との連携や公園制度との連携など、様々な手法で歴史的建造物の保全を推進している。平成25年（2013）には、歴史的建造物の転用に際しての建築基準法の適用除外を可能とするよう「特定景観形成歴史的建造物」制度を新設した。



旧川崎銀行横浜支店…横浜市認定歴史的建造物（平成元年（1989））。昭和60年代に老朽化により建て替え計画が報じられたが、保存を惜しむ声が大きく、協議により土地の高度利用と保全を両立した。外壁ファサードには当初材の石材が再利用されている。



旧藤本家住宅主屋…横浜市認定歴史的建造物（平成4年（2002））、特定景観形成歴史的建造物（平成28年（2016））。建築基準法の適用除外により茅葺屋根の保全を図っている。写真は、復元に際しての揚屋工事。

歴史資産の保全とともに、これらを都市の個性・魅力として活かしていく取組を積極的に推進してきた。現在のJR桜木町駅から山手地区にかけては、鉄道路線を活用したプロムナードの汽車道や山下臨港線プロムナード、文化・商業施設として再生された赤レンガ倉庫、旧横浜船渠株式会社の石造ドック、震災時の瓦礫を埋め立ててつくられた山下公園など、数々の歴史資産を通過する歩行者ルートの「開港の道」を展開している。日本大通り地区では、歴史資産の活用とオープンカフェ等による賑わい形成、山手地区では、複数の西洋館の公開活用を実施している。郊外では、古民家を活用した「長屋門公園」など歴史資産を広く公開する取組を実施しているほか、神奈川・保土ヶ谷・金沢では、歴史を生かしたプロムナードである「歴史の道」整備を行っている。また、2000年代に入ってからは、都心部の近代建築の減失やオフィス空室率等の課題を受け、芸術や文化のもつ創造性をまちづくりに生かす「文化芸術創造都市施策」を展開してきている。平成28年度（2016）には、歴史的建造物の利活用を推進するために、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を改正し、外観保全に加えて、内装や設備に対するリノベーション助成の制度を新設した。



汽車道…新港ふ頭と現・桜木町駅（旧・横浜駅）を結ぶ貨物鉄道路線を生かしたプロムナード。平成9（1997）年完成。三つの橋梁及び二つの島の護岸が歴史的建造物として認定されている。プロムナード中の鉄道路線は当初から保全されているもの。



長屋門公園…長屋門が残っていた旧大岡家の敷地を市が借り受け整備し、平成5年（1993）開園。同地に旧安西家の住宅主屋を移築復元し、二つの古民家を持つ公園となった。運営委員会により管理・運営され、季節の行事等で親しまれる。

また、広報普及や調査研究の取組も継続的に行っている。’80年代後半には全国に先駆け歴史資産の新たな魅力を浮かび上がらせる「ライトアップ・ヨコハマ」を実施し、その後も景観計画等に盛り込むことで、歴史的建造物のライトアップを推進している。また、広報誌「都市の記憶」や「横濱新聞」の発行、セミナー、案内サインの整備などを継続的に行いながら普及啓発を推進している。



歴史を生かしたまちづくり横濱新聞…平成元年（1989）より発行している広報誌。現在は年一回程度発行しており、最新は第38号。



歴史を生かしたまちづくりセミナー…外部講師を招き、横浜の歴史文化を深掘していく市民向けのセミナー。平成元年（1989）より年一回程度開催している。

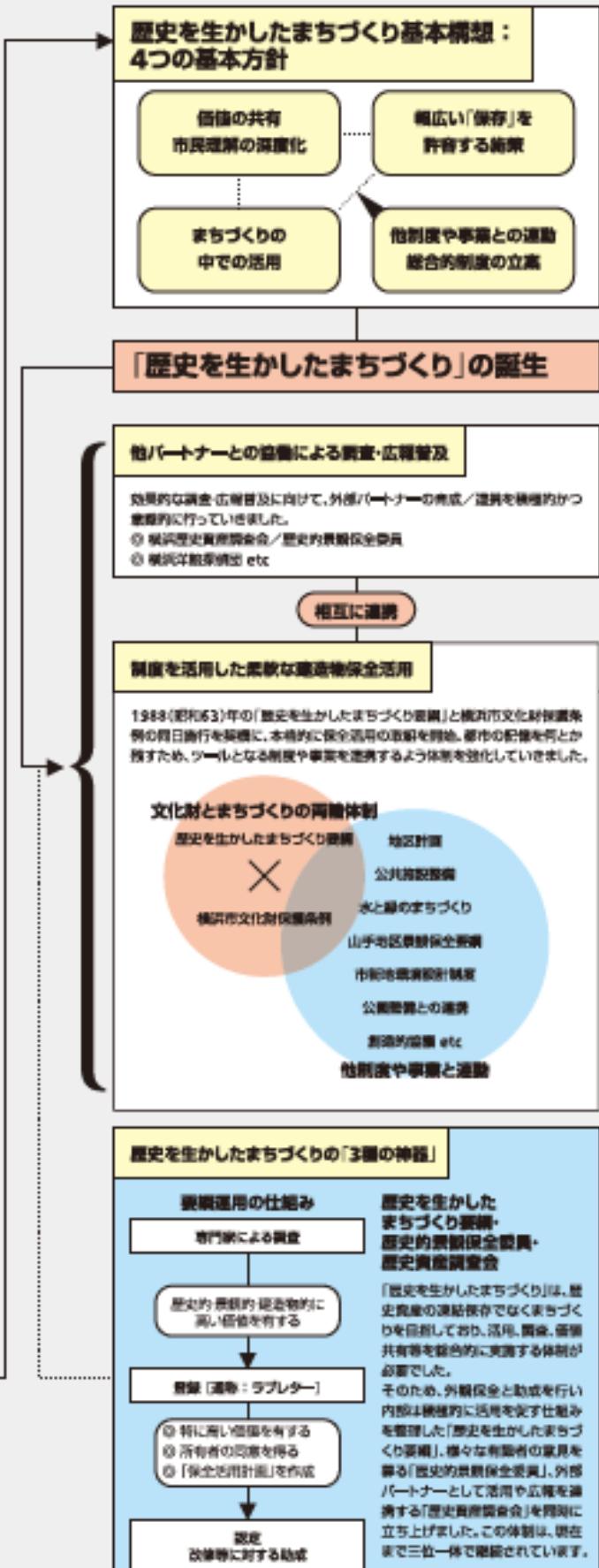
歴史を生かしたまちづくりの展開

「歴史を生かしたまちづくり」は、横浜の歴史を象徴する建造物を資産として捉え、まちの個性・魅力に転じていくことを目指しています。都市デザイン活動初期は、点的な資産の活用のみでしたが、全市的な調査を行い、保全と活用・広報普及を一体で行う体制を整えました。残すことが難しい建造物を何とか残してもらい価値を高めていく取組を継続し、「都市の記憶」を紹介しています。

初期の取組から体制作りへ向けた調査まで



歴史を生かしたまちづくりの体制づくり



歴史を生かしたまちづくりの展開



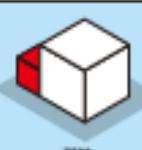
取り組みの経験により、建造物保全の在り方は多様化していきました。



全般保全



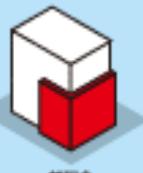
用途変更



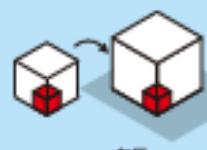
増築



改修・補修



一部保全



転用

【コラム】歴史を生かしたまちづくり要綱・歴史的景観保全委員・歴史資産調査会



高度経済成長期の歴史資産の減失の加速と保全運動の機運の高まりを受け、横浜市では全市の歴史的建造物の悉皆調査を実施し、それに基づき昭和58年（1983）に「歴史を生かしたまちづくり基本構想」をまとめた。この中で（1）価値の共有や市民理解の深化化、（2）幅広い「保存」を許容する施策、（3）まちづくりの中での活用、（4）他制度や事業との連動・総合的制度の立案、の四つの基本方針が示されている。これを可能とするための体制づくりとして昭和63年（1988）、保全活用を推進する制度の「歴史を生かしたまちづくり要綱」、有識者の意見を施策に反映するための「歴史的景観保全委員」、外部パートナーとして調査や普及啓発を推進する「歴史資産調査会」を同時に立ち上げた。この三つが一体となった体制は歴史を生かしたまちづくりの重要な基盤として現在も引き継がれている。

歴史を生かしたまちづくり要綱は、建造物の凍結的な「保存」ではなくまちづくりの中で生きた「保全」を推進する独自制度として制定された。「所有者の実情に沿った柔軟で弾力的な保全活用」を信条に、保全の対象を外観とし内部は積極的な活用を目指すことが特徴。要綱の中では歴史的建造物の登録・認定、歴史的景観地区の指定、助成制度、歴史的景観保全委員について定めている。この運用として、専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っている。

「歴史資産調査会」は、市内の歴史資産の調査研究や保全活用を目的に設立された民間団体である。横浜開港150周年の平成21年（2009）に一般社団法人化、平成25年（2013）に公益社団法人となった。歴史資産の調査研究を行うとともに、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」の開催や「歴史を生かしたまちづくり新聞」等の広報誌の編集発行等を市と連携し実施している。また、公益社団法人化以降は、実際の歴史資産の取得・保存等も領域として手掛け始めている。

歴史的景観保全委員は、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るために設置された。本委員は独任制であり、歴史的建造物に関する評価や助言、要綱の運用に関する意見等を行っている。また、重要な案件には専門部会を設置し複数の有識者が連携することで対応しており、これまで「旧横浜船渠第2号ドック」「横浜第2合同庁舎」「旧横浜銀行本店別館」等の保全活用手法検討にあたり部会が設立された。

2.歴史を生かしたまちづくりの課題

(1) 歴史文化に係る情報公開や接点の不足

歴史を生かしたまちづくりの推進にあたり、情報が市民や来街者の間で共有され、一人ひとりが歴史資産を「自分たちのまちの財産である」と感じられる土壤が重要である。しかし、歴史資産の概要や分布などの情報や、それらの魅力を実際に体感できる機会は不足しており、機運の醸成には至っていない。

また、都心部の開港・外国人居留地等に関連する建造物は高く認知されている一方、郊外の歴史資産、特に古民家・社寺や東海道の宿場に関連するまちなみなどは認知度が低い。今後は、より広い層の方々が歴史文化に係る情報にアクセスしやすく、更に身近な存在として愛着を感じられるための接点を作っていく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物の候補への対応

本市ではこれまでの歴史を生かしたまちづくりの取組の中で、歴史を生かしたまちづくり要綱や文化財・景観関連の制度により近代建築、西洋館、古民家、社寺、土木産業遺構などを認定・指定等し、保全活用を推進してきた。歴史的建造物の候補となる建造物は、築造後概ね50年を経過していることが前提となるが、事業開始から40年弱が経過したことでの対象が増加している。しかし、これらの保全活用の在り方は総合的な検討が行われておらず、中でも本市では横浜大空襲以降に築造された建造物に対して制度適用が行われているものは一件に留まっている。そこで、時代の更新に伴い増加する歴史的建造物の候補について、保全活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担

歴史資産は、建物・設備等の劣化対応や外構の維持、大規模修繕や耐震対策など、日常的に特殊な工事が必要である。また、中には地価が高い地区に分布するものや、広い敷地を抱えているものも多く、多額の相続税・固定資産税がかかり滅失の危機にさらされる事例も多い。近年の工事費高騰の影響もあり、負担は増加傾向にある。

(4) 歴史資産の活用に係るハードル

所有者が歴史資産の活用を検討する際、資産の価値を残しながら、改修を加えていくには、高度な専門的知識を必要とするが、設計者や施工業者など、専門家や相談できる相手がないといった課題を抱える所有者が多い。そのため、所有者、活用事業者、設計者、施工業者、有識者など、様々な専門家が相互の信頼のもとに連携し、協働する体制をつくることが求められている。

また、歴史的建造物は、長い年月を経ているため、現代の生活様式や仕様に合っていないため、バリアフリー対応や設備更新等が必要となる。その際、建築基準法等への法適合が課題となることが多く、行政は、歴史資産の活用促進に向けて、これらのハードルを越えるための技術的支援をすることが求められる。

3.歴史を生かしたまちづくりの理念と方針



方針1

横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

基本理念

旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



方針 2

歴史的建造物の継承と活用の促進

理念：旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

横浜は、これまで最先端の新しい文化や技術を大胆に取り入れて発展してきたまちであり、その気質は「進取の気質」と呼ばれる。一方、歴史の積み重ねを失わせるのではなく、敬意を持って保全活用しながら、時代に合わせたまちづくりを推進してきた。こうして形成してきたまちの景観や活動は、都市開発と一体となった近代建築や、市民活動の場となっている古民家など、地域によって多様な表情をつくってきた。

「旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち」の理念のもと、市民や来街者が、横浜の歴史資産やその背景について知り、その魅力を様々な面から体感できるよう、歴史資産との多様な接点を作り、歴史文化に係る機運醸成やシビックプライドの向上を図っていく（方針1）。

また、歴史資産を適切に保全することで、後世へ確実に継承するとともに、その活用を促進することで、歴史資産が各地域の核となり、まちに奥行きと魅力をもたらす存在となることを目指す（方針2）。

横浜らしさに市民や来街者などが触れ体感し、価値を認識することで、歴史資産が適切に継承・活用され、さら人々の活動や交流が生まれる好循環を目指していく。

4. 各方針に基づく施策

3で掲げた方針に基づき、今後10年間で重点的に取り組む施策を以下に示す。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

横浜は市域全体に歴史資産が存在するが、個々の保存状況や、評価の対象は、年月の経過に伴って変化していく。このため、その時々の状況を把握するため、定期的に市内の歴史資産の全数調査を実施する。さらに、確認した個別具体的な歴史資産について、詳細な調査や価値づけを推進する。

また、把握した歴史資産に係る情報について、市民や来街者などが簡単にアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開に努める。加えて、横浜市ふるさと歴史財団などの様々な団体や有識者と連携し、積極的に解説展示や講義等を行うことで、効果的な情報共有を推進する。

【関連する事業】

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ・歴史的建造物の全数調査事業 | ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業 |
| ・山手に関する資料収集・普及啓発事業 | ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業 |
| ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業 | |

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開に加え、歴史的建造物での音楽や芸術イベントなど活動の場とする取組、歴史的建造物を公園と一体で整備する取組、まち中の地図・案内サインの整備などの周辺環境整備を行い、歴史資産に実際に触れて体感できる機会を創出する。

また、ホームページやSNSのほか、電子媒体や書籍など、様々なメディアを活用したPRを推進し、さらに、まちづくり会議などを通じ、人々がまちの歴史資産について議論・交流する機会を創出することにより、幅広い世代が愛着を持てるよう、普及啓発を検討・実施する。

【関連する事業】

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ・港の見える丘公園拡張整備事業 | ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業 |
| ・山手西洋館公開活用事業 | ・ガーデンネックレス横浜事業 |
| ・景観形成推進事業（山手地区） | ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業 |
| ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業 | ・開港5都市景観まちづくり会議事業 |
| ・日本大通りの賑わい創出事業 | ・山手に関する資料収集・普及啓発事業 |
| ・景観形成推進事業（関内地区） | ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業 |
| ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業 | ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業 |
| ・景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区） | ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業 |

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

「歴史を生かしたまちづくり」の対象としている歴史的建造物は、築造後概ね50年を経たものとしているが、年月を重ね、対象が増加していく中、今後は、モダニズム建築、防火帯建築、近代住宅建築など、横浜大空襲以降の都市発展の系譜を顕著に物語る歴史資産について、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

【関連する事業】

- ・新たな歴史資産の保全活用検討事業
- ・歴史資産に係る制度運用事業
- ・歴史資産の活用促進事業

方針2：歴史資産の継承と活用の促進

施策④ 保全・継承に向けた支援

歴史資産の維持管理に係る費用や税負担など、多くの所有者負担への対応や、所有者・行政・地域・専門家等が協力しあい、歴史資産を引き継いでいく仕組が求められる。

そこで、これまで実施してきた歴史資産の認定・指定等や、助成支援を引き続き実施することに加え、税制優遇措置や国費導入等、専門的な技術者を派遣する仕組の創設など、支援の拡充を図る。

【関連する事業】

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ・岩田家住宅移築整備事業 | ・三渓園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業 |
| ・山手聖公会保全修復事業 | ・鶴翔閣保存修理事業 |
| ・山手26番館保全修復事業 | ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業 |
| ・横浜指路教会耐震整備事業 | ・歴史資産に係る制度運用事業 |
| ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業 | ・新たな歴史資産の保全活用検討事業 |

施策⑤ 歴史資産の活用促進

歴史資産の価値を活かしつつ、改修を加えることで建造物に新しい価値を加え、市民や来街者がその価値を実感できるようすることは、歴史を生かしたまちづくりを継続する上で、大きな意義を持つ。また、建物を使い続けること自体が、歴史資産を維持保全するうえでも、非常に有効である。

そこで、建造物の活用に係る所有者と事業者等とのマッチング、建築基準法適用除外制度の活用サポート、リノベーション助成の実施など、様々な支援を通じ、歴史資産の活用を促進する。

【関連する事業】

- ・歴史資産の活用促進事業（マッチング支援、建築基準法適用除外制度の運用、リノベーション助成）

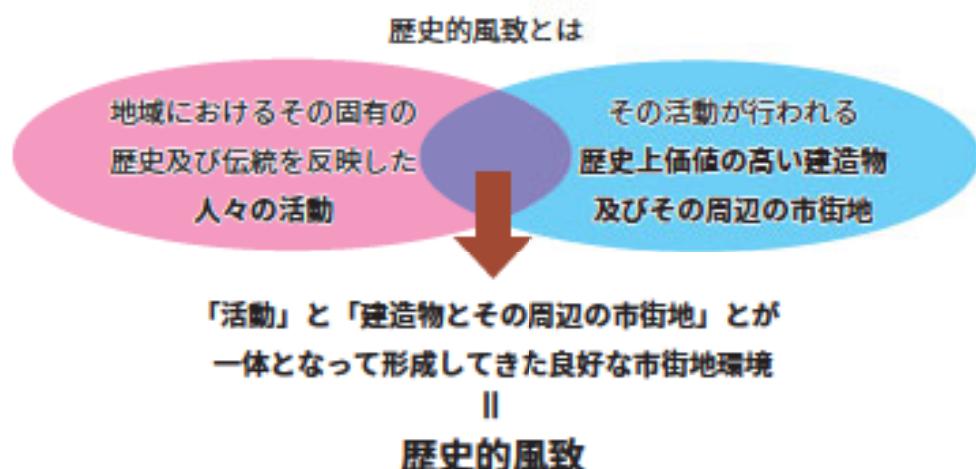
3章 維持向上すべき歴史的風致

1. 横浜市における歴史的風致の考え方

歴史的風致とは、歴史まちづくり法で定義されている「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」である。そのため、歴史的風致の設定にあたっては、下記の3つの条件をすべて満たしているものとする。

- ①：地域の固有の歴史や伝統を反映した活動が現在行われていること
 - ②：①の活動が歴史上価値の高い建造物※とその周辺で行われていること
 - ③：①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること
- ※「建造物」とは、建築物にとどまらず、造構、庭園等、人工的なものを総称したものという。
- （「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」より）

なお、3つの条件に該当する歴史的風致を形成する建造物等は築50年以上、活動は50年以上継続していることが必要となる。



一方、横浜市では「横浜市文化財保存活用地域計画」を策定し、そこでは関連文化財群として、9つのテーマに整理されている。今回の歴史的風致の設定においては、この関連文化財群のテーマを踏まえ、上記の3つの条件を満たすように、3つに整理した。その対応については、次の通りである。

歴史的風致維持向上計画の歴史的風致と文化財保存活用地域計画の関連文化財群のテーマとの対応

歴史的風致維持向上計画 歴史的風致	文化財保存活用地域計画 関連文化財群のテーマ
(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致	1. 海と川とともに暮らした原始・古代の人々 2. 武家社会下の交易・交通と文化 3. 横浜開港 - 國際貿易港のあゆみ - 4. シルクがもたらした繁栄 5. コスモポリタン都市 - 文化の交差点 - 6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー
(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致	7. 焼け跡から二度よみがえった都市 8. 谷戸・里山と横浜の原風景 9. 地域が育む祭礼・行事
(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致	

2.歴史的風致の分布状況

横浜市において、維持及び向上すべき歴史的風致は次のとおりである。

(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

- ①国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致
- ②焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承にみる歴史的風致

(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致



横浜市における維持向上すべき歴史的風致の位置

3.維持向上すべき歴史的風致

(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

①国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致

ア 概要

嘉永6年（1853）6月、アメリカ東インド艦隊司令長官のペリーが浦賀に来航し、江戸幕府に対して日本の開国を求めるアメリカ大統領の親書を手渡した。その翌年の正月、回答を求めて再び来航したペリーに対して、幕府は神奈川の対岸に位置する横浜を交渉の地と定め、同年3月3日、日本の開国を決定づけた日米和親条約が締結された。

その後、安政5年（1858）にアメリカとの間で結ばれた日米修好通商条約によって、神奈川・箱館・長崎・新潟・兵庫の5港の開港が決定すると、安政6年（1859）正月、幕府は横浜での貿易開始を公布し、これ以降、全国から人びとが横浜に移住することとなった。そして同年6月2日（1859年7月1日）の開港をきっかけに、半農半漁の小さな村だった横浜は、国際貿易都市として急速な発展を遂げていった。開港場には、波止場を中心に運上所（税関）や町会所（行政機関）、銀行、外国商館などが建設され、その後の政治・経済の中心地として発展していった。

開港以降、横浜港の貿易を支えたのが生糸の輸出であった。信州や上州を中心に各地で生産された生糸は「絹の道」を通じて横浜港へと運ばれ、国内の売込商を通じて海外へと輸出された。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、生糸貿易で財を得た実業家たちが、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもつようになった。その代表格といえる人物が原富太郎（号：三溪）であり、京都や鎌倉から移築した古建築を配置した日本庭園を、明治39年（1906）に三溪園として市民に開放した。また自身でも、《孔雀明王像》（平安時代後期、国宝、東京国立博物館蔵）をはじめ古美術を積極的に収集し、三溪園に若手芸術家たちを招いて創作活動を支援するなど、横浜の芸術文化の発展に寄与した。

開港当初、小さな波止場から始まった横浜港は、明治時代を通じて実施された二度の築港工事を経て、国内を代表する近代港湾へと発展した。明治20年代に完成した第一期築港工事では鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）が完成し、続く第二期築港工事では、万トンクラスの船舶が接岸できる繫船岸壁や煉瓦造倉庫、クレーンなどの設備を備えた新港ふ頭（現在の赤レンガパーク、新港パーク一帯）が造成され、大正時代初めには東洋一と称されるまでになった。

横浜にとって、都市発展の出発点である安政6年（1859）の開港は、開港都市のアイデンティティを支える重要な歴史であり、明治42年（1909）には開港50年祭が、昭和33年（1958）には開港100年祭が、平成21年（2009）には開国博Y150がそれぞれ開催され、開港の節目ごとに歴史をふりかえる記念祝賀行事が繰り返されてきた。現在では港としての物流機能は、大きく外縁部に広がっているが、かつての開港場のエリアは、現在も業務・商業などの機能が集積した都心部の一端を担っており、内外の来街者を迎える国際・観光交流の場として機能している。

イ 建造物

○旧横浜正金銀行本店本館

横浜正金銀行は、明治13年（1880）に外国為替や貿易金融を扱う銀行として設立された。現在の建物は、明治37年（1969）に完成したネオ・バロック様式の石造三階建てである。終戦後に銀行は閉鎖され、昭和42年（1967）に神奈川県立博物館（現在は神奈川県立歴史博物館）として開館した。横浜では数少ない関東大震災前の建物であり、馬車道のランドマークにもなっている。昭和44年（1969）に重要文化財、平成7年（1995）に史跡に指定された。



旧横浜正金銀行本店本館

○横浜市開港記念会館

横浜開港50周年を記念し、市民からの寄付を募って建てられた建物で、大正6年（1917）7月1日の開港記念日に開館した。関東大震災では屋根と内部を焼損し、鉄筋コンクリートで補強して復旧し、内部意匠も新しくされた。戦後は長らく接收されていたが、開港100周年の昭和33年（1958）に解除、市制100周年・開港130周年にあたる平成元年（1989）には、震災後復旧されずに長く失われていた屋根やドームが復元された。建設後、さまざまな災害を受けながらも、さまざまな記念行事や賓客を招く場として活用され、市民が利用する公会堂としての役目を果たしている。高さ36mある時計塔は「ジャックの塔」と呼ばれ、横浜のシンボルとして親しまれている。平成元年（1989）、重要文化財に指定された。



横浜市開港記念会館

○旧横浜船渠株式会社第一号・第二号船渠（ドック）

英国人技師バーマーの提言に基づき、明治22年（1889）設立の「横浜船渠会社」が建設した船舶補修用の乾船渠（ドライドック）である。第一号ドックは明治31年（1898）、第二号ドックは明治29年（1896）に完成した。

現在、第一号ドックは帆船日本丸が係留されて「日本丸メモリアルパーク」として活用されている。平成12年（2000）に重要文化財に指定された。帆船日本丸も平成29年（2017）に重要文化財に指定され、すべての帆を広げる総帆展帆はボランティアの手作業で定期的に実施されている。



第一号ドック・日本丸

一方、第二号ドックは、平成元年（1989）に市認定歴史的建造物に土木遺構として当時初めて認定され、平成5年（1993）にみなとみらい地区の開発に併せて「ドックヤードガーデン」として復元・整備され、イベントスペースとして活用されている。平成9年（1997）に重要文化財に指定された。どちらも、横浜の港景観を代表する重要な歴史資産として親しまれている。



第二号ドック

○赤レンガ倉庫

赤レンガ倉庫は大蔵省の税関倉庫として、明治44年（1911）に2号倉庫、大正2年（1913）に1号倉庫が建てられた。

戦前は横浜港の貿易・物流の発展に寄与したが、昭和40年代半ばになると周辺の埠頭の整備に伴い利用率が低下し、この頃より建物保存の機運が高まり始める。平成元年（1989）に役割を終えた後、国から横浜市へ財産移管されたのが平成4年（1992）であった。その後、改修・構造補強工事、内装改修工事を実施して、平成14年（2002）より、文化・商業施設として活用されている。同年、市認定歴史的建造物に認定された。また、周辺は赤レンガパークとして整備され、税關事務所遺構や旧横浜港駅プラットホームが保全されている。横浜の港を象徴する代表的な建物・景観であり、観光交流の拠点としても大きな役割を果たしている。



赤レンガ倉庫

○氷川丸

氷川丸は、昭和5年（1930）シアトル航路用として横浜船渠で建造された貨客船である。戦時中は一時、海軍特設病院船や引き揚げ船として使用されたが、船齢30年を迎えた昭和35年（1960）に引退するまで貨客船として活躍した。引退後改修された後、昭和36年（1961）から現在の山下公園の位置に係留され、海の教室ユースホステルとして開業し、観光船として活用された。平成18年（2006）から大規模な改装工事を行い、竣工当時に近い形に復元され、平成20年（2008）に「日本郵船氷川丸」としてリニューアルオープンした。平成15年（2003）に横浜市指定有形文化財に指定（のち重要文化財指定時に解除）、平成28年（2016）には重要文化財に指定された。



氷川丸

氷川丸では、正午を知らせる汽笛やイベント開催時の合図、大桟橋から大型クルーズ船が出港する際などに汽笛を鳴らしている。毎年大晦日には、在港の船とともに「除夜の汽笛」を鳴らし、横浜港の年越しの風物詩として親しまれている。

○三渓園

三渓園は、生糸貿易で財を成した実業家・原富太郎（号：三渓）によってつくられた日本庭園で、明治39年（1906）に市民に公開された。園内には、三渓が全国から収集した寺院建築、数寄屋建築などの古建築が配置され、現在では17棟の古建築が現存する。益田孝（号：鈍翁）、松永安左エ門（号：耳庵）とともに近代三茶人に数えられていることにちなみ、現在でも庭園内の古建築では茶会が営まれている。平成19年（2007）に、庭園が名勝に指定された。



三渓園

ウ 市街地環境

横浜の中心市街地が発展する礎となったのは、近世の新田開発によって生まれた新田であった。開港以降、多くの人々が移り住んできた横浜では、開港場の整備とあわせて、港の後背地に広がる新田（吉田新田・横浜新田・太田屋新田）の段階的な埋め立てによって市街地が造成されてきた。JR京浜東北線の南側一帯に広がる、大岡川と中村川に挟まれた釣鐘状のエリアは、江戸時代前期に商人吉田勘兵衛によって開発された吉田新田で、明治時代以降に埋め立てられて市街地化した。現在の中華街一帯は、もとは江戸時代末期に開発された横浜新田であり、現在の横浜公園一帯は、同じく太田屋新田であった。

開港翌年の万延元年（1860）には、横浜港防衛のための砲台として、神奈川湊の沖合に、勝海舟の設計によって台場が築造された。実際には戦闘で使用されることなく、台場は外交使節を迎える際の祝砲として利用された。明治32年（1899）の条約改正によって台場は廃止され、その後の埋め立てによって姿を消したが、石積み擁壁の遺構が各所で確認されており、星野町公園（神奈川区）などで見ることができる。

同じく開港の翌年には、元町との間に運河（現在の堀川）が開削され、開港場は長崎の出島のごとく水路で囲われた市街地となった。治安維持のために、開港場へ入る橋のたもとには関門が設けられ、関門の内側との意味で「関内」と称されるようになった。これらの関門は明治4年（1871）に廃止されるが、「関内」の語は、現在もJR京浜東北線の駅名として残されている。

開港場の整備は、運上所（税關）を境に東側を外国人居留地、西側を日本人市街として進められたが、慶応2年（1866）9月に発生した火災（慶応の大火）で、波止場を含む市街地のおよそ3分の1が焼失した。これを受けて幕府と諸外国との間で、公園の新設や防火道路の整備などを含む「横浜居留地改造及競馬場基地等約書」（慶応の約書）が締結された。これらの都市改造は、明治時代に入ってイギリス人技師プラントンの設計によって実施され、外国人と日本人の双方が利用できる「彼我公園」（横浜公園）、そして防火道路としての日本大通りが完成した。日本大通りと横浜公園が一体的に生まれたことで、開港以来の外国人居留地と日本人市街との二重構造は明瞭になり、現在の関内地区の骨格が形づくられた。

そして開港場を見下ろす野毛の丘陵地には、原善三郎、茂木惣兵衛、平沼専蔵といった貿易商たちの邸宅が営まれるようになった。明治26年（1893）の記録によると、彼らは当時横浜市における高額納税者のトップ3であり、関内地区を挟んで向かいあう位置にある山手の丘陵地が、居留外国人たちの住宅地として発展したのに対して、野毛山は日本人豪商たちの高級住宅地として発展した。野毛山は古くから桜の名所であったが、野沢屋の屋号をもつ茂木家は菊の栽培で知られており、秋になると菊を鑑賞できる庭園を市民に開放し、「野沢の菊」として親しまれた。これらの邸宅跡は、関東大震災で被災したあと野毛山公園として整備され、市民が花と緑に親しむ環境は現在に継承されている。

一方、都市基盤の要である港湾設備は、開港当初の小さな波止場から段階的に拡大を続けてきた。二本の平行な突堤から始まった波止場は、まず慶応の大火ののち、片方の波止場が波除けの機能を兼ねて「象の鼻」状に大きく湾曲して拡張された（現在の象の鼻防波堤）。その後、明治22年（1889）に着工した第一期築港工事で、イギリス人技師パーマーの計画にもとづいて、鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）や東水堤・北水堤の二つの防波堤が建設された。続いて、日清戦争後の貿易拡大を背景に、明治32年（1899）から大正6年（1917）にかけて実施された第二期築港工事では、税關前面の海面を埋め立てて、万トン級の大型船舶が直接接岸できる岸壁を備えた国内初のふ頭（新港ふ頭）が完成した。陸上設備では、木造・鉄骨造の上屋のほか荷役用のハンマー・ヘッドクレーン、

煉瓦造の保税倉庫（現在の赤レンガ倉庫）や発電所が建設された。ふ頭内には、桜木町駅に隣接する貨物駅から、連絡橋（現在の汽車道）を通じて鉄道の引き込み線が敷設され、陸運と海運との一体化が図られた。横浜港はその後も拡張工事が続けられ、関東大震災を挟んで昭和12年（1937）に、外防波堤の建設や市営埋立地の造成を含む第四期築港工事が完了した。

開港場の設置によって、横浜の政治・経済の中心地として発展した閑内地区は、内外貿易商たちの商館や倉庫をはじめ、税關・行政機関・銀行などが建設された。なかでも日本大通りには神奈川県庁舎、横浜市庁舎などの官公庁が、本町通りには多数の銀行が建ち並び、横浜の発展を支えた。これらの施設のうち、旧横浜正金銀行本店（現・神奈川県立歴史博物館、明治38年、国重要文化財）、神奈川県庁（昭和3年、国重要文化財）、旧露亞銀行横浜支店（大正10年、市指定有形文化財）、開港50周年記念事業として建設された開港記念横浜会館（現・横浜市開港記念会館、大正6年、国重要文化財）などが文化財指定されているほか、旧英國七番館（大正11年、市認定歴史的建造物）、横浜税關本関庁舎（昭和9年、市認定歴史的建造物）、旧三井物産横浜支店（現・KN日本大通ビル、明治44年）、旧第一銀行横浜支店（昭和4年、市認定歴史的建造物）、インペリアルビル（昭和5年、市認定歴史的建造物）などの歴史的建造物がさまざまな形で活用されている。

また港湾設備でも、幕末に築造された象の鼻防波堤（平成21年復元）のほか、民間の石造ドックとしては国内最古の旧横浜船渠株式会社第一号、第二号ドック（明治29-31年、国重要文化財）、旧新港ふ頭の施設である赤レンガ倉庫（明治44-大正2年、市認定歴史的建造物）、旧臨港線護岸（市認定歴史的建造物）、ハンマーヘッドクレーン（大正3年）などの土木遺産が保全され、商業施設や汽車道等のプロムナードとして活用されている。

横浜近郊の景勝地であった本牧は、明治44年（1911）に横浜電気鉄道（のちの横浜市電）の本牧線が開通して以降、住宅地として発展していくが、貿易商の原善三郎は、早くも明治初年には本牧三之谷の土地を入手し、明治20年代には海を望む山上に別邸「松風閣」を構えていた。この地を引き継いだ2代目の原富太郎（原三溪）は、京都や鎌倉の古建築を自邸内に移築して庭園を整備し、明治39年（1906）に「三溪園」として現在の外苑部分を市民に開放した。現在三溪園には、近世の数寄屋風書院造である臨春閣や曉秋閣など10棟の国指定重要文化財と、三溪園の整備と並行して原家の住宅として建てられた鶴翔閣（明治35年）や白雲邸（大正9年）など3棟の市指定有形文化財をふくむ、計13棟の文化財建造物が現存し、これらの古建築と周囲の自然環境が一体化した庭園として、三溪園自体も国指定の名勝となっている。

本牧では、同じく横浜を代表する貿易商であった小野光景も別邸を構えており、原家の地所の東側一帯には、「小野公園」と呼ばれる広大な別荘地が広がっていた。昭和の時代に入って、これらの別荘地の一部は、内務大臣等を務めた安達謙蔵に譲渡され、昭和8年（1933）に、8人の聖人像を安置した八聖殿が建設された。その後、昭和30年代に始まる根岸湾の埋め立て事業によって、本牧一帯の海岸線は失われてしまったが、かつての「小野公園」を含む三溪園の南側から東側にかけての一帯は、現在本牧市民公園・本牧臨海公園として市民に公開されている。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は次ページのとおり。

歴史的風致を形成する建造物	指定等
旧川崎銀行横浜支店	市認定歴史的建造物
横浜指路教会	市認定歴史的建造物
横浜第2合同庁舎(旧生糸検査所)	市認定歴史的建造物
横浜海岸教会	市認定歴史的建造物
旧臨港線護岸	市認定歴史的建造物
港一号橋梁	市認定歴史的建造物
港二号橋梁	市認定歴史的建造物
港三号橋梁(旧大岡川橋梁)	市認定歴史的建造物
旧英國七番館(戸田平和記念館)	市認定歴史的建造物
赤レンガ倉庫	市認定歴史的建造物
新港橋梁	市認定歴史的建造物
旧居留地消防隊地下貯水槽	市認定歴史的建造物
横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台	市認定歴史的建造物
旧神奈川労働基準局(元日本綿花横浜支店倉庫)	市認定歴史的建造物
旧横浜生糸検査所附属生糸網物専用B号倉庫及びC号倉庫	市認定歴史的建造物
旧横浜居留地48番館	県指定重要文化財
旧露亞銀行横浜支店	市指定有形文化財
旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	市指定有形文化財
旧日本綿花横浜支店事務所棟	市指定有形文化財
旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	国登録有形文化財
白雲邸	市指定有形文化財
御門	市指定有形文化財
旧原家住宅(鶴翔閣)	市指定有形文化財

工 活動

○開港を記念する祝賀

安政6年6月2日（1859年7月1日）の開港は、都市横浜のアイデンティティの核となる大きな歴史事象であり、現在にいたるまで、さまざまなかたちで開港を記念する祝賀がおこなわれてきている。現在横浜市では、旧暦の日付と同じ6月2日を開港記念日として、その日を市立学校の休業日としているが、新暦の7月1日を開港記念日としていた時代もあった。

開港を記念する祝賀としては、開港翌年の万延元年6月2日（1860年7月19日）におこなわれた洲千弁天社の祭礼がもっとも早い。開港以前からの横浜村の總鎮守であった洲千弁天社の祭礼は、従来8月15日におこなわれていたが、この年は開港一周年を記念して6月2日に変更しておこなわれ、8台の山車と4台の屋台からなる行列が、華やかに飾り立てられた町を練り歩いた。また慶応3年6月2日（1867年7月3日）には、万延元年時の十倍の規模で弁天社の祭礼が盛大におこなわれたと、『横浜沿革誌』（明治25年（1892））は記している。時代が明治になると、明治政府の神仏分離令によつて、洲千弁天社は嚴島神社と改称して羽衣町へと移転し、その後の横浜總鎮守の座は、明治3年（1870）に創建された伊勢山皇大神宮が担うことになる。

『横浜沿革誌』は、同年4月におこなわれた伊勢山皇大神宮創建の遷座祭について、「当日は本町・弁天通・馬車道通・吉田町・野毛町・伊勢山の間、昼夜見物人雜沓、開港以来の賑わいなり」と記しており、街をあげての祝祭であったことをうかがわせる。その後も伊勢山皇大神宮では、創建日の旧暦4月15日にちなんで、毎年5月15日に例大祭を開催している。

横浜市としての最初の大規模な開港記念の祝賀事業が、明治42（1909）年に開催された開港五十年祭である。このときは横浜市参事会が、新暦での7月1日に五十年祭を開催することを提唱し、記念事業として、火災で焼失した横浜町会所の跡地に、市民からの寄付金で開港記念横浜会館（現・横浜市開港記念会館）を建設することが決定した。またこの年には、横浜市歌や市章が定められた。7月1日の五十年祭当日は、開港記念横浜会館の地鎮祭がおこなわれたのち、埋め立てが進む新港埠頭の第5号上屋で記念式典が開催された。市中では、山車・手踊り・大名行列・提灯行列などがおこなわれ、街全体をあげての祝賀行事は5日まで続いた。

以後、毎年7月1日は開港記念日として、市長主催の記念祝賀会が開催されることが恒例となり、明治44年（1911）には、新築された横浜市庁舎の開庁式とあわせて、また大正6年（1917）には、開港五十年記念事業で建設された開港記念横浜会館の開館式とあわせて、盛大に祝賀会が開催された。

こうした前史を背景に、翌大正7年（1918）の横浜市会では、7月1日を市の休日とすることが可決され、新暦の7月1日が正式に開港記念日となった。2年後の大正9年（1920）には、横浜公園を会場として国内外の物産を販売する「開港記念祝賀バザー」が、7月1日から3日間開催され、現在も「横浜開港記念バザー」（令和5年6月8日～11日開催）



開港五十年祭の様子



第90回 横浜開港記念バザー
(令和5年6月8日～11日開催)

として、市民でにぎわう開港記念行事のひとつとなっている。

それから10年後、開港70年目にあたる昭和3年（1928）の横浜市会で、当時の有吉忠一市長から開港記念日を7月1日から旧暦の日付と同じ6月2日に変更する議案が提出され、議論を呼びながらも可決された。以後、横浜市では6月2日を開港記念日とすることが定着し、開港記念の式典や祝賀バザーも、開催を7月から6月に移して今日にいたっている。

昭和57年（1982）以降は、横浜市・横浜商工会議所・横浜観光コンベンションビューロー・横浜青年会議所からなる横浜開港祭協議会が中心となって、毎年6月2日に、まちづくりと観光の活性化を図る「市民祭」として、横浜開港祭（当初の名称は横浜どんたく、1995年から横浜開港祭と改称）が開催されている。例年70万人以上の参加者を集める横浜開港祭には、多くの市民ボランティアや企業が参加しており、横浜を代表する開港記念祝賀行事となっている。

そして開港150周年を迎えた翌年の平成22年（2010）からは、馬車道、関内、山下公園通り、横浜中華街、元町・山手の各エリアの事業者で構成される実行委員会の主催で、6月2日の開港記念日を中心とする「開港月間」に、「市民の交流、観光誘致、地域経済の活性化」を目的とした「横浜セントラルタウンフェスティバル（現・ハマフェス）」が開催されるようになり、開港200年（Y200）に向けて活動が継続している。



第90回 横浜開港記念バザー
(令和5年6月8日～11日開催)



開港を記念する祝賀に関する位置図

○港に時を報せる一音のある風景

開港以来、横浜港では、汽笛の音を筆頭に、港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人びとに親しまれてきた。蒸気で鳴らす汽笛は、汽船の運航当初から海上の交通信号として用いられてきたが、やがて出航・帰航時にも儀礼として鳴らされるようになり、汽笛の音は港町の情緒に欠かせない要素となっていました。海岸通りに建つホテルニューグランドの一室を仕事部屋としていた作家の大佛次郎は、昭和戦前期の港に響いていた汽笛について、「波止場近くの山下公園には夕方いつも散歩がてら出たものだ。ハマ独特の潮風の香をかぎながら“ボーン”と低く、重く流れる汽笛を聞いていとなんともいえないね」(『横浜今昔』毎日新聞横浜支局、昭和32年(1957))と述懐している。

桟橋は人びとの出会いと別れの舞台であり、出航・帰航の際に鳴らされる汽笛の音は、その演出装置として効果を發揮した。戦後の昭和28年(1953)3月15日、大陸からの引揚者を迎えるに、日本海汽船の客船白山丸が上海に向けて横浜港を出港した。このとき高島桟橋は3千人もの人びとで埋めつくされ、赤十字や日の丸の旗が振られるなか、午前10時ちょうど、出航する白山丸が鳴らした汽笛に続いて、港に停泊中の船舶が白山丸の航海を祈って一斉に汽笛を鳴らした(『神奈川新聞』昭和28年3月16日)。

現在も、大型客船などが出航・帰航する際に鳴らされている汽笛であるが、港の日常のなかにも浸透しており、毎日正午になると、山下公園に係留されている氷川丸が汽笛を鳴らして、人びとに時間を報せている。

そして特別なときに鳴らす汽笛として、「除夜の汽笛」がある。大晦日の日付が変わる瞬間に、横浜港に停泊している船舶が一斉に汽笛を鳴らすもので、約10~15秒間ほどお腹に響くような低い汽笛の音が港内に響き渡る。年越しに欠かせない港のイベントとして、現在も毎年続けられている。昭和46年(1971)3月に横浜市経済局商工部貿易観光課が発行した観光パンフレット『観光ヨコハマ』には、横浜の年中行事のひとつとして、12月に「除夜の鐘(各寺院、在港船舶の汽笛)」が記載されている。その前年発行の同誌には、12月の年中行事は「スキー市民総合体育大会、ロードレース大会」となっており、汽笛については記載がないため、現在のようなかたちで定着したのは、昭和40代のことと考えられる。平成8年(1996)には、環境庁(当時、現・環境省)から「横浜港:新年を迎える船の汽笛」として「日本の音風景百選」のひとつに認定され、山下公園に係留されている氷川丸(昭和5年(1930)建造、重要文化財)が、汽笛を鳴らす船の代表として表彰を受けた。港に停泊する船舶のあいだで受け継がれてきた「みなとヨコハマを代表する音風景」である。



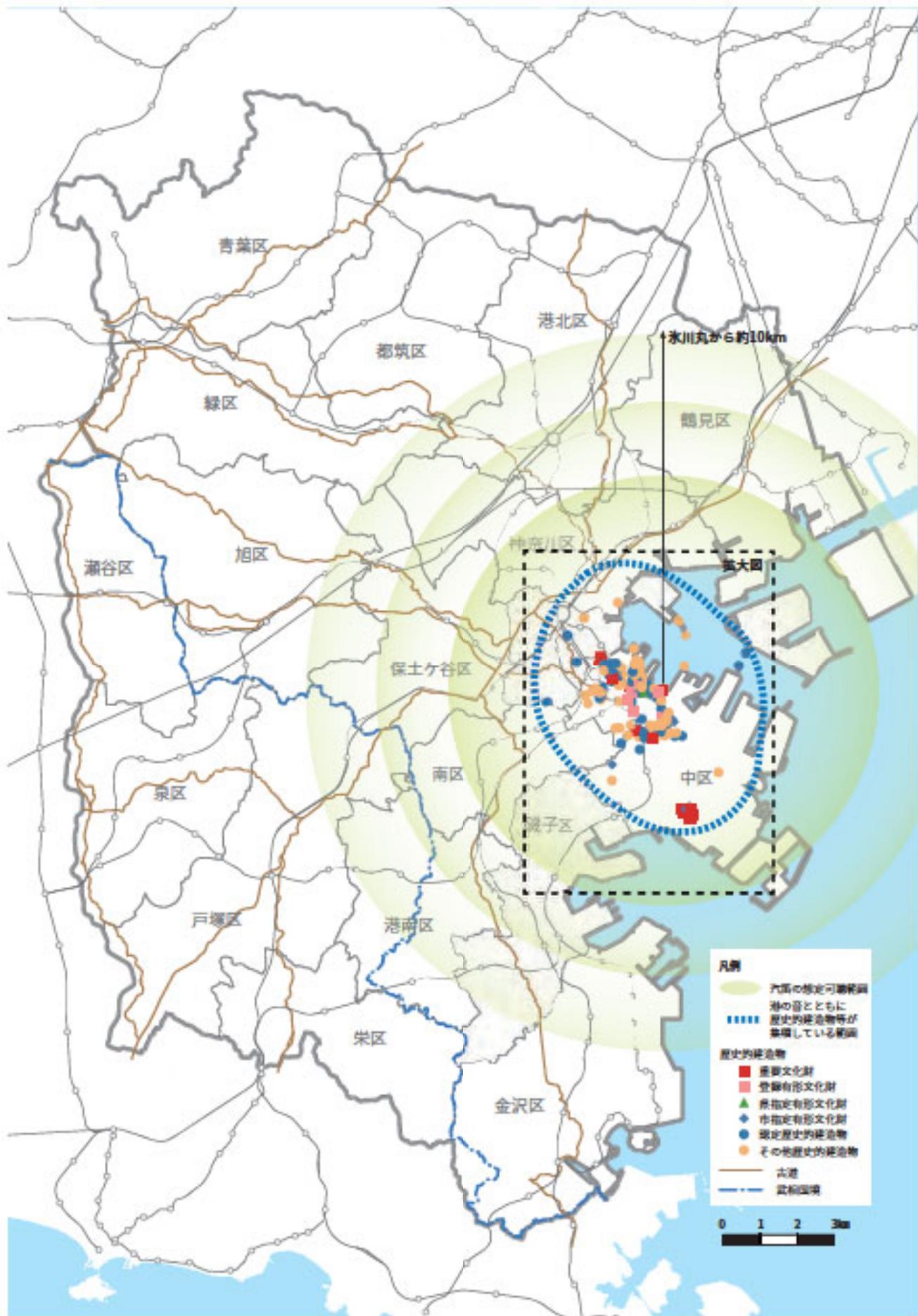
白山丸の航海を祈って港に汽笛が鳴り響く(五十嵐英壽氏撮影)



大人橋と大型クルーズ船



氷川丸





港の音とともに歴史的建造物等が集積している範囲

○三溪園における文化創造と国際交流

明治39年（1906）に公開された本牧の三溪園は、貿易都市横浜の発展に寄与してきた実業家のひとり、原富太郎（号：三溪、1868-1939）の私邸に造成した庭園であり、一般に広く開園されたことにより、横浜における文化創造の舞台として、また観光と国際交流の拠点として機能してきた。

三溪は、自身が漢詩や書画、茶をたしなむだけでなく、古美術品の収集をはじめ、若手の芸術家たちへの支援をおこなうことで、三溪園を多くの芸術家・文化人たちによる文化の創造と交流の舞台とした。明治45年（1912）には、日本画家の下村觀山（1873-1930）が三溪園に滞在して、園内の迎賓施設であった松風閣の障壁画《四季草花図》（現存せず）を描いており、大正2年（1913）には、同じく日本画家の横山大観（1868-1958）が代表作のひとつ《柳蔭》を園内で制作している。

また大正5年（1916）6月には、アジア初のノーベル賞受賞者であるインドの詩人ラビンドラナート・タゴール（Rabindranath Tagore, 1861-1941）が来園した。滞在中に作った詩は、後年詩集『さまよえる鳥 Stray Birds』として刊行されている。このとき通訳を務めた矢代幸雄（1890-1975）をはじめ、美術評論家の黒田鶴心（1885-1967）、哲学者の和辻哲郎（1889-1960）、作家の夏目漱石（1867-1916）や芥川龍之介（1892-1927）など、多彩な文化人が大正期の三溪園を訪れている。

そして大正6年（1917）12月23日に、園内への臨春閣（重要文化財）の移築を記念して、三溪自身が亭主となって初めての茶会が開催された。このとき招かれたのは、益田孝（号：鈍翁、1848-1938）、高橋義雄（号：幕庵、1861-1937）ら近代茶道史に名を残す茶人たちで、益田鈍翁と原三溪とは、生涯にわたって厚い信頼関係で結ばれている。

以降、三溪園では頻繁に茶会が催されているが、なかでも大規模な開催となったのが、大正12年（1923）4月21日・22日に、内苑の完成を祝って開催された大師会である。大師会とは、益田鈍翁が明治28年（1895）に弘法大師筆の座右銘十六字一巻を入手したことから、毎年弘法大師の命日に、品川御殿山の益田邸で開催されてきた茶会で、その内容は茶会と古美術鑑賞と園遊会を兼ねたものであった。大正12年（1923）の大師会は、高齢となった益田の手元を離れて、初めて三溪園の地で開催されたもので、園内に点在する古建築を舞台として全18席が設けられた。茶の湯に美術鑑賞が加わった新しいスタイルの茶会は、まさに三溪園で開催するにふさわしいものであった。

大師会から間もない9月1日に発生した関東大震災で、三溪園は壊滅的な被害を受けるが、その後も昭和戦前期を通じて、三溪によるさまざまな茶会が行われた。そして昭和14年（1939）4月14日に開催された茶会が、三溪による最後の茶会となり、同年8月16日、原三溪はこの世を去った。

昭和20年（1945）の空襲で三溪園は大きな被害を受け、戦後しばらくは閉園となっていたが、三溪園の戦後復興に向けて大きな推進力となったのが、昭和28（1953）年8月の財団法人三溪園保勝会（現在は公益財団法人）の設立である。「国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信する」ことを目的として設立された財団は、原家から重要文化財建造物の寄付を受け、また内外苑の主要部分の土地を購入すると、再開に向けて荒廃した建物の復旧工事と庭園の再整備に着手した。翌29年（1954）3月には、外苑エリアの開園式がおこなわれ、開港100周年を迎える昭和33年（1958）には、全体の復旧工事が終了し、同年7月5日にはこれまで私邸部分として非公開だった内苑エリアが、初めて一般に公開された。

そして同年10月22日・23日には、重要文化財の修理完成と横浜開港100周年を記念して、五流家元（裏千家・江戸千家宗家・遠州茶道宗家・表千家・武者小路千家）が会しての三溪園大茶会が開催された。

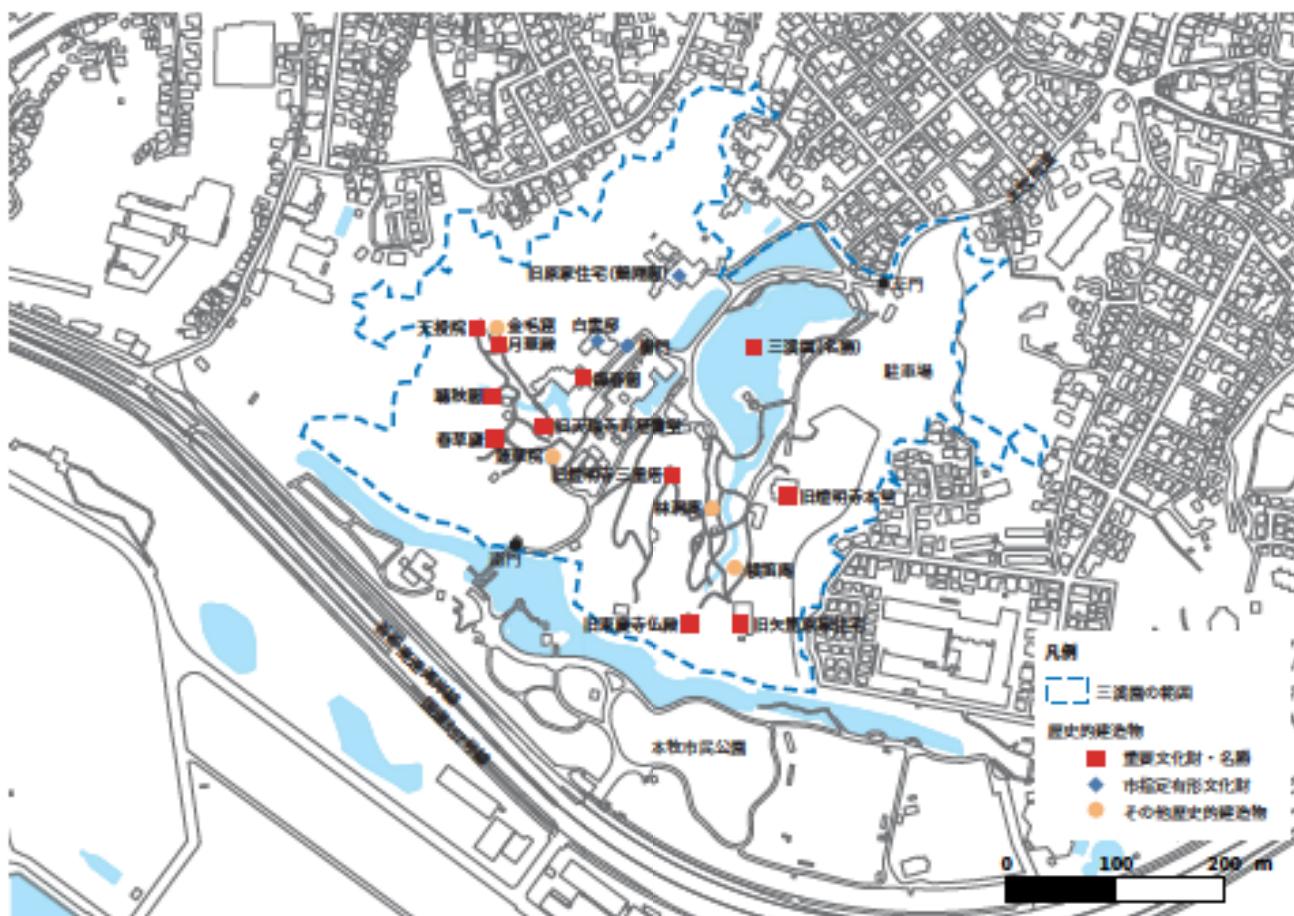
この五流家元による大茶会は、平成2年（1990）にふたたび開催されて以降はたびたび開催されており、原三溪の時代からの文化的伝統を現在に伝えている。

戦後の再開園以降、原三溪の意思を継いだ三溪園保勝会は、旧矢箇原家（1961年公開）、旧燈明寺本堂（1987年公開）の園内への移築を実施し、平成元年（1989）には、原三溪の事績を紹介し、旧蔵の美術工芸品などを展示する三溪記念館が開館した。

現在、三溪園では市民が参画した管理・普及活動も定着しており、園内のガイドや手入れには多数のボランティアが活躍している。その活動は、「ガイド・インフォメーション」「合掌造り（旧矢箇原家住宅）の管理・運営」「庭園の保守・整備」に分かれておこなわれており、また「動植物の調査・記録」「茶道研究」「英語ガイド研究」の自主的な活動も、来園者に向けて提供されている。平成19年（2007）9月には、財団法人横浜市芸術文化振興財団と三溪園保勝会が中心となって原三溪市民研究会が発足し、市民と協働した研究活動の成果が、稿本のままとなっていた『原三溪翁伝』（藤本實也著）の刊行に結びついた。



大茶会（臨春閣）



三溪園の範囲と古建築の位置図

オまとめ

国際貿易都市の横浜は、つねに港とともに発展してきた。小さな波止場から始まった横浜港は、二度にわたる築港工事を経て、東洋一と称される規模と設備を誇るまでになった。開港場の設置によって、港周辺には税関を中心として行政機関や銀行、外国商館や倉庫などが次々と建設され、その後の政治・経済の中心地として発展した。かつての開港場のエリアに残る歴史的建造物の多くが、当初の役割を終えたあともまちづくりのなかで様々に活用され、開港以降の港の記憶を人々に伝えている。

横浜が開港した6月2日（旧暦での日付、新暦では7月1日）は、横浜にとって開港都市としてのアイデンティティを支える重要な日であり、現在にいたるまで、さまざまな形で開港を記念する祝賀行事が開催されてきた。現在も開港記念日として位置づけられ、市立学校は休業日となっており、横浜市民にとって6月2日は横浜の歴史を振りかえる機会となっている。

港の活動にともなって、日常的に人びとに親しまれてきた汽笛の音は、現在も大型客船の出航・帰港の際に鳴らされており、日々の正午の汽笛とあわせて港町ならではの音の風景となっている。現在では、大晦日の日付が変わる瞬間に鳴らす特別な「除夜の汽笛」も、横浜を代表する音風景として定着している。

開港以降、明治期を通じて横浜の輸出貿易を支えたのが生糸であり、生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となった。生糸貿易で財をなした実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をを持つようになるが、その一人である原富太郎（原三溪）は、本牧に設けた自邸の庭園に古建築を移築して、「三溪園」として市民に公開した。三溪の雅号をもつ原は、自らも美術品を収集し、若手の芸術家たちの活動を支援するなど、三溪園を舞台として横浜の芸術文化の振興に大きな役割を果たした。また三溪園はさまざまな歴史的な茶会の会場となり、現在も毎年大茶会が開催されるなど、原三溪の時代からの文化的伝統を伝えている。

② 焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承にみる歴史的風致

ア 概要

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災と昭和20年（1945）5月29日の横浜大空襲という二度の災禍を経て、その都度復興を遂げてきた。

関東大震災では、横浜港や閑内地区など市街地の広い範囲で大きな被害が出た。その後の震災復興事業を通じて道路、河川、公園など、現在の都市の骨格（インフラストラクチャー）が形成された。復興事業の中心は土地区画整理で、市内13地区で実施された。土地区画整理と併せて道路も整備され、震災復興橋梁は市内に178橋建設された。このほか、市内6カ所に公園が整備され、特に市街地で発生した瓦礫により埋め立て日本初の臨海公園として造成された山下公園は復興の象徴的な場所となっている。昭和14年（1939）に建てられたインド水塔では、現在でも毎年9月1日に慰靈祭が開催されている。

また、横浜に現存する近代建築の多くが、震災以降に建設された昭和戦前期のものである。神奈川県庁本庁舎や横浜税關本関庁舎、横浜地方裁判所（現横浜地方・簡易裁判所）、横浜市外電話局（現横浜土地発展記念館）などの公共施設、ホテル・ニューグランド、横浜商工奨励館（現横浜情報文化センター）や閑内地区にある銀行やオフィスビルなどの近代建築の多くは、震災復興期に建設されたものである。

震災復興が進むなか戦時下に入り、横浜大空襲、終戦後の接收と再び災禍に見舞われることとなった。閑内地区を中心とする都心部にある焼け残った近代建築は、その多くが占領軍により接收され、横浜市の接收面積は最大で1,200haにも及んだ。閑内・閑外地区の空き地にはカマボコ型の官舎が並び、山手地区や本牧、根岸地区は占領軍の住宅地として接收された。昭和26年（1951）、市・県・商工会議所が協力して横浜市復興建設会議を設置し要望書を提出した結果、国費で代替施設を建設すること、国・公有地に接收施設を移転し民有地を優先的に返還するという方針が決定した。翌年の昭和27年（1952）、サンフランシスコ講和条約が成立してから接收の解除が進み始めたが、他都市よりも戦災復興は大幅に遅れることとなった。昭和28年（1953）には、復興を進め、盛り上げていくために横浜商工会議所が多くの方が集まる一大行事にと、「第1回 国際仮装行列」が開催され、現在まで70回を超える開催によよぶ横浜を代表する一大イベントとなり、毎年多くの人にぎわっている。

戦災復興事業では、建物の建設とあわせて都市の不燃化が進められた。昭和27年（1952）に施行された耐火建築促進法に基づき、市内では総延長50km余りによよぶ延焼防止帯となる不燃建築物が建設された。そのうち、閑内・閑外地区では37km余りが建設され、「防火帯建築」としてまちの景観の特徴を形成している。

このように、二度の災禍を経ながらも、これらの歴史が震災復興期の建築、戦災復興期の建築、戦後高度経済成長期以降の建築など、歴史の文脈が現れた魅力的な都市景観を形成してきたとともに、被災した記憶や復興の願いを込めた行事が今日に至るまで続けられている。

イ 建造物

○山下公園

関東大震災の復興事業の一環として、震災で発生した瓦礫を埋立てた上に造られている、昭和5年（1930）に開園した日本初の臨海公園である。昭和10年（1935）の復興記念横浜大博覧会では、会場として利用された。戦中・戦後は接收されていたが、昭和29年（1954）に返還され、昭和35年（1960）に全面的に市民に解放され、市民の憩いの場として親しまれている。公園前に係留されている「水川丸」とともに、横浜を代表する公園のひとつである。平成19年（2007）、登録記念物に登録された。



山下公園

○インド水塔

インド水塔は、関東大震災の際に外国商人の救済措置を積極的に講じた恩恵の返礼と同胞の慰靈として、横浜印度商組合が横浜市へ昭和14年（1939）に寄贈した水飲み場である。インド建築やイスラム建築のモチーフを取り入れた外観に特徴のある建物は、山下公園の景観上重要な存在になっている。震災の起こった9月1日には、毎年横浜ムンバイ友好委員会と横浜インドセンターが中心となり、インド水塔で慰靈祭を開催している。平成17年（2005）、市認定歴史的建造物に認定された。



インド水塔

○震災復興橋梁・隧道

震災復興橋梁及び隧道とは、震災復興の際に国と市によって施行された震災復興事業により、大正末期から昭和初期に建設された橋梁や隧道（トンネル）のことである。市内の各地に現存している。震災復興橋梁は178橋架けられ、そのうち37橋が現存している。標準設計を基に建設されているという特徴があるが、親柱や高欄などのデザインに個性がみられ、長く地域に親しまれている土木遺産群であるといえる。震災復興橋梁及び隧道のうち市認定歴史的建造物に認定されているものは、

- ・東隧道（昭和5年（1930）竣工／平成12年（2000）認定）
- ・山手隧道（昭和3年（1928）竣工／平成13年（2001）認定）
- ・打越橋（昭和3年（1928）竣工／平成15年（2003）認定）
- ・桜道橋（昭和3年（1928）竣工／平成16年（2004）認定）
- ・霞橋（昭和3年（1928）竣工／平成16年（2004）認定）
- ・谷戸橋（昭和2年（1927）竣工／平成17年（2005）認定）
- ・西之橋（大正15年（1926）竣工／平成17年（2005）認定）
- ・吉野橋（大正15年（1926）竣工／平成31年（2019）認定）
- ・長者橋（昭和3年（1928）竣工／令和4年（2020）認定）の9件がある。



桜道橋（手前）と山手隧道（奥）



谷戸橋

○神奈川県庁本庁舎

神奈川県庁本庁舎は、昭和3年(1928)に竣工した4代目県庁舎で、震災復興期の建物である。外観は、茶褐色のスクラッチタイル張りの外壁と中央の塔が特徴的で、「キングの塔」の愛称で親しまれている。平成8年(1996)に登録有形文化財に登録(のち指定時に解除)、令和元年(2019)に重要文化財に指定された。



神奈川県庁本庁舎

○ホテルニューグランド本館

ホテルニューグランドは、震災復興期に官民協働で建設され、昭和2年(1927)に開業したクラシック・シティ・ホテルである。開業後は、マッカーサー元帥や作家の大佛次郎などの著名人が多く宿泊した。ホテルのレストランでは、ドリア、ナポリタン、プリン・アラ・モードなどが生み出され、発祥グルメとして広く知られている。平成4年(1992)、市認定歴史的建造物に認定された。



ホテルニューグランド本館

○関内・関外地区の防火帯建築

防火帯建築とは、昭和27年(1952)に施行された「耐火建築促進法」に基づき、延焼防止帯となる不燃建築を形成する建物のことである。全国92都市で建設されたが、横浜市内では建設された防火帯建築の総延長は50.913km、うち関内・関外地区では37.232kmにおよんだ。関内・関外地区は、接收により戦災復興が遅れたため、戦災復興建築として数多くの防火帯建築が建てられた。建物は、通りに沿って帶状に建てられ、1・2階の低層部を店舗、3階以上は住宅という形式が一般的である。防火帯建築の全体的な概要や耐火建築として融資を受けた建物の一覧表は、『横浜市建築助成公社20年誌』(財団法人横浜建築助成公社、昭和48年(1973))に掲載されている。その一覧表では、建設年度、建築主、場所、階数、建築面積、延面積、施工者について、市内の527棟が表で整理されている。そのうち現存しているものでは、弁三ビル(弁天通3丁目共同ビル)(昭和29年(1954)建築)、吉田町共同ビル(第一、第三)(昭和32年(1957)～38年(1963)建築)などがある。



弁三ビル



吉田町共同ビル

ウ 市街地環境

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災で多くの建物が倒壊し、同時に発生した火災により市街地の90%近くを焼失した。現在のまちは、震災復興事業により都市の骨格が形成された部分が大きい。関内・関外の市街地など焼失地域を中心とした市内13地区土地区画整理事業が実施され、それにあわせて街路、橋梁、河川等の復旧を行う街路事業、公園の増設及び復旧を行う公園事業が実施され、現在の都心部の骨格が形成された。

震災復興期の昭和初期までに、都心部では震災復興建築として近代建築が多く建設された。震災復興期には、古典主義様式やアール・デコ様式のデザインなどを用いた庁舎等の公共建築、銀行建築、オフィスビル建築が建設された。これらの近代建築は、関内地区を中心として多く現存しており、保全活用が進められ、横浜都心部としての機能を果たしつつ、都市景観の重要な用途ともなっており、現在の横浜の都市景観に欠かせないものとなっている。

また、戦後の都市計画により生まれた防火帯建築は、街並みの景観に大きく寄与する建築であるとともに、民間主導による芸術不動産として活用も進められている。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は以下のとおり。

歴史的風致を形成する建造物	指定等
ホテルニューグランド本館	市認定歴史的建造物
綜通横浜ビル（旧日本町旭ビル）	市認定歴史的建造物
横浜情報文化センター（旧横浜商工奨励館）	市認定歴史的建造物
横浜地方・簡易裁判所（旧横浜地方裁判所）	市認定歴史的建造物
馬車道大津ビル（旧東京海上火災保険ビル）	市認定歴史的建造物
旧横浜市外電話局	市認定歴史的建造物
横浜税関	市認定歴史的建造物
旧東京三菱銀行横浜中央支店	市認定歴史的建造物
旧富士銀行横浜支店（元安田銀行横浜支店）	市認定歴史的建造物
旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店）	市認定歴史的建造物
インド水塔	市認定歴史的建造物
谷戸橋	市認定歴史的建造物
西之橋	市認定歴史的建造物
ストロングビル	市認定歴史的建造物
インペリアルビル	市認定歴史的建造物
旧神奈川県産業組合館	市認定歴史的建造物
横浜開港資料館旧館（旧横浜英國総領事館）及び旧門番所	市指定有形文化財
市立港中学校門柱（旧花園橋親柱）	国登録有形文化財

工活動

○復興の熱気を伝える国際仮装行列

毎年6月2日の開港記念日に開催される「横浜開港記念みなと祭 国際仮装行列」は、昭和27年（1952）に大さん橋ほか市街地の接收が大幅に解除されたことをきっかけに、「横浜に多数の人が集まる一大名物となる様な行事」として横浜商工会議所が企画したもので、翌28年（1953）6月2日の開港記念日に第1回が開催された（写真）。「国際港である特色を十二分に活かして在留外人も参加出来る国際仮装行列であり、現在まで70回を超える開催を誇る、開港記念日の一大イベントである。

昭和33年（1958）に開催された開港100周年記念の国際仮装行列では、当時横浜商工会議所が入っていた横浜商工奨励館前の日本大通りを出発地点とし、本町通りから馬車道を通り、野毛を経由して伊勢佐木町に入るルートが取られていた。震災復興期の近代建築や戦災復興期の防火帯建築などが建ち並ぶ街並みが仮装行列の舞台となることで、人々は復興する都市の熱気を肌で感じることができたと想像される。現在の仮装行列は、山下公園前が出発地点となっているが、震災復興の瓦礫から誕生した山下公園、同じく外国人ホテルとして横浜の震災復興に大きな役割を果たしたホテルニューグランドからスタートすることで、都市横浜の復興ものがたりは継承されている。

この国際仮装行列の原型といえるものが、昭和戦前期の開港記念祭でも実施されている。昭和12年（1937）の開港記念祭は、横浜市の震災復興事業の柱である市営埋立事業の完成を記念して、「埋立祝賀開港記念祭」として開催されたが、6月2日の開港記念日には700人が参加しての「開港行列」が盛大におこなわれた。そして6月3日には、当時「愛市の花」に指定されていたバラをあしらった「バラ行進」がおこなわれた（写真）。バラの生花で彩られた馬車5台が、市内企業の馬車・自動車とともに市



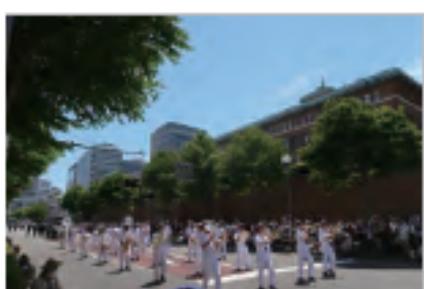
第1回国際仮装行列
(昭和28年)



第6回国際仮装行列
<横浜開港100年祭>
(昭和33年)



第71回ザヨコハマパレード（開港記念みなと祭国際仮装行列）
令和5年5月3日 [山下公園通り - 山下公園付近]



第71回ザヨコハマパレード（開港記念みなと祭国際仮装行列）
令和5年5月3日 [本町通り - 神奈川県庁本庁舎付近]



第71回ザヨコハマパレード（開港記念みなと祭国際仮装行列）
令和5年5月3日 [赤レンガ倉庫付近]



第71回ザヨコハマパレード（開港記念みなと祭国際仮装行列）
令和5年5月3日 [馬車道通り - 神奈川県立歴史博物館付近]

内を行進するもので、午前10時にホテルニューグランドを出発した一行は、神奈川県庁前や伊勢佐木町を経由して横浜駅に到着すると、午後には完成したばかりの埋め立て地を廻った。

現在の国際仮装行列は、このバラ行進が原型となったものといえる。そして「愛市の花」であったバラは、平成元年（1989）に横浜市の市花となった。

○復興の「記憶と記録」を継承する営み

関東大震災の記憶を後世に伝える資料として、震災で犠牲になった人々を供養するための慰靈碑や、復興に際して建てられた記念碑などが、市域の各地に残されている。そのひとつが山下公園内のインド水塔である。

関東大震災で横浜の外国商館は大きな打撃を受けたが、おもに紡織物の輸出を手がけていたインド商人の横浜復帰のために、震災後日本紡業協会は横浜市などからの借入金をもとに山下町に外国商館を建設した。インド水塔はこのときの援助への謝意として、横浜インド商組合から横浜市に寄贈されたもので、昭和14年（1939）に青木周三市長らが列席して引渡式がおこなわれた。

インド水塔は、震災瓦礫を埋め立てて造成された山下公園となるんで、国際貿易都市横浜の震災復興を象徴する存在であり、現在も毎年9月1日には、横浜ムンバイ友好委員会、横浜インドセンター等が中心となって、関東大震災で亡くなった人々の慰靈祭が行われている。

関東大震災で横浜は一夜にして瓦礫の山と化したが、その後から、震災の記録を継承する活動が始まっている。当時の横浜市教育課長中川直亮は、震災の体験と教訓を後世に伝えるために、市内の小学校に対して震災記念品を集めるように呼び掛けた。当時学校の現場では被災者の救助活動に忙殺されており、また予算もほとんどなかったために、資料の収集は困難を極めたが、震災から1年後の大正13年（1924）9月1日に、横浜小学校の敷地内のバラックに横浜市震災記念館が開館した。展示品は、11時58分で止まった時計、焼け残りの貨幣・家財道具などで、写真や模型などをあわせて収集資料は4000点に達した。

その後、野毛山の横浜市図書館に隣接して、鉄筋コンクリート造二階建ての建物が新築され、昭和3年（1928）に8月に3代目の震災記念館が開館した（写真）。この震災記念館では、震災当日の横浜市街を再現したジオラマや、屋外展示として野毛山の鐘やバラック電車などが展示されていたが、昭和17年（1942）には市民博物館としてリニューアルし、さらに戦局の悪化を受け



バラ行進の様子（県庁前）



インド水塔での慰靈祭

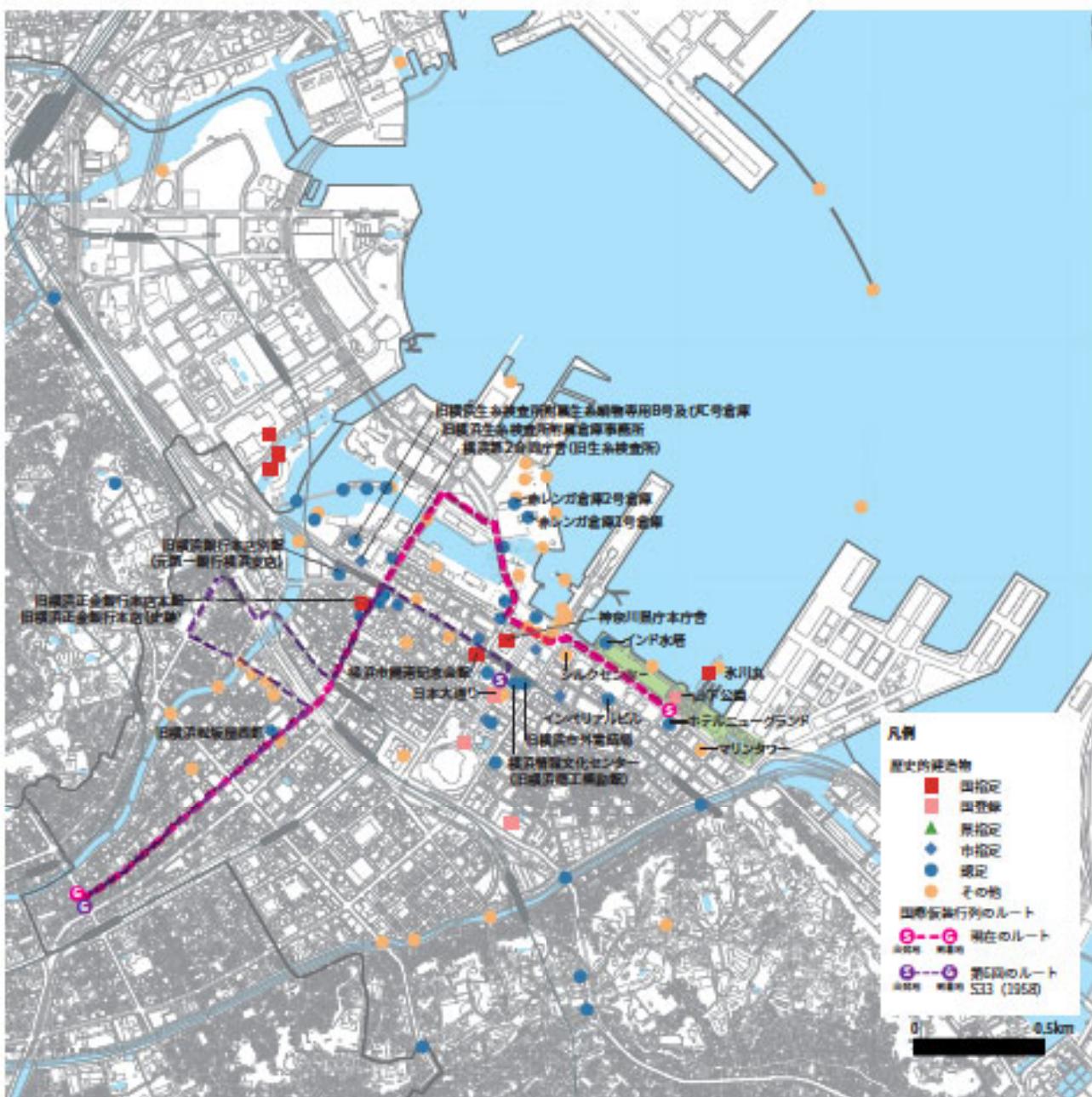


横浜震災記念館

て、同19年（1944）に観覧を休止した。戦後、市民博物館は再開されることなく、施設は横浜市史資料室や結婚式場などとして使用されたのち、平成3年（1991）に解体された。

現在では、横浜開港資料館（昭和56年（1981）開館）、横浜市歴史博物館（平成7年（1995）開館）、横浜都市発展記念館（平成15年（2003）開館）、横浜市史資料室（平成20年（2008）開室）などの歴史資料保存機関で、関東大震災および横浜大空襲に関する記録を継承する活動が続けられている。

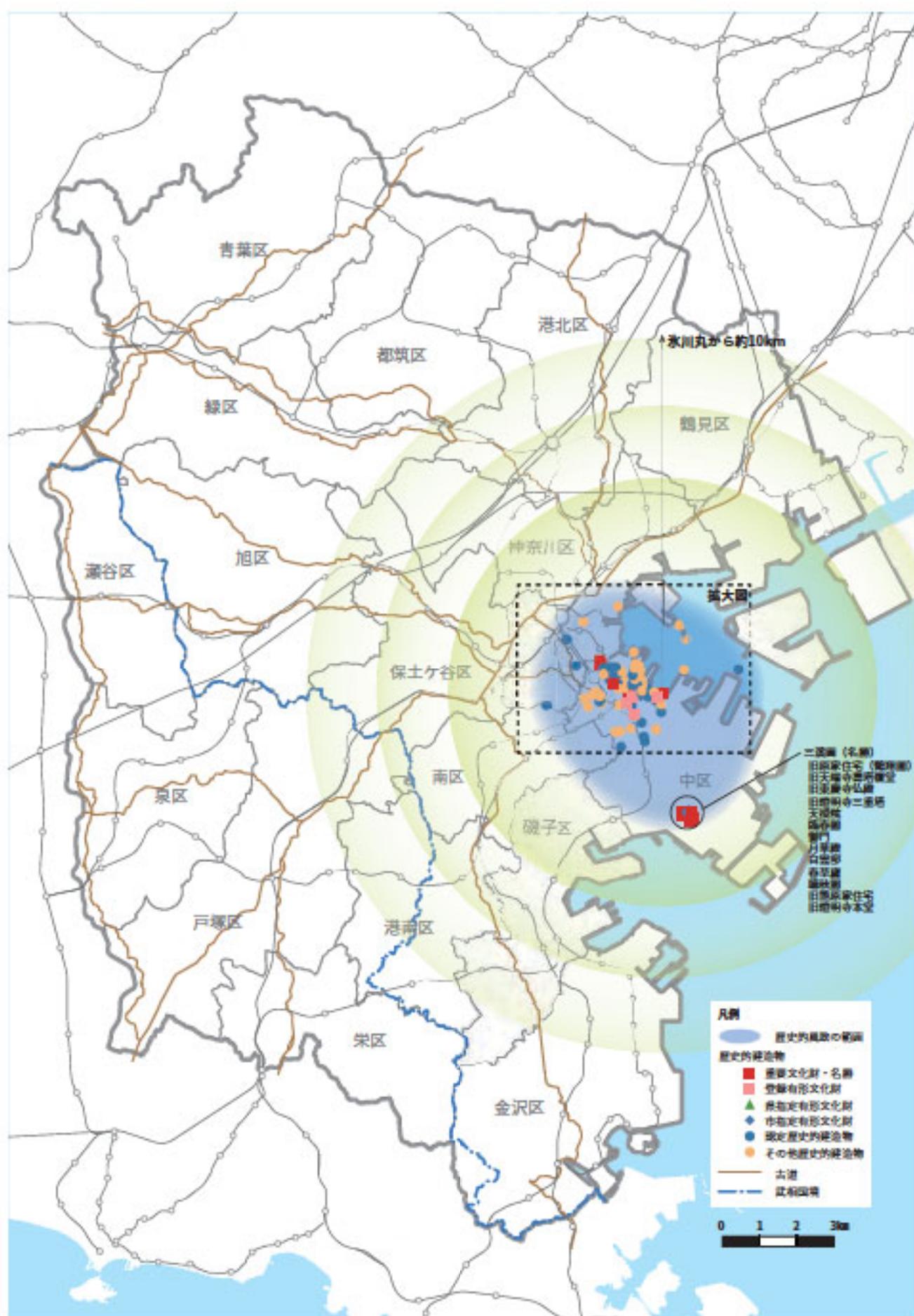
また昭和46年（1971）7月、「空襲を中心とする庶民の生活体験を正確に記録し、後の世に残すため」に、市民団体「横浜の空襲を記録する会」が結成された。同会は、被災地の現地調査、戦争を知らない世代のための講座や展示の開催、5月29日と8月15日の集会の開催など、会員と市民が協力して事業を続け、昭和49年（1974）からは、横浜市から委託を受けた『横浜の空襲と戦災』全6巻の編集・刊行に取り組むなど、大きな成果を挙げた。現在、同会が収集した資料は横浜市に寄贈され、横浜市史資料室で広く市民に公開・活用されている。



国際仮装行列のルートと周辺の歴史的建造物等の位置図

オまとめ

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災と昭和20年（1945）5月29日の横浜大空襲と戦後の接收により、都市機能に大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市横浜へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった国際仮装行列は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、被災を受けた記憶はインド水塔での慰靈祭や、横浜開港資料館などで記録される資料等により、後世に記憶を伝える活動が継続されている。



横浜開港をはじめとする港の営みにみる歴史的風致の範囲



横浜開港をはじめとする港の営みにみる歴史的風致の範囲【拡大図】

(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

ア 概要

外国人居留地は、安政6年（1859）の開港時より少し遅れ、翌年の万延元年（1860）に運上所を境に日本人居住地と外国人居留地（山下町の一部）が設置され、順次拡大していった。慶応3年（1867）には山手地区が居留地に編入し、横浜の居留地は明治32年（1899）に居留地制度が廃止されるまで約40年間存続した。山下（関内）居留地は商工業地区として外国の商館が建ち並び、山手居留地は山下居留地で働く居留外国人の住宅地として発展し、それぞれ特色のある街並みが形成された。

現在の山手地区の道路や地割などの基本的な骨格は、山手居留地として整備された明治期からほとんど変わっていない。しかし、明治期に建設された建物は、大正12年（1923）の関東大震災で壊滅的な被害を受けた。現在は、関東大震災後に建設された西洋館が現代まで相当数現存し、山手の景観を形成している。居留地時代に持ち込まれたバラやヒマラヤスギなどは、山手地区のさまざまな場所で目に見ることができる。戦後は長く接收され、復興やまちづくりの遅れなどに大きな影響を受けた。接收解除や環境・景観保全に関する地域住民によるまちづくりが続けられ、歴史的風致を感じることのできる景観や環境、西洋館などの歴史的建造物が残されてきた。

また、居留外国人がもたらしたさまざまな文化の一つに、スポーツがある。明治3年（1870）に開園した日本初の西洋式公園である山手公園では、明治9年（1876）に初めてテニスが行われてから現在までテニスを楽しむ姿を見ることができる。明治9年（1876）に開園した横浜公園では、開園当時よりクリケットや野球などスポーツが盛んに行われてきた。その他、根岸競馬場で行われた近代競馬など、外国人がもたらしたスポーツは、現在にも引き継がれている。

イ 建造物

○山手公園

山手公園は、明治3年（1870）に開園した横浜居留外国人によって造られた日本初の西洋式公園である。明治11年（1878）には、「レディース・ローン・テニス・クロッキー・クラブ」がテニスコートを設けテニスをプレーしたことから、日本における近代テニス発祥の地として知られる。現在でも、テニスコートは市民に利用され、園内にある横浜テニス発祥記念館で歴史を知ることもできる。また、イギリス人によって持ち込まれたヒマラヤスギが日本で初めて植えられ、ここから全国に広まったとされる。平成16年（2004）、名勝に指定された。



山手公園

○横浜公園

横浜公園は慶應2年（1866）の第3回地所規則により、日本大通りとともにR.H.ブライトンによって設計された西洋式公園で、明治9年（1876）に開園した。山手公園と違い、居留外国人と日本人が共に使える公園であったので「彼我公園」と呼ばれた。開園当初は芝生のクリケット場があったが、明治42年（1909）に横浜市所有になった際、新たに野球場や噴水・四阿などが整備された。関東大震災の復興整備では、昭和4年（1929）本格的な野球場や野外音楽堂などが建設され、野球場ではペーブ・ルースやルー・ゲリックら米国の名選手がプレーしたことでも有名である。戦後の接收を経て、返還後は「平和球場」として野球の試合に利用され、昭和53年（1978）に「横浜スタジアム」が建設された。開園当初より、横浜の都市の中心にある公園でありながら、野球を中心としたスポーツの拠点としての機能も果たしてきた。平成19年（2007）、隣接する「日本大通り」とともに登録記念物に登録された。



横浜公園

○旧根岸競馬場一等馬見所

旧根岸競馬場は第3回地所規則により、日本で最初の近代様式競馬場として開設した。現在残る一等馬見所は、関東大震災後にJ.H.モーガンが設計して新しく建設されたスタンドで、『東京横浜復興建築図集 1923-1930』（建築學會編、昭和6年（1931））に「日本レース俱樂部」として写真と配置図が掲載されており、それによると一等馬見所は昭和4年（1929）竣工、翌年、二等馬見所が竣工したことがわかる。昭和63年（1988）には、二等馬見所が解体されている。昭和4年から17年（1942）まで競馬場としてレースが開催されていたが、日本海軍による接收、戦後は米軍による接收があったため、今まで一般に立ち入りできない状況が続いている。しか



旧根岸競馬場一等馬見所

し、高台に建つ三つの塔を持つ特徴的な外観は、遠くからもみることができ、根岸のランドマークとなっている。周辺のレース場があった場所は地形を生かした緑豊かな公園となり、馬の博物館やボニーセンターが隣接するなど、競馬場であった当時の様相を今に伝えている。

○外交官の家（旧内田家住宅）

外交官の家は、明治から大正にかけて活躍した外交官の内田定権の住宅として明治43年（1910）に建てられ、平成9年（1997）に渋谷区南平台から現在地のイタリア山庭園に移築された建物である。室内は家具などの調度類が再現され、当時の様相を体験できるようになっている。「花と器のハーモニー」をはじめとした季節ごとのイベントや、ボランティア活動による清掃活動などにより、地域や来街者との交流の場となっている。平成9年（1997）、重要文化財に指定された。



外交官の家

○山手資料館（旧中澤邸）

山手資料館は、明治42年（1909）に建てられた和洋折衷住宅の洋館部分で、二度の移築を経て昭和52年（1977）に現在地に移築再建された。横浜山手に関する資料を展示する民間の「山手資料館」として活用され、山手地区のシンボルとして多くの人に親しまれている。平成11年（1999）、市認定歴史的建造物に認定された。



山手資料館

○山手234番館

山手234番館は、昭和2年（1927）頃に建てられた外国人向けアパートである。平成元年（1989）、歴史的景観保全を目的として市が取得し、平成9年（1997）に深刻な老朽化を受けて大規模な改修工事の実施が決定するとともに、「中区パートナーシップ推進モデル事業」の一環として活用方法が検討された。翌年、地域住民や一般公募で選ばれた市民で構成する「山手234番館活用検討会」が発足し、ワークショップや街歩きなどをしながら、活用方法の検討が行われた。平成12年（2000）、市認定歴史的建造物に認定されるとともに一般公開された。



山手234番館

ウ 市街地環境

横浜開港により、外国人居留地が形成された。外国商館や外国資本の銀行などが建ち並ぶ山下居留地と、山下居留地（山下地区）で働く居留外国人が暮らす住宅地としての山手居留地（山手地区）として発展した。横浜は大正12年（1923）の関東大震災で壊滅的な被害を受けたため、震災前の遺構は数少ないものの、山下地区では外国商館だった旧横浜居留地48番館や旧英國7番館、外国資本銀行であった旧露亞銀行横浜支店などが居留地時代の遺構を見ることができる。

一方、山手地区では震災復興期の建物が残っているが、外国人向け市営復興住宅として建てられた山手89-8番館や民間による外国人向けの復興住宅として建てられた山手69-6番館など震災復興を物語る西洋館も残っている。また、居留外国人により設立した横浜協立学園などの学校、カトリック山手教会や横浜山手聖公会などの教会、外国人墓地等なども震災復興を経て現在まで引き継がれ、文教地区としての環境が山手地区の街並みの特徴ともなっている。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は以下のとおり。

対象の歴史的建造物	指定等
カトリック山手教会聖堂	市認定歴史的建造物
横浜山手聖公会	市認定歴史的建造物
石橋邸	市認定歴史的建造物
松原邸	市認定歴史的建造物
宇田川邸	市認定歴史的建造物
BEATTY邸（ビーティ邸）	市認定歴史的建造物
エリスマン邸	市認定歴史的建造物
プラフ18番館	市認定歴史的建造物
カトリック横浜司教館別館	市認定歴史的建造物
カトリック横浜司教館（旧相馬永胤邸）	市認定歴史的建造物
岡田邸	市認定歴史的建造物
山手資料館	市認定歴史的建造物
山手234番館	市認定歴史的建造物
ペーリック・ホール	市認定歴史的建造物
山手76番館	市認定歴史的建造物
打越橋	市認定歴史的建造物
桜道橋	市認定歴史的建造物
山手89-8番館	市認定歴史的建造物
フェリス女学院10号館（旧ライジングサン石油会社社宅）	市認定歴史的建造物
フェリス女学院6号館別館	市認定歴史的建造物
河合邸	市認定歴史的建造物
山手26番館	市認定歴史的建造物
霞橋（旧江ヶ崎跨線橋）	市認定歴史的建造物
山手133番館	市認定歴史的建造物
山手133番プラフ積擁壁	市認定歴史的建造物
山手237番館	市認定歴史的建造物
横浜共立学園本校舎	市指定有形文化財
横浜地方気象台庁舎	市指定有形文化財
横浜市イギリス館	市指定有形文化財
山手214番館	市指定有形文化財
山手111番館（旧ラフィン邸）	市指定有形文化財
岩田家住宅	市指定有形文化財
ジェラール水屋敷地下貯水槽	国登録有形文化財

工 活動

○居留地を感じる山手のまちづくり

横浜港開港以降、居留外国人の住宅地として形成した山手地区は、西洋の住宅や教会、学校などが建てられて街が形成されていくとともに、さまざまな西洋の植物も持ち込まれた。イギリス人のカール・クラマーは、西洋の「バラ」を初めて日本に持ち込み、山手公園が開園した翌年の明治4年（1871）に開催したフラワーショーでバラを販売したことから山手の居留地住宅の庭から市民の庭へと広まっていった。また、明治12年（1879）には、イギリス人のヘンリー・ブルックにより、山手公園の一帯に「ヒマラヤスギ」が初めて植えられ、明治末頃から市内の教会や学校に植えられて広まっていった。山手に持ち込まれた「バラ」や「ヒマラヤスギ」は、現在でも山手地区のさまざまな場所で見ることができ、地域住民や来街者を楽しませている。

関東大震災で山手地区一帯は壊滅的な被害に遭ってしまったが、居留外国人によって持ち込まれた西洋館とその前に整えられた庭、花や樹木による豊かな緑の環境は、震災や戦災の復興を経て地域の手により現在まで守られている。山手公園や元町公園などでは、昭和36年（1961）に全国に先駆けて創設された公園愛護会制度により、地域住民によって設立された公園愛護会と地域の学校等との協働で清掃・除草、草花の手入れなどが行われている姿を見ることができる。また、平成4年（1992）に発足した「山手まちづくり懇談会」では、市民まちづくりフォーラムの開催や住民ワークショップ、山手234番館の市民運営実験などさまざまなまちづくり活動を行った。特に、山手234番館の市民ボランティアでは、歩いて楽しめるガーデニング「チューリップアートプロムナード」と題して近隣の元町商店街とともにチューリップの花絵を飾るイベント、山手の景観調査、昭和60年（1985）の調査を基にした景観木の毎木調査、緑と歴史などを調査してまとめる活動なども行った。山手234番館が指定管理者制度に移行した平成14年（2002）からは、運営管理から離れてしまっても山手らしい行事を続けたいという意向から「山手西洋館ボランティアネットワーク」を発足して活動を継続し、山手234番館の花壇や周辺道路沿いの花壇の管理をしている姿や、公開西洋館における季節ごとのイベントへの参加などで活動の様子を見ることができる。

8つの公開西洋館では、ボランティアによる庭の手入れや、地域の町内会・自治会やボランティア団体等と協働で季節ごとにイベントを実施している。毎年恒例となっている初夏の「花と器の



山手外国人住宅（彩色写真）
(明治中期、横浜開港資料館蔵)



山手公園のヒマラヤスギ
(手前は横浜山手テニス発祥記念館)



山手234番館市民運営実験
(平成10年(1998))



花と器のハーモニー

ハーモニー」や秋のハロウィン、冬の山手芸術祭など、西洋館ならではのおもてなしで来館者を楽しませている。

さらに、山手地区では山手や居留地の歴史を紐解き伝える市民活動も盛んである。昭和56年（1981）には市民団体「横浜の洋館を愛する会」が立ち上がり、昭和63年（1988）に「ヨコハマ洋館探偵団」と名を変え、継続してまち歩きと講座・ウォッチング等で山手の魅力を伝えてきた。この活動から得た横浜の魅力等を地域に伝えるため、平成4年（1992）には横浜シティガイド協会が立ち上がり、市民・来街者等へのガイド等で山手などの横浜の魅力を案内して参加者を楽しませている。近年ではNPO法人横浜アーカイブスにより、居留地時代からの地番ごとの情報の蓄積など、山手に関する貴重な資料の研究とデータベース化が進むと共に、公開西洋館等での展示や講座等が行われている。



ブラファーカイブス HP

一方で、戦後の山手地区のまちづくりはさまざまな問題に地域で乗り越えてきた。第二次世界大戦・横浜大空襲の後、横浜市内各地では米軍による接收を受けたが、この長期化による復興の遅れから、山手地区でも大きな影響を受けており、昭和37年（1962）、山手地区の地主90人によって「山手地区接收解除促進協議会」が結成される。この動きが、山手地区における地域住民のまちづくり活動の最初期にあたる。昭和40年代に入ると、地区内に中高層マンションが相次いで建設され、地域住民による建設反対陳情を始めとしたまちづくり活動が活発化していく。それらの活動を受けて、山手地区的接收が全面解除となった昭和47年（1972）に「山手地区景観風致保全要綱」が制定され、開発及び建築行為に際して建築物等の高さの制限、基準点からの見通し景観の確保、樹木等の適切な管理等について指導を行い、秩序あるまちづくり誘導が始まった。本格的なまちづくりが進むのは、戦後30年近く経ったこの時期からであった。

昭和63年（1988）、横浜市が港の見える丘公園に地下駐車場建設を計画した際には、地域住民から反対運動が起こった。地域住民の反対運動を受けて市の地下駐車場計画は白紙に戻されたが、この問題を受けて、平成4年（1992）に、町民有志により「山手まちづくり協議会」、官民意見交換の場として「山手まちづくり懇談会」が発足した。

平成10年（1998）には、地域住民や地区内の学校等が協力し、優れた環境と歴史的遺産・遺構を活かした魅力あるまちづくりを進めるための目標を定めた「山手まちづくり憲章」が山手まちづくり懇談会の場で住民から提唱され、制定された。しかし平成13年（2001）、前年に廃校となったセントジョセフ・インターナショナル・カレッジの跡地に大規模マンションが建設されることが発表された。このときも反対運動や署名運動などが展開され、これを契機に、山手東部町内会・西部自治会により「山手まちづくり推進会議」が発足した。山手まちづくり推進会議では、平成16年（2004）に住民発意型の地区計画の策定と住民の意思により「山手まちづくり協定」を策定して運用を開始、平成18年（2006）には山手地区のヒマラヤ杉等の景観木調査、平成19年（2007）には「山手まちづくりプラン」の策定とブラフ積擁壁の分布調査など、山手地区の景観や環境を守るために活動を行ってきた。これらの協定やプランを継承する形で、令和元年（2019）に山手地区景観計画及び山手地区都市景観協議地区の指定に至っている。

これらのまちづくり活動と同時に、マンション開発等で西洋館や近代建築が失われていく歴史的建造物の保全活用も民間主導で始まり、官民協働で進められてきた。その皮切りとなったのが昭和 51 年（1976）の民間事業による山手資料館の移築保全である。近年でも山手 133 番館が市内企業の手によって、取得及び保全・改修され、貴重な西洋館が残された。一方、横浜市でも昭和 40 年代より西洋館等の取得・保全と公園化、公園内への移築保全などを進め、現在では公園内に 8 つの公開西洋館として市民や来街者を迎えている。

以上のように、地域住民が行政を巻き込みながらまちづくりや歴史的建造物の保全活用の活動により、山手地区の異国情緒を感じる歴史的な景観や環境、西洋館や近代建築といった歴史的建造物を今日まで守ってきたのである。



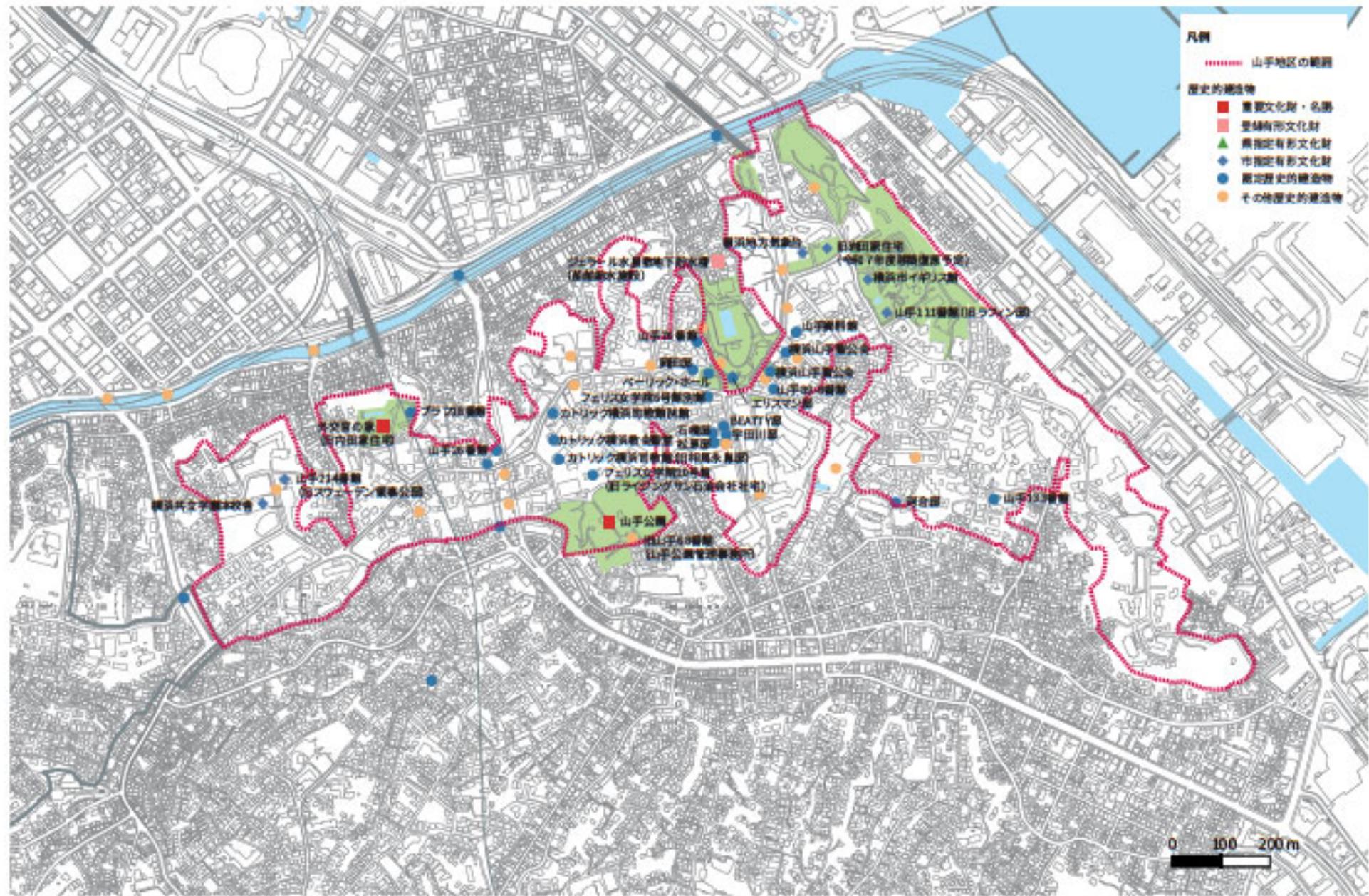
横浜市イギリス館



エリスマン邸

山手地区のまちづくり活動年表

出来事	明治 4 年 (1871) フラワーショー (バラ販売) 明治 12 年 (1879) ヒマラヤスギ植樹	大正 12 年 (1923) 関東大震災	昭和 20 年 (1945) 終戦・接收 昭和 47 年 (1972) 全面接收解除 平成 14 年 (2002) 西洋館公開
居留外国人等によるガーデニング	バラ・ヒマラヤスギ等ガーデニング		
公園愛護会等の花と緑の活動	清掃・草花の手入れ等の活動		
地域の環境保全・まちづくり活動	接收解除促進活動 環境保全活動 景観保全・まちづくり活動		
公開西洋館によるおもてなし	西洋館の市民運営実験等 西洋館の公開とおもてなし		



山手町の範囲と歴史的建造物等の位置図

○スポーツ文化のひろがり

開港以降、居留外国人の生活文化のひとつとしてさまざまな西洋のスポーツがもたらされた横浜は、近代スポーツ発祥の地となった。そのおもな舞台となったのが、山手公園（名勝）と横浜公園（登録記念物）である。

居留外国人が自らの資金で整地と植樹をおこなって明治3年（1870）に開園した山手公園では、軍楽隊による演奏会やフラワーショーなどの社交イベントが催される一方で、当時女性の間で人気が高まっていたローン・テニスが盛んにおこなわれていた。今日のテニスとは違って、一つの箱にラケットとネットとボールを収めて持ち運べるローン・テニスは、芝生があればどこでも楽しむことができた。明治9年（1876）6月17日の『ジャパン・ウィークリー・メール』には、山手公園でのローン・テニスの試合の様子が描かれており、これが横浜における最初のテニスの記録である。そして2年後の明治11年（1878）7月、居留民たちによる山手公園の維持管理が困難になると、公園はレディース・ローン・テニス&クロッキー・クラブ（LLT&CC）に貸与されることになり、専用の5面コートをもった日本最初のテニスクラブが正式に発足した。

当時のクラブ役員はすべて既婚の婦人で、横浜におけるテニス普及の中心的な役割を担っていたのは女性たちであった。また山手公園以外にも、宣教師たちが創設したミッションスクールや、居留民たちが住む洋館の庭でもテニスが興じられるようになり、横浜の外国人社会を通じて、広くテニスが普及していった。テニスコートにまつわるエピソードでは、関東大震災の際に、火災に追われてイギリス海軍病院の敷地（現在の港の見える丘公園）に集まった人々が、テニスコートのネットをロープ代わりにして崖をくだり、新山下の埋め立て地へと逃れたことが知られている。

山手公園のテニスコートは、明治32年（1899）の居留地撤廃以降も、条件付きながら LLT&CC が使用を続けてきたが、震災後の昭和2年（1927）には公園の西側半分が横浜市の管理となり、東側半分は、引き続き LLT&CC によって外国人専用のテニスコートとして使用された。戦後は占領軍によってテニスコートも接收されるが、昭和27年（1952）に接收が解除されると、LLT&CC は活動を再開させる。その後、昭和39年（1964）には、クラブの名称を横浜インターナショナル・テニス・クラブに変更して、日本人会員も含めた組織となり、昭和57年（1982）には、現在の横浜インターナショナル・テニス・コミュニティ（YITC）となつた。

昭和53年（1978）には、LLT&CC の創設100周年を記念して、山手公園内に「日本庭球発祥之地」の碑が設置され、また平成10年（1998）には、創設120周年を記念して「横浜山手・テニス発祥記念館」が建設された。YITC は、現在も活発に活動をおこなっており、山手公園ではテニスボールが飛び交う軽快な音がいつも響いている。

山手公園について完成した洋風公園である横浜公園は、慶應2年（1866）の横浜大火をきっかけに誕生した。大火後、幕府と諸外国との間で交わされた「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」にもとづき、



開園間もない山手公園
(横浜開港資料館蔵)



山手公園のテニスコート

イギリス人技師プラントンの設計で明治9年（1876）に開園した横浜公園では、公園中央に設けられた芝生のグラウンドが、クリケットをはじめフィールド・スポーツの舞台であった。

クリケットは横浜で最初におこなわれた球技であり、文久3年（1863）に当時まだ空き地だった旧埋立居留地で、イギリス軍艦の乗組員と居留民がクリケットの試合を楽しんだことが知られている。明治元年（1868）には横浜クリケット・クラブ（YCC）が結成され、のちに新埋立居留地と呼ばれる造成地にグラウンド（通称スワンプ・グラウンド）を整備して、試合をおこなっていた。YCCは横浜公園の計画を絶好の機会と捉えて、日本政府による整備を待たずに、芝生を植えたり平屋建てのクラブ・ハウスを建てるなどの行動に出ていたが、開園後、公園管理者が神奈川県に決定した明治11年（1878）以降、公園中央のクリケット・グラウンドを貸与されることになった。

この芝生のグラウンドは、そのほか陸上競技の横浜アマチュア・アスレチック・アソシエーション（YAAA）、横浜フット・ボール・アソシエーション（YFBA）、横浜ベース・ボール・クラブ（YBBC）も使用するようになり、明治17年（1884）には、YCCを核として、これらの競技団体がひとつになって、横浜クリケット&アスレチック・クラブ（YC&AC）が結成された。明治20年代後半以降、YC&ACは会員数が200人を超え、横浜の外国人社会において最大規模のスポーツ団体となった。

明治32年（1899）に居留地制度が撤廃されると、クリケット・グラウンド以外の公園管理は神奈川県から横浜市へと移り、さらに明治42年（1909）12月には、公園全域が横浜市の管理となった。これによってYC&ACは横浜公園から撤退することになり、あらたに根岸の高台（現在の中区矢口台）へと移転した。移転にあわせて、クラブの名称も横浜カントリー&アスレチック・クラブ（YC&AC）と改称され、クリケット以外にも広く野外スポーツを取り扱う組織となり、現在に至っている。

横浜市はYC&ACの移転を機会に横浜公園の改造に着手すると、中央のグラウンドを花園橋寄りの公園南東隅に移して野球場とした。横浜公園ではクリケット以外にも、野球やフットボール、ラグビーなどさまざまなスポーツがおこなわれていたが、最初の野球の試合がおこなわれたのは明治4年（1871）のこと、YCCが整備したスワンプ・グラウンドで、アメリカ軍艦の水兵と居留民との間でおこなわれた。その後、横浜公園グラウンドでも野球の試合がおこなわれるようになり、明治9年（1876）の横浜ベース・ボール・クラブ（YBBC）結成につながっていく。横浜公園グラウンドは、東京の一高（第一高等学校）とYC&ACとの間の対抗戦など、野球の国際試合の舞台になっていった。

震災後の昭和4年（1929）には、横浜公園球場が完成した。球場では、横浜専門学校（現在の神奈川大学）と横浜商業専門学校（現在の横浜市立大学商学部）との定期戦がおこなわれるなど、数々の名物試合の舞台となった。昭和9年（1934）11月には、アメリカ大リーグの選手が来日して日米野球が開催され、球場はベース・ルースやルー・ゲーリックらメジャーリーガーの活躍に沸いた。

戦後は接收を受けて米軍専用の球場となり、名選手の名前にちなんで「ゲーリック球場」と呼ばれるようになった。昭和21年（1946）7月には横浜貿易復興野球大会が開かれるなど、日本人



横浜公園内のグラウンド
(横浜開港資料館蔵)



横浜公園球場
(横浜市中央図書館蔵)

による大会も早くから開催されており、昭和 24 年（1949）10 月には日米親善野球大会も行われている。昭和 27 年（1952）に接収が解除されると、ゲーリック球場は当時の平沼亮三市長の命名により「平和球場」と改称された。昭和 50 年代に入ると、プロ野球球団の誘致とともに新しいスタジアムの計画が進められ、昭和 53 年（1978）3 月、横浜大洋ホエールズ（当時）のホームスタジアムとして、現在の横浜スタジアムが完成した。都市の中心に誕生したスタジアムは、現在も横浜 DeNA ベイスターズの本拠地として、日々熱い盛り上がりを見せている。

開港後、もっとも早く開催されたスポーツは競馬である。開港翌年の万延元年（1860）には、現在の元町に半マイルの馬蹄形のコースが設けられて、西洋人による日本で最初の競馬会が開催された。続いて文久 2 年（1862）には、埋立てによって居留地に編入されたばかりの旧横浜新田（現在の中華街一帯）で、春と秋の 2 回、競馬会が開催されている。

その後、元治元年（1864）に幕府が諸外国と締結した「横浜居留地覚書」の第一条に、外国人のための競馬場を設置すべき旨の条項が盛り込まれると、最終的に根岸の高台に競馬場が完成した。スタンドを設計したのは、横浜税関の改修工事（現在の象の鼻防波堤）などを手掛けたイギリス人技師ウィットフィールド&ドーソンで、慶応 2 年 12 月（1867 年 1 月）に、日本最初の本格的な洋式競馬場で、最初の競馬会が開催された。

これと並行して、慶応 2 年（1866）5 月には、競馬の運営を担う横浜レース・クラブが設立された。同クラブはイギリス人を中心であったため、日本人にも門戸を開いた多国籍の横浜レーシング・アソシエーションが結成されるが、明治 11 年（1878）2 月に両者が統合されて、横浜ジョッキー・クラブが誕生した。さらに明治 13 年（1880）4 月には、競馬場の管理権が日本政府に回収されると、日本レース・クラブ（日本名：日本競馬会社）があらたに組織された。日本側では皇族や政府高官が会員となっており、同年 6 月、このクラブ最初の競馬会が開催され、このとき明治天皇から賞品が寄贈されたことが、現在の天皇賞のルーツとなった。

根岸競馬場に建設されたスタンドは関東大震災で被災するが、アメリカ人建築家 J.H. モーガンの設計で、2 棟の馬見所を含む競馬場施設が再建された。戦後は長きにわたって米軍の接収を受けるが、昭和 44 年（1969）にスタンド以外の土地が返還され、横浜市の根岸森林公园と日本中央競馬会の根岸競馬記念公苑として整備された。続いて昭和 52 年（1977）には、競馬記念公苑内に「馬の博物館」がオープンし、現在も横浜と馬・競馬の歴史についての普及事業を展開している。昭和 57 年（1982）にはスタンドが返還され、そのうちの一等馬見所が現存している。



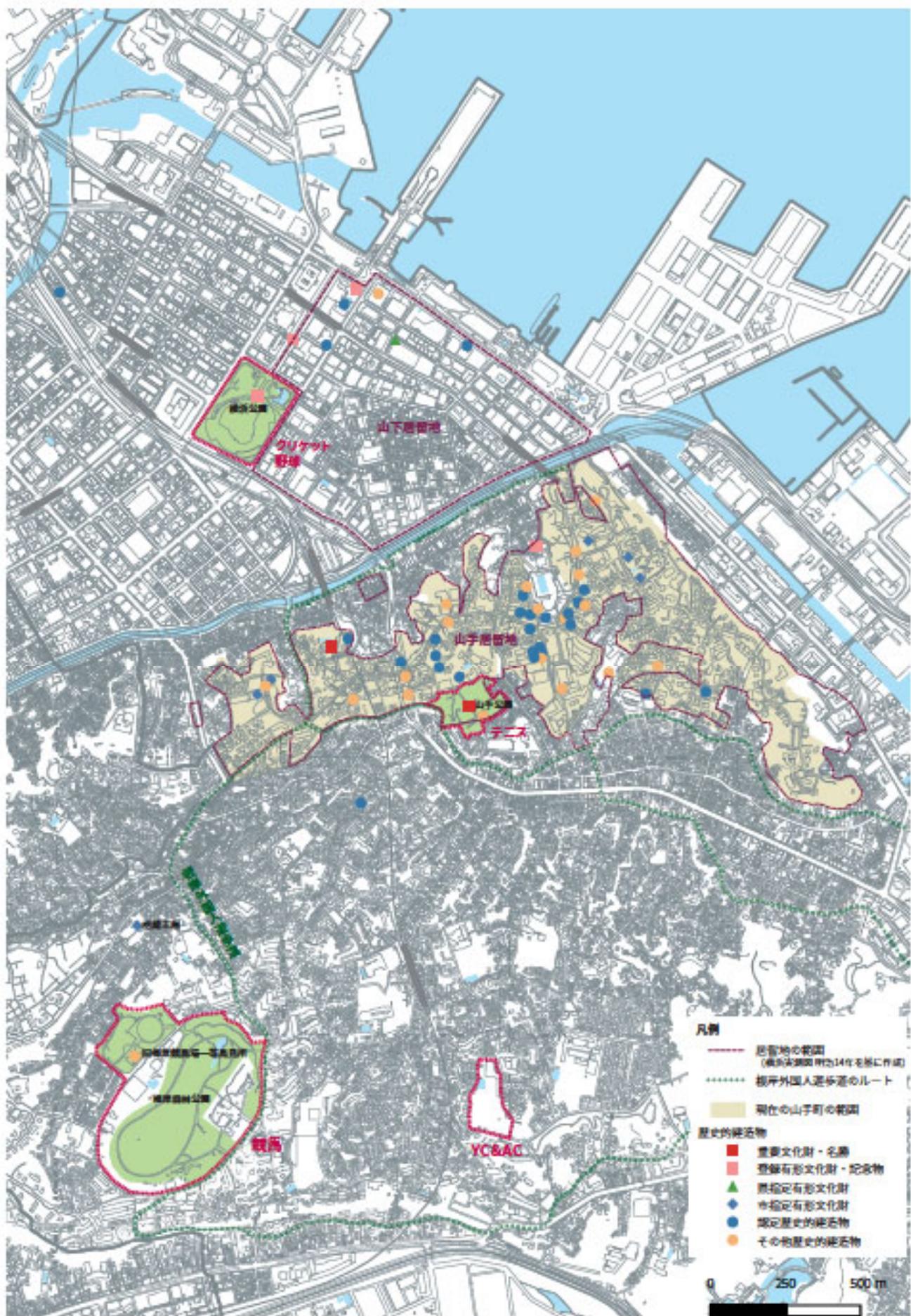
横浜公園と横浜スタジアム



明治中頃の根岸競馬場
(横浜開港資料館蔵)



根岸競馬場一等馬見所



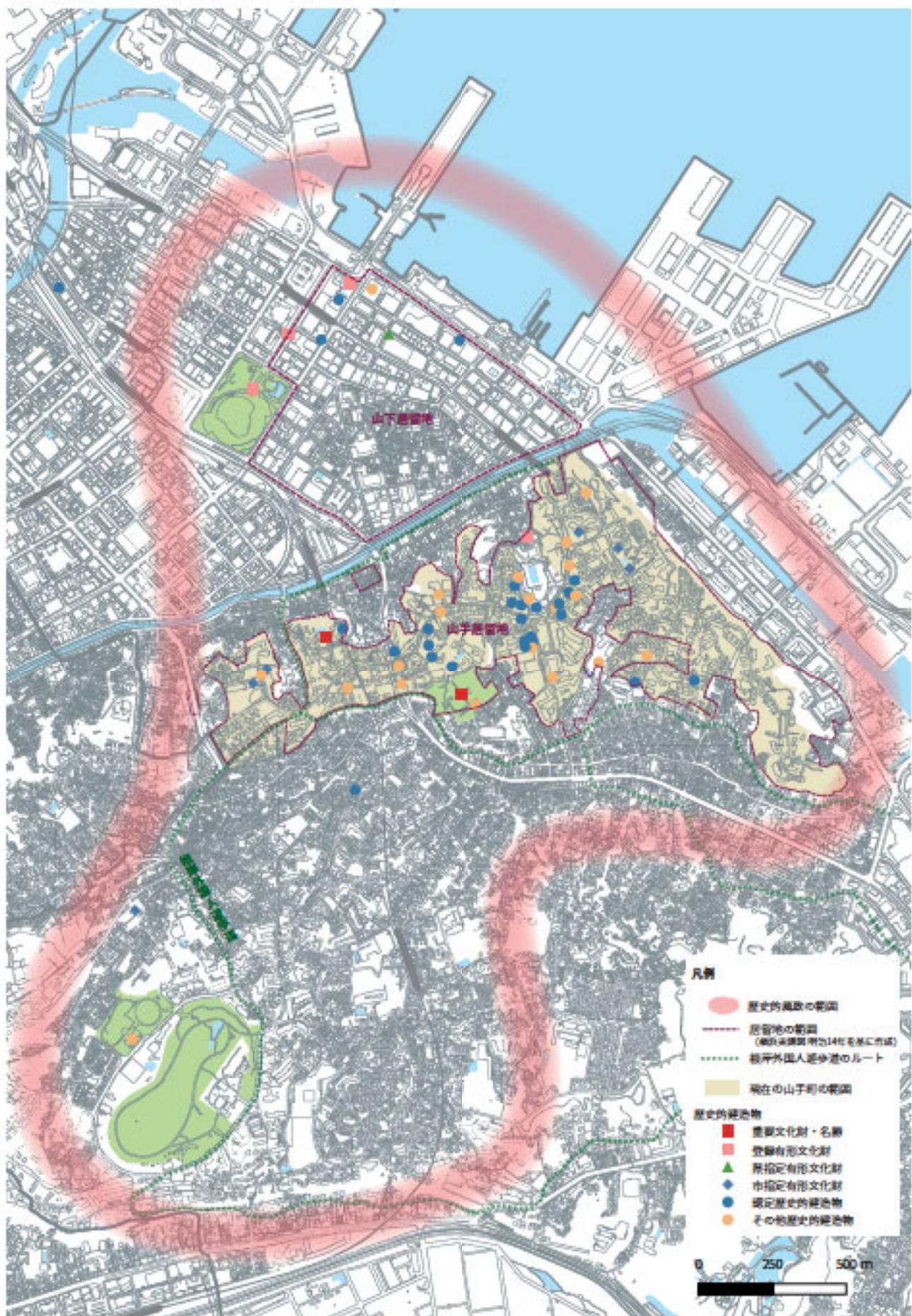
外国由来のスポーツに関する場所と居留地の位置図

オまとめ

横浜が開港し、外国人居留地となった山下地区や山手地区では、現在のまちの基本的な骨格が明治期に整備された。

居留外国人の住宅地として形成した山手地区では、外国から持ち込まれたバラやヒマラヤスギといった植物とともにガーデニングがさまざまな形で引き継がれ、手入れの行き届いた植物とその活動を見ることができる。戦後は、接收解除に向けた活動から始まり、環境保全、景観保全などの住民によるまちづくりが展開され、山手地区の異国情緒を感じる環境や景観、歴史的建造物が守られてきた。

居留外国人の生活文化として持ち込まれたさまざまなスポーツは、近代スポーツ発祥の地として知られることになった。山手公園でのテニスや横浜公園での野球などは、明治期から現在まで盛んに活動が継続され、スポーツをしたり観戦したりと、市民を始めとした多くの人を楽しませている。



外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の範囲

(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致

ア 概要

横浜市南部に位置する金沢は、鎌倉時代に大きく発展した。12世紀末に鎌倉に武家政権が成立し朝夷奈通が開削されると、風浪を防ぐ良港であった六浦湊は鎌倉の外港として栄え、中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり大変なにぎわいをみせた。北条実時によって創建された称名寺などを中心として、鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。金沢区内の寺院では、花まつりや稚児行列をはじめとした行事が地域で親しまれている。また、治承四年（1180）に創建した瀬戸神社や建久二年（1191）に創建した富岡八幡宮では、湯立神楽（三ツ目神楽）、祇園船といった中世の頃に始まったとされる神事が今に伝わっている。

幕末から昭和にかけては、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な場所としても知られ、別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわった。昭和5年（1930）に湘南電気鉄道（現京急電鉄）が開通すると、富岡の海水浴場などが多くの人でにぎわった。昭和40年代以降の金沢地先埋立により、当時の海岸線は失われてしまったが、富岡八幡宮近くの船溜まりや旧伊藤博文金沢別邸近くの横浜に残る唯一の自然海岸である乙舳海岸に当時の面影を残す。また、横浜市内唯一の海水浴場として海の公園が昭和63年（1988）に開園し、現在でも3月から9月中旬にかけての潮干狩りや夏の海水浴客でにぎわう。

一方、東京湾に面する金沢は、交通や軍事の要衝としての機能も果たした。明治期には長濱検疫所が置かれ、感染症の国内流入を防いでいた。昭和期に入ると、日本海軍の航空隊基地や工廠などが置かれるなど軍事施設が多く立地した。戦後は駐留軍に接收され、近年になって接收解除が進みつつあり、接收解除地は公園などに整備されている。



金澤八景之図（文化11年（1814）、横浜市中央図書館蔵）

イ 建造物

○称名寺境内と建造物

・称名寺境内（史跡）

称名寺は、金沢北条氏一門の菩提寺で、鎌倉幕府二代執権の北条義時の孫である北条実時が居館内に建てた持仏堂を起源とし、13世紀中ごろの建立といわれている。鎌倉時代末期には、浄土式庭園を持つ壮大な伽藍が完成したが、現存する建物はすべて江戸時代の再建である。称名寺の庭園は、南の大門から反橋・中島・平橋を経て金堂に達する形式の浄土式庭園としては時代的に最後の例といえることから、庭園史上における高い価値を有している。また、史跡内には文化財指定された建造物が点在するほか、隣接する神奈川県立金沢文庫には称名寺に伝わる文選集注（国宝）、称名寺聖教・金沢文庫文書（国宝）をはじめ、多くの文化財が所蔵されている。大正11年（1922）に中心区域が「稱名寺内界 附金澤氏墓及開山審海上人以下世代塔」という名称で国指定の史跡に指定され、その後、昭和47年（1972）に周辺区域が追加指定され、指定名称が「称名寺境内」になった。

参道は桜並木で、桜の名所として知られ、境内地の裏にある称名寺市民の森にも桜が300本以上もあるため、花見で多くの市民が訪れる。毎年5月には境内の特設能舞台で「称名寺薪能」が催され、地域の風物詩となっている。また、毎週土曜日にはNPO法人横濱金澤シティガイド協会が園内の案内をしている。

・金堂

金堂は、参道にある惣門と仁王門をくぐり、阿字ヶ池に架かる反橋を渡った正面に位置する。天和3年（1683）に改築されたとされる禅宗様の建物である。金堂に安置されている本尊は「弥勒菩薩立像」で、大正14年（1925）に重要文化財に指定されている。金堂は、平成7年（1995）に県指定重要文化財に指定されている。

・釈迦堂

釈迦堂は、金堂の東側に建ち、文久2年（1862）に建てられた禅宗様の建物である。堂内に安置されていた釈迦如来立像は、大正14年（1925）に重要文化財に指定され、現在は県立金沢文庫に所蔵されている。釈迦堂は、平成15年（2003）に市指定有形文化財に指定されている。

・称名寺塔頭光明院表門

光明院表門は、仁王門手前の参道沿いに建ち、和様を基調に禅宗様を加味した意匠の四脚門である。昭和62年（1987）の解体修理の際、寛文5年（1665）の墨書きが発見され、現存する称名寺の建築の中では最も古いことが判明した。平成4年（1992）に市指定有形文化財に指定されている。



称名寺境内



称名寺参道



称名寺金堂



称名寺釈迦堂



光明院表門

○富岡八幡宮本殿

富岡八幡宮は富岡の小高い丘の上に建ち、金沢地先の埋立までは東側は海に面していた。社伝によれば、建久2年（1191）源頼朝が、鎌倉の鬼門除けとして摂津の西宮神社の恵比寿様を勧請して創建し、のちに安貞元年（1227）には八幡大神を合祀し、社名も八幡宮と改めたとされる。鎌倉時代より800年以上も継承されている「祇園船」や「湯立神樂」の神事が行われている。本殿は丹塗の三間社流造の社殿で、造営は天正14年（1586）、慶長15年（1610）、寛永2年（1625）など10枚の棟札が残るが、現在の社殿造営のものは寛永2年（1625）とみられている。平成14年（2002）には、本殿の屋根を銅板葺から柿葺に復元し、併せて覆殿や拝殿を造営している。また、社殿の北東の斜面に広がる社叢林は、昭和63年（1988）横浜市指定天然記念物に指定されている。



富岡八幡宮

○瀬戸神社本殿・拝殿

瀬戸神社は、金沢八景の中心地である瀬戸の内海に面して建つ。社伝によれば、鎌倉に入った源頼朝が日頃崇敬する伊豆三島明神を勧請して、治承4年（1180）に創建したとされる。毎年7月の天王祭の中で行われる「三ツ目神樂（湯立神樂）」は鎌倉時代から伝わる神楽であり、今日まで瀬戸神社の宮司が伝承、奉仕し、地域の夏祭りとして長く親しまれている。現在の社殿は、三間社流造の本殿・幣殿・拝殿を複合した権現造で、棟札より寛政12年（1800）の建立であるとわかっている。また、境内にある大カヤと北側に広がる社叢林は、平成6年（1994）に大カヤ、翌年に社叢林が横浜市指定天然記念物に指定されている。



瀬戸神社

○旧伊藤博文金沢別邸

旧伊藤博文金沢別邸は、初代内閣総理大臣・伊藤博文によって明治31年（1898）に建てられた茅葺屋根の海浜別荘である。伊藤博文が風光明媚な金沢の地を好んで建てたといわれ、大正天皇や韓国皇太子なども訪れた。建物がある野島は、歌川広重が描いた金沢八景のうち「野島夕照」として描かれた場所であり、客間棟の座敷からは穏やかな金沢湾の海を望むことができる。明治時代、金沢近辺は東京近郊の海浜別荘地として注目され、内閣総理大臣の松方正義や大蔵大臣等を歴任した井上馨らが別荘を設けた。当時の別荘建築の様相を伝える貴重な遺構である。平成18年（2006）に横浜市指定有形文化財に指定され、平成19年（2007）より解体・修理工事を実施し、平成21年（2009）に竣工・公開した。



旧伊藤博文金沢別邸

○金澤園

旗亭「金澤園」は、昭和5年（1930）に開園した、海岸の近傍に建てられた遊園地・割烹旅館である。潮干狩りや海水浴、貸しボート、釣り堀、遊覧船といった海のレジャー、四季折々の花を観賞できる遊園地や大弓場などのスポーツ施設などを備え、当時のレジャー施設として発展した。建物は昭和4年（1929）に竣工した入母屋造桟瓦葺の木造二階建てで、平成16年（2004）に国の登録有形文化財に登録された。現在は、「カフェ金澤園」として営業されている。



金澤園

○旧長濱検疫所一号停留所

一号停留所は、長濱検疫所における上等船客用の停留施設として、明治28年（1895）3月に完成した。建物は、東西に長いコの字型、左右対称の平屋で、当時は、東京湾を見下ろす高台に広い芝庭を前にして建っていた。8つの停留室と食堂及び談話室があり、感染症の疑いがある方々が一定期間滞在していた。横浜最古級の洋風建築として貴重な存在であり、平成30年（2018）に国の登録有形文化財に登録された。今後、建物が建つ横浜検疫所の移転に伴い、海の公園に移築される予定である。



旧長濱検疫所一号停留所

○長浜ホール（横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室及び旧事務棟）

横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室及び旧事務棟は、長濱検疫所の施設として明治28年（1895）に建てられた建物であるが、関東大震災で倒壊し翌年の大正13年（1924）に復旧された建物である。旧細菌検査室は、野口英世が半年間検疫医官補として働き、ペスト菌を検出した研究施設として知られ、当時の資料などが展示・公開されている。



長浜ホール（旧細菌検査室）

旧事務所棟は、外観をほぼ復元し、地下に音楽ホールを持つ施設「長浜ホール」として平成9年（1997）に建てられた。

旧細菌検査室及び旧事務所棟は、平成10年（1998）に横浜市認定歴史的建造物に認定されている。



長浜ホール（旧事務所棟）

ウ 活動

1) 海との暮らしを継承する祭礼

○祇園船神事（市指定無形民俗文化財）

祇園船神事は、富岡八幡宮で執り行われる800年以上の伝統のある神事であり、横浜を代表する夏の行事である。7月15日前後の日曜に行われる例大祭の日に大祭式に引き続き行われ、青茅の舟に罪穢れを託して沖合遠く流しやるもので、全国各地で6月に行われている茅の輪くぐりや夏越の祓の神事と同様、心身共に清々しく祓え清めて暑い夏を迎える昔ながらの行事である。また麦秋の時期でもあり、初穂の麦を海の神にお供えし、五穀の豊饒と海の幸の豊漁に感謝するという要素も一緒になった神事でもある。かつての富岡八幡宮は海岸に近接して建ち、浜が近かったが、現在周辺は遙か沖合まで埋め立てられてしまった。しかし、神社の前の浜は船溜まりの入り海が残され、その浜と外海に通じる水路を通じて執り行われている。

神事に用いられる茅舟は、青茅で作った長さ70cm幅50cmほどの橢円形の舟形を作り、先端は葉先を纏めて首をもたげた形に立てる。茅舟の先端部分に大きい御幣を一本立て、周囲の舟べりに一年の月数だけの十二本の御幣を並べ立てる。舟の中央に小麦粒を敷き、その上に大麦粉で作った団子（しどり）を三個供える。

当日の朝、社殿にて大祭式が執り行われた後、神前に供えられてお祓いを受けた茅舟は、氏子たち（祇園舟保存会）が肩に乗せ、大勢の参拝客に見送られながら社殿から船溜まりの浜まで運び、浜に安置される。そこで浜降神事が行われ、茅舟の麦の団子（しどり）に縄の小さな御幣を刺し、甘酒をかけ、浜降神事の祝詞が奏上される。その後、この茅舟を「八幡丸」と「弥栄丸」という二艘の和舟に移し、雅樂の音色が船溜まりに鳴り響く中、二艘は並んでゆっくりと漕ぎ出し、水路を通って沖合を目指す。沖合に到着すると茅舟は一年分の罪穢れを託して海に流される。その罪穢れから逃れるべく後ろを振り返らずに、二艘は全速力で競漕しながら船溜まりまで帰っていく。大きな掛け声に合わせて和舟を漕ぐ姿が、祇園船神事のクライマックスとなる。



例大祭
①古殿地前にて「修祓（しゅばつ）」



例大祭
②社殿にて「大祭式」



祇園船神事
③お祓いを受けた茅舟



祇園船神事
④社殿から船溜まりへ向かう



祇園船神事
⑤船溜まりへ向かう（公園内）



祇園船神事
⑥浜に安置された茅舟



祇園船神事
⑦船溜りにて「浜降神事」



祇園船神事
⑧「八幡丸・弥栄丸」に茅舟をのせて出発



祇園船神事
⑨沖へ向かう



祇園船神事
⑩水路を通り船溜まりへ戻る



祇園船神事
⑪競漕して船溜まりへ戻る



祇園船神事
⑫船溜まりへ到着し終了



昭和 46 年 (1971) 当時の祇園船神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



昭和 46 年 (1971) 当時の祇園船神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



昭和 46 年 (1971) 当時の祇園船神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



祇園船神事の位置図

○瀬戸神社の天王祭と三ツ目神楽（湯立神楽：市指定無形民俗文化財）

瀬戸神社の夏祭り「天王祭」は八日間にわたり行い、古くは7月7日から14日までの祭事であり、現在はこれに近い日曜日から日曜日の8日間に行われる。天王祭は本来、瀬戸神社の祭礼ではなく、氏子総百姓を中心とする民間行事としての夏祭りであった。六浦町の宇瀬戸・六浦・川・大道・三艘の五ヶ町が中心となって行われ、これに併せて瀬ヶ崎、室ノ木、また高谷などでも同様に行われていた。そのため、今でも氏子町内挙げての盛大な祭りとなっている。

初日は、出御祭で神輿にお御靈をお迎えする。それから、三日目の夜に「三ツ目神楽（湯立神楽）」という神楽が行われる。三ツ目神楽は、大きな御釜に熱湯を沸かす湯立を伴う神楽で、「鎌倉神楽」「職掌神楽」とも呼ばれる。鎌倉時代に鶴岡八幡宮に奉納されていたものを瀬戸神社が継承している。神職が釜の湯を御幣の串でかき回し吉兆を占い、笛を湯にひたし、参列者に振りかける。この湯を浴びたり飲んだりして、無病息災を祈願するものである。瀬戸神社の三ツ目神楽（湯立神楽）は、平成5年（1993）に市指定無形民俗文化財に指定されている。

三ツ目神楽当日の境内には、地元の子供たちが作ったあんどんに灯がともり、拝殿横には湯立のための山が設けられる。4本の青竹を四方に立て、中央に高い青竹1本を立て、その頂上に五色の幣を垂らした天蓋をつくり、そこから四方に注連縄を張り、五色のシデをつける。山の中央に竈を掘え、釜を乗せて湯をたぎらせる。

現在の三ツ目神楽は、境内の神輿庫の前で執り行われ、神楽の演目は①羽能②お祓い・祝詞③御幣招き④搔湯⑤射祓⑥湯座⑦劔舞の7つである。笛や太鼓の演奏とともに神楽の曲目が進行し④搔湯になると、神楽方の神官が釜に移動し、御幣の串を釜に入れ、湯を搔き回す。このとき、釜の中央に湯花が立ち、大きな湯花が立つと吉兆であるとされている。⑥湯座では、笛の手房を湯に浸し、参列者に湯しぶきを振りかけて祓う。神楽の終了後には、お釜の湯を飲んで無病息災を祈願するのが古来の習慣である。



湯立のための山



境内に灯されるあんどん



三ツ目神楽 ①羽能（はのう）



三ツ目神楽 ④搔湯（かきゆ）



三ツ目神楽 ⑥湯座（ゆぐら）



三ツ目神楽 ⑦劔舞（けんまい）

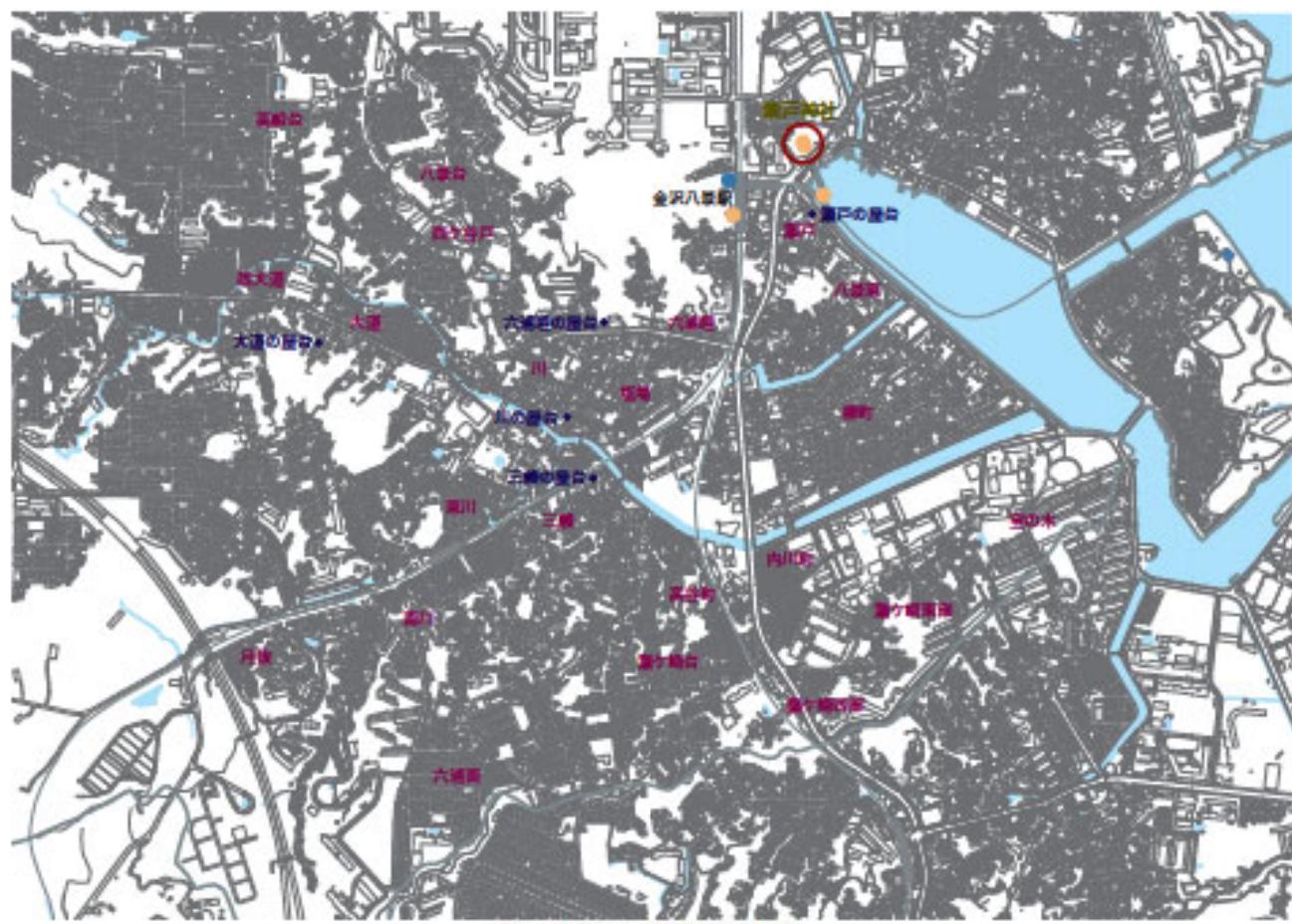
最終日の日曜は、神輿の町内巡幸が行われる。神社を出発した神輿が氏子町内を隈なく巡幸し、それに併せて、氏子町内の山車や屋台、大人や子供の神輿がくりだされる。山車や屋台では、各町内で伝承するお囃子が演奏され、木遣りに先導されて子供たちが曳き綱を引いて町内を廻る。瀬戸の山車には桃太郎の人形が乗っており、横浜近辺の地域では珍しい人形山車である。瀬戸神社神輿の巡幸の際には、立ち寄る町内ごとに瀬戸神社の宮司によるお祓いが行われ、宮司と各地の町内代表者が神輿に町内の無事を祈願する。そして夕刻、瀬戸神社の神輿が威勢よく宮入りをして、八日間の祭りは終了する。



屋台と御神輿



金沢八景駅前を進む屋台
(瀬戸神社が奥に見える)

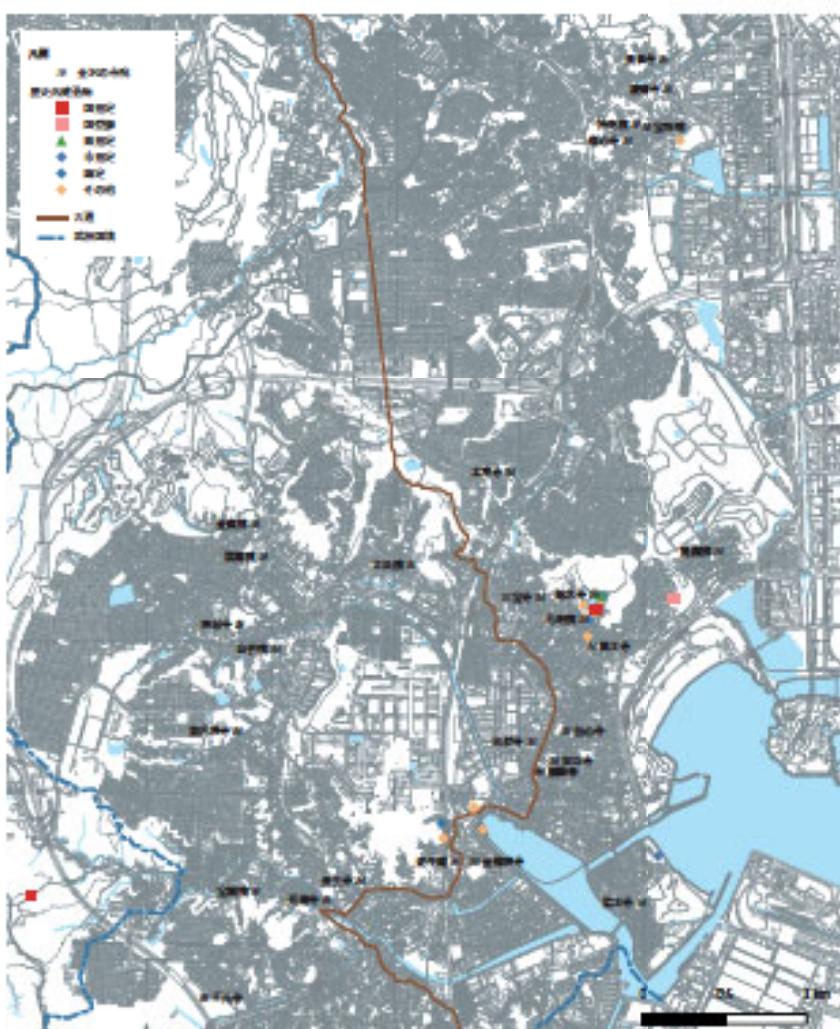


瀬戸神社天王祭の位置図

○花まつり（稚児行列）

お釈迦様の誕生を祝い、子供たちの健やかな成長を祈る「花まつり稚児行列」と呼ばれる行事は、金沢区内の富岡地区、六浦地区、金沢地区、釜利谷地区の4地区の各寺院が持ち回りで開催している。主催は、金沢区佛教会と金沢区釈尊奉讃会で、毎年4月8日に近い日曜日に開催されている。雅な衣装を身に着けた稚児たちは出発地の寺院から保護者に手を引かれながらゆっくりとにぎやかに街中を歩き、ゴールの寺院に向かう。到着した寺院では、稚児らとともに寺院本堂で法要が執り行われる。境内は花まつりの飾りがつけられ、華やかな花御堂などもかわいらしい稚児らとともに見物客や参拝者の目を楽しませる。

花まつり稚児行列は、戦前は各地域で行われていたが、戦後に現在の形で開催するようになり、昭和22年（1947）に第1回が実施された。令和6年（2024）4月7日には第78回花まつり稚児行列が行われ、金沢の春の風物詩となっている。



称名寺及び金沢の寺院の位置図



花まつり稚児行列



花まつり稚児行列



花まつり稚児行列



花まつり稚児行列

2) 景勝地「金沢八景」の海・緑との営み

江戸時代から横浜の海岸線には多くの漁村があり、金沢でも漁業は主要な産業のひとつであった。明治16年（1883）に金沢湾に海苔養殖場ができると、富岡から野島にかけての金沢一帯で海苔の養殖が盛んになった。また金沢の海岸部には、江戸時代から多くの塩田があり、生産された塩は各地に販売された。

中世から知られていた金沢の風光明媚な景観は、江戸時代になると、中国の「瀟湘八景」に見立てた「金沢八景」として成立した。洲崎晴嵐、瀬戸秋月、小泉夜雨、乙舡帰帆、称名晩鐘、平潟落雁、野島夕照、内川暮雪からなる金沢八景は、歌川広重画《金沢八景》をはじめ多くの浮世絵に描かれることで、庶民に広く親しまれるようになり、金沢は江戸の文人たちが遊覧に訪れる観光地となった。

明治時代になると、金沢は東京近郊の海浜別荘地として好まれるようになり、なかでも富岡には多くの政治家や文人たちが別荘を構えた。明治33年（1900）に逗子と金沢をむすぶ池子道路が開通するまでは、横浜から金沢への交通手段として船を利用する人が多く、風光明媚な海岸線の美しさは多くの魅了した。太政大臣を務めた三条実美は、富岡東2丁目の海岸に別荘「富岡海荘」を所有し、自身の別荘を中心に、本牧から横須賀の観音崎にいたる海岸線を、日本画家の荒木寛蔵に絵巻《富岡海荘図巻》（明治21年、横浜開港資料館所蔵）として描かせている。そのほか松方正義や井上馨、大鳥圭介などの明治政府の要人たちや日本画家の川合玉堂が、富岡に別荘を構えていた。

富岡の地以外では、初代総理大臣伊藤博文の別邸が知られている。明治20年（1887）、伊藤博文は大日本帝国憲法の草案づくりを金沢でおこなうために、陸軍の夏島砲台建設用地を借りて、別邸を構えた。伊藤はこの夏島別邸から洲崎の料亭「東屋」に通い、金子堅太郎、伊東巳代治、井上毅らと憲法草案の検討を重ねた。その後、夏島別邸は小田原に設けた別邸「滄浪閣」に移築し、明治31年（1898）に、洲崎（野島）に茅葺き屋根の金沢別邸を構えた。この金沢別邸には、皇太子時代の大正天皇や韓国皇太子らが訪れており、現在は野島公園内で、旧伊藤博文金沢別邸（市指定有形文化財）として公開・活用され、現在も情緒ある景観と相まって当時の暮らしの様相を来訪者が体感することができる。

景勝地としての次なる発展の契機は、大正12年（1923）の関東大震災であった。震災後、横浜駅をターミナルとした私鉄の鉄道網が形成される。昭和5年（1930）には、湘南電鉄（現在の京急電鉄）が黄木町から浦賀まで開通し、さらに昭和8年（1933）には、品川—浦賀間で京浜電鉄（現在の京急電鉄）との相互乗り入れが実現し、品川から横浜を経由して横須賀、浦賀までが鉄道でつながった。これに



歌川広重画《金沢八景》

より、東京から金沢までは日帰りの圏内となり、金沢は海水浴や潮干狩りなどの行楽客で賑わうようになった。また長浜では、横須賀市長浦に存在した旧長浦検疫所から移転した長濱検疫所が明治29年(1896)に設置された。当施設は、天然好風景の地を撰みて海に隣接して設立されたとされ、コレラ等の流行への対策で横浜へ渡航する船舶に対し検査が行われ、感染の疑いがある者は本検疫施設の停留所等に停留した。かつて野口英世が検疫医官補として勤務した経過や、一合停留所には与謝野鉄幹・晶子夫妻、後藤新平などが訪問した歴史がある。現在は旧長濱検疫所一号停留所、同旧細菌検査室、同旧事務棟が残り、来訪者が当時の縁豊かな環境に触ることができる。

昭和5年(1930)、湘南電鉄の開通にあわせて、割烹旅館の金沢園が開業した。大正5年(1916)に横浜で創業した料亭「満月」を前身とする金沢園では、約5万坪の広大な園地に桜1万2千株が植えられ、四季折々の木々を愛でながら、海水浴や潮干狩り、ボートや釣りなどを楽しむことができた。金沢のあらたな観光拠点となった同園には、当時、与謝野晶子や高浜虚子らの文人が訪れている。建物は木造二階建て、入母屋造瓦葺の近代和風建築で、平成16年(2004)に国登録有形文化財となった。現在も「カフェ金沢園」として営業し、当時と同様の趣ある情緒を体感することができる。

海とともにあった景勝地金沢のすがたは、戦後になって大きく変化した。昭和40年(1965)に、横浜市の新しい都市づくり構想である六大事業が発表され、その一つとして「金沢地先埋立」が掲げられた。都心部の中小工場の移転先用地として埋め立てられることになった金沢では、富岡・柴・金沢の各漁業協同組合との交渉を経て、昭和46年(1971)3月に埋立工事が着工された。海水浴客で賑わった富岡海水浴場は、昭和57年(1982)に長浜公園となり、現在では市民の憩いの場となっている。

埋立事業で失われた海岸線に代わっては、「海の公園」が昭和63年(1988)7月にオープンした。あらたに金沢漁港や柴漁港が設けられ、現在も底引き網漁やアナゴ漁が続けられている。柴では「海の公園」の沖合いで冬場の海苔づくりがおこなわれており、その様子は、野島公園内の旧伊藤博文金沢別邸からも望むことができる。

現在、自然の海岸線は野島海岸にわずか残されるだけであるが、海の公園や野島公園をはじめ、金沢は海のレジャーで訪れる人気のスポットであり、季節になると、釣りや潮干狩りを楽しむ人々でおおいに賑わっており、金沢の地ならではの海の雰囲気を感じることができる。また、野島公園や金澤園、旧長濱検疫所などに残る歴史資産では、その多くが公開され、海や縁豊かな環境と共にある情緒を現在も体感することができる。



金澤園



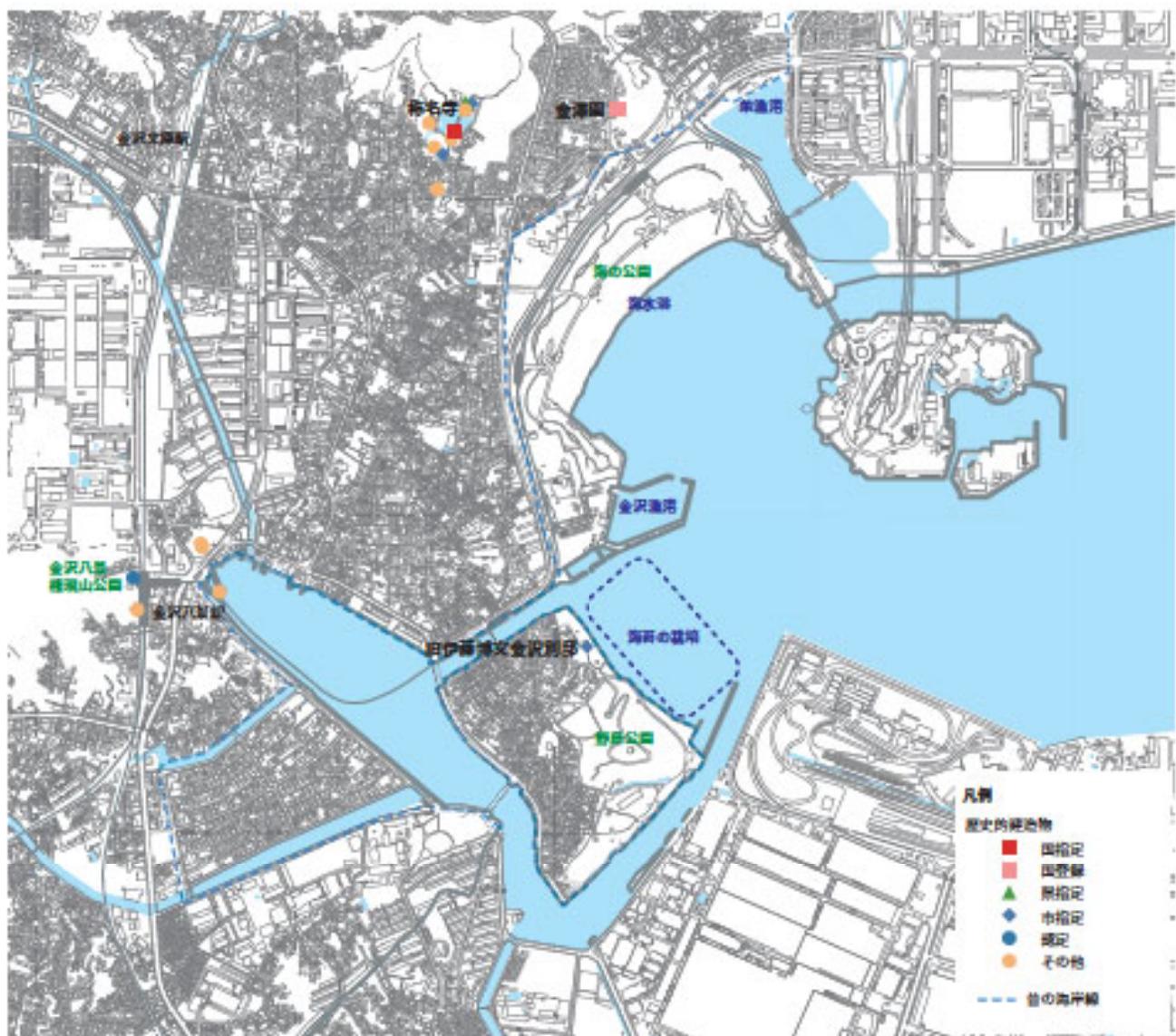
野島公園から望む
金沢漁港と海の公園



海の公園



旧伊藤博文金沢別邸からみえる
のりひび

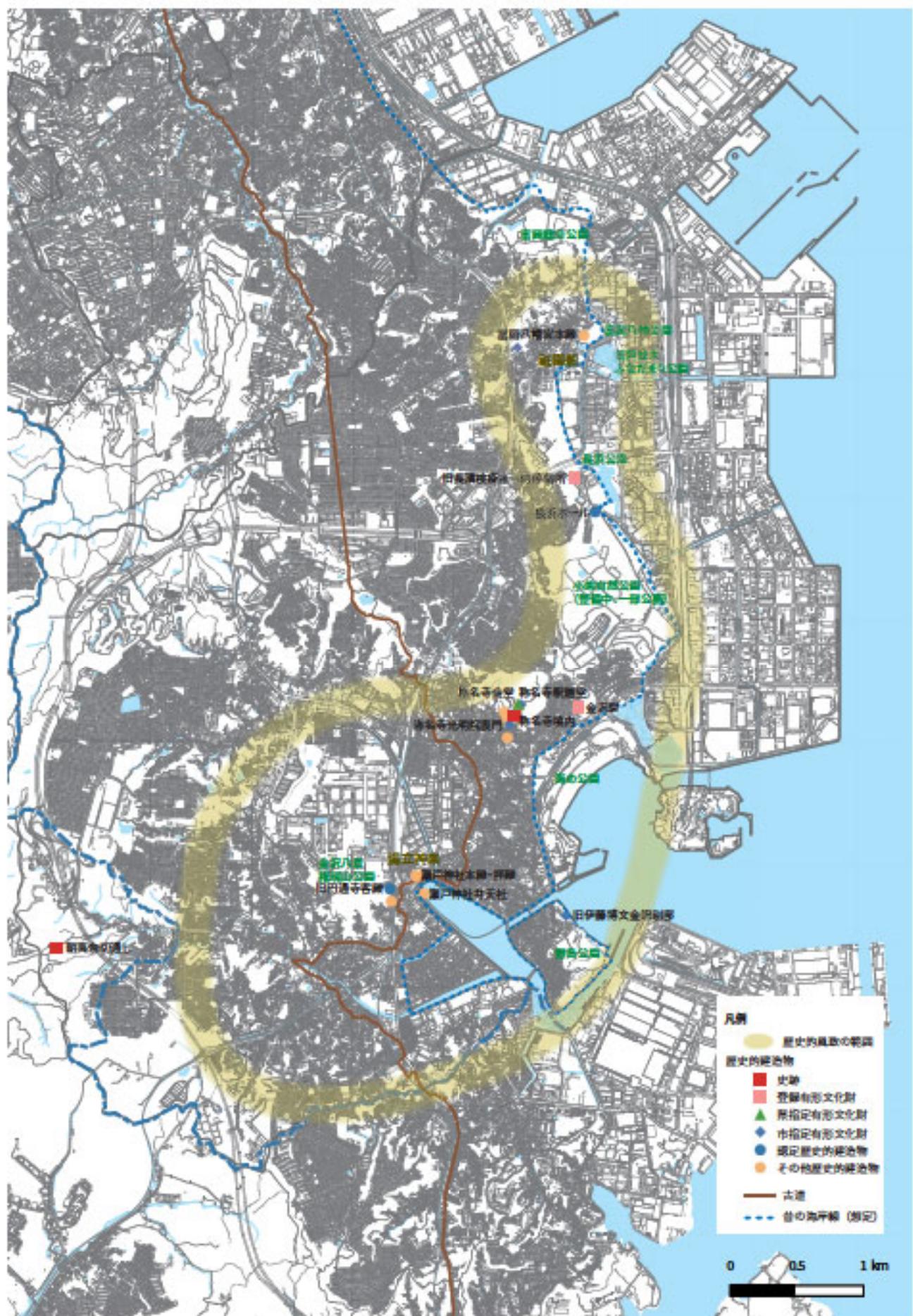


景勝地「金沢八景」の海・緑との営みの位置図

工まとめ

鎌倉時代から発展してきた金沢では、称名寺や朝夷奈切通など中世の歴史を伝える史跡が残る。中世から伝わる祇園船神事や三ツ目神楽などは、地域の大切な伝統行事として受け継がれ、地域の夏の風物詩となっている。春に行われる花まつり稚児行列も各地区の持ち回りで開催され、かわいらしい稚児の行列が見物客や参拝者の目を楽しませている。

江戸時代から風光明媚な場所として知られるようになった金沢八景を中心として、別荘地や海水浴の場所として発展していったことを体感できる歴史的建造物や公園などが存在している。戦後は埋め立てにより大きく変化したが、古くから海を望み、海とともにある暮らしは今でも引き継がれ、その情緒を体感することができる。



六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致の範囲

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足

歴史的風致に係る歴史資産や活動の取組について、一人ひとりの市民が「自分たちのまちの財産である」と実感できる土壤を作っていくことが非常に重要であり、さまざまな普及啓発活動を通じて、共感する人やパートナーとなってくれる人を増やすことが求められている。そのためには、情報を単に伝達するのみではなく、多くの人にリーチする横の視点と深く体感してもらう縦の目線の双方を持って歩公開や愛着を感じられる接点づくりを推進していく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物候補への対応

市内の歴史資産の現存状況を継続的に把握することは勿論のこと、時代の変化に伴う歴史的建造物等の評価を常に見直していくことが必要である。歴史的風致を形成する歴史的建造物においても、築造後概ね50年を経過していることを前提として、戦後に築造された建造物など時代の更新に伴い増加する歴史的建造物の候補について、保全活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応

関東大震災と第二次世界大戦による横浜大空襲という二度の災禍を受けながらも現在に残る歴史的建造物は、そのまちの歴史を語り、横浜らしい個性を象徴する存在であり、一度失われると二度と取り戻すことができない非常に貴重かつ重要な資産である。歴史的風致の維持及び向上のためには、これらの「歴史資産」が完全に失われてしまうことを防ぎ、極力保全し継承していくことが必要である。

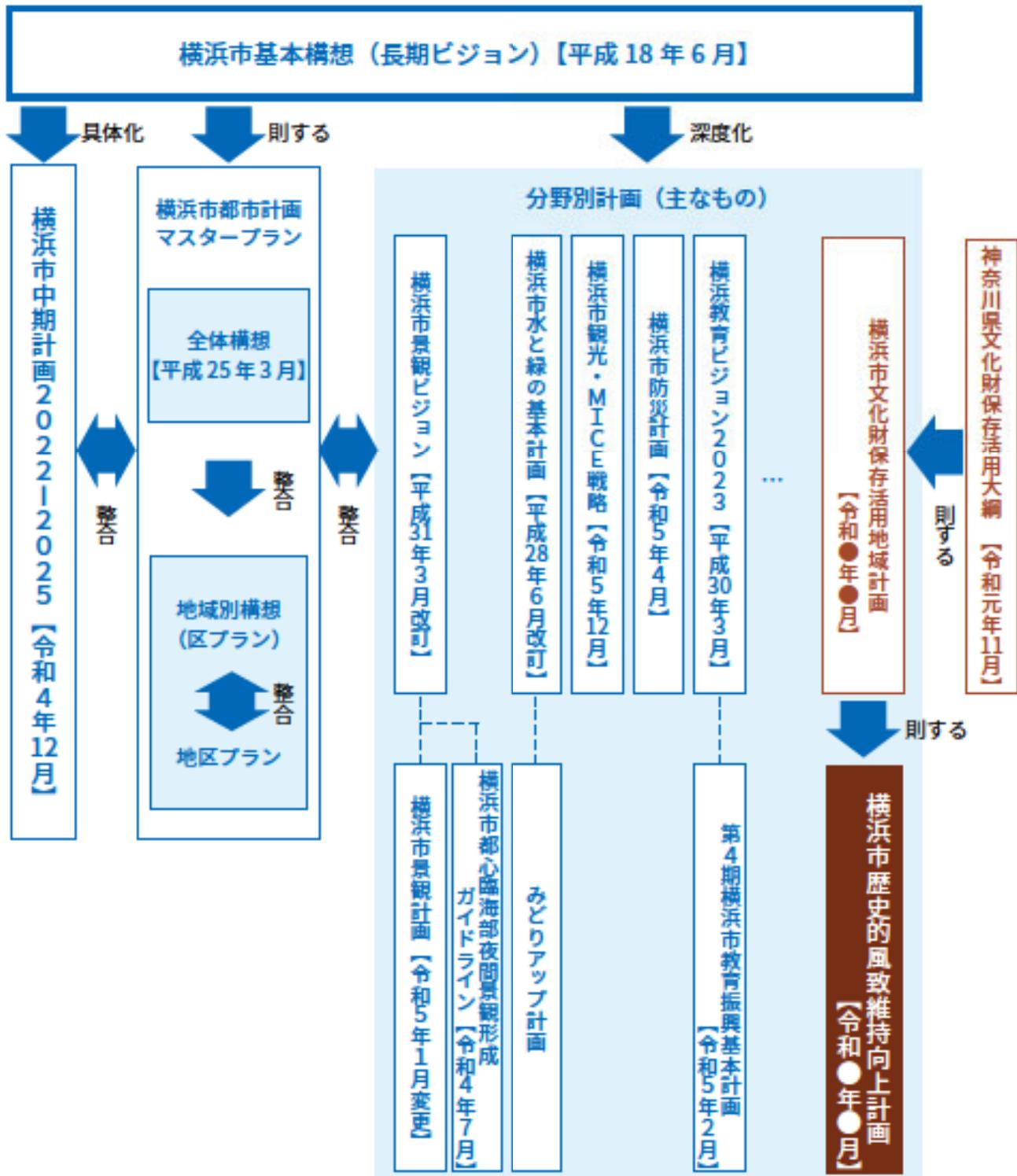
しかしながら、近年では維持管理に係る費用の高騰、税負担等による所有者の負担が大きくなっていることが課題となっている。また、都市部特有の課題として、不動産評価では低くみられることから都市開発圧力の下では失われやすい存在である。歴史資産を守る所有者・管理者に極力最大限の支援を行いつつ、長期的な視野に立ち柔軟に保全していくことが求められている。

(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携

歴史資産を保全し本来の形で使い続けることは、歴史的風致の維持のためには非常に大きな価値がある。しかし同時に、その歴史資産自体が象徴する個性に、現代ならではの創造的な活用が加わることで、まちの中で大きな価値を發揮し、歴史的風致が向上する可能性を秘めている。歴史資産がまちの中で生きた形で有り続けるためには、守りながら使い、使いながら守る、保全活用とまちづくりが一体となった推進が重要である。その実現のためには、さまざまな角度からの知見や力が必要であり、活用を進めていくための支援や施策が求められている。一方で、これまでの歴史的建造物等の情報や、維持管理や改修・活用等に関するノウハウ等が蓄積されつつあるにも関わらず、所有者や技術者等の間での共有が不足しているという課題がある。

2.既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成18年（2006）から20年間の横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画として、その構想を深化する分野別計画に位置づけられる。また、「横浜市中期計画2022-2025」や「横浜市都市計画マスター プラン」等の関連計画と整合、連携を図る。さらに、歴史まちづくり分野の計画である「横浜市文化財保存活用地域計画」とも整合、連携を図り、横浜市の歴史まちづくりを推進していくための計画とする。



(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）

昭和48年（1973）に制定された「横浜市基本構想（旧）」を、平成21年（2009）に開港150周年、市政120周年を迎えることも契機に見直し、平成18年（2006）6月23日に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定した。「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。概ね令和7年（2025）頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げ、その都市像を支える5つの柱を示している。本計画は、特に「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」と関連が深く、「自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します」と定めている。

また、実現の方向性と取組を10個示している。「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」では、「横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう」と定めている。「暮らしやすい快適なまちづくりをしよう」では、「歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを開拓しましょう」と定めている。

実現のための基本姿勢として、「横浜を支える市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して都市の魅力や活力をつくるとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します」と定めている。



横浜市基本構想（長期ビジョン）概要

(4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう

横浜の活力を高めていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。

ア 横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう。

イ 横浜の活力の源である港の魅力を高めるために、アジアや世界に貢献する物流機能の強化とともに、海に親しめる憩いの機能も高めていきましょう。

ウ 環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。

エ 横浜の食を支える農業と都市生活を共存させ、大きな消費地を背景とした地産地消を積極的に進めるとともに、安全で新鮮な農産物を生み出す都市農業が活発に行われるまちを目指しましょう。

(7) むらしやすい快適なまちづくりをしよう

高齢社会や人口減少社会の中で、誰もが快適に暮らしていくためには、ライフスタイルや地域の特性に応じた住環境の中で生活し、身近な地域で様々な活動ができることが重要です。

ア 多様化するライフスタイルや、地域の特性に応じた質の高い住環境と効率的な交通体系が備わったまちを目指しましょう。

イ 誰もが働きやすい就業の場と居住の場のほか、楽しみ、学び、憩いの場などが駅を中心に近接するコンパクトなまちを目指しましょう。

ウ 歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう。

実現の方向性と取組 ((4)・(7) 抜粋)

(2) 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画 2022～2025」は令和4(2022)年12月23日に策定した。計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間としている。2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9つの戦略と38の政策等を取りまとめている。

9つの戦略のうち本計画に関連するものとして、「戦略5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」の「政策26 郊外部における多様な機能の誘導」、「戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」の「政策29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり」では「関内・関外地区の活性化推進」と「魅力あふれる都市空間の形成」、「政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」においては「歴史と創造性を生かしたまちづくり」が掲げられている。

II 共にめざす都市像（めざす未来の具体像）

市民生活
の未来

暮らしやすく誰もが WELL-BEING[※]を実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都 市
の未来

人や企業が集い、つながり、 新しい価値を生み出し続けるまち

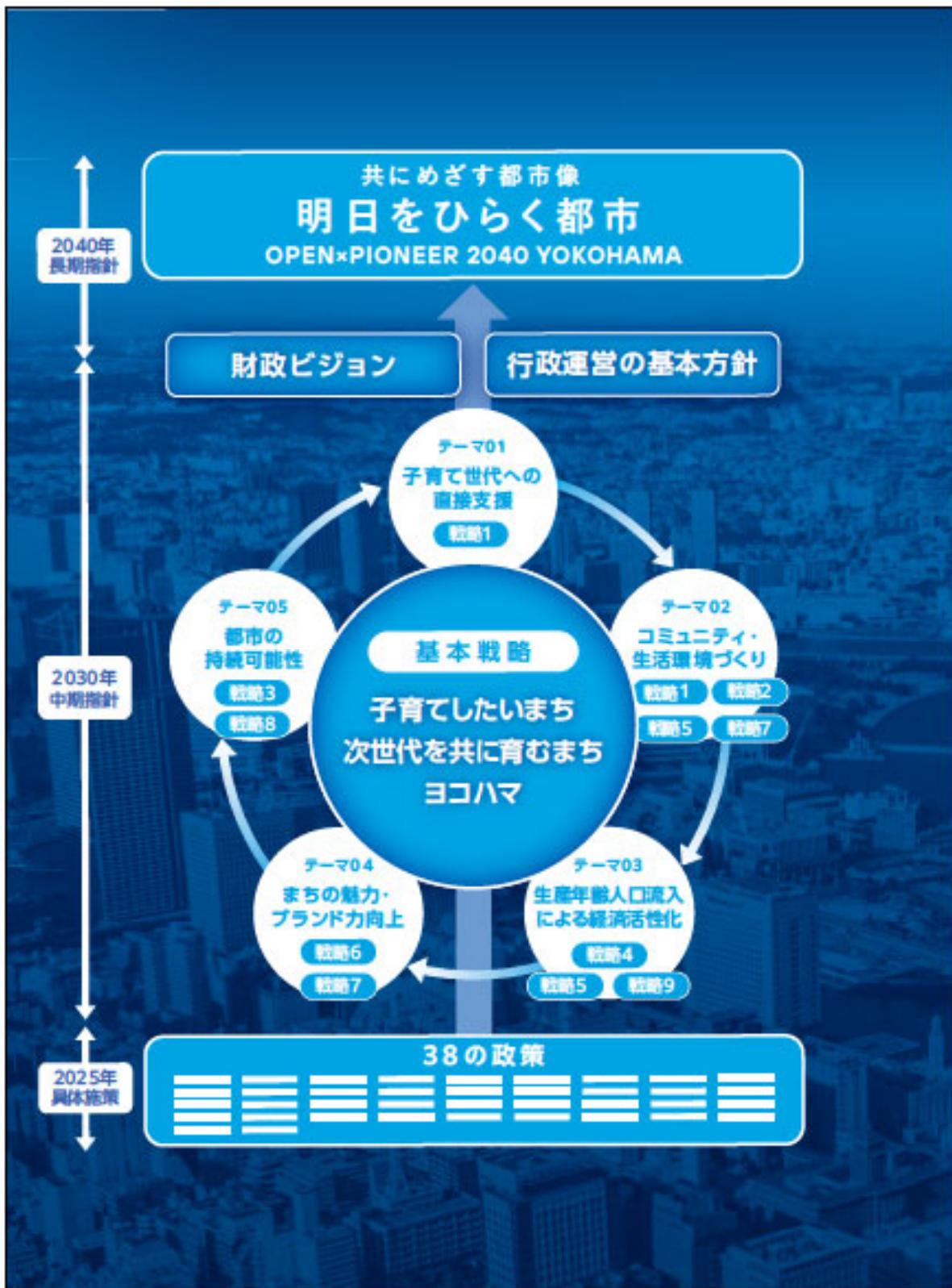
これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都 市 基 盤
の未来

変化する時代・社会に適応し、市民生活や 都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

^{※ WELL-BEING：幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。}



計画の全体像

● 主な施策

政策分類	政策的実現の生活圏の整備・整備	
	直近の現状値	目標値
1 鉄道駅周辺のまちづくりの推進	主担当 都市整備局	新潟駅周辺の生活圏の整備・整備
	事業中止地区	完了区地区、事業中止地区(4か年)
2 多様な主体と連携した持続可能な郊外住宅地再生の推進	主担当 建設局、都市整備局	郊外駅以郊外住宅地の整備
	直近の現状値 7地区	目標値 9地区(4か年)
3 郊外部における多様な機能の構築	主担当 建設局	用途地図等の用意し地区数
	直近の現状値 —	目標値 90地区以上(4か年)
4 累積的な土地利用の誘導・推進	主担当 政務局、建設局、都市整備局、道沿線	総合的な土地利用における検討
	直近の現状値 現地	目標値 現地
5 郊外部における新たな活性化拠点の形成	主担当 都市整備局	日上駅周辺西側駅地区土地活用整理事業の事業進捗
	直近の現状値 事業進行	目標値 事業中
6 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	主担当 都市整備局	国際園芸博覧会開催の取り組み実績
	直近の現状値 24.5%	目標値 90%

政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

● 主な施策			
1 横浜駅・みなとみらい・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進	主担当 都市整備局	都市整備局	● 横浜駅周辺における開発事業 ○ 豊洲駅周辺における開発事業 ○ みなとみらい21地区における開発事業 ■ 既存の現状値　日 楽指 ①事業中　②事業中　③完了　④完了 ⑤事業中
横浜駅周辺（エキサイトよこはま22）、みなとみらい21、東神奈川臨海部周辺の開発などを通じて、国内外の多様なニーズに対応した、都心にふさわしい高度な商業・業務・居住機能等の構築を進めます。また、駅周辺の活性開発と連携して計画的に基盤整備を進めるとともに、イベント開催時の活用や持続可能な開発の実現、エリアマネジメントの活性化による地区的魅力づくりや公共交通による大都市駅周辺モデルの構築等に取り組みます。			
2 周内・周外地区の活性化推進	主担当 都市整備局	都市整備局	● 周内駅周辺における開発事業 ○ 北仲港地区における開発事業 ■ 既存の現状値　日 楽指 ①事業中　②事業中 ③一　④事業中
開発以来の歴史・文化を生かしながら、新たな賃貸や企画賃貸等により、商業・ビジネスの再生やにぎわいと活力づくりを推進します。特に、「個別的な店舗運営」（賃貸・直営）キーテーマとする関内駅周辺地区や新町1番街を中心とする北仲港地区等の活性づくりを実現するとともに、活性化をめざすための基盤整備に取り組みます。また、横浜文化体験館の再整備等、スポーツによる地域活性化にも取り組みます。			
3 新横浜都心のまちづくりの推進	主担当 都市整備局	都市整備局	新横浜都心地区のまちづくり ■ 既存の現状値　日 楽指 ①現実
都心機能と周辺の自然環境や居住機能、業者説明会等の相談効果を発揮する計画的なまちづくりを進めます。そのため、新横浜都心のアシッタルを生み出す将来のまちづくりビジョンを策定するとともに、地区計画等の地所説明会を活用し、商業・居住・業者等のバランスのとれた都心機能を整備していく予定です。また、地域とともに、横浜の玄関口にふさわしい新横浜駅を中心とした活性化の強化と活性づくりを推進します。			
4 京浜臨海部のまちづくりの推進	主担当 都市整備局	都市整備局	まちづくりの活性化への期待 ■ 既存の現状値　日 楽指 ①現実
京浜臨海部の活性化や魅力向上に向け、「田町革新」「産業振興」本柱としたまちづくりを推進します。そのため、立地企業等と連携しながら、先端的な産業や技術の伝承や、民間導入・パートナーシップの創出、各企業が持つ優れた技術を活用した魅力創造などで取り組みます。			
5 山下ふ頭再開発の推進	主担当 港湾局	港湾局	開港地における検討 ■ 既存の現状値　日 楽指 ①現実
山下ふ頭の持つ優れた立地と広大な開発空間を生かし、横浜港湾を行かせするまちづくりを推進します。市町や事業者等の協力からいただいた御意見等を踏まえ、地域の関係者・利害者等で構成される委員会で新たな事業計画案の検討を進めます。			
6 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進	主担当 都市整備局	都市整備局	回遊性の改善でードと新たな移動サービスや観光資源等との連携 ■ 既存の現状値　日 楽指 ①現実
地区内外における多様な交通手段と新たな移動サービスや観光資源等をつなげ、楽しく快適に移動できる交通環境の充実を図ることで、回遊性向上をさせます。また、道路空間の整備やシェアサイクルの充実など、歩行者や自転車にとっても優しいまちづくりを推進します。加えて、エリアマネジメント活動の底堅い実績、公共交通の円滑化や演出・利活用、イベントの開催などによっての活性化を進めるとともに、市民や企業等と連携したまちの美化の推進による快適な歩行空間の形成、クルーズ客船の受け入れ環境の整備などに取り組みます。			
7 魅力あふれる都市空間の形成	主担当 都市整備局	都市整備局	市内の開拓に関する実績 ■ 既存の現状値　日 楽指 70% (40年平均)　70% (40年平均)
街角の開拓率等に乏しい傾向のため、屋外広告物・看板制限の緩和を推進するとともに、都心部の歴史・資源に光を当てた都市空間の整備・活性など、都市デザインの総合調整を行い、横浜の魅力と能力を磨きます。			

政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり市民に身近な文化芸術創造都市の推進

● 主な施策			
1 文化芸術を通じた次世代育成と共生社会実現に向けた取組	主担当 文化観光局	文化観光局	芸術文化振興プログラムへの子どもの参加者数 ■ 既存の現状値　日 楽指 12,822人/年　15,200人/年
学校や文化施設において、子どもたちの創造性や感受性を育むための文化芸術体験等の次世代育成や、障害者の有無・国籍・居住エリア等にかかわらず、文化施設や身近な地域で、誰もが文化芸術に触れる機会を充実させます。			
2 文化芸術による街のにぎわいの創出と国内外への発信	主担当 文化観光局	文化観光局	アートイベントの来場者数 ■ 既存の現状値　日 楽指 18.2万人(40年)　29.7万人(40年)
現代アートの国際展覧会「トリエンナーレ」や、市民参加などによる多様なアートイベント等を開催することで、横浜の魅力を国内外へ発信し、プレゼンスの向上、にぎわいの創出を図り、文化芸術創造都市を推進します。			
3 歴史と創造性を生かしたまちづくり	主担当 文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局	文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局	歴史的建造物の算出面積割合 ■ 既存の現状値　日 楽指 27面積/年　45面積/年
歴史的建造物などの歴史的建造物等を活用した魅力的なまちづくりを推進します。おわせて、都心臨海部の景観を先端技術による光と音楽で演出するなど、横浜ならではの夜景をまちぐるみで演出します。また、横浜市文化財保存活用条例等に基づき、横浜に残る多様な文化財等の保存・活用を効果的に進め、市民の学びの機会の充実を図ります。			
4 市民の文化芸術活動への支援と環境整備	主担当 文化観光局	文化観光局	文化活動の参加率 ■ 既存の現状値　日 楽指 72%/年　80%/年
鑑賞、創作、体験、実践の機会の充実を図り、地域の活性化につながる文化芸術活動を支援します。また、地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターは、本部開設区を対象に、開設開設等セイジの機会に合わせて、区内公共施設の状況を踏まえ必要な施設の整備・整備を進めます。			

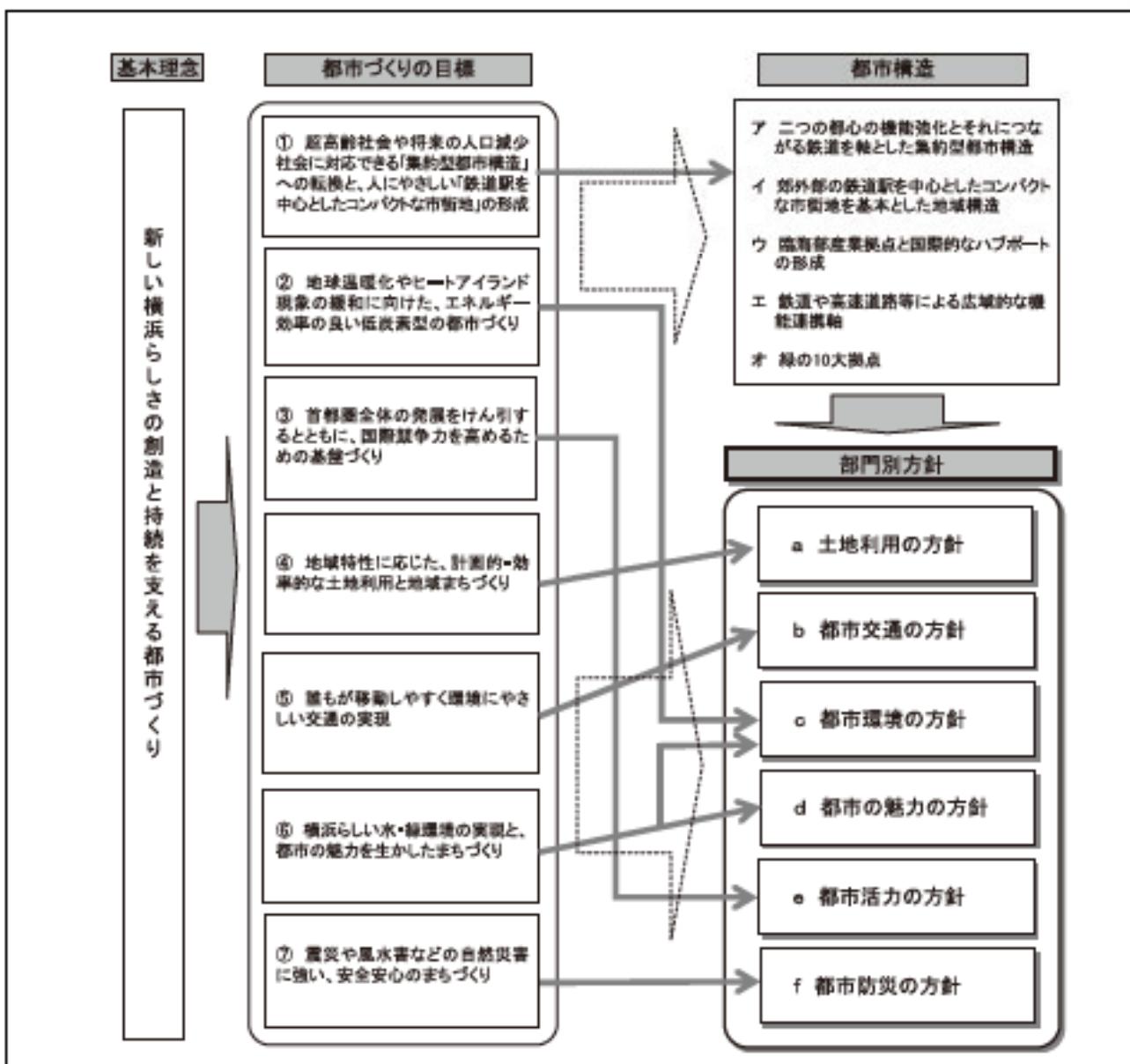
政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

(3) 横浜市都市計画マスターplan

横浜市都市計画マスターplanは、平成12年(2000)1月に初めて策定され、その後10年余りが経過した。この間、横浜市基本構想(長期ビジョン)が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んだ。今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況も変化しているため、それに合わせ、平成25年(2013)改定を行った。横浜市基本構想(長期ビジョン)と合わせ、令和7年(2025)を基本的な目標年次としている。

都市づくりの基本理念の一項目として「港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり」を掲げている。都市づくりの目標の一つとして、「横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり」を定めている。

部門別方針では、「d 都市の魅力の方針」として、「4-2 (1) ②歴史的建造物の保全、活用の推進」、「4-2 (2) ③美しい港の景観形成」、「4-3(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進」が掲げられている。また、「e 都市活力の方針」として、「5-3 (2) 観光資源の活用と機能強化」が掲げられている。



7つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性

4 都市の魅力の方針

■方針の体系

4-1 都市の魅力向上の基本方針

4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

(1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ① 魅力づくりの推進
- ② 歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③ 公共空間のデザイン演出

(2) 隣海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ① 市民に開放された水辺空間の形成
- ② 水辺における多様な活動の推進
- ③ 美しい港の景観形成

4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

(1) 多様性を感じさせる景観形成

- ① 河川周辺における景観形成
- ② 幹線道路周辺における景観形成
- ③ まとまった樹林地・農地・里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

5 都市活力の方針

■方針の体系

5-1 都市活力の基本方針

5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

(1) 都心部の活力、競争力の向上

- ① 横浜駅周辺地区の開発促進
- ② みなとみらい21地区の開発促進
- ③ 間内・間外地区の活性化の推進
- ④ 横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤ 新横浜都心の機能強化

(2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ① 中小企業の競争力強化による成長支援
- ② 成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③ 国内外からの企業誘致の推進

(3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ① 空港へのアクセス強化
- ② 産業拠点から国土幹、首都圏全体へのアクセス強化
- ③ 港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④ 市場の再編と機能強化
- ⑤ 高度情報化社会への対応
- ⑥ 次世代型都市インフラの構築

5-3 MICE・観光の機能強化の方針

(1) MICE開催・開催支援促進のための機能強化

(2) 観光資源の活用と機能強化

5-4 市民生活の利便性向上の方針

(1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

(2) 住宅市街地の活性化

(4) 横浜市景観計画

平成20年(2008)4月1日、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、令和5年(2023)1月15日に一部変更した。横浜市の行政区域(地先公有水面を含む)(以下「横浜市全域」という。)を景観計画区域としている。ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区(以下「景観推進地区」という。)を、関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区としている。

「良好な景観形成の考え方」では、「横浜らしい景観をつくる10のポイント」を掲げている。また、「地域ごとの景観づくりの方向性」を定めている。

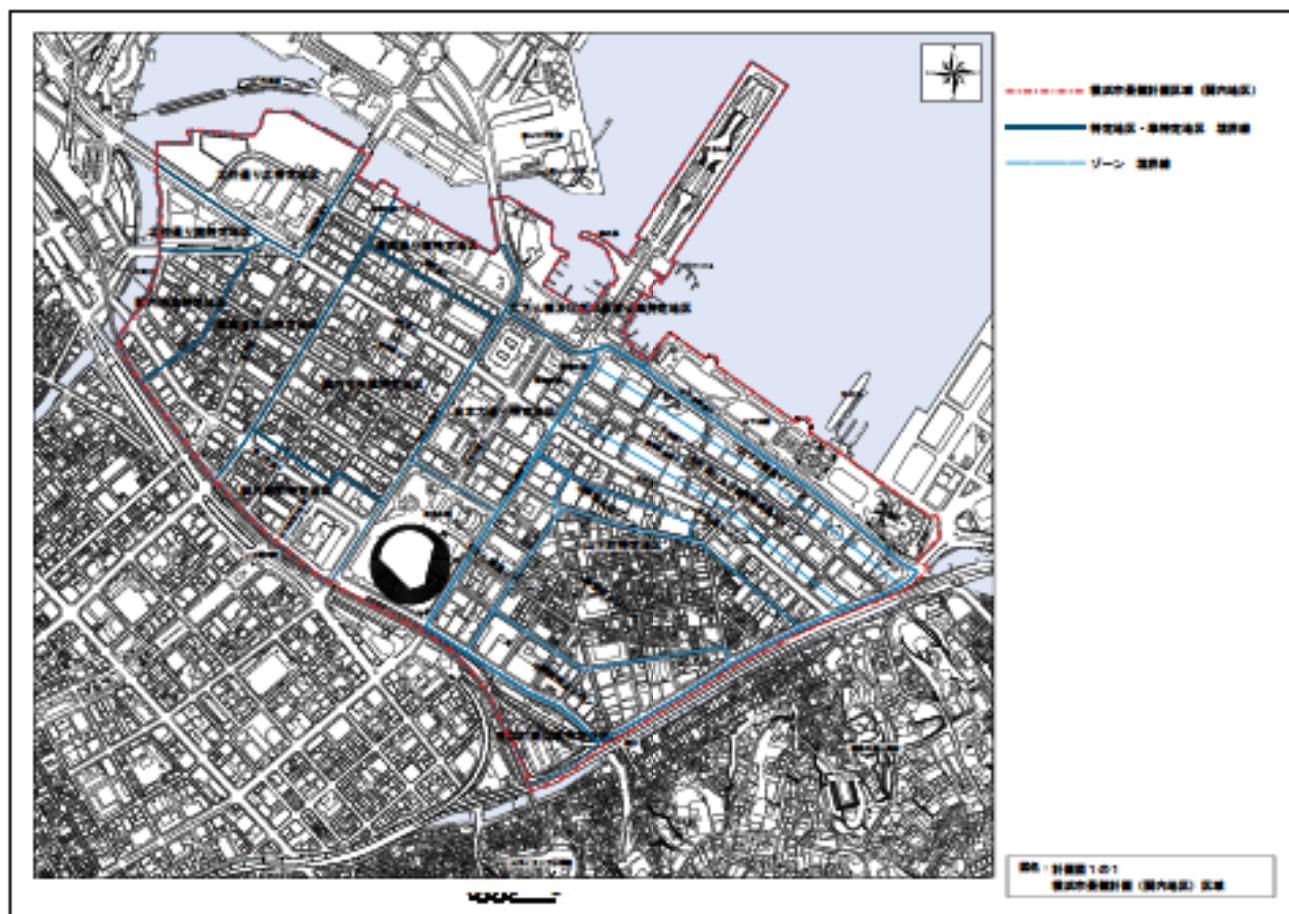
【横浜らしい景観をつくる10のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

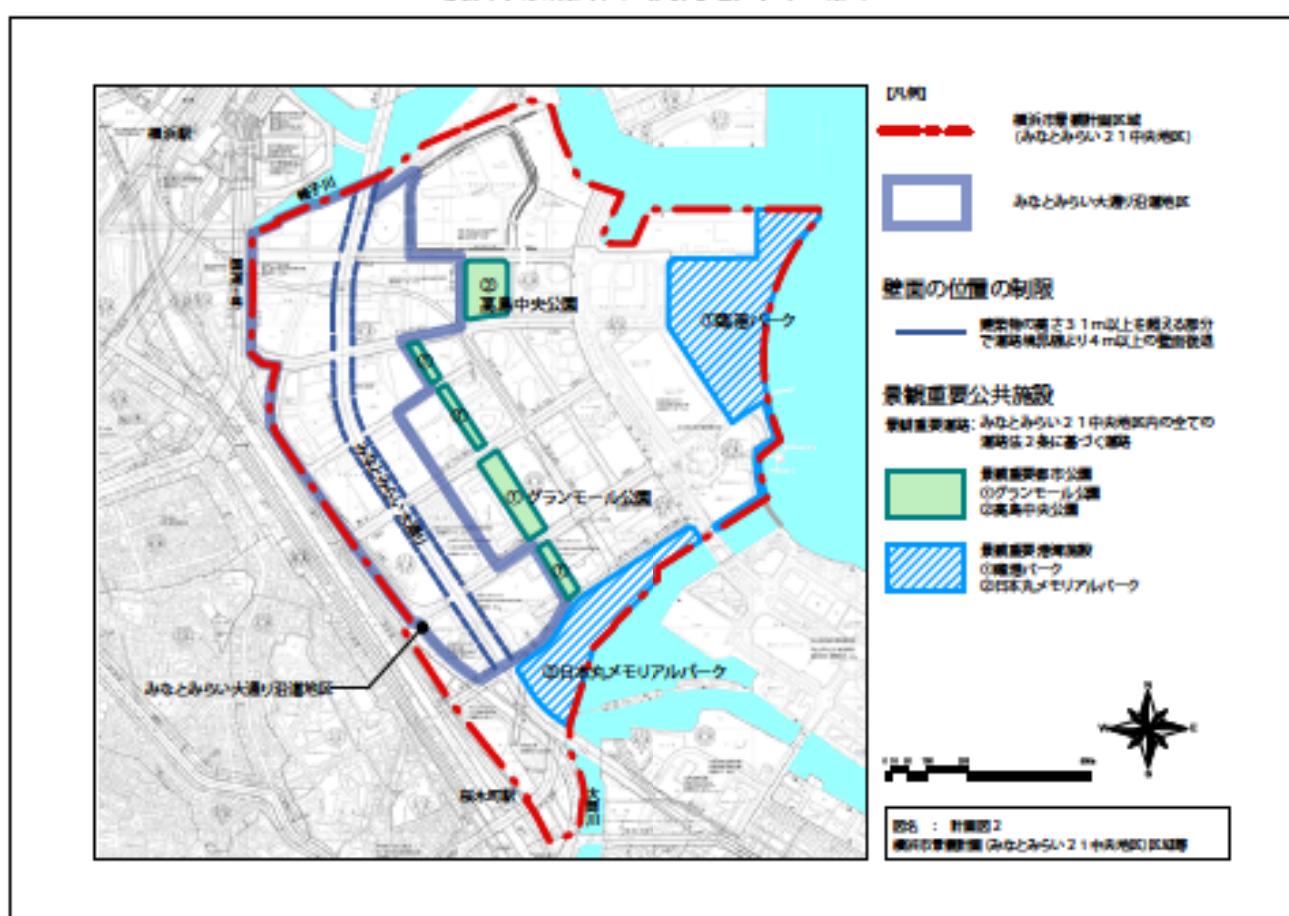
【地域ごとの景観づくりの方向性】

- ① 臨海部
物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを生かした景観づくりを進めています。
- ② 都心部
多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の二大拠点の景観づくりを進めています。
- ③ 高密度な既成市街地
親しみのある街並みや高低差を生かした景観づくりを進めています。
- ④ 郊外駅前及び周辺
地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を生かした景観づくりを進めています。
- ⑤ 郊外住宅地
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めています。
- ⑥ 水・緑と農のある郊外
身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めています。

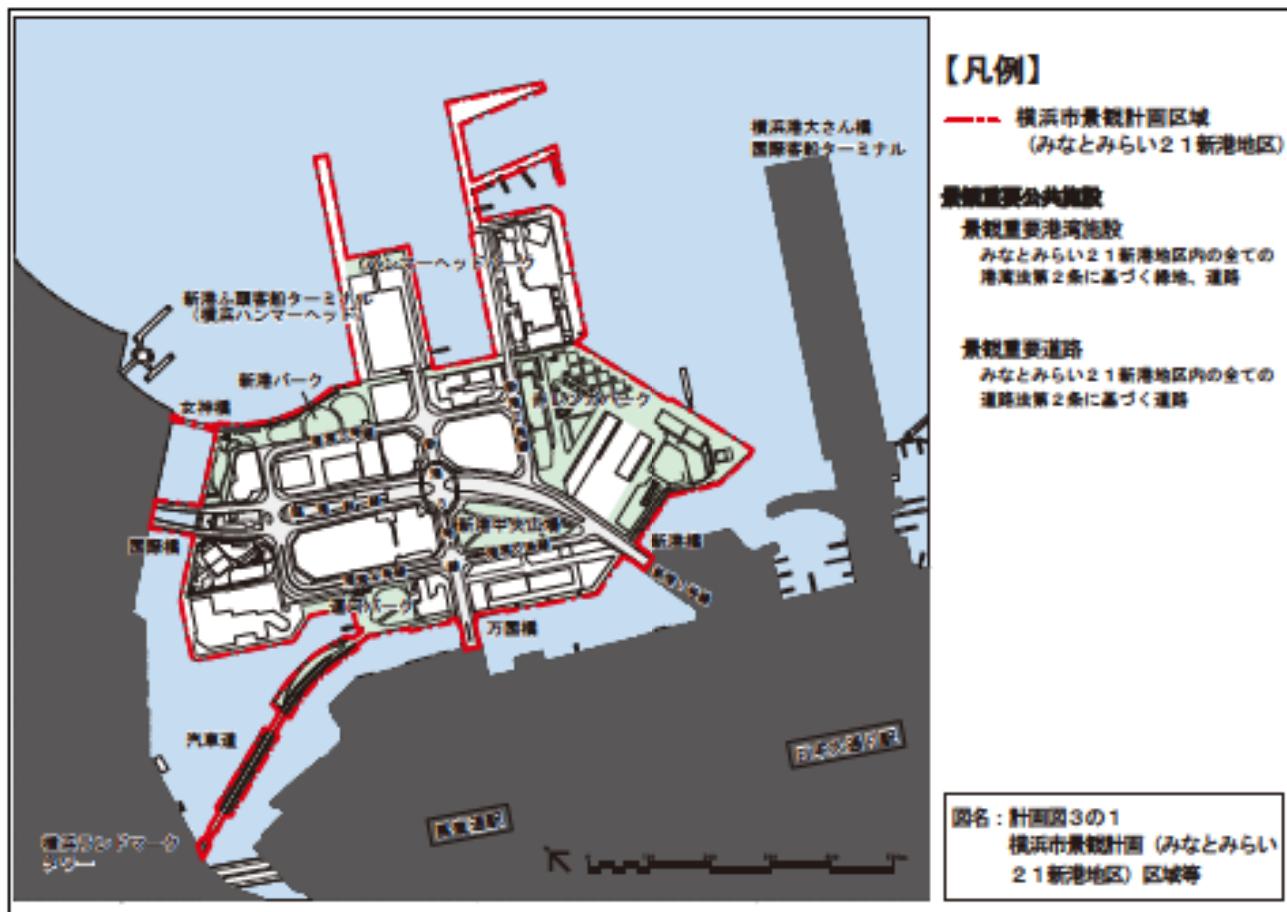
横浜らしい景観をつくる10のポイントと地域ごとの景観づくりの方向性



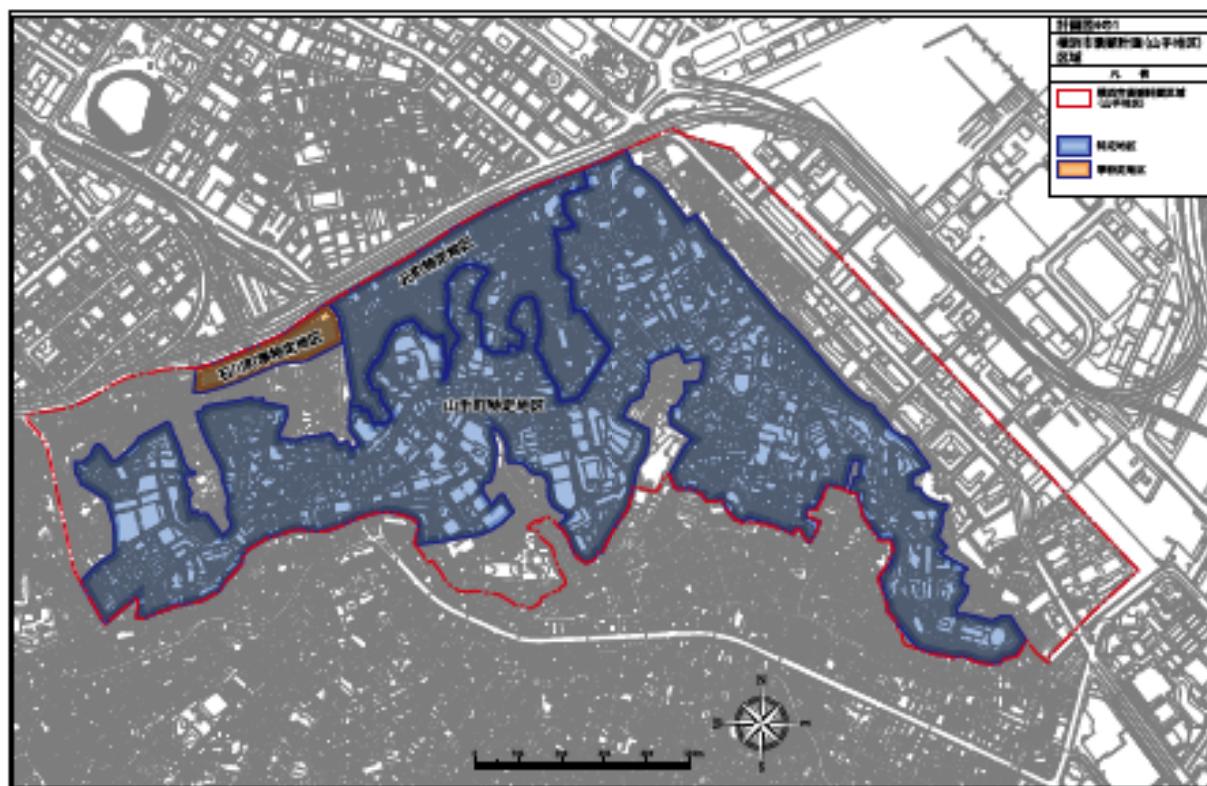
横浜市景観計画（岡内地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21新港地区）区域図



横浜市景観計画（山手地区）区域図

(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

市民・事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年（2022）7月、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定した。

都心臨海部の夜間景観の方向性（1）「横浜らしい魅力ある夜間景観を作ります」では、「個性あるシンボル」すなわちシンボルとなる建造物を、「横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる」としている。例えば、歴史的建造物の本来の色を尊重した照明とすることを挙げている。方向性（2）「メリハリをつけ、魅力を増進します」では、空間的なメリハリを意識し、エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りの周辺は落ち着かせるなど、抑揚のある街並みとなるよう配慮するとしている。例えば、歴史的建造物をライトアップし、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出していることを挙げている。

方向性の関係図

方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

方向性（1）-1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

- ①個性的で多様なエリア
- ②横浜港を囲むリング状のつながり
- ③複数ある内水面
- ④海・港に向かう軸線
- ⑤個性あるシンボル

都市の構造を浮かび上がらせる夜間景観

方向性（1）-2

特別な夜間景観の演出により、「横浜らしさ」を様々な形で表現します

方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します

方向性（2）-1

空間的なメリハリを意識します

方向性（2）-2

時間的なメリハリを意識します

方向性（3）安全・安心で快適な光による夜間の歩行環境をつくります

方向性の関係図

方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

方向性（1）-1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

構造⑤ 個性あるシンボル ⇒ 横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる

- シンボルとなる建造物は、その特徴を効果的に魅せる照明の工夫などにより、昼とは異なる形で横浜やエリアの個性を印象づけます。

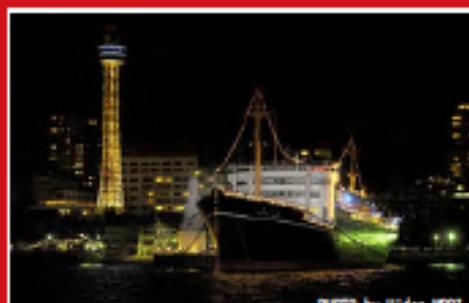


PHOTO by Hideo NORI



シンボルとなる建造物等の昼と夜の見え方の変化（横浜マリンタワー、水辺丸）



PHOTO by Hideo NORI

歴史的建造物の本來の色を尊重した照明（横浜赤レンガ倉庫）



PHOTO by Hideo NORI

海に映える鮮やかな色彩（横浜ベイブリッジ）

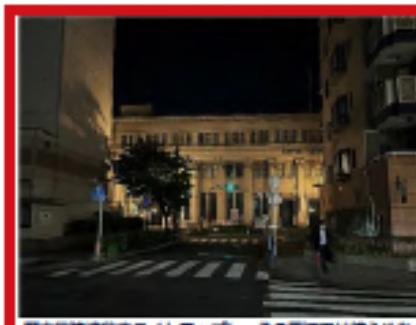
夜間景観の方向性（1）-1、構造⑤

方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します

方向性（2）-1

空間的なメリハリを意識します

- エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りについて際立たせたい箇所は際らし、その周辺は落ち着かせるなど、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなるよう配慮します。



歴史的建造物をライトアップし、その周辺では控えめな
照度とすることで、敷地門の光に強調をつけ、
シンボル性を演出している（横浜駅ビル）



来街者を迎えるゲート空間として建物の正面を際立たせ、
それ以外の部分は落ち着いた光とし、メリハリのある
照度としている（羽田空港みなとみらいイノベーションセンター）

夜間景観の方向性（2）-1

魅力ある夜間景観により実現したいことでは、「昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街」、「横浜を象徴する“いつもの”景色がある街」が関連深い。前者は光の特性を生かすことで、昼とは異なる街の表情をつくり夜も滞在したくなる街を目指すとしている。後者は、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し未来にわたって維持していくとしている。

2. 魅力ある夜間景観により実現したいこと

魅力ある夜間景観の創出は、横浜の街そのものの魅力を向上させ、夜間の潜在人口の増加にもつながります。市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの取組が連携しながら、様々な手法で夜間景観を魅力的にしていくことが重要です。

2-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街

光の特性を生かし、特徴的な建物を際立たせることや、複数の建物を同じ色でライトアップしてまとまりとして見せることなどにより、昼は多くの建物に埋もれて見えなかつた個性が顕在化し、あるいは同じ建物でも異なる見え方になります。昼とは異なる街の表情をつくることで、昼だけでなく夜も滞在したくなる街を目指します。



昼と夜の建物の見え方の変化（横浜市開港記念会館）

2-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色がある街

市民にとっては、旅行先から帰ってくる際に見るとホッとするような、また来街者にとっては、一度行ってみたい・また行きたいと思えるような、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し、未来にわたって維持していきます。



PHOTO by Hideo KORI

歴史的建造物である横浜赤レンガ倉庫と近未来的な高層ビルが融合した横浜らしい“いつもの”夜間景観

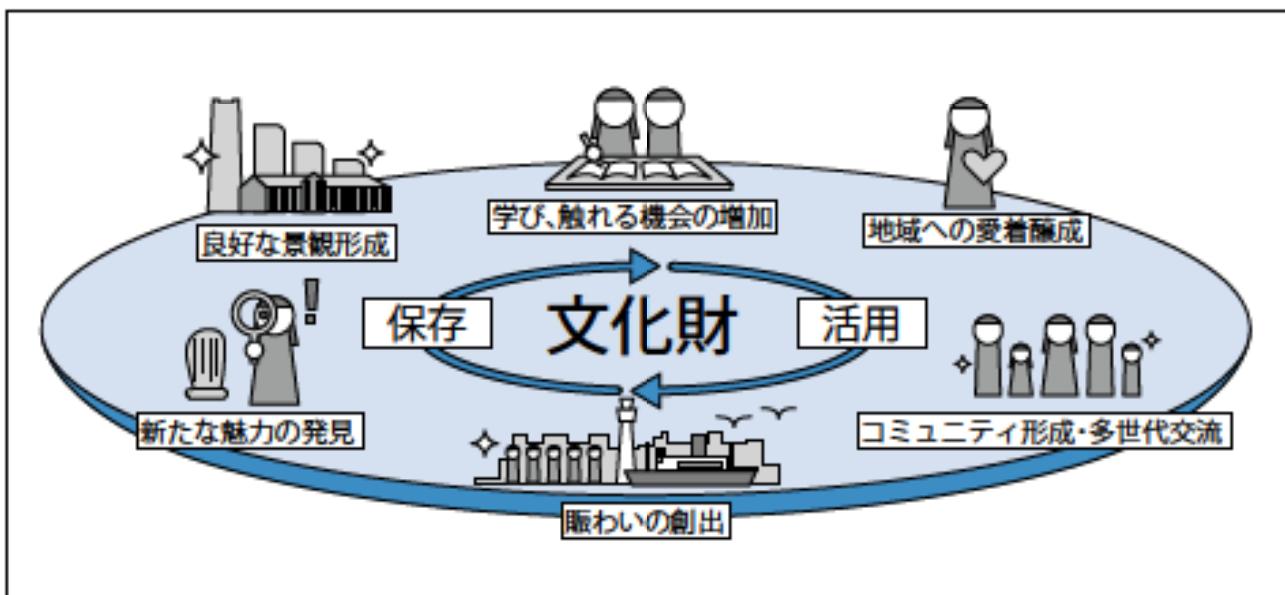
魅力ある夜間景観により実現したいこと（2-1、2-5 抜粋）

(6) 横浜市文化財保存活用地域計画（策定検討中：令和6年6月時点）

横浜市における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、令和元年（2019）に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財保護法に基づく「横浜市文化財保存活用地域計画」が令和6年（2024）に認定された。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考え方とし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定している。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていく。

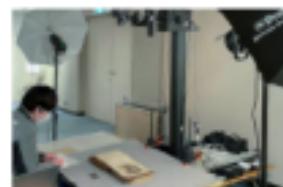
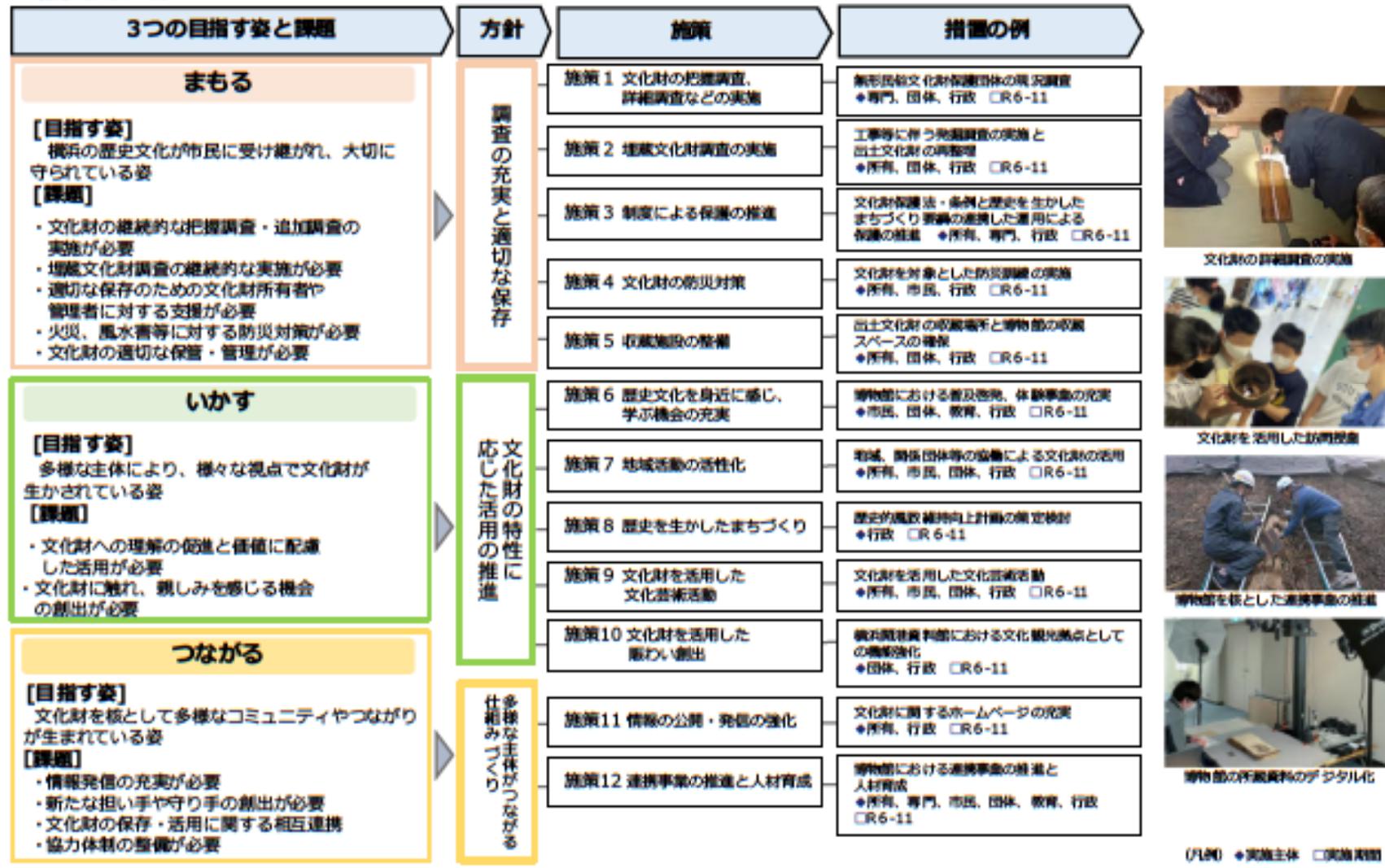
策定を契機に、横浜市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者をはじめ、行政、市民の皆様、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民の皆様に、横浜の歴史文化に触れていただく機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指している。



横浜市における保存・活用のイメージ

【計画体系】「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していく。



関連文化財群

市域に広がる多種多様な文化財を一体的に捉えた、歴史文化の特徴に基づく9つのストーリーを設定

1. 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らした。海岸線の変化や稻作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化し、その様子は市域で発見された数々の遺跡から伺える。

2. 武家社会下の交易・交通と文化～

横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にあった。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展した。

3. 横浜開港－国際貿易港のあゆみ－

日米和親条約の締結地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げた。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真、眞葛焼に代表される横浜焼などの土産物や工芸品も、海外へ渡っていった。

4. シルクがもたらした繁栄

開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになった。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもった。

5. コスモポリタン都市－文化の交差点－

開港を機に、国内外から多くの人々が移り住んだ。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展した。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まった。

6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー

幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の創設、フランス人実業家ジェラールが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入された。

7. 焼け跡から二度よみがえった都市

横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展した。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られた。終戦後の復興は、占領軍の接收により大きく遅れるが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備された。

8. 谷戸・里山と横浜の原風景

市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれた。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境であり、昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えている。

9. 地域が育む祭礼・行事

市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられている。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられている。

関連文化財群

文化財保存活用区域

文化財が集積し、周辺環境も含めて文化財を核とした文化財空間を創出する4区域を設定



③三溪園区域

製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧に整備した庭園。各地の歴史的建造物を、土地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置されている。



三溪園外苑

①関内区域

幕末期の開港で、近代日本の経済や流通の中心となる。震災や戦災等の歴史を伝える建造物が多く所在し、良好な景観が残る。



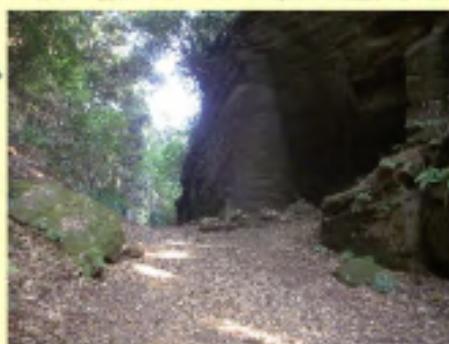
横浜市開港記念会館

②山手区域

1867年に外国人居留地として開設された地区。居留外国人の住宅地として整備され、異国情緒漂う街並みが形成された。公園、歩道沿いの生垣、各所に残された縁のほか、歴史的建造物が残る。

④称名寺・朝夷奈区域

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一体のエリアで、中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域。古代・中世から近世にかけて都市鎌倉との結びつきが強く、その後の歴史を語る上で重要。



朝夷奈切通

(7) 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画として、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」及び「横浜市緑の基本計画」を統合し、平成18年（2006）に策定された。計画策定からおよそ10年が経つことを契機に、平成28年（2016）6月に計画内容を一部改定した。

横浜らしい魅力ある水・緑環境では、古民家などがある公園などでは地域の歴史文化を伝える活動が行われていること、市内に残る数少ない里山は土地所有者やさまざまな市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっていること、また、わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災からの復興で生まれた山下公園など、歴史とともに育まれてきた公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れていることを挙げている。また、多面的な機能では、水・緑環境には良好な景観を形成する景観形成機能や、地域の歴史や風土、文化を伝える環境教育機能を持っているとしている。

本計画で目指す水と緑の目標像「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」（令和7年（2025））では、都市の姿において、「開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています」としている。

多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境

都市の姿

○緑が市街地に引き込まれています

- ・緑の10大拠点では、まとまりのある緑が保全され、市街地では身近な公園など緑の拠点が増えています。
- ・森と丘と海をつなぐ水や緑の軸により、ネットワークが形成されています。
- ・緑が適切に管理され、市民生活の安全にも寄与しています。

○地域の中で農のある暮らしが息づいています

- ・魅力ある農景観が保全されています。
- ・地産地消が進み、市内産の農畜産物が食卓を賑わしています。
- ・農とふれあう場が充実しています。

○多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています

- ・生き物の生育・生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されています。

○健全な水循環が回復しています

- ・水源の緑、谷戸が保全されています。
- ・流域の貯留・涵養機能が回復しています。
- ・河川などの水量・水質が回復しています。
- ・海域の水質が回復しています。
- ・大雨への備えが進んでいます。

○都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています

- ・開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています。
- ・魅力ある水と緑の空間が創出され、賑わいが生まれています。

○風が都市に引き込まれています

- ・河川沿いに涼やかな風が流れています。
- ・ヒートアイランド現象が緩和されています。

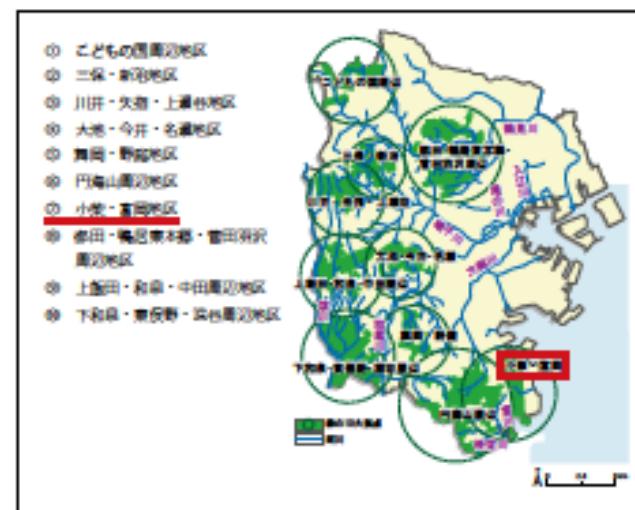
市民の姿

○水や緑との様々な関わりが深まっています

- ・多様な世代が水や緑と関わり、生活の楽しみを広げています。
- ・水や緑が市民により支えられ、育まれています。
- ・多様な交流が水や緑により生まれています。
- ・市民が水や緑と関わることで新たな文化が生まれています。

目標像

本計画第4章で定められる水・緑環境の保全と創造の推進計画では、3つの推進計画を定めている。このうち、推進計画「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」の「緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます」では、地域ごとの特性をいかしながら優先的に整備・保全する「緑の10大拠点」を位置付けている。特に⑦小柴・富岡地区では、「旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。」としている。

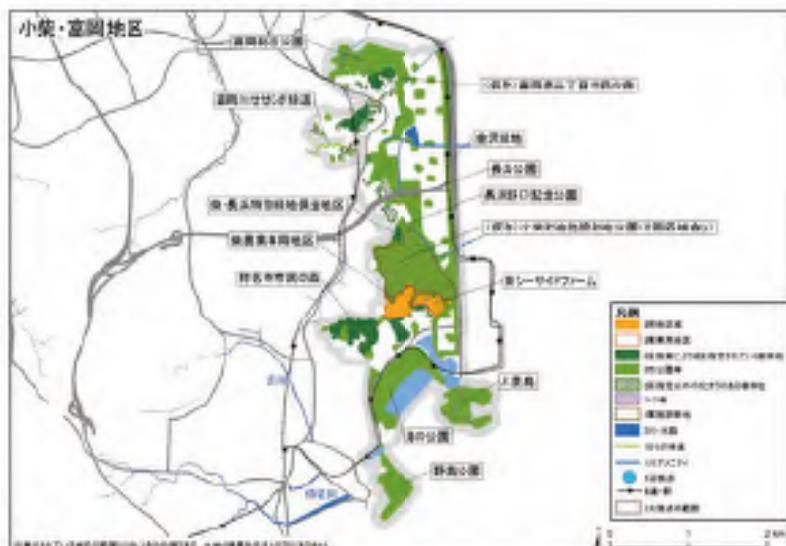


緑の10大拠点

⑦ 小柴・富岡地区 (約600ha)

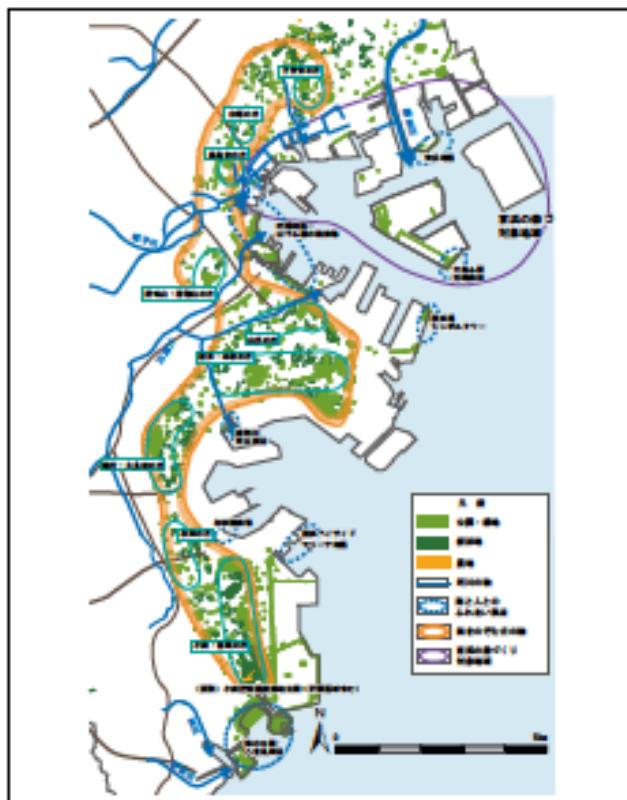
旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・海の公園、野島公園、八景島、平湯島を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。 ・特別緑地保全地区や市局の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより、物名等などの歴史的な資産と一緒にとなった社寺林の緑地などを保全・活用します。 ・柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。 ・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。 ・(仮称) 小柴町油蔵駅跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 ・生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構造を推進します。 ・せせらぎ隧道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として整備・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> <水路・水辺拠点等> <ul style="list-style-type: none"> ・せせらぎ隧道 (富岡川1.2km) <樹林地等> <ul style="list-style-type: none"> ・市局の森 (物名寺10.7ha、(仮称) 富岡東三丁目1.4ha) ・特別緑地保全地区 (柴・長浜1.3ha) <農地> <ul style="list-style-type: none"> ・農業専用地区 (柴17.4ha) ・柴シーサイドファーム (2.5ha) ・柴シーサイド恵みの里 ・農用地区域 (10.1ha) <公園等> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 小柴町油蔵駅跡地公園 (55.6ha: 計画区段合計) ・富岡総合公園 (21.9ha) ・長浜公園 (15.4ha) ・海の公園 (47.0ha) ・野島公園 (17.5ha) ・長浜野口記念公園 (1.1ha) ・金沢緑地 (15.2ha) ・港湾緑地 (八景島を除く) (6.3ha) ・八景島 (24.0ha)



小柴・富岡地区の取組方針とエリア図

また、推進計画「海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます」では、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の活動を楽しみ、海を身近に感じられる空間「海と人のふれあい拠点」を位置付けている。この取組方針において、「これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な縁の創出やその維持管理・活用を図ります」と定めている。



海をのぞむ丘の軸・海と人のふれあい拠点

■海と人とのふれあい拠点

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度未実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> 市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な縁の創出やその維持管理・活用を図ります。 横浜ベイサイドマリーナや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> <未広地区> <ul style="list-style-type: none"> ・未広水際線プロムナード <大黒ふ頭先端緑地> <ul style="list-style-type: none"> ・大黒ふ頭先端緑地 ・大黒海づり施設 <内港地区～山下ふ頭地区的臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・山下公園 ・臨港パーク ・赤レンガパーク ・日本丸メモリアルパーク ・新港パーク ・運河パーク ・汽車道 ・大さん橋ふ頭緑地 ・象の鼻パーク ・(仮称) 山内臨海緑地(計画) ・(仮称) 山下ふ頭緑地(計画) <横浜港シンボルタワー> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港シンボルタワー ・本牧海づり施設 <堀川河口周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・磯子・海の見える公園 <杉田臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 杉田臨海緑地(計画) <横浜ベイサイドマリーナ地区> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜ベイサイドマリーナ ・(仮称) 白帆緑地(計画) <海の公園・八景島周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・海の公園 ・野鳥公園 ・八景島

海と人とのふれあい拠点の取組方針

推進計画「水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます」では、「新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の西洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。」、「野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。」、「大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます」としている。



都心臨海部及び周辺の水・緑づくり対象エリア

推進計画「緑豊かな市街地を形成します」では、「地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。」としている。また、推進計画「水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます」では、「古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民やNPO、事業者などの協力による利活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。」としている。

推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」の分野ごとに推進施策を定めている。公園の整備・維持管理・経営では、「周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。」、「地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。」、「公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。」と定めている。特殊公園は「史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、基園など、その目的に則り配置します。」と定めている。

水辺の保全・創造・管理では、「学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。」と定めている。このうち主な施策「歴史的橋梁の保全」では、関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全するとしている。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康新規など他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

公園整備の主な施策

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。
	街角公園	遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。
	近隣公園	少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。
	地区公園	身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。
都市基幹公園	運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ~ 75ha を標準とする公園を配置します。
	総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ~ 30ha を標準とする公園を配置します。
広域公園		多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。
特殊公園		史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、子ども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。
緩衝緑地		工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
都市林		生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。
広場公園		にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
都市緑地		都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。
緑道		市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。

公園種別

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。(健康みちづくり推進事業)
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的構梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興構梁」など歴史的構梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全(維持管理)と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全(維持管理)を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めています。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通じたノウハウやアイディアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネートの強化を図ります。

水辺の保全・創造・管理の主な施策

(8) 横浜市観光・MICE戦略

本市が目指す観光・MICEの方向性を示すため、2030年を見据えた戦略を令和5年（2023年）12月に策定した。

目指す姿である「市民と共に創り、世界から選ばれるアーバンリゾート」の実現に向けて、4つの戦略で構成している。4つの戦略のうち本計画と関連するものとして、戦略1「1 都心臨海部の魅力づくり」、戦略2「2 MICEの受入環境整備」、戦略4「2 SDGs達成に向けた取組の推進」が掲げられている。

戦略1

多様性あふれる魅力と感動のあるまちづくり

横浜は開放的なウォーターフロント、開港の歴史、文化芸術、まちに広がるイベントなど多様性あふれる魅力が凝縮しています。それらをつなぎ合わせて回遊につなげ、まち全体のにぎわいを創出します。また、地域独自のストーリーを有する資源を生かすなど、横浜ならではの体験価値を高めていくことで、リピーターを増やし、誰もが訪れるたびに新たな発見・感動のあるまちを目指します。



資料：横浜観光情報

1 都心臨海部の魅力づくり

都市部でありながら親水性が高く開放的なウォーターフロントを生かした花や緑があふれるアーバンリゾートとして、水上交通等回遊性を高める移動手段の充実、音楽・スポーツ・企業・研究機関などの集積を生かし、公共空間における規制の弾力的な運用などによる有効活用等を進め、にぎわいを都心臨海部全体に広げます。また、多様な資源の磨き上げとストーリー化による横浜ならではの体験価値向上や、子どもも大人も安心して楽しめ、まちとしての魅力向上を図ります。



（右上）資料：横浜観光情報

2 市内各所と連動した魅力づくり

郊外部の歴史や自然、動物園・水族館、大型スタジアム・アリーナ等、地域ならではの魅力を向上させ、また連動させ、市内回遊につなげます。さらに、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」によるにぎわいを市内各所に広げ、開催後も上瀬谷エリアに郊外部の新たな活性化拠点を形成し、魅力の向上を図ります。

3 広域連携の推進

近隣エリアと横浜の魅力をかけ合わせて体験価値を向上させ、エリア全体の回遊を促進し、横浜を拠点とした宿泊につなげます。また、訪日旅行のゲートウェイとして、インバウンドを対象としたマーケティングを行い、国内各地と横浜の魅力をかけ合わせたプロモーションを実施することで、相互の送客につなげます。

4 まちの魅力や価値を高め、発信する

DXの推進により、マーケティング強化や戦略的な誘客プロモーションの展開、市民とともに横浜ならではの魅力の発信を行い、横浜ファンを増やし、リピート率を高めます。また、誰もが快適かつ安心感をもって横浜を楽しむことができるよう、DXによる滞在環境の更なる向上を図ります。

4つの戦略と戦略1

(9) 第4期横浜市教育振興基本計画

令和5年(2023)2月に策定された「第4期横浜市教育振興基本計画」は、「横浜教育ビジョン2030」(平成30年(2018)策定)のアクションプランである。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

本計画では、「8の柱」とそれぞれの施策、主な取組等を示している。特に柱8「市民の豊かな学び」の施策では「横浜の歴史に関する学習の場の充実」を定め、施策の目標・方向性を「行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。」「児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。」と定めている。この主な取組に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」、「横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出」を定め、文化財の保存・活用と学習機会の充実を推進している。

柱	施策	主な取組
1 一人ひとりを 大切に した 学びの 推進	1 生体的・対話的で深い学びの実現	児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に適じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進
	2 情報教育の充実及び教育DXの推進	児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
	3 特別支援教育の推進	就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
	4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進	各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進
2 ともに 未来を つくる 力の育成	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな体の育成	1 生理にわたる健康づくりと中学校給食の推進	全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
	2 福祉・医療等との連携による支援の充実	地域等との連携・協働の推進
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	3 家庭教育支援の推進	福祉・医療等との連携強化 関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援
	1 教職員の採用・育成・働き方の一体化的改革	優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革
	2 学校施設の計画的な建替え	学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
7 安全・安心でより良い教育環境	3 安全・安心な施設環境の確保	学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
	1 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
	2 生涯学習の推進	生涯学習の推進
8 市民の豊かな学び	3 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
	1 横浜の歴史に関する学習の場の充実	市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

計画体系

施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

■ 施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

■ 主な取組

1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化¹¹⁰に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するとともに、特に保存が困難な状況にある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三段台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和42年に整備した「三段台考古館」の老朽化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るために、再整備を検討します。また、25年以上リニューアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定・登録文化財件数	471 件（累計） ^{#3}	479 件（累計）
無形民俗文化財調査件数	1 件/年	5 件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人數	346,659 人/年	395,000 人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年

※3 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

- 従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善につなげ、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学習する機会を創出します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146 人/年	7,350 人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2 本/年	6 本/年

(10) 横浜市防災計画

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



「横浜市防災計画『震災対策編』」の災害予防計画「地震に強い都市づくりの推進」では、「文化財等の防災対策」として、「防災訓練の実施」、「文化財の所在情報等の充実・整備」、「歴史的建造物等の防災対策」を定めている。

教育委員会事務局 都市整備局 消防局	<p>第10節 文化財等の防災対策</p> <p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。 本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p> <p>1 防災訓練の実施 文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p> <p>2 文化財の所在情報等の充実・整備 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p> <p>3 歴史的建造物等の防災対策 本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年4月1日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p>
--------------------------	---

文化財等の防災対策

3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2章において設定した理念・方針に基づき、横浜市の歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進する。

理念

旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまち

方針・施策

2章で設定した理念及び2つの方針、5つの施策に基づき、3章で整理した歴史的風致を踏まえ、横浜市の歴史的風致の維持向上に向けた取組を実施する。具体的な事業については7章で示すものとするが、各事業は5つの施策を実現する取組として整理した。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

歴史的風致を形成する歴史資産を継続的に把握するため、定期的な総合調査や、個々の歴史資産の詳細調査や価値づけなどを推進する。また、歴史資産の情報に気軽にアクセスできるよう、さまざまな団体や有識者と連携し、展示、解説や講義等を行うことにより、適切な情報共有を推進する。

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開やさまざまなコンテンツによる活用、景観形成や公園整備などの周辺環境整備、案内サイン等の整備により、歴史的風致を形成する歴史資産やそこで行われる営みや活動に実際に触れて体感できる機会を創出する。

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

歴史資産の対象を概ね築造後50年を経過したものとしているため、その対象は戦後の建造物に広がっている。横浜の戦後の歴史的風致を示す、モダニズム建築や防火帯建築などについて、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

施策④ 保全・継承に向けた支援

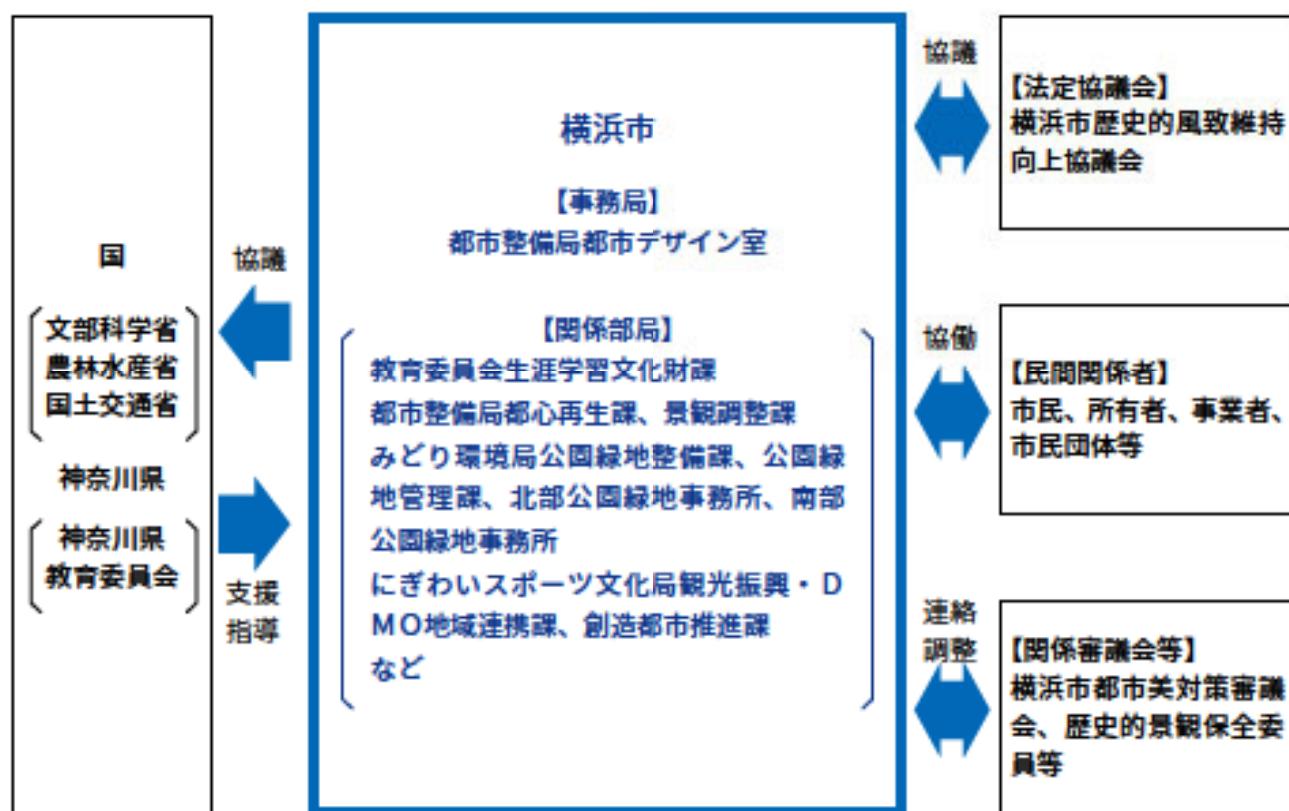
歴史的風致を維持向上していくために、これまでの制度支援等を引き続き行うとともに、税制優遇措置や助成、民間活力の積極的な活用の検討、専門的な技術者を派遣する仕組みの検討など、適切な支援策の拡充を推進する。

施策⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくり促進

歴史資産をそれぞれの状況に応じた活用を促進するために、さまざまな支援措置を講じる。その活用を通じて、地域のまちづくりに資する取組を推進する。

4.歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市整備局都市デザイン室と、歴史、まちづくり、景観、文化財等に関わる部局との連携を図りながら、市民や事業者と協働して取組む。なお、事業計画の進行管理や計画変更等については、法定の「横浜市歴史的風致維持向上協議会」において引き続き協議を行う。なお、必要に応じて、関係審議会等との連携・調整、報告等を行うものとする。



5章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方

本市には、長い歴史のなかで育まれた地域固有の歴史的風致が市全域に存在しているが、特に横浜開港以降の近代以降の歴史的風致が大きな特徴となっている。

鎌倉に武家政権が成立すると、金沢区の六浦湊は中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり、大変なにぎわいを見せる。また、称名寺などを中心として鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。中世の頃に始まったとされる「祇園船」や「天王祭」の「三ツ目神楽」などの祭礼が今に伝わっている。称名寺を始めたとした寺院では、「花まつり」を持ち回りで開催し、春の風物詩となっている。また、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な景勝地としても知られ、近世、近代以降も別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわっている。

安政6年（1859）に横浜港が開港し、明治22年（1889）から近代港湾として整備され、国際貿易港として生糸や茶の輸出などを中心として貿易額は年々増加していった。明治期の第一期築港工事で造られた港湾施設や、港の発展とともに諸外国との交易のための施設、商社等の企業が関内地区等に集積し、現在まで港町の様相を形成している。開港後は節目ごとに周年記念事業が行われ、記念式典などが実施される。6月2日は開港記念日として学校休校日になったり、「横浜開港記念バザー」など開港を祝うイベント等も多く催されたりするなど、開港を祝う行事は市民生活に根付いたものになっている。また、開港以来、横浜港では港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人々に親しまれてきた。特に「除夜の汽笛」は大晦日の年越しのイベントとして、横浜市民には欠かせないものになっている。

一方、幕末明治期に生糸で財を成す商人が現れ、その一人である原善三郎と富太郎により造成された三溪園は、明治期から一般公開されて今に至るまで市民と国内外の来園者を楽しませている。園内の古建築は「茶会」などに利用され、茶人として名を成した原三溪（富太郎）の事績を今に伝えている。

明治期に近代化が進められた横浜の都市は、関東大震災と戦災・接収という災害等により大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった「国際仮装行列」は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、山下公園のインド水塔等で「慰靈祭」が行われるなど、震災の記憶を継承する活動が続けられている。

開港後横浜に設けられた居留地は、山下地区と山手地区で、居留地設置の際に割り振られた地番は、現在の地番に引き継がれている。山手地区は、領事館、居留地に住む外国人の住宅や学校、教会、公園などが建てられた。関東大震災により多くの建物が倒壊したが、復興で建てられた西洋館や教会、学校等の洋風建造物群が住宅・文教地区としての景観を今に伝えている。そういった歴史的建造物や景観を保全するために、地域住民と行政が協働して活動している。また、居留地の外国人によって様々な西洋文化・技術が横浜にもたらされ、いわゆる「もののはじめ」といった発祥文化が多く存在している。特に外国から伝わったスポーツ文化、それらに関するコミュニティ等が明治期から現在に伝わっている。

このように本市の歴史的風致は、様々な歴史的背景を持って市内にみられるが、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るために、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

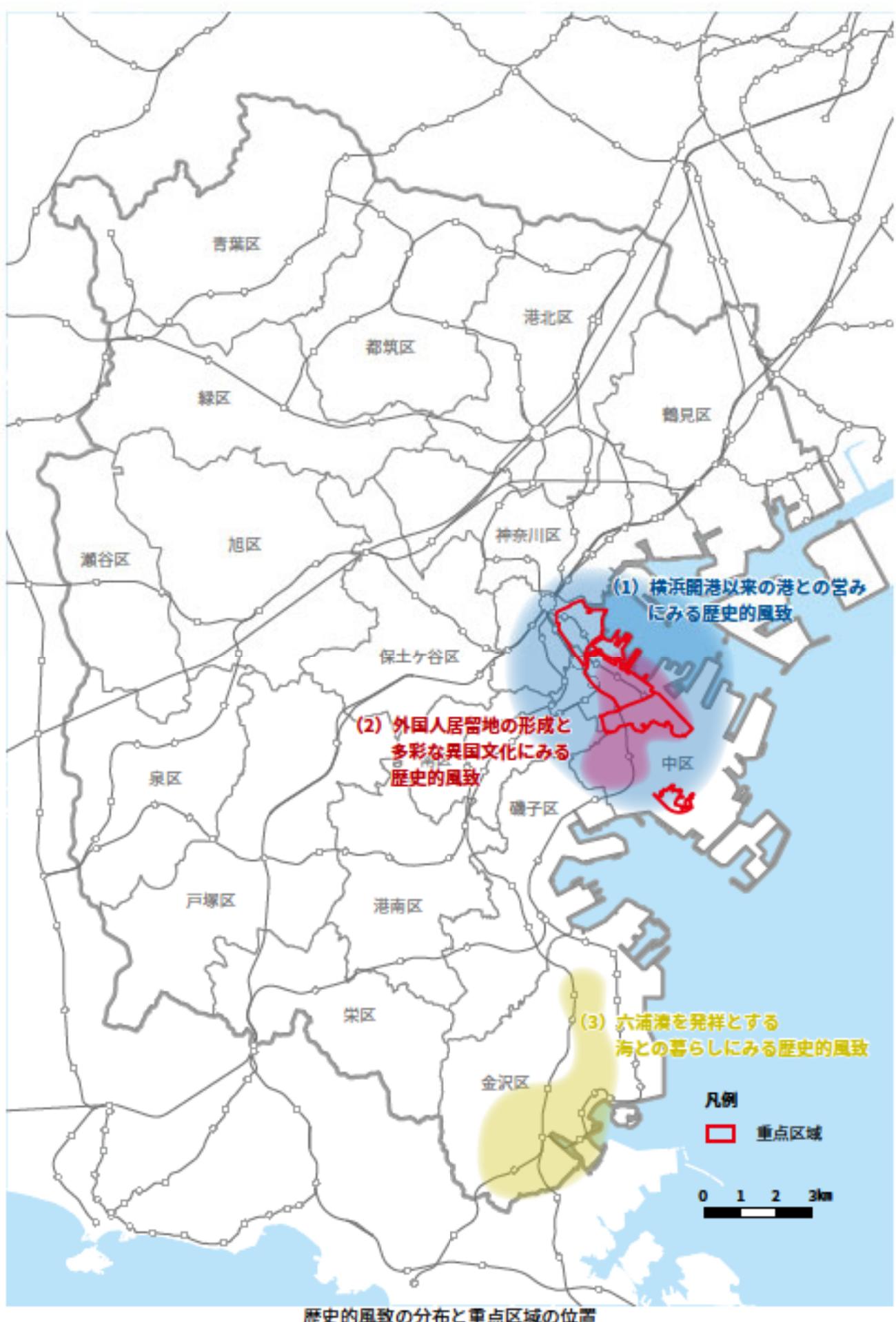
法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

【重点区域設定の要件】

- ①次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域
 - ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
 - ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ②当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

第3章で挙げた3つの歴史的風致と重点区域設定の要件及び横浜市文化財保存活用地域計画で定められた文化財保存活用区域の範囲を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を推進するため「横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致」及び「外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致」の範囲を基本として、歴史的風致を形成する歴史的建造物等が多く集積する「関内区域」、「山手区域」、「みなとみらい21区域」及び「三溪園周辺区域」を重点区域として設定する。

なお、歴史的風致を形成している他の地区でも、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合や重点的に施策を推進する必要が生じた場合には、必要に応じて重点区域の追加や範囲の見直しをするものとする。



2. 重点区域の位置及び範囲

(1) 関内区域

① 概要

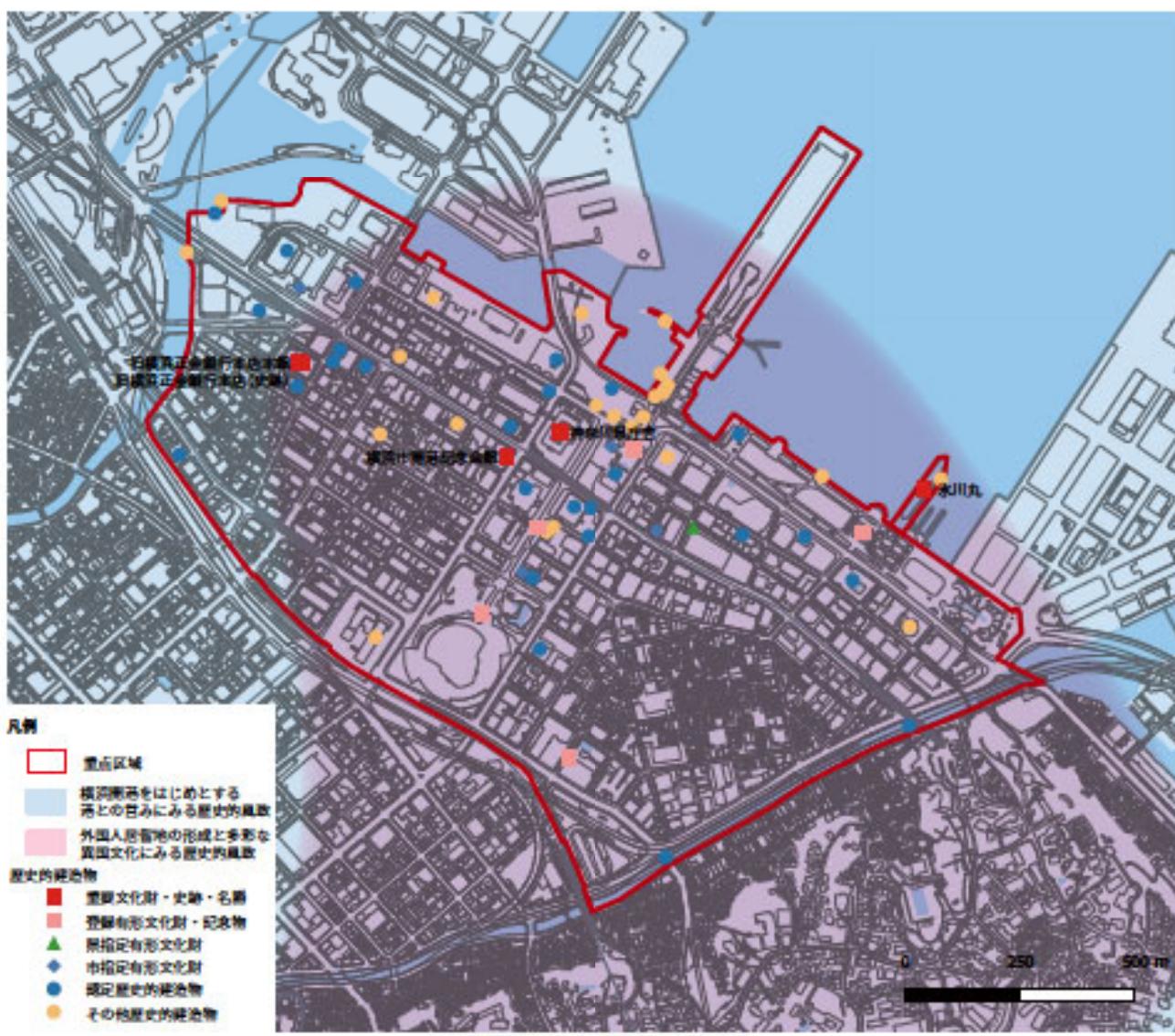
本市における関内区域は、かつて商館等が集積し、中華街や山下公園等を含む旧外国人居留地と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、横浜公園・日本大通り・大さん橋等を中心とする、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する関内地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：関内区域

面積：約 157 ヘクタール

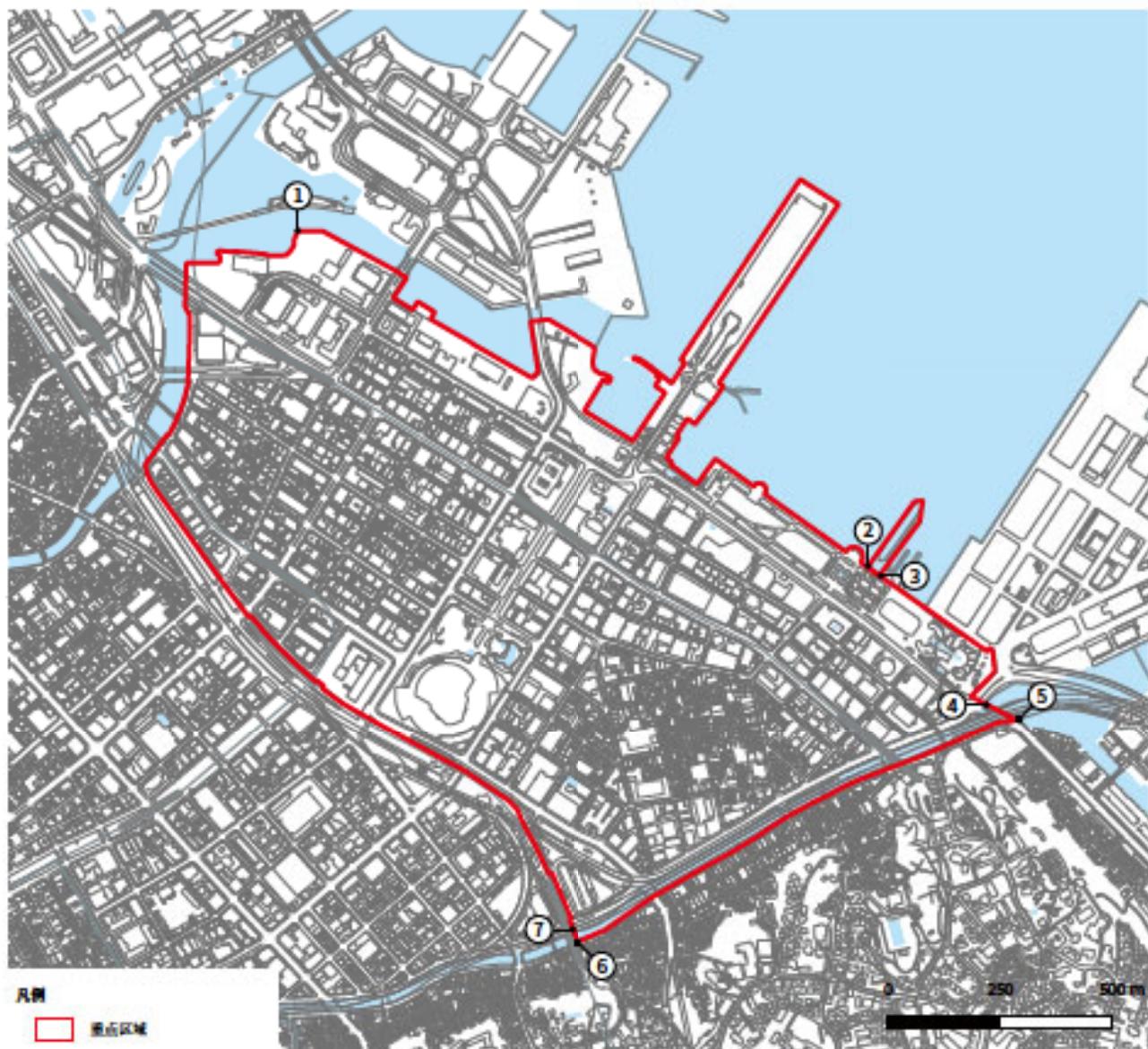
② 位置

重点区域の設定にあたっては、関内地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



③ 区域

関内区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（関内区域）の範囲

重点区域（関内区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	景観計画区域（関内地区）の区域界
②～③	日本郵船氷川丸及び桟橋
③～④	景観計画区域（関内地区）の区域界
④～⑤	山下橋（下流側）
⑤～⑥	中村川右岸
⑥～⑦	西之橋上流側
⑦～①	景観計画区域（関内地区）の区域界

(2) 山手区域

① 概要

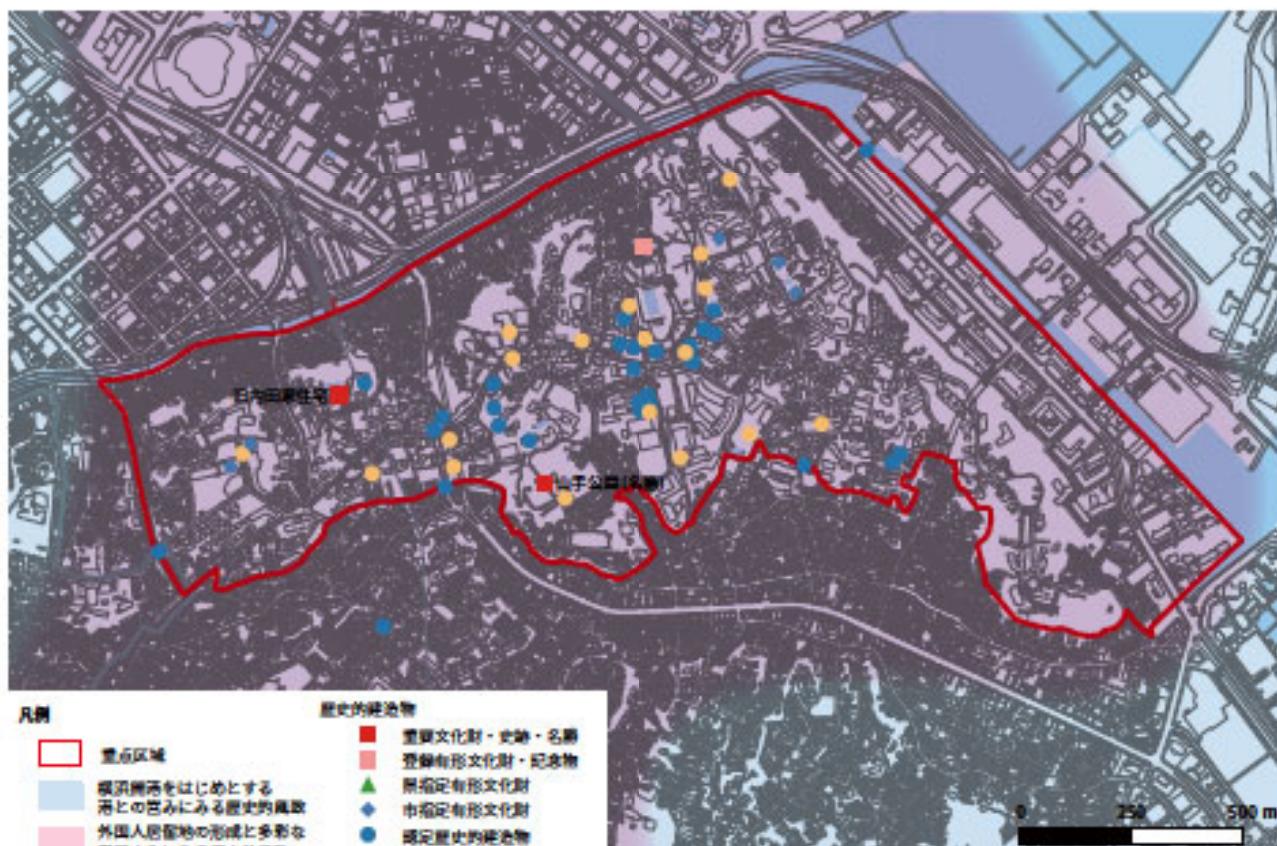
本市における山手区域は、慶応3（1867）年に居留地指定され、以降外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが並ぶ地区となった山手町を中心とし、「横浜開港」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する山手地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：山手区域

面積：約 156 ヘクタール

② 位置

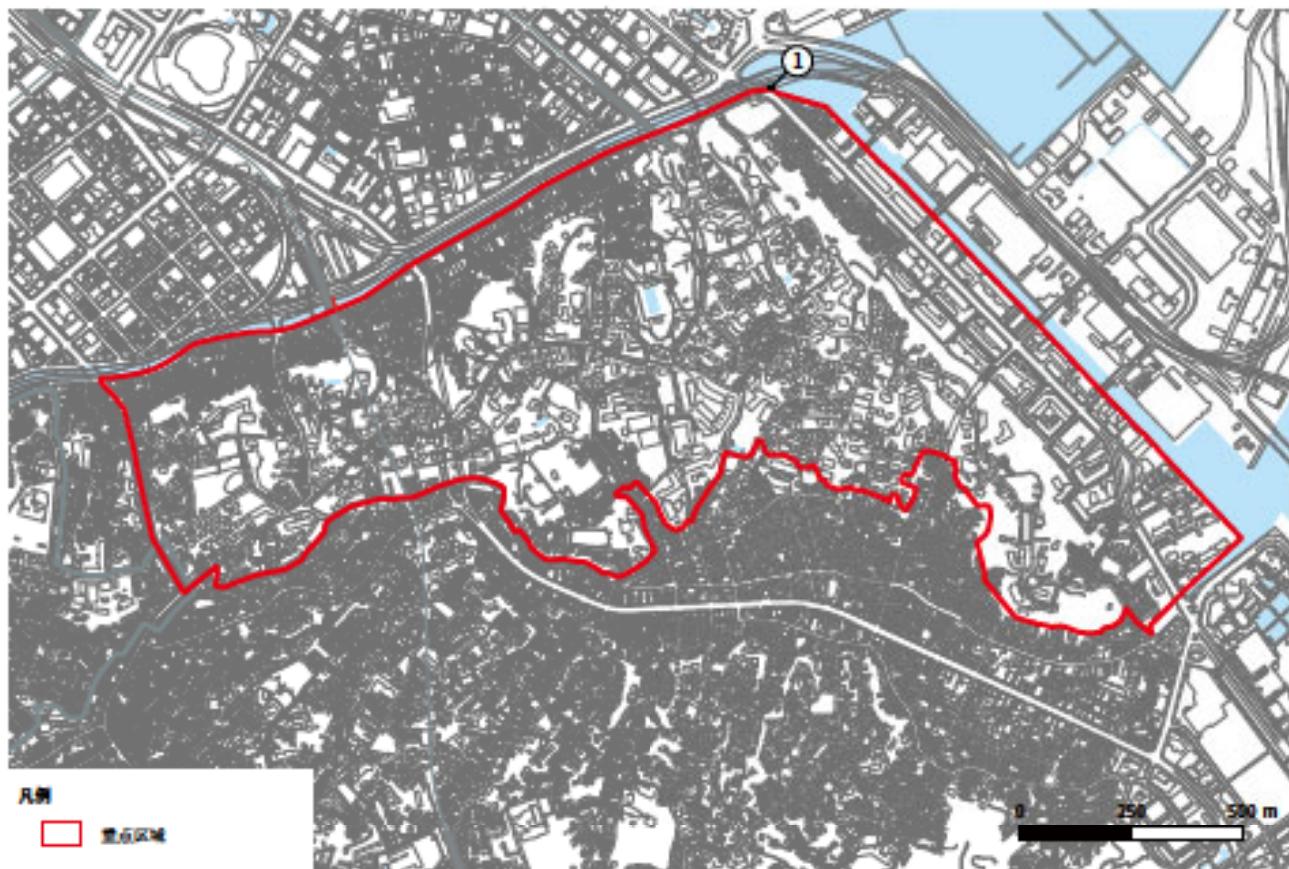
重点区域の設定にあたっては、山手地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（山手区域）の位置

③ 区域

山手区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（山手区域）の範囲

重点区域（山手区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～①	景観計画区域（山手地区）の区域界

(3) みなとみらい21区域

① 概要

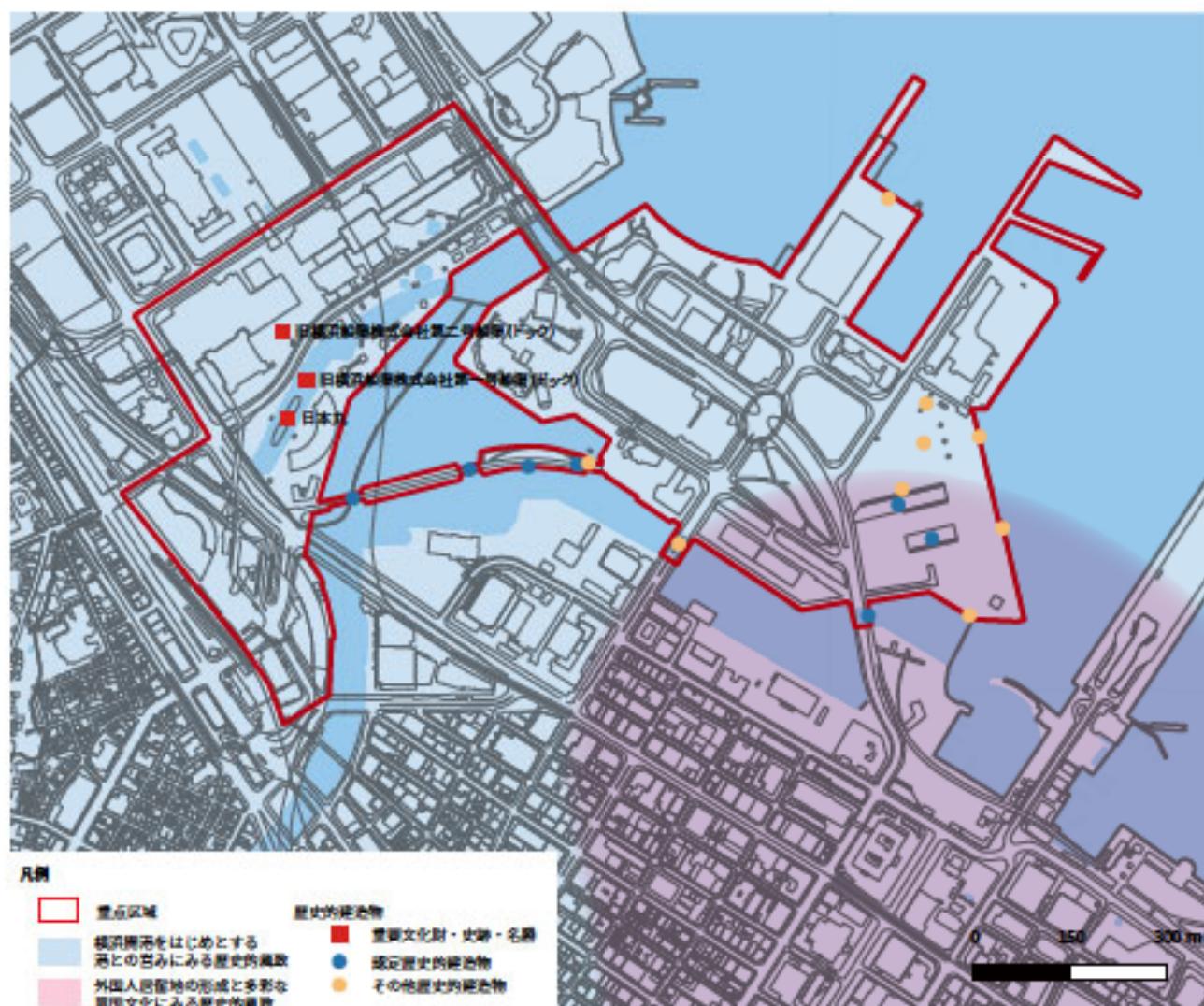
本市におけるみなとみらい21区域は、国内初の近代港湾として築港された横浜港の一部を含むみなとみらい21新港地区、横浜船渠株式会社のドックが現存し現在は業務核都市としてまちづくりが進められるみなとみらい21中央地区の一部による、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する港周辺のみなとみらい21地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：みなとみらい21区域

面積：約63ヘクタール

② 位置

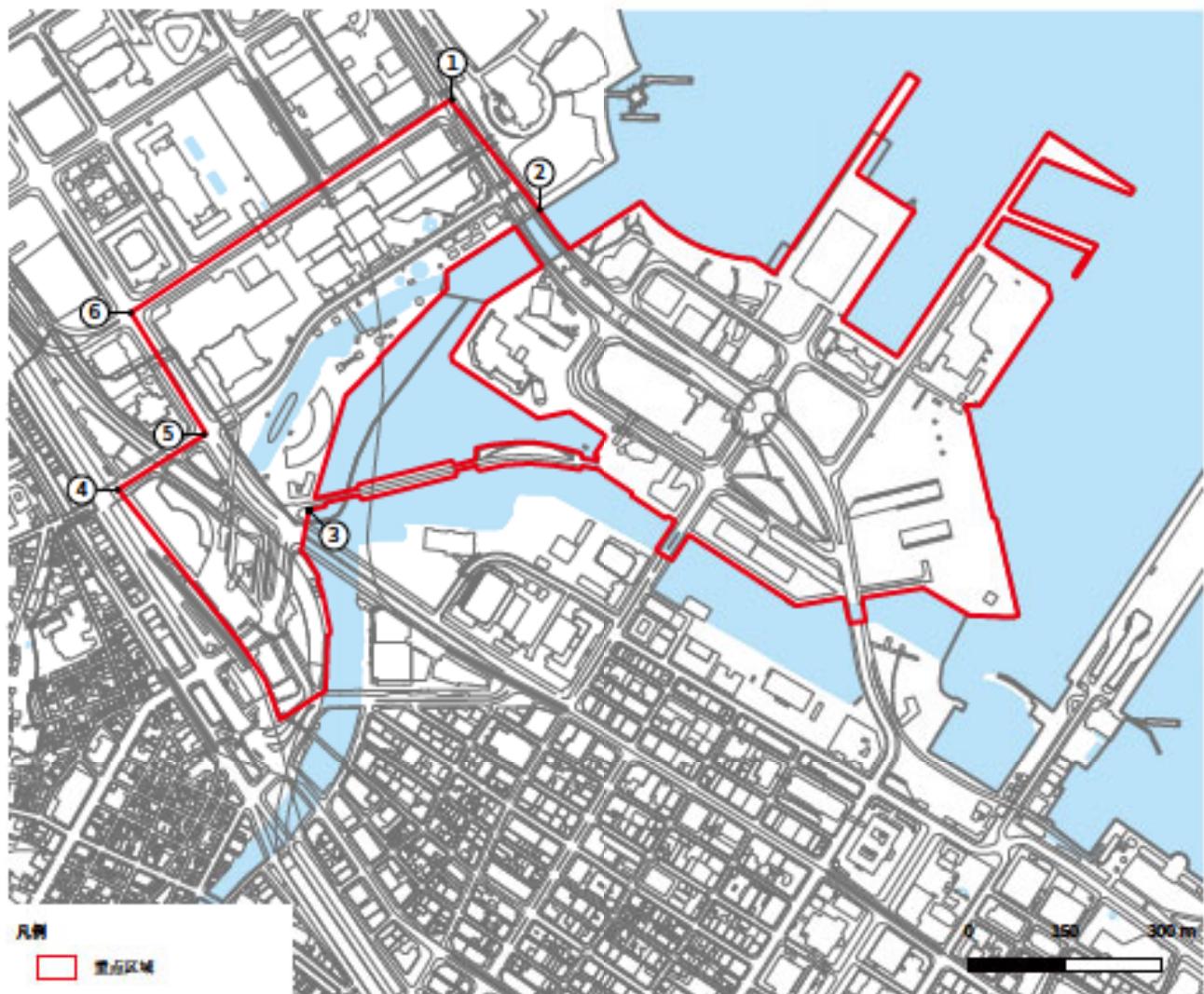
重点区域の設定にあたっては、みなとみらい21中央地区及びみなとみらい21新港地区的景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（みなとみらい区域）の位置

③ 区域

みなとみらい21区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（みなとみらい21区域）の範囲

重点区域（みなとみらい21区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	横浜港臨港幹線道路
②～③	景観計画区域（みなとみらい21新港地区）の区域界
③～④	景観計画区域（みなとみらい21中央地区）の区域界
④～⑤	みなとみらい4号線
⑤～⑥	市道栄本町線
⑥～①	みなとみらい3号線

(4) 三溪園周辺区域

① 概要

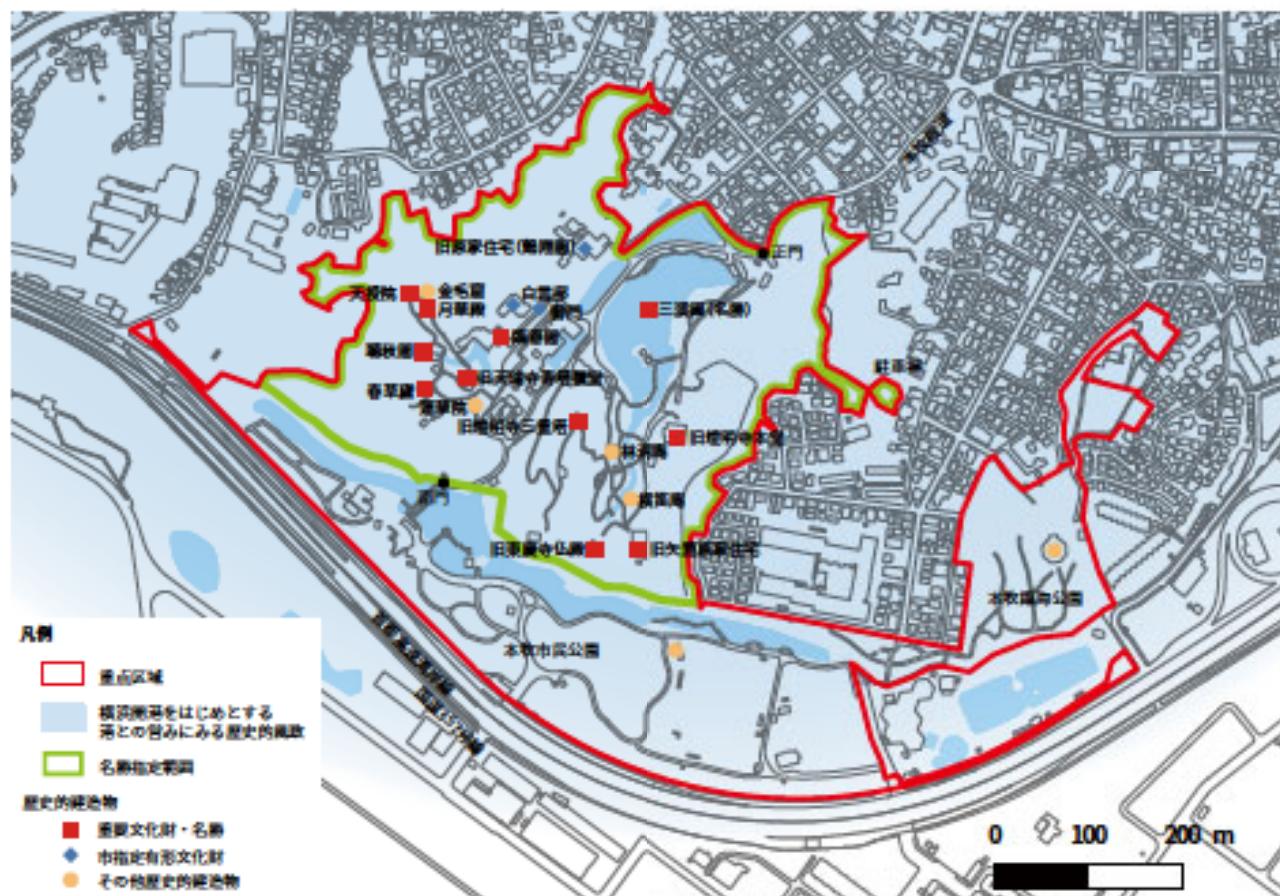
本市における三溪園周辺区域は、製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が造り上げた約53,000坪の日本庭園を中心とする、「横浜開港」の歴史的風致に係る歴史資産が特に集中して集積している区域である。よって、三溪園及びその周辺を重点区域として設定し、歴史資産の維持保全、公開活用等を一体で推進する。

名称：三溪園周辺区域

面積：約32ヘクタール

② 位置

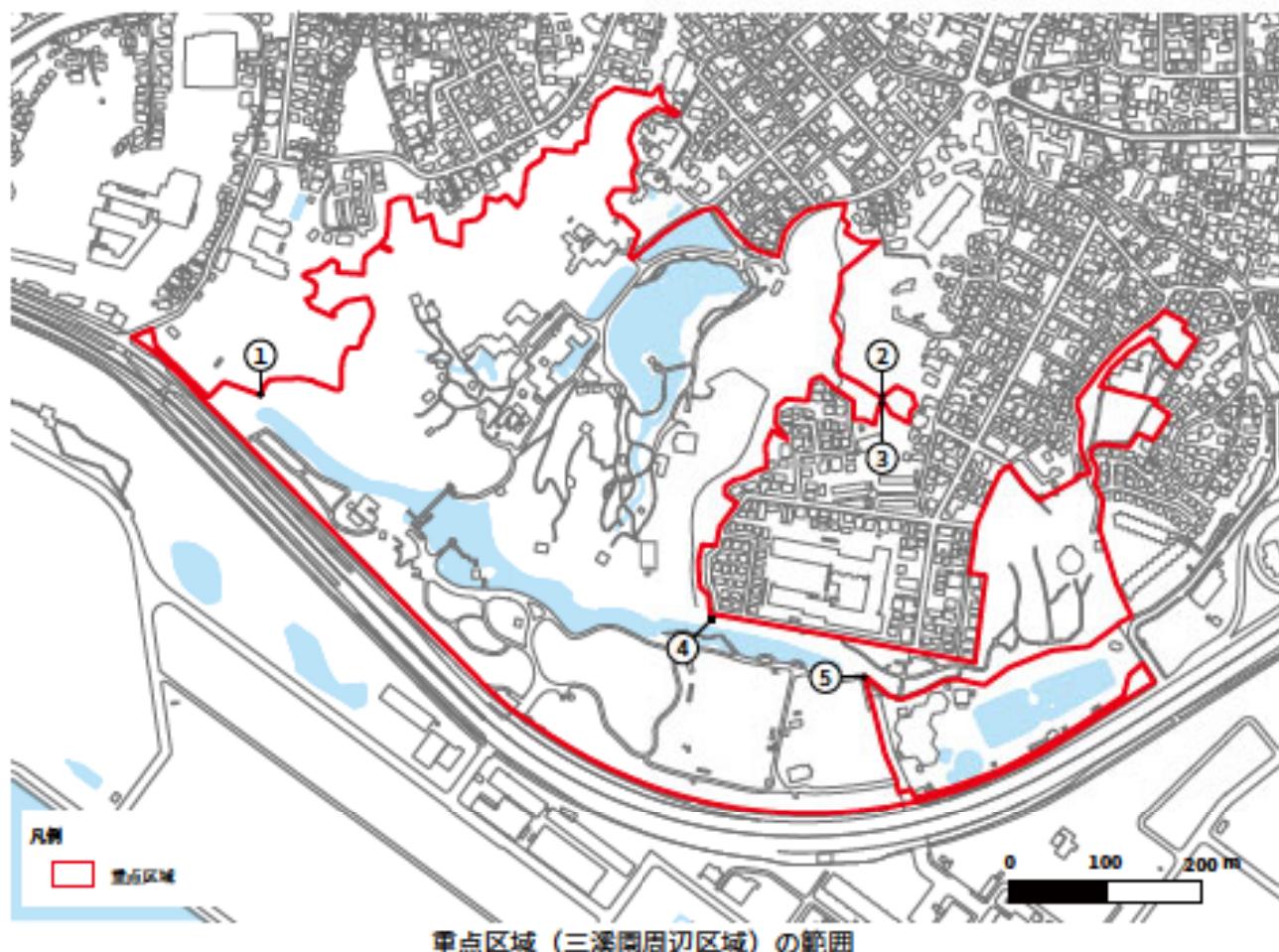
重点区域の設定にあたっては、庭園と建造物、活動が一体的に歴史的風致を形成している三溪園名勝指定範囲に加え、周辺の公園である本牧市民公園・本牧臨海公園を設定した。



重点区域（三溪園周辺区域）の位置

③ 区域

三溪園周辺区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重點区域（三溪園周辺区域）の境界

区間	区域（境界）の位置
①～②	文化財（名勝）指定区域界
②～③	文化財（名勝）指定区域界
③～④	文化財（名勝）指定区域界
④～⑤	本牧臨海公園敷地境界
⑤～①	本牧市民公園敷地境界

3. 重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、横浜開港以降の近代以降に発展してきた地区であり、横浜の歴史を語るうえで欠かせない場所である。

「関内区域」・「山手区域」・「みなとみらい21区域」は、港町の風情や旧外国人居留地の異国情緒を感じる「港町横浜」のイメージを形成する重要な地域であり、多くの観光客が訪れる場所でもある。西洋館や教会などが多く建ち並ぶ山手地区、近代建築が良く残る関内地区、赤レンガ倉庫やドックヤードガーデンをはじめとした港を感じる建造物が多く残るみなとみらい21地区は、地区内に残る歴史的建造物や土木遺構が地域の景観形成上、重要な役割を果たしている。これら区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備、普及啓発や調査、市民活動との連携等を一体的に進めることにより、市民が横浜の歴史を再認識しシビックプライドを醸成するとともに、人々が歴史文化の持つ魅力に触れる場を創出し、都市の個性・魅力の向上につながることが期待される。

また「三溪園周辺区域」は、日本の伝統的な古建築を鑑賞する庭園としてつくられた三溪園と、海に面し本牧のかつての面影を残す公園を区域としている。三溪園の古建築の適切な保存修理、維持管理を通じた保存活用、そして一体の歴史・魅力の発信により、地区全体の魅力の更なる磨き上げが期待される。

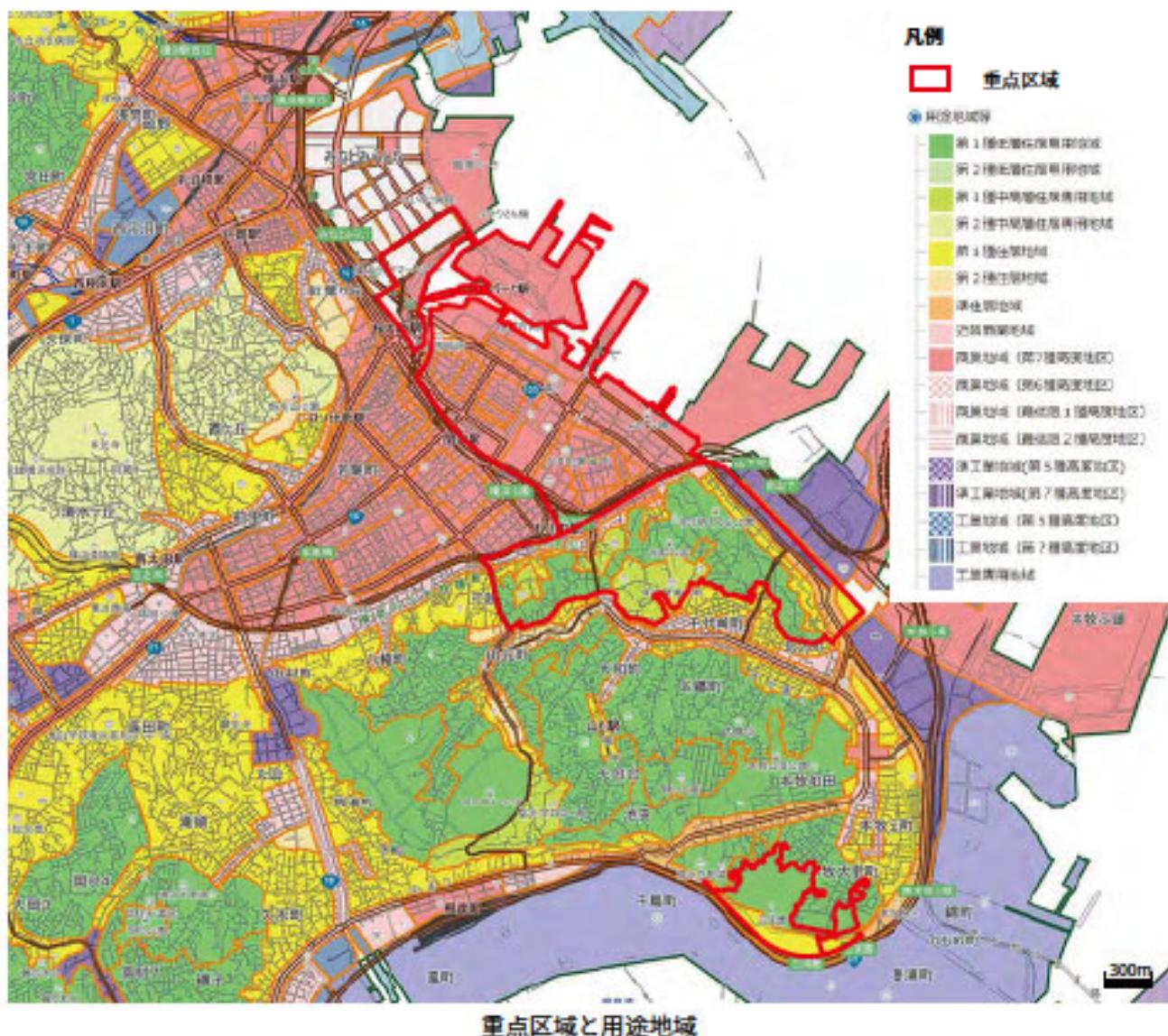
これらの取組により、横浜の歴史や文化を理解する人が増え、歴史資産の保全・活用の事業を展開していくことにより、横浜市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

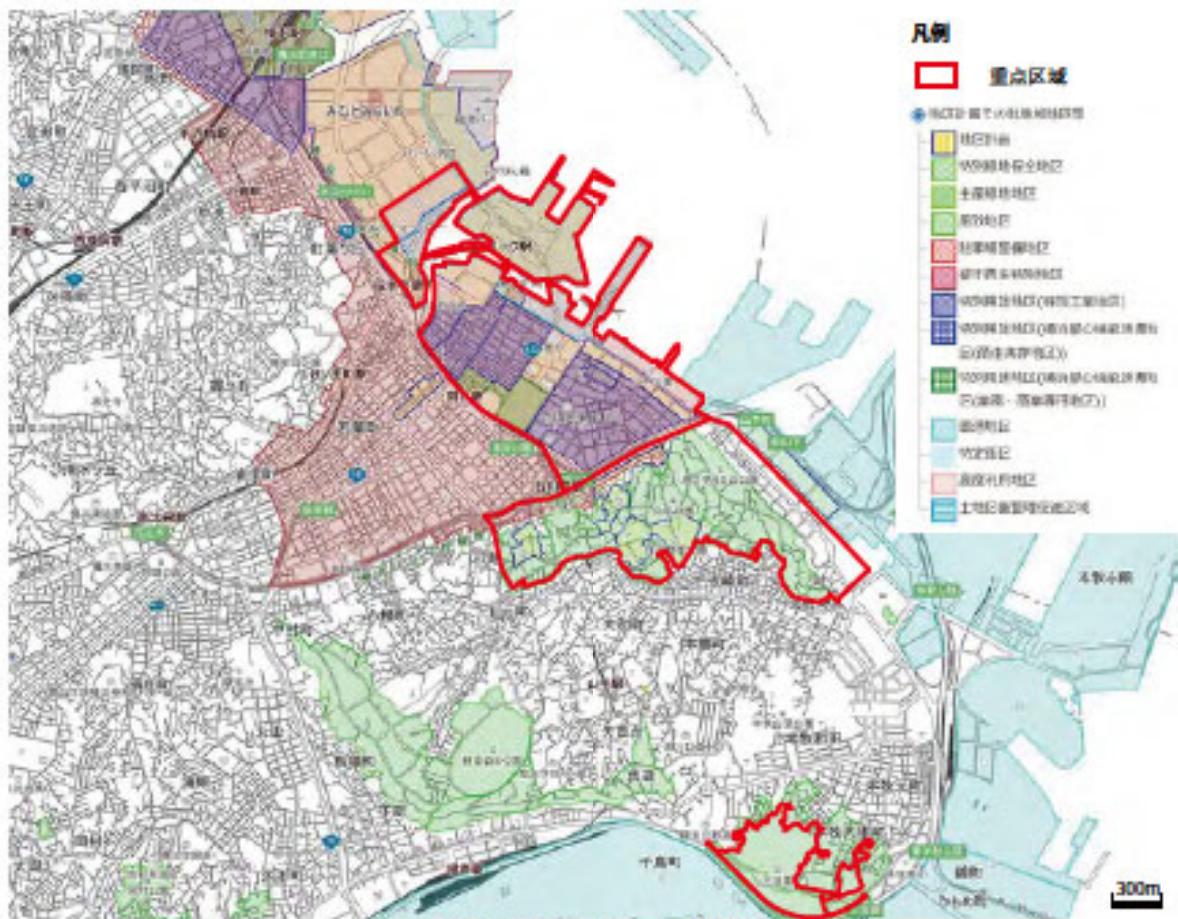
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

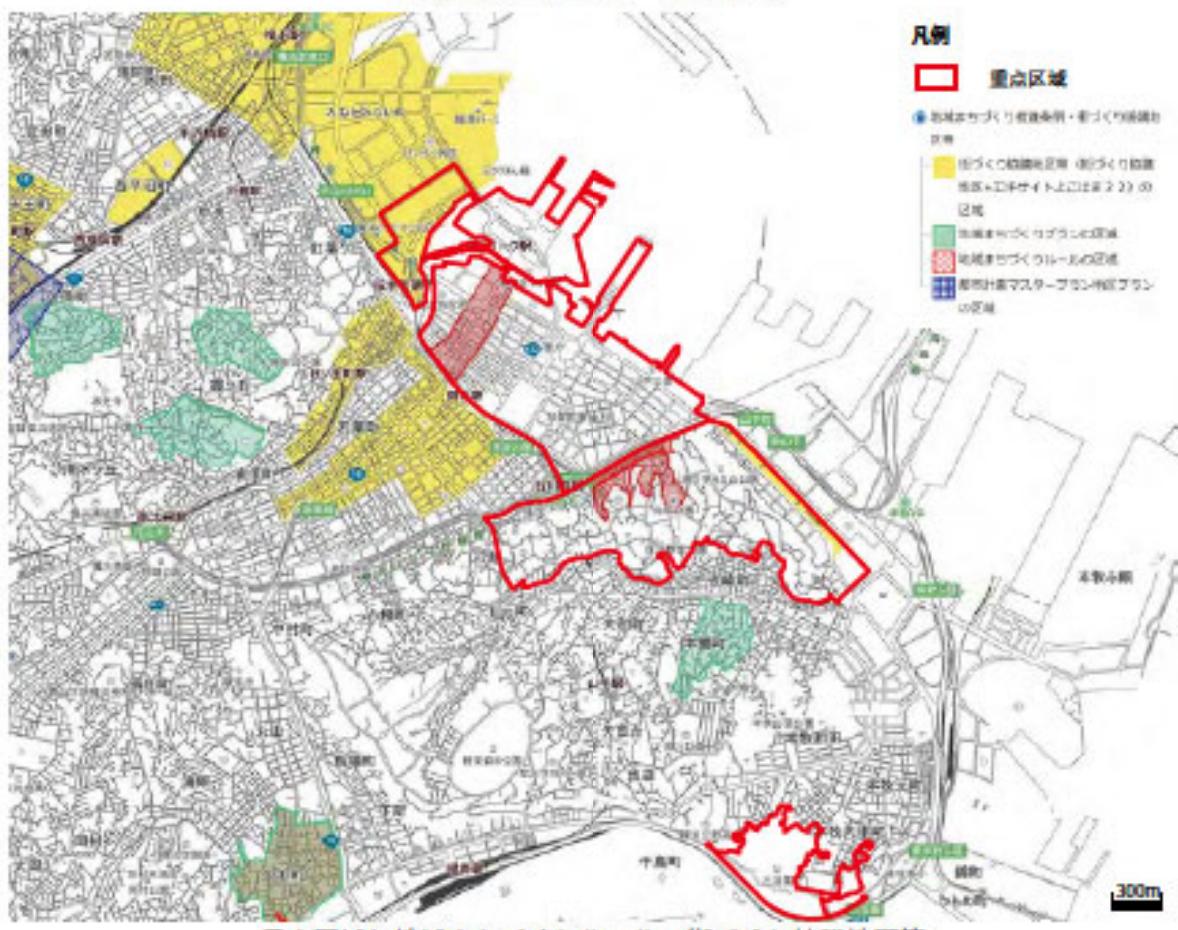
横浜市では、市域全体を都市計画区域としており、12種類の用途地域に区分した市街化区域と市街化を抑制すべきとした市街化調整区域に区分している。用途地域により建築物の用途等を制限とともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。また、都市における風致を維持するため、風致地区の指定も行っている。その他、独自条例に基づく地域まちづくりルール・プラン、街づくり協議地区制度等により地区の特性に合わせた細やかなルール作りを行っている。

重点区域における各地区ごとの都市計画制度の状況は、以下の通りである。





重点区域と地区計画・風致地区等



重点区域と地域まちづくりルール・街づくり協議地区等

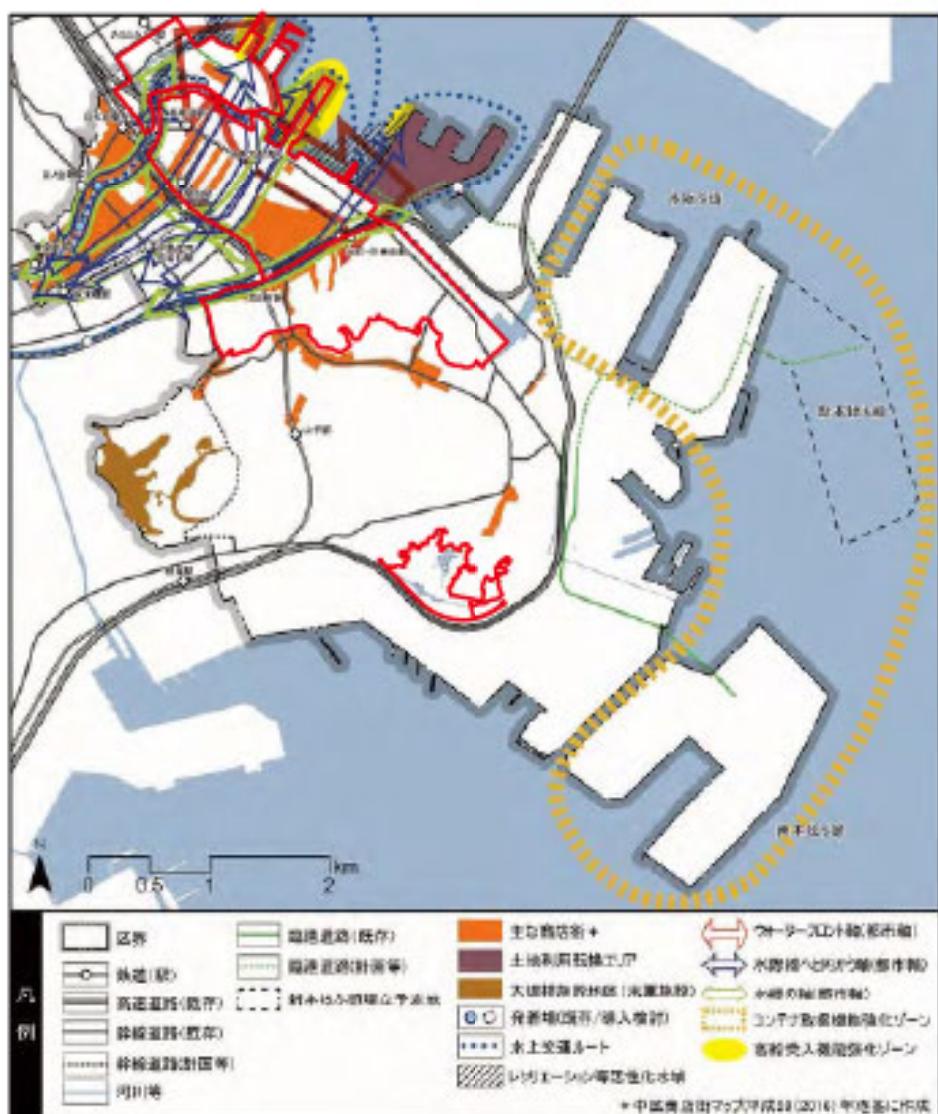
重点区域における都市計画制限等一覧

都市計画の制限等	閑内区域	山手区域	みなとみらい 21 区域	三溪園周辺区域
用途地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・山下公園通り地区地区計画 ・日本大通り用途誘導地区地区計画 ・北仲通南地区再開発地区計画 ・山下町本町通り地区地区計画 ・北仲通北再開発等促進地区地区計画 ・馬車道地区地区計画 ・閑内駅前地区地区計画 ・海岸通り地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・山手町地区地区計画 ・山手町西部文教地区地区計画 ・元町地区地区計画 ・元町仲通り街並み誘導地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい 21 中央地区地区計画 ・みなとみらい 21 新港地区地区計画 	
風致地区		山手風致地区：第3種・第4種		本牧風致地区：第3種
地域まちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・馬車道まちづくり協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・元町町づくり協定 ・元町通り街づくり協定 ・元町仲通り地区街づくり協定 (・山手まちづくり協定) ・新山下地区街づくり協議地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい 21 地区街づくり協議地区 	

(2) 横浜市都市計画マスターplan

横浜市では、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスターplan(全体構想)」(平成25年(2013)3月改定)のほか、「地域別構想」として18区ごとに「区plan」を策定し、一部の区では「地区plan」をまとめている。本計画の重点区域を含むのは中区と西区である。中区plan「中区まちづくり方針」(令和2年(2020)3月改定)では、分野別方針の「都市の魅力・活力に関する方針」の目標を「個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち」としている。西区plan「西区まちづくり方針」(平成28年(2016)11月改定)では、分野別方針の「地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)」の目標を「水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。」としている。

これらの地域別構想におけるまちづくりの方針は、本計画における重点区域の方針と整合しており、まちづくり方針に基づき歴史資産を保全活用することにより、歴史的風致の維持向上を推進していくものである。





「西区まちづくり方針」の地域資源を生かしたまちづくり方針図

分野別方針の内容（抜粋）

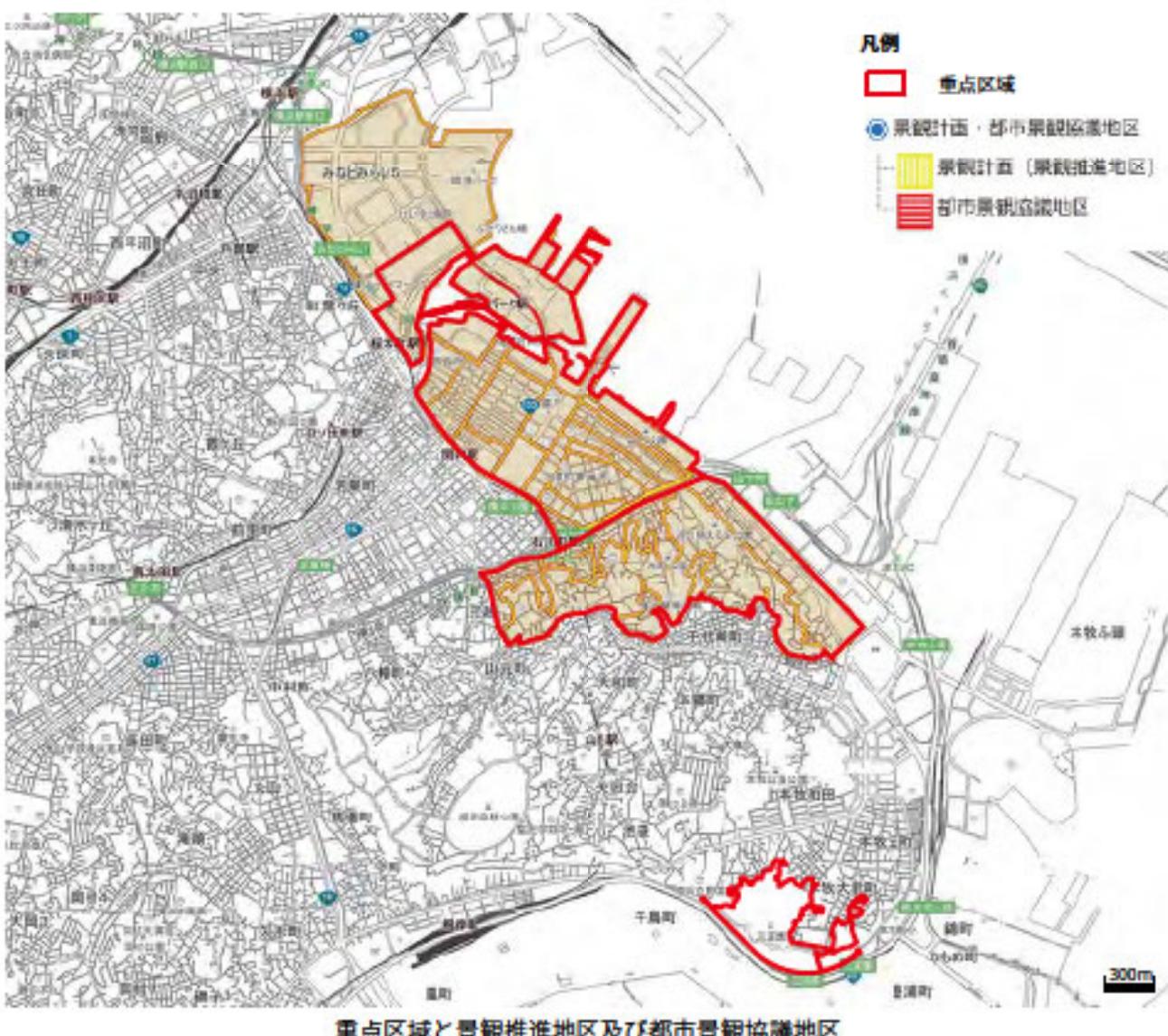
中区まちづくり方針		西区まちづくり方針
	2-6. 都市の魅力・活力に関する方針	2-6. 地域資源を生かしたまちづくり (都市の魅力に関する方針)
目標	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち	水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。
方針	1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進 2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成 3 花・緑・水を生かしたまちづくり 4 文化芸術都市の推進 5 観光・MICE 6 未来を創る都市づくり	1 水に親しめる場づくり 2 緑豊かな都市空間づくり 3 歴史資源の保全・活用 4 地域資源の魅力発信

(3) 横浜市景観計画

横浜市では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」を定めている。横浜市景観計画では、地域の景観形成に応じた、区域や良好な景観の形成の方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定め、市内全域を景観計画区域としている。

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区では、景観計画における景観推進地区及び景観条例に基づく都市景観協議地区に指定されており、地区内で建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への景観法に基づく届出や景観条例に基づく協議を必要としている。

重点区域のうち、関内区域、山手区域、みなとみらい21区域の大部分が景観推進地区及び都市景観協議地区に指定されており、適切な景観形成基準の協議及び運用により、良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。



地区ごとの景観形成の方針

地 区	地区全域の方針
関内地区	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な产学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区的街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区的街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。 (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。 (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。 (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。 (5) 関内地区的街並みの特徴を生かす。 (6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区的魅力・個性を伸ばす。 (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。 (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。 (9) 関内地区的新しい魅力を創造する。 (10) 秩序ある広告景観を形成する。
みなとみらい21中央地区	<p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成してきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペデストリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連携させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区的拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観</p>

地区	地区全域の方針
みなとみらい21 中央地区（続き）	<p>形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p> <p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p>
みなとみらい21 新港地区	<p>みなとみらい21新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい21新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の個性を持つことが挙げられる。この特徴を生かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際プロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、みなとみらい21新港地区の特徴を生かした景観形成を図るために、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、みなとみらい21新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I みなとの情景の演出 ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。 ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。</p> <p>II 歴史の継承 ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。 ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。</p> <p>III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観をつくる。 ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。 ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。</p>

地区	地区全域の方針
山手地区	<p>山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいいうべきものである。</p> <p>当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからペイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。</p> <p>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。 II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。 III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。 IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。 V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

(4) 屋外広告物条例

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、横浜市屋外広告物条例により必要な規制を行っている。

重点区域内は、条例に基づく規制基準のほか、景観計画に基づく景観推進地区に指定されている地区（関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）においては、屋外広告物の規格をそれぞれの地区・エリアごとに定めて制限している。また、文化財等に係る指定地域等を禁止地域等に定め、一定範囲の広告物の掲出を制限している。

文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58番1号	三溪園の敷地
関家住宅	都筑区勝田町1220番地	建造物の敷地及びその範囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通5番60号	建造物の周囲30メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町1番6号	建造物の周囲40メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町16番地	建造物の周囲50メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第2号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目2番1号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第1号船渠(ドック)	西区みなとみらい2丁目7番10号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲50メートルの範囲内の地域

6章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 横浜市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横浜市には、国指定の文化財 89 件、県指定の文化財 78 件、市指定の文化財 174 件の計 341 件が指定されているほか、国の登録有形文化財 46 件、市の登録文化財 99 件が登録されている。(令和 5 年(2023) 12 月末現在)。また、本市独自の制度である歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物が 212 件、認定歴史的建造物が 104 件存在する(令和 6 年(2024) 3 月末現在)。加えて横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定景観形成歴史的建造物が 2 件指定されている。

国、神奈川県、横浜市の指定等文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例、その他関連法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存・活用のための適切な措置を講じる。また、市民、NPO 等の市民団体や民間企業等の能力を活用しながら、普及啓発活動、公開活用等の保存・活用を図る。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。

未指定の文化財についても把握調査などを進め、文化財保護法・条例、その他本市が定める要綱等に基づき、適切な保存・活用に努める。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財によっては劣化や損傷、人為的な改変等により、歴史的・文化的価値が損なわれやすく、一度損なわされた価値を取り戻すことは難しいため、文化財の特性に応じた適切な修理・整備が重要である。そのため、現地調査や関連資料、保存活用計画などに基づいて文化財価値を損なわない修理・整備及び維持管理を実施する。また、それらの実施にあたっては、関係法令を遵守し、文化庁、県との協議や横浜市文化財保護審議会等における専門家の指導・助言を得ながら進めていくものとする。

また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、神奈川県の補助制度の活用と併せ、横浜市指定・登録文化財及び歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物に対する補助金等の支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では時代領域の異なる博物館 5 施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)のほか、横浜みなと博物館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを管理・運営している。これらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、神奈川県立金沢文庫やその他施設間の相互連携にも取り組む。

所蔵する文化財や歴史資料等の保管については、特性に応じた温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えた保管する場所、スペースが必要である。教育委員会が所管する博物館 5 施設が所蔵する資料は約 57 万点に上るが、資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれており、所蔵品の保管場所の確保が課題となっている。また、市内の発掘調査で出土した出土品等を保管する埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いている。

早急に保管場所を確保する必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

横浜の都心部は、特に開発圧力が強い地域であるが、昭和40年代から横浜市市街地環境設計制度等により、また、郊外部については、緑地保全制度等を活用しながら文化財等の周辺環境の保全を進めてきた。これらの制度に加え、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら、文化財周辺の環境の保全を図っていくものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

横浜市では、災害による毀損や滅失の恐れがあることから、防災・防犯対策を検討し、リスクの軽減を図ることが、文化財の保存・活用においても重要となる。

火災に対しては、地元消防署・消防団及び文化財所有者が発災後の初期対応を確認する文化財防火デー（毎年1月）を実施し、日常的に火災に備える対策を講じる。放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を実施するなど、発災時に適切に対応できるような支援を引き続き実施していく。

各文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置や防犯対策を適宜講じていく。また、保存活用（管理）計画を策定している建造物については、同計画に記載する防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。

文化財の収蔵庫については、特に、横浜開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館の収蔵庫等は風水害による内水の浸水区域に所在するため、所蔵資料の整理や移動等の対策を進めていく。

さらに、横浜市が所管している史跡・名勝・天然記念物で土砂災害警戒区域となっている崖は約40か所あるため、文化財への影響が軽微となる手法で、計画的に防災・減災のための措置を実施していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用にさまざまな主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財や横浜の歴史文化に触れる機会や保存・活用の取組・イベント等に関する情報に、アクセスしやすい環境となっていることが望ましい。このため、横浜市では「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」や「都市の記憶 - 横浜の主要歴史的建造物 - 」といった広報誌の発行、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の公開講座の実施等を行っている。また、横浜市の公式Instagramアカウントでは、たびたび歴史的建造物に関する投稿が行われ、10万人を超えるフォロワーに対するPRとなっている。

市外の取組では、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営する横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館などの展示施設における企画展示やセミナー・収蔵資料のデジタル化・公開、オンライン講座の実施、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの

実施、公益財団法人横浜市観光協会による観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。

今後も、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、さまざまな分野が連携し、市民・来街者等に対する積極的な普及啓発を通じた理解促進や文化観光の一層の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

横浜市は周知の埋蔵文化財包蔵地が2,417箇所（令和4年（2022）4月現在）周知されている。埋蔵文化財包蔵地の分布状況については、横浜市行政地図情報提供システム内の「文化財ハマ Site」で公開している。埋蔵文化財包蔵地において土木工事等が行われる際は、事前の届出を求めており、協議を実施し、必要に応じて発掘調査等を指示するなどの保護措置を図る。また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域についても、埋蔵文化財が発見された場合は、工事主体者等への報告を求め、必要に応じて保護措置を図るものとする。

埋蔵文化財を適切に取り扱い、文化財保護への理解促進につなげる。

(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針

横浜市では、文化財保護行政を教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管しており、埋蔵文化財専門職員4名、事務職員5名（うち、係長2名）、総数9名の職員を配置している。また、歴史を生かしたまちづくりに関しては都市整備局都市デザイン室が所管しており、職員8名中のうち係長1名、担当職員2名を担当として配置している。その他、横浜市で所有する文化財のうち特に建造物については、各建造物の所管部署にて管理を行っている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、横浜市文化財保護条例に基づき、横浜市文化財保護審議会を設置している。第19期（令和6年（2024）6月1日～令和8年（2026）5月31日）の委員は、学識経験者17名（建築3名、保存科学・石造1名、絵画1名、彫刻1名、工芸1名、考古2名、歴史3名、民俗3名、造園1名、植物生態1名）で構成される。また、歴史を生かしたまちづくりに関する推進体制として、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため歴史的景観保全委員会を設置しており、第18期（令和6年（2024）4月1日～令和8年（2026）3月31日）には13名（学識経験者10名、建造物所有者1名、ほか有識者2名）の委員を委嘱している。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、地域で活動している市民団体や事業者等と行政との連携が必要である。そのため、文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握やネットワーク構築を目指すとともに、庁内においても連携を図りながら文化財の保存・活用の体制を構築していく。

なお、本市では文化財保護条例が制定される前の1977（昭和52）年から、市内に伝わる民俗芸能のうち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選定し、これらの保存団体を育成する事業を進めてきた。現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付いたある民俗芸能を継承し、後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を、「認定団体」に選定し、保存継承に必要な経費の一部補助等を行っている。

《無形民俗文化財保護団体リスト》

横浜市では、これまでの調査で把握してきた、市内で活動している無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考し、「認定団体」としている。

令和5年度（2023）は、67団体を認定団体に選考している。

※横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定、登録とは異なる制度である。

令和5年度認定団体

番号	種別	行われている区	団体名
1	祈年	磯子	夏越大祓保存会
2	祈年	神奈川	追儺式保存会
3	祈年	金沢	汐祭保存会
4	神楽	鶴見	土師流市場神代郷神楽萩原社中
5	神楽	神奈川	土師流子安神代神楽横越社中
6	神楽	港北	港北神代神楽佐相社中
7	念仏芸	港北	注連引き百万遍保存会
8	念仏芸	旭	三佛寺双盤講
9	念仏芸	青葉	真福寺双盤講
10	念仏芸	青葉	市ヶ尾地蔵堂双盤講
11	念仏芸	緑	慈眼寺双盤講
12	念仏芸	戸塚	専念寺双盤講
13	念仏芸	港北	圓應寺柴燈護摩火渡修法会
14	祭囃子	鶴見	生麦囃子保存会
15	祭囃子	鶴見	潮田囃子保存会
16	祭囃子	神奈川	ニツ谷囃子松健睦
17	祭囃子	南	六ツ川大池囃子
18	祭囃子	港南	横浜関古式囃子保存会
19	祭囃子	保土ヶ谷	川島囃子保存会
20	祭囃子	保土ヶ谷	西谷囃子睦会
21	祭囃子	旭	本村囃子連中
22	祭囃子	旭	半ヶ谷囃子保存会
23	祭囃子	旭	上白根囃子保存会
24	祭囃子	旭	笠はや志保存会
25	祭囃子	磯子	森囃子保存会
26	祭囃子	金沢	釜利谷宿郷土芸能保存会
27	祭囃子	金沢	野島囃子保存会
28	祭囃子	金沢	六浦三艘屋台保存会
29	祭囃子	金沢	谷津囃子保存会
30	祭囃子	金沢	六浦川町歳訪社連
31	祭囃子	金沢	柴祭囃子保存会
32	祭囃子	金沢	寺前木遣囃子保存会
33	祭囃子	金沢	洲崎囃子保存会
34	祭囃子	金沢	洲崎木遣保存会
35	祭囃子	港北	太尾囃子保存会
36	祭囃子	港北	菊名囃子連
37	祭囃子	都筑	折本囃子連中
38	祭囃子	都筑	南山田囃子連

番号	種別	行われている区	団体名
39	祭囃子	都筑	大棚町囃子連中
40	祭囃子	青葉	平川囃子保存会
41	祭囃子	青葉	下恩田囃子保存会
42	祭囃子	青葉	鉄囃子保存会
43	祭囃子	青葉	荏子田囃子連
44	祭囃子	青葉	下谷本杉山神社囃子保存会
45	祭囃子	青葉	下市ヶ尾囃子連
46	祭囃子	緑	寺山囃子保存会
47	祭囃子	戸塚	谷矢部囃子連中
48	祭囃子	戸塚	谷矢部東囃子連
49	祭囃子	戸塚	子之神神社囃子連中
50	祭囃子	泉	中田囃子保存会
51	祭囃子	瀬谷	橋戸囃子連中
52	祭囃子	瀬谷	相沢囃子保存会
53	祭囃子	中	横浜木遣保存浜声会
54	祭囃子	中	横濱港聲睦會
55	祭囃子	中	野毛山節寿鶴保存会
56	古民謡	戸塚	平戸古民謡保存会
57	古民謡	港北	横浜興禪寺雅楽会
58	古民謡	金沢	町屋囃子保存会
59	古民謡	金沢	町屋木遣・櫓保存会
60	古民謡	戸塚	下倉田囃子連
61	雅楽	南	半蔵囃子保存会
62	祭囃子	青葉	上恩田杉山神社囃子保存会
63	古民謡	戸塚	熊野神社囃子連
64	祭囃子	西	杉豊太鼓同好会
65	祭囃子	緑	鶴居郷土芸能保存会
66	祭囃子	金沢	瀬戸囃子保存会
67	祭囃子	金沢	南福囃子保存会

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

横浜市の重点区域は「関内区域」「山手区域」「みなとみらい21区域」「三渓園周辺区域」の4か所を指定している。

関内区域は、旧山下居留地や日本大通りを含む関内一帯を範囲として横浜の都心臨海部に立地する。区域内には、明治期から昭和期にかけて建てられた、横浜市開港記念会館などの重要文化財4件、史跡1件（旧横浜正金銀行本店）、名勝地3件（山下公園、日本大通り、横浜公園）、登録有形文化財2件、神奈川県指定有形文化財1件、横浜市指定有形文化財4件、横浜市登録地域有形文化財1件、横浜市登録史跡9件、横浜市認定歴史的建造物26件が所在しており、明治から大正期にかけて整備され近代港湾施設や近代建築、土木産業遺構等が歴史的風致を伝えている。

山手区域は、かつて外国人が居住した旧山手居留地である山手町に加え、元町商店街、新山下地区一帯等を含み、関内区域に隣接している。区域内には重要文化財1件（旧内田家住宅（外交官の家））、名勝1件（山手公園）、登録有形文化財3件、横浜市指定有形文化財6件、横浜市指定史跡1件、横浜市登録史跡1件、横浜市認定歴史的建造物30件が所在し、西洋館や公園、教会、学校、プラフ積みやプラフ溝などが、歴史的風致を伝えている。

みなとみらい21区域は、近代港湾の発祥の地である横浜港を含む現・みなとみらい21地区の一部を範囲とし、関内区域に隣接している。区域内には、重要文化財3件（旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）、横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）、日本丸）、横浜市認定歴史的建造物6件が所在し、明治期から昭和初期にかけて整備された近代港湾施設や土木産業遺構等が、歴史的風致を伝えている。

三渓園周辺区域は、実業家で茶人の原三溪によって造られた日本庭園である三渓園とその周辺地域を範囲としており、中区本牧三之谷及び本牧元町に立地する。区域内には、旧燈明寺三重塔などの重要文化財10件、白雲邸などの横浜市指定有形文化財3件、名勝1件（三渓園）等が所在し、庭園と古建築が一体となった空間が歴史的風致を伝える。

これら重点区域内の文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び横浜市文化財保護条例その他関連法令に基づき、所有・管理者と連携しながら引き続き保存・管理・整備等を行うとともに、地域住民の理解のもと、文化財やまちの価値・魅力向上や適切な維持保全体制の構築に向けて効果的な活用を推進する。なお、これら重点区域の全部は、横浜市文化財保存活用地域計画における「文化財保存活用区域」に包含されており、連携して取組を推進する。

【対応する事業】

- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業
- ・歴史的建造物の全数調査事業

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、すでに公開活用されているものが多い。文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、適宜修理・整備を行っていく。その他、登録有形文化財、横浜市認定歴史的建造物を含む未指定文化財についても、所有者・管理者との協議のうえ、保全活用に対する支援を実施する。

関内区域においては、重要文化財である横浜開港記念会館の大規模な保存修理が令和5年度（2023）

に完了した。また、横浜開港資料館では、文化庁の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、横浜開港資料館が「横浜開港」の歴史を中心に文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指し、文化観光拠点としての機能強化を図っている。

三溪園周辺区域においては、約30年ごとのサイクルで行っている重要文化財建造物の保存修理事業と耐震補強工事（先に実施済みの春草廬を除く9棟）が平成30年度（2018）から始められている。令和5年度（2023）までに第Ⅰ期工事の臨春閣、旧東慶寺仏殿、月華殿が終了し、令和6年度（2024）からは、旧矢箇原家住宅、旧燈明寺三重塔を対象とした第Ⅱ期工事に着手している。

各区域のその他の文化財建造物についても保存修理を順次実施するとともに、民間所有のものについても技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

園内区域、みなとみらい21区域では、重要文化財である旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、氷川丸、旧横浜船渠第1号ドック・第2号ドック、帆船日本丸をはじめとして数多くの文化財建造物が保存・活用されている。特にみなとみらい21区域では旧横浜船渠第2号ドックを復元したドックヤードガーデンや、文化商業施設としても活用される赤レンガ倉庫、鉄道路線や橋梁を活用した歩行者用プロムナードの汽車道など、数多くの歴史的建造物が保全活用され集積する横浜の名所となっている。山手区域では、市が所有する「山手234番館」「エリスマン邸」「ペーリック・ホール」「プラフ18番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」「外交官の家（旧内田家住宅）」の7館が公園内に存し、建物・暮らし・山手の魅力等を伝える施設として一元的に公開活用されている。三溪園周辺区域では、国指定の名勝である三溪園全体が公開されており、その中で「臨春閣」「旧矢箇原家住宅」「旧燈明寺三重塔」「白雲邸」「鶴翔閣」などの有形文化財を見ることができる。

引き続き、重点区域内の回遊性向上や賑わい形成に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら検討を行い、活用を行っていく。文化財の所在や価値を示した案内板や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・更新、再整備等を進めていく。

【対応する事業】

- ・山手西洋館公開活用事業
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を含めた地区一帯の魅力・価値の向上を図るため、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら良好な周辺環境の形成を推進する。特に重点区域の範囲は、横浜市景観計画に基づく景観推進地区と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」として、「関内地区」、「みなとみらい21中央地区」、「みなとみらい21新港地区」、「山手地区」に指定されており、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更など必要な環境保全の措置が講じられている。引き続き、これらの関連法令に基づき、市民や事業者等と連携しながら、重点区域内の文化財の周辺環境の保全に努めていく。また、特に主要な文化財の存する街区や周辺の公園、街路等については、文化財の魅力を享受しつつ都市の活力向上を目指し、戦略的な整備や適切な維持保全を行い、必要に応じてサインの設置等を行う。

【対応する事業】

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・ガーデンシティ推進事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

保存活用計画に準じた耐震診断・補強、火災報知機や消火設備、避雷設備、炎感知器、防犯設備等の設備機器の整備と保守管理などのハード面の整備や、文化財防災データ等を活用した消防訓練等のソフト面での対応など、それぞれの建造物の特性に応じた防災・防犯対策を講じていくよう努める。

なお、文化財の耐震対策については、重要文化財の横浜開港記念会館や旧横浜正金銀行、横浜市指定有形文化財の旧露亜銀行、横浜市認定歴史的建造物の赤レンガ倉庫など、複数の建物で実施されている。その他、民間所有の文化財などについては、技術的支援や補助金等の支援措置を講じながら耐震対策を促進する。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の収集・展示等を行う施設として、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館に加え、横浜開港の歴史を伝える横浜みなと博物館などがある。市民・来街者

への普及啓発に向け、横浜の歴史を伝える展示等を行うとともに、多言語化の対応やバリアフリー対応、ホームページの充実化等を進める。

市民団体等においても、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローによる観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。また、地区の歴史・横浜の歴史の調査研究や普及啓発団体として、NPO 法人横浜プラファーカイヴスや公益社団法人歴史資産調査会等も存在し、これらと連携した更なる普及啓発活動の推進に努める。

【対応する事業】

- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、関内区域に 6箇所、山手区域に 8箇所、みなとみらい 21 区域に 2箇所、三溪園周辺区域に 2箇所存在する。基本的には、前述の「方針」に基づいて保護を図るが、横浜の特徴ともいえる近代遺跡が発見される可能性が高いため、近代遺跡の保護についても取り組んでいく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取組む団体として、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団や NPO 法人横浜プラファーカイヴス、公益社団法人歴史資産調査会等の団体がさまざまな活動を展開している。地域住民や市民団体、事業者等と横浜市が連携し、官民協働により歴史的風致の維持向上を推進していくものとする。特に横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を有する博物館を中心に、多様な主体との連携事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指す。

【対応する事業】

- ・山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業

7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

横浜市の歴史的風致維持向上施設[※]の整備及び管理に関する事業については、4章で設定した歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づいて「歴史資産の調査と情報共有に関する事業」、「歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」、「新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業」、「歴史資産の保全・継承に関する事業」、「歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業」の5つに分類した。横浜の個性や魅力を形成する歴史的価値等を十分に把握したうえで、市民や来街者が本市の歴史的風致をより身近に感じることができるように整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。また、整備の推進にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、関係機関、地域住民、関係団体等と協議・連携しながら実施していくものとする。

管理については、施設管理者や関係部局、関係機関等と十分に協議・調整を行いながら、適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との協働による維持管理にも取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川、その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針 抜粋）

2.事業

①歴史資産の調査と情報共有に関する事業

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

②歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業

- 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業
- 2-2 山手西洋館公開活用事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- 2-4 創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- 2-5 日本大通りの賑わい創出事業
- 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業

③新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業

- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業

④歴史資産の保全・継承に関する事業

- 4-1 岩田家住宅移築整備事業
- 4-2 山手聖公会保全修復事業
- 4-3 山手26番館保全修復事業
- 4-4 横浜指路教会耐震整備事業
- 4-5 三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- 4-6 三渓園内名称及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- 4-7 鶴翔閣保存修理事業
- 4-8 旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業

⑤歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業

- 5-1 歴史資産の活用促進事業



【その他の事業】

市全域での取組 :

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業
- 5-1 歴史資産の活用促進事業

開内地区全域での取組 :

- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 2-6 景観形成推進事業（開内地区）

山手地区全域での取組 :

- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）

みなとみらい21地区全域での取組 :

- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）

三溪園周辺区域全域での取組 :

- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

各事業の位置図

事業番号 1-1

事業名	歴史的建造物の全数調査事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	歴史的建造物台帳に掲載されている建造物の残存状況等について、定期的に全数調査を実施し、台帳の更新を行う。また、状況に応じて掲載する建造物の追加を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について分布や時点での状況を調査・更新することで、必要な情報を把握したうえで歴史を生かしたまちづくりの効果的に推進することに繋げ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	山手に関する資料調査・普及啓発事業
事業主体	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	山手区域全域 
事業概要	横浜山手の歴史的・文化的環境の保全と次世代への継承を目指し、山手に関する歴史的資料のアーカイブス構築とホームページ上での公開を行うとともに、横浜山手に関する公開講座・展示、研修、ツアー等を行う。
	 ▲パネル展の様子
	 ▲パネル展の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山手地区は外国人が暮らす土地として居留地に指定され、横浜で活躍した多数の外国人商人等が居住した。山手のまちと山手で暮らした外国人の調査は、世界各国と横浜の繋がりを解き明かす重要な情報であり、調査の成果であるアーカイブスを公開し、普及啓発活動を行う。このことにより地域の歴史的情報や魅力を発信し、地域の歴史認識や保全意識の醸成に繋げていくことで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

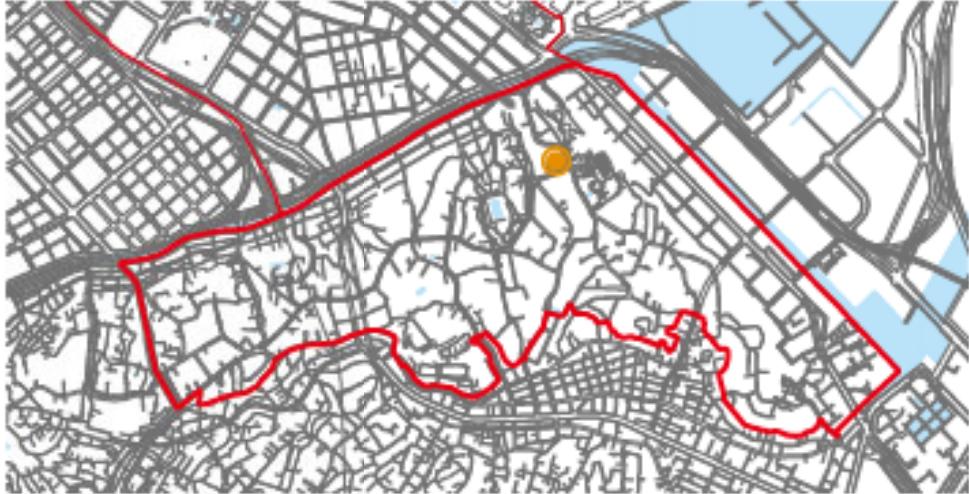
事業番号 1-3

事業名	横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	関内区域全域 
事業概要	開港百年を記念して編纂された横浜市史の資料を基礎に開館し、開港期から関東大震災に至る時期を中心とした資料の収集保管・整理・調査研究・展示等を行う「横浜開港資料館」と、現在の横浜市の骨格が形成された昭和戦前期を中心とした都市横浜のあゆみを展示する「横浜都市発展記念館」を中心として、横浜開港と都市発展の経緯に関する普及啓発を行う。
	 ▲横浜開港資料館
	 ▲収蔵資料である「大港横浜之図（慶応4年（1868）頃」
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	現在の関内区域は、主に万延元年（1860）に外国人居留地指定された横浜居留地と日本人街が基盤となっている。多数の商社の進出や鉄道・水道などインフラ施設の建設、二度の復興といった近代都市の形成過程は、現在の横浜のまちを紐解く重要な歴史である。これを展示等を行うことで、関内の歴史の普及啓発に寄与し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人帆船日本丸記念財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	みなとみらい21区域全域 
事業概要	「歴史と暮らしのなかの横浜港」をメインテーマに、横浜港に関する調査・研究、資料・図書の収集・保存、展示・公開、教育活動を行う「横浜みなと博物館」と、国指定の重要文化財「日本丸」を中心として、みなとの歴史等に関する展示・普及啓発を行う。
	 ▲横浜みなと博物館
	 ▲日本丸
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	横浜港は、明治22年（1889）に国内初の近代港湾として着工し、震災を挟んで昭和7年（1932）まで長きに亘り改修が続けられ、その過程で大さん橋やドックの建設、鉄道の敷設等が行われた。この築港の過程や背景、営まれた貿易産業の歴史を紐解き普及啓発を行うことで、市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	一
事業位置	三溪園周辺区域全域 
事業概要	国指定名勝「三溪園」におけるガイドツアーの実施や、本牧市民公園・臨海公園に存する小野光景別邸跡や上海横浜友好園、横浜市八聖殿郷土資料館といった施設の管理運営を通じて、本牧や横浜の歴史の普及啓発を行う。
	 ▲三溪園ガイドツアー
	 ▲八聖殿郷土資料館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本牧周辺はかつて風光明媚な景勝地であり、三溪園や小野光景の別邸など、海の景色を生かした数々の別荘が建築された。横浜沿岸は昭和30年代～50年代にかけて埋め立てられたが、それまでは漁業や潮干狩り、海水浴などが行われる海が広がっていた。こうした歴史は横浜のまちの形成過程を紐解く上で重要であり、普及啓発を行うことで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 2-1

事業名	港の見える丘公園拡張整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～11年度
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>横浜山手の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園拡張部として整備を行う。なお、当該地には横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）を復原整備する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本敷地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に位置する。整備を行うことで市民・来街者が地域へ訪れる機会を誘因し、地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-2

事業名	山手西洋館公開活用事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市緑の協会
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	山手区域 
事業概要	山手地区の公園内に存する7つの西洋館「外交官の家」「プラフ18番館」「ベーリック・ホール」「エリスマン邸」「山手234番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」を公開、イベント等で活用する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「横浜山手西洋館」は、山手地区の公園内に存する7つの西洋館を指す。これらは山手居留地の暮らしの在り方を物語る貴重な歴史資産であり、公開することで市民・来街者が歴史に触れる機会を創出する。また、相互に連携したイベント等を行うことで、地区の魅力増進に寄与し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観形成推進事業（山手地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	山手区域全域 
事業概要	<p>山手地区の景観計画の5つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。 II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。 III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木構造などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。 IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。 V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観協議を行い、景観形成を推進することで、山手地区の緑豊かで異国情緒を感じられる環境の保全・形成に繋がり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	創造都市施策での歴史的建造物活用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>「創造都市施策」の一環として、歴史的建造物を活用し、市民・来街者が歴史や芸術文化活動に触れる場を創出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧第一銀行横浜支店での川俣正展 (令和 2 年度)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲東京藝術大学大学院映像研究科として 活用される旧富士銀行横浜支店</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区の近代建築は、銀行建築や事務所建築など、横浜都心部の都市発展を物語る存在である。創造都市施策は、これらの減失とオフィス空室率の増加といった課題を受けて、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の新しい価値や魅力を生み出すことを目指して始まった。この中で、歴史的建造物と芸術文化に触れる機会を創出するとともに、創造界隈を形成することでまち全体の個性・魅力を向上することに寄与し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	日本大通りの販わい創出事業
事業主体	横浜市、一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物名勝地関係）において、公共空間及び、歴史と風格ある景観の持つ魅力を高め又は創出するため、周辺地域の関係者と連携しオープンカフェほか魅力形成に資する取組を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>日本大通りは、慶応 2 年（1866）の大火を契機に復興を目指して結ばれた「第 3 回地所規則」で計画され、外国人居留地と日本人街の延焼遮断帯として明治 12 年（1879）頃までに完成した。かつては官庁街であり現在でも多数の歴史的建造物が残存するが、平成 14 年（2002）に歩道拡幅整備が行われ、以降オープンカフェ等が行われている。これを活用し魅力形成に資する取組を行うことで、都市の活力向上に資するとともに歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-6

事業名	景観形成推進事業（関内地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	関内区域全域 
事業概要	<p>関内地区の景観計画の4つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観協議を行い、景観形成を推進することで、関内地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
事業主体	横浜市、株式会社横浜赤レンガ
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	みなとみらい21区域 
事業概要	みなとみらい21新港地区に存する横浜市認定歴史的建造物「赤レンガ倉庫」(歴史的風致形成建造物)及びその周辺施設を中心に、地域の魅力向上や賑わい創出に資するイベント等の取組を実施する。
  <p>▲赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	赤レンガ倉庫は、横浜港で営まれた貿易産業を象徴する歴史的建造物であり、平成24年(2002)にリニューアルし、文化・商業施設として活用され、周辺が赤レンガパークとして整備されている。これを活用することで、賑わい形成に寄与するとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	みなとみらい21区域全域
事業概要	<p>景観計画に基づき、みなとみらい21新港地区では中層で広がりのある景観づくり、隣接するみなとみらい21中央地区では現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりを行い、これらを対比させることで歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きの感じられる景観づくりを推進する。また、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p>   
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観協議を行い、景観形成を推進することで、みなとみらい21地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	歴史的建造物に関するサイン整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物、歴史的風致形成建造物のプレートを作成・設置する。また、まち中の地図や案内サインにおいて歴史的建造物の所在、概要等を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲オール型案内サイン (旧横浜正金銀行本店本館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜市認定歴史的建造物プレート (旧田邊家住宅)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>まち中のサインと連携し歴史資産の分布や概要について市民・来街者が認識する機会を増やすことで、訪れる機会を誘発することで、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	ガーデンネックレス横浜事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	市全城（里山ガーデン、みなとエリア、八景島）
<p style="text-align: center;">里山ガーデン みなとエリア 横浜市</p>	
事業概要	ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトであるガーデンネックレス横浜において、旭区の里山ガーデン、みなとエリアの港の見える丘公園、元町公園、山手公園等の公園、八景島で花や緑による横浜ならではの魅力を発信し、まちの活性化や賑わいの創出につなげる。
  <p style="text-align: center;">▲里山ガーデン ▲港の見える丘公園</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	横浜市の花であるバラは、山手公園で明治4年（1871）に開催されたフラワーショーで日本で初めてバラが販売されたことをきっかけに、西洋館の庭でのガーデニングが広がり、そこから市井へ広がっていった歴史を持つ。「ガーデンネックレス横浜」で街を舞台に花と緑を繋ぐことで、横浜の伝統を反映した都市の魅力向上を推進し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

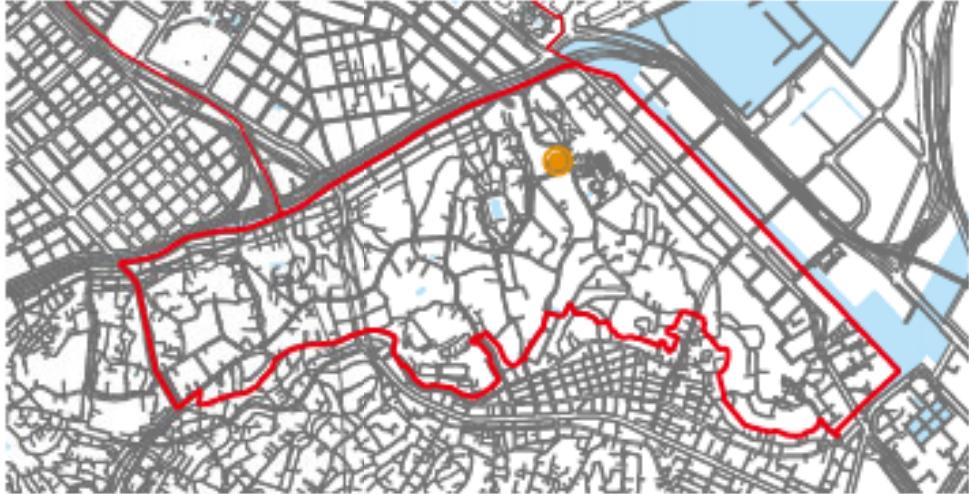
事業名	歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
事業主体	横浜市、関係団体、建造物所有者等
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」等の広報誌の作成や、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の講演を実施する。また、歴史的建造物の公開や活用イベント、HP等によるPR等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくり横濱新聞 (第38号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくりセミナー (令和2年度)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について、認知の機会を増やすと共に市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

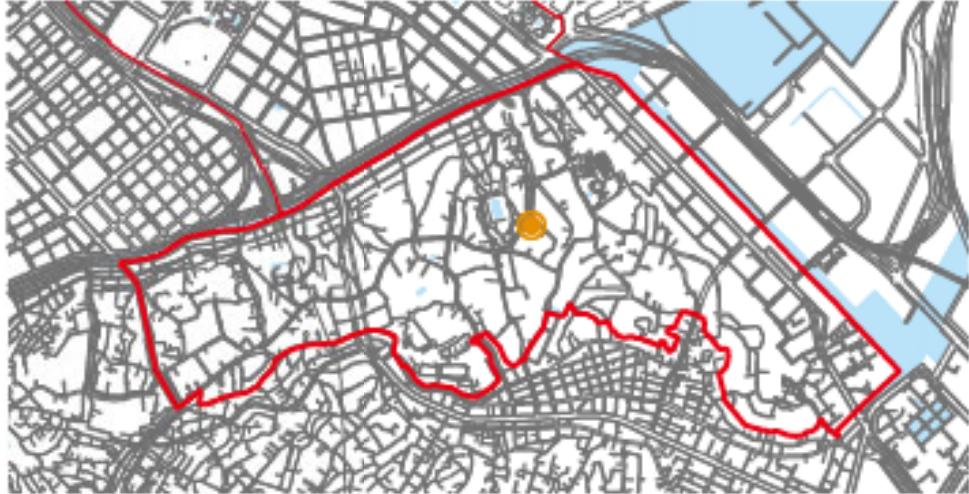
事業名	開港5都市景観まちづくり会議事業
事業主体	横浜市、長崎市、神戸市、函館市、新潟市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>安政5（1858）年の日米修好通商条約の締結により開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市において、景観、歴史、文化、環境などを守り育て生かしたまちづくりを行うため、交流を深め課題を協議する市民主体での会議を実施する。</p>   <p>▲ 2023 函館大会</p> <p>▲ 2019 横浜大会</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	他都市の歴史を生かしたまちづくりの事例紹介や意見交換、横浜の歴史を生かしたまちづくりに関する交流や議論等を通じ、歴史文化に係る市民意識の向上やまちづくりに係る機運醸成が図られ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 3-1

事業名	新たな歴史資産の保全活用検討事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>モダニズム建築や防火帯建築や住宅建築など、特に横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物について、保全活用の在り方を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧横浜市庁舎</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲「旧横浜市庁舎街区整備事業」 完成予想パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市ではこれまで、歴史的建造物の対象を「横浜の魅力を生み出し、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業構造及びこれらと一体をなす工作物等をいい、かつ築造後概ね50年を経たもの」としてきたが、事業開始から40年弱が経過し対象と考えられる建造物は増加している。これらが認知され歴史資産として愛着を持たれることで、横浜の歴史の普及啓発や魅力向上に寄与し、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	歴史資産に係る制度運用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市内の歴史資産について、歴史を生かしたまちづくり要綱、文化財制度、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく認定・指定・登録を行う。また、工事等に要する費用の一部への助成を行う。</p>  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産への制度指定等により所有者等との関係性を構築し、その価値等を明確化し共有すると共に、助成を行い適切な維持管理や修繕を促進する。これを通じて、保全活用・継承される歴史資産を増やしていくことで、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

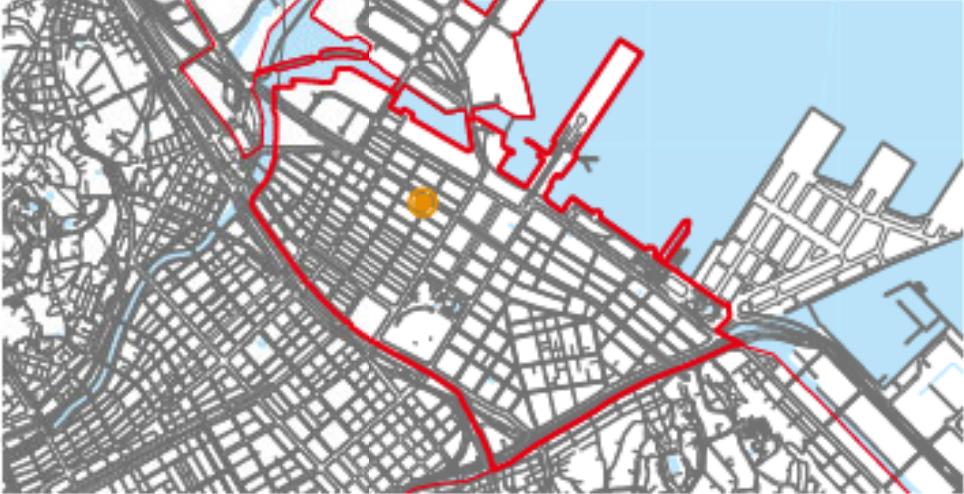
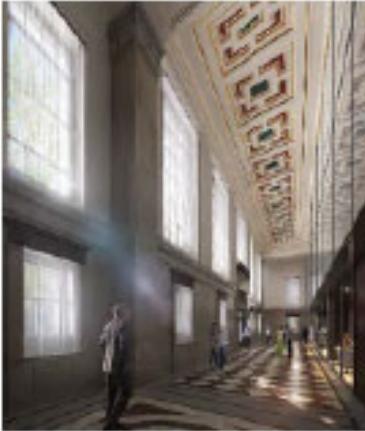
事業名	岩田家住宅移築整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～令和11年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）について復原整備を行う。なお、復元後は港の見える丘公園（拡張部）の教養施設として公開活用を行う。
 ▲外観  ▲内部のマントルピース	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	復原整備予定地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に存しており、横浜の歴史を紐解く重要な建造物である西洋館を移築整備することで、横浜ならではの個性に触れる機会を創出する。また、地域の回遊性向上に資する機能を附加することで、横浜の魅力を体感する機会を増やし、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	山手聖公会保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	横浜市認定歴史的建造物である「横浜山手聖公会」（歴史的風致形成建造物）の外壁の大谷石の補修、屋根の防水工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第2号に基づき、要する経費の一部を助成する。  ▲外観  ▲笠木の防水塗装実施箇所
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「横浜山手聖公会」は、関東大震災前より聖公会の教会が建っていた中区山手町235番地に、震災後の昭和6年（1931）にJ.H.モーガンの設計で建てられ、現在も教会として活用されている。旧居留地での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	山手 26 番館保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	横浜市認定歴史的建造物である「山手 26 番館」（歴史的風致形成建造物）の屋根の葺き替え、上げ下げ窓等の建具工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、要する経費の一部を助成する。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「山手 26 番館」は、関東大震災後の大正末期に建てられた西洋館である。山手には現存しない震災前の洋館の特徴を引き継ぐ貴重な建造物であり、玄関ポーチとサンルーム南面には、特徴的な大規模な菱形窓枠の引違ガラス戸を備える。旧居留地での暮らしを物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することになり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 4-4

事業名	横浜指路教会耐震整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	関内区域 
事業概要	横浜市認定歴史的建造物である「横浜指路教会」（歴史的風致形成建造物）の耐震改修工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第3号に基づき、要する経費の一部を助成する。  ▲外観  ▲柱の亀裂発生箇所
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「横浜指路教会」は、米国長老派宣教医のヘボン博士ゆかりの横浜第一長老公会の会堂として P. サルダの設計で現在地に竣工した横浜指路教会会堂が関東大震災で倒壊した後、大正 15 年（1926）に竹中工務店の設計により再建され、現在も教会として活用されている。かつての関内での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	三井住友銀行横浜支店保全活用事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 8 年度～
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>かつて銀行建築が集積した関内地区の歴史を継承する歴史的建造物である「三井住友銀行横浜支店」の建て替えに際し一部を忠実に復元し、建物の保全や内部の一部公開等を行うことで、歴史あるまちなみの継承を図る。</p>   <p>▲復元予定バース（案）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区は、かつてその一部が外国人居留地として指定され商工業の拠点として賑わうとともに、隣接する横浜港の貿易産業で発展を遂げた。そのため、現在の本町通り周辺はかつて国内外の銀行建築が集積する銀行街であり、本建造物は、その歴史を物語るものである。これを復元し保存活用することで、魅力的なまちなみ形成に寄与するとともに、歴史の普及啓発に資するものであることから、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-6

事業名	三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～令和15年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） 指定文化財保存修理等補助金（神奈川県）
事業位置	<p>三溪園周辺区域</p> 
事業概要	<p>名勝としての三溪園の庭園と、園内の重要文化財建造物の修繕工事を実施する。園内に10棟存在する重要文化財建造物は、平成30年度から令和15年度にかけ三期に分けて順次修繕工事を実施する。第一期工事は令和5年度をもって完了済。第二期工事は令和6年度から令和11年度までを予定しており、旧燈明寺三重塔及び旧矢箇原家住宅の修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧燈明寺三重塔</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧矢箇原家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>三溪園は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪により明治期に造成が始まり、後に重要文化財に指定される京都や鎌倉などから移築した歴史的建造物が巧みに配置された日本庭園である。古建築と周囲の自然環境が一体となった庭園の空間全域も、文化財としての評価を受け、国の名勝に指定されている。</p> <p>この名勝庭園及び重要文化財建造物を修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との豊かさにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	鶴翔閣保存修理事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～11年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	国内の歴史的風致形成建造物（市指定有形文化財）である鶴翔閣（旧原家住宅）について、屋根の葺替工事を実施する。  ▲鶴翔閣（旧原家住宅）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鶴翔閣は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪の自邸として明治35年(1902)に建築されたもので、平成12年(1998)に修復工事を行い、建築当初の姿を取り戻した。横山大観や前田青邨といった日本画家が滞在し絵を制作するなど、日本の近代文化の発展にも関わった文化サロンとしての役割も果たした場所でもある。この鶴翔閣の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和9年度～10年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	現在のみなとみらい21地区内に存した国鉄の高島車庫で使われていた転車台を本牧市民公園に移設した「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」について、修繕工事を実施する。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大正4年（1915）に保土ヶ谷～東横浜間に貨物支線が開通し高島駅が開業し、この際、横浜機関区の前身である「高島機関庫」が開設され、扇型の建物に蒸気機関車を格納し汽車の向きを回転させる転車台が設置された。「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」はこの転車台を移設したものであり、横浜港の貿易産業を物語る遺構である。この修繕を行うことで、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 5-1

事業名	歴史資産の活用促進事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>歴史的建造物活用に係る体制構築への支援、特定景観形成歴史的建造物や横浜市指定有形文化財等の建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外に係る調整、活用事業者又は所有者へのリノベーション助成を行い、歴史的建造物の活用を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧円通寺客殿…特定景観形成歴史的建造物に指定し茅葺屋根を復元</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧露亞銀行横浜支店…横浜市指定有形文化財、結婚式場として活用</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史資産を効果的に活用することで適切に維持・継承していくと共に、市民・来街者が触れて体感する場を増やしていくことでまちの個性・魅力を育み、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。

8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

横浜市では、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例のほか、横浜市文化財保護条例と市の独自制度である歴史を生かしたまちづくり要綱が両輪となって歴史的建造物の保護・保全活用に務めてきた。本計画において、重点区域内に位置する歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、歴史、文化、景観の観点から価値があると認められるもので、所有者と協議の上、同意を得られたものとする。なお、指定にあたっては、以下に示す指定の要件及び基準を満たす建造物を指定するものとする。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の調査を実施し、隨時追加指定を検討する。

■指定の要件

- ① 神奈川県文化財保護条例に基づく指定文化財（県指定文化財）
- ② 横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財（市指定文化財）
- ③ 文化財保護法に基づく登録有形文化財（国登録有形文化財）
- ④ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物

■指定基準

- ① 地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ② 外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要な建造物
- ③ 建造物の形態、意匠、技術性が優れている建造物

3.歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物に指定されている建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
1	横浜指路教会		法人	中区尾上町	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
2	カトリック山手教会 聖堂		法人	中区山手町	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	山手
3	横浜第2合同庁舎 (旧生糸検査所)		国	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
4	横浜海岸教会		法人	中区日本大通	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	関内
5	横浜山手聖公会		法人	中区山手町	昭和 6 年 (1931)	横浜市認定歴史的建造物	山手
6	ホテルニューグランド 本館		横浜市、法人	中区山下町	昭和 2 年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
7	紺通横浜ビル (旧日本町旭ビル)		法人	中区本町	昭和 5 年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
8	松原邸		個人	中区山手町	昭和 4 年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
9	宇田川邸		個人	中区山手町	大正 14 年 (1925)	横浜市認定歴史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
10	BEATTY邸 (ビーティ邸)		個人	中区山手町	昭和7年 (1932)	横浜市認定歴史的建造物	山手
11	エリスマン邸		横浜市	中区元町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	山手
12	プラフ18番館		横浜市	中区山手町	大正末期	横浜市認定歴史的建造物	山手
13	カトリック横浜司教館別館		法人	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	山手
14	カトリック横浜司教館 (旧相馬永胤邸)		法人	中区山手町	明治43年 (1910)	横浜市認定歴史的建造物	山手
15	旧臨港線護岸		横浜市	中区新港	明治43年 (1910)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
16	港一号橋梁		横浜市	西区みなとみらい～中区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
17	港二号橋梁		横浜市	中区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
18	港三号橋梁 (旧大岡川橋梁)		横浜市	中区新港	明治39年 (1906)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
19	横浜情報文化センター (旧横浜商工奨励館)		法人	中区日本大通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
20	岡田邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
21	横浜地方・簡易裁判所 (旧横浜地方裁判所)		国	中区日本大通	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
22	山手資料館		法人	中区山手町	明治42年 (1909)	横浜市認定歴史的建造物	山手
23	山手234番館		横浜市	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴史的建造物	山手
24	馬車道大津ビル (旧東京海上火災保険ビル)		法人	中区南仲通	昭和11年 (1936)	横浜市認定歴史的建造物	関内
25	旧横浜市外電話局		横浜市、法人	中区日本大通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
26	横浜税關本関庁舎		国	中区海岸通	昭和9年 (1934)	横浜市認定歴史的建造物	関内
27	旧英國七番館 (戸田平和記念館)		法人	中区山下町	大正11年 (1922)	横浜市認定歴史的建造物	関内
28	ペーリック・ホール		横浜市	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	山手
29	山手76番館		個人	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
30	赤レンガ倉庫		横浜市	中区新港	1号館：大正2年(1913) 2号館：明治44年(1911)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
31	新港橋梁		横浜市	中区新港町～海岸通	大正元年(1912)	横浜市認定歴史的建造物	みなとみらい21
32	旧富士銀行横浜支店 (元安田銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年(1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
33	旧横浜銀行本店別館 (元第一銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年(1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
34	旧居留地消防隊地下貯水槽		横浜市	中区日本大通	明治26年(1893)	横浜市認定歴史的建造物	関内
35	打越橋		横浜市	中区打越～山手町	昭和3年(1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
36	桜道橋		横浜市	中区山手町～麦田町	昭和3年(1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
37	インド水塔		横浜市	中区山下町	昭和14年(1939)	横浜市認定歴史的建造物	関内
38	谷戸橋		横浜市	中区山下町～元町	昭和2年(1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
39	西之橋		横浜市	中区山下町～石川町	大正15年(1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
40	山手89-8番館		個人	中区山手町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	山手
41	ストロングビル		法人	中区山下町	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
42	横浜税関造構 鉄軌道及び転車台		横浜市	中区海岸通	明治28年 (1895)～ 29年(1896)	横浜市認定歴史的建造物	関内
43	インペリアルビル		法人	中区山下町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
44	河合邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
45	旧神奈川県産業組合館		法人	中区海岸通	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴史的建造物	関内
46	旧神奈川労働基準局 (元日本綿花横浜支店倉庫)		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	関内
47	山手26番館		個人	中区山手町	大正末期(関東大震災後)	横浜市認定歴史的建造物	山手
48	霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋)		横浜市	中区新山下	明治29年 (1896)	横浜市認定歴史的建造物	山手
49	旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用B号倉庫及びC号倉庫		法人	中区北仲通	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
50	山手 133 番館		法人	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	山手
51	山手 133 番プラフ積擁壁		法人	中区山手町	明治 15 年 (1882) 境	横浜市認定歴史的建造物	山手
52	山手 237 番館		法人	中区山手町	昭和 10 年 (1935) 境	横浜市認定歴史的建造物	山手
53	山手 69-6 番館		個人	中区山手町	大正 14 年 (1925) ～昭和 2 年 (1927) 境	横浜市認定歴史的建造物	山手
54	山手 267 番館 (Bielous 邸)		個人	中区山手町	玄関棟・東棟： 昭和 3-19 年 (1928-1946) 境 西棟：昭和 22-24 年 (1947- 1949) 境	横浜市認定歴史的建造物	山手
55	横浜共立学園本校舎		法人	中区山手町	昭和 6 年 (1931)	横浜市指定有形文化財	山手
56	白雲邸		法人	中区本牧三之谷	大正 9 年 (1920)	横浜市指定有形文化財	三溪園
57	御門		法人	中区本牧三之谷	宝永 5 年 (1708) 境	横浜市指定有形文化財	三溪園
58	旧原家住宅 (鶴翔閣)		法人	中区本牧三之谷	明治 35 年 (1902)	横浜市指定有形文化財	三溪園
59	横浜地方気象台庁舎		国	中区山手町	昭和 2 年 (1927)	横浜市指定有形文化財	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
60	旧露亞銀行横浜支店		法人	中区山下町	大正 10 年 (1921)	横浜市指定有形文化財	関内
61	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所		法人	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	関内
62	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール		横浜市	中区日本大通	明治 14 年 (1881) ~ 16 年(1883)	国登録有形文化財	関内
63	市立港中学校門柱 (旧花園橋親柱)		横浜市	中区山下町	昭和 3 年 (1928)	国登録有形文化財	関内
64	ジェラール水屋敷地 下貯水槽		横浜市	中区元町	明治 10 年代 (1877-1886)	国登録有形文化財	山手
65	旧横浜居留地 48 番館		神奈川県	中区山下町	明治 16 年 (1883)	神奈川県指定重要文化財	関内
66	横浜市イギリス館		横浜市	中区山手町	昭和 12 年 (1937)	横浜市指定有形文化財	山手
67	山手 214 番館		横浜市	中区山手町	大正末期 (1920 年代)	横浜市指定有形文化財	山手
68	山手 111 番館 (旧ラフィン邸)		横浜市	中区山手町	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	山手
69	横浜開港資料館旧館 (旧横浜英國総領事館) 及び旧門番所		横浜市	中区日本大通	昭和 6 年 (1931)	横浜市指定有形文化財	関内

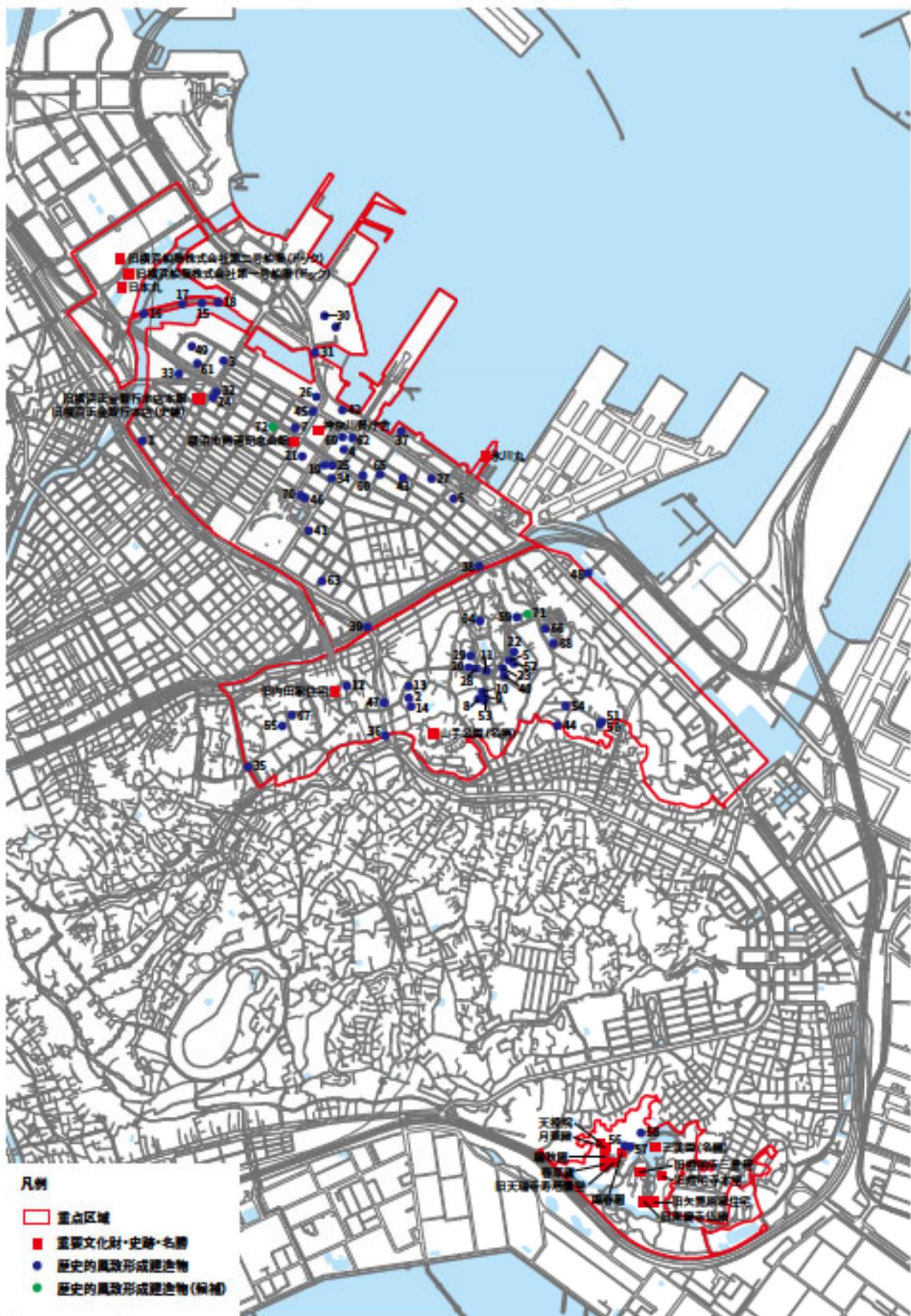
番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
70	旧日本綿花横浜支店 事務所棟		横浜市	中区日本大通	昭和3年 (1928)	横浜市指定有形文化財	関内

4.歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
71	岩田家住宅		横浜市	(港の見える丘公園内復原予定)	大正元年 (1912) 境	横浜市指定有形文化財	山手
72	三井住友銀行横浜支店		法人	中区本町	昭和6年 (1931)	未指定等	関内



歴史的風致形成建造物の位置図

9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により登録・認定・指定されている場合は、当該法令に基づき適正に維持・管理することを基本とする。その他の建造物についても、その価値や特性に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が求められる。公開・活用にあたっては、外観の保護・保全のみだけでなく、可能な限り内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は所有者等の生活に支障がないよう十分な協議を行った上で実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

① 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

神奈川県及び横浜市指定文化財については、神奈川県・横浜市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。これらの建造物の維持・管理は、外部及び内部ともに現状保存または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

文化財保護法に基づき、建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とした維持・管理を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

③ 横浜市認定歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

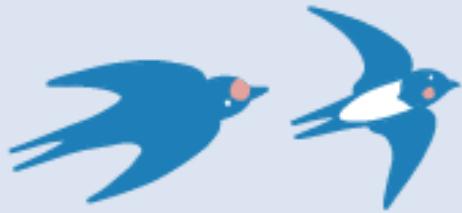
横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、建造物の外観を主対象とした保全及び活用を基本とする。これらの建造物の維持・管理は、保全活用計画に基づく現状の維持または建造物調査等に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者と協議の上、保全及び活用への協力を求めていく。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づき、届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第15条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。
- ② 横浜市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第17条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。

- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑤ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物について、同条例第 14 条の 4 に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑥ 歴史を生かしたまちづくり要綱の規定に基づく横浜市認定歴史的建造物について、同要綱第 12 条に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の規定に基づく保存活用計画にかかる現状変更の届出をして行う行為。



横浜市

歷史的風致 維持向上計画

概要版

(仮称)





INDEX

目次

本計画について	p.2
1 横浜の歴史の特徴	p.4
2 歴史を生かしたまちづくりのこれまで	p.7
3 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	p.10
4 横浜市の歴史的風致	p.14
5 重点区域の位置及び範囲	p.16

●歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年制定、以下「歴まち法」)に基づき、「歴史的風致」^{※1}の維持向上を目的に市町村が作成し国からの認定を受ける、歴史まちづくりの事業計画です。

計画の中で歴史的風致を設定し、この風致の範囲内で重点区域を指定します。重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定し事業を位置付け、国からの計画認定を受けることで、様々な支援措置を受けながら事業を推進するものです。



※1 地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となった良好な市街地の環境



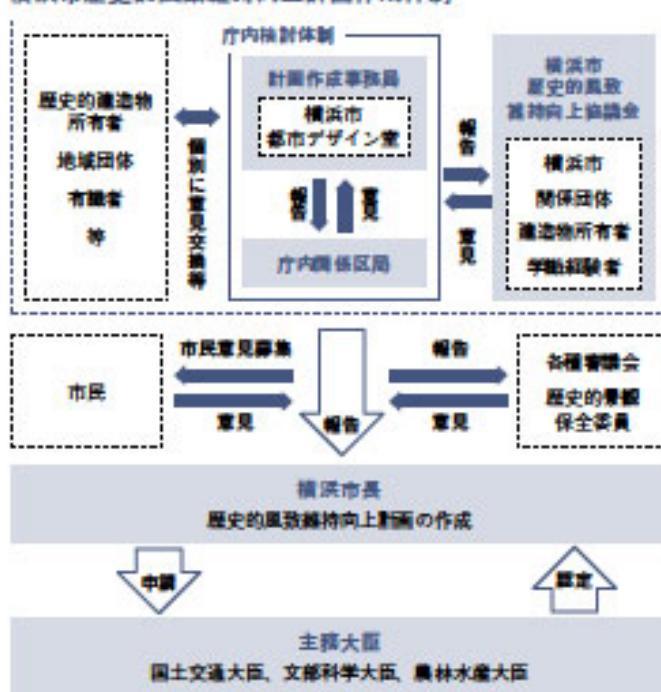
photo: 中川温泉

●計画期間

令和7[2025]年度～令和16[2034]年度（10年間）

●計画策定の体制

横浜市歴史的風致維持向上計画作成体制



●計画策定の背景と目的

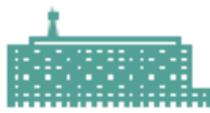
横浜には、開港・文明開化を象徴する近代建築・西洋館、中世の鎌倉文化や近世の宿場・農村の姿を伝える古民家や社寺などの歴史的建造物や、これらと共に人々の営みや祭事が、所有者・地域の手で今まで守られ多様に残っています。これらは横浜の都市の記憶を物語り、個性・魅力を形成する重要な資産です。歴史資産を活かし、歴史の奥行きと深みのあるまちづくりを推進することは、市民生活に潤いとゆとりをもたらし地域への愛情を育むと共に、都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。

横浜市はこの考え方を基に、歴史資産の保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを進めてきました。しかしながら、昭和63年(1988)の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の施行から38年が経過し、社会情勢の変化も相俟って、所有者負担の増加、活動の担い手・支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化しています。この状況を踏まえ、歴史法に基づき「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定することとしました。

本計画に基づき、歴史を生かしたまちづくりに関する理念や方針などを様々な主体と共有・協働し取組を推進することで、横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場をつくるとともに歴史資産の継承と活用を促進します。これらを通じて、旧きと新しきが混ざり合う横浜らしさを体感できるようなまちづくりを目指します。

1

横浜の歴史の特徴



様々な文化が折り重なる都市横浜

広い市域の横浜は、有史以来、海・川との暮らし、鎌倉文化の広がり、「東海道」の整備、開港や二度の被災からの復興などといった、多様に折り重なる歴史を辿り発展してきました。こうした歴史を象徴する活動や歴史的建造物－「歴史資産」が残り活用されることで、横浜では現在も、開港都市・国際都市としての側面や文明開化の地・近代都市の側面、賑わいを見せた宿場の側面、自然と共存した農村漁村の側面など、さまざまな表情を見ることができます。ここでは、その特徴と現在に残る歴史資産の一部を紹介します。



海・川や谷戸と共にある暮らし

横浜周辺は約三万年前に陸になり、約二万年前から人が暮らした痕跡が発見されています。東京湾にたくさんの川が流れ込む横浜では、古くから海や川と人々が共に暮らしてきました。海岸線の変化や稻作の始まりなどで暮らし가わり、川の流域ごとに政治の領域がつくられていき、やがて都の形成に引き継がれていきました。東京湾に面した沿岸部では海の恵みが人々の暮らしを支え、地引網、海苔の養殖や、祈りを込めた祭礼が行われていました。

市域の川の流域には「谷戸」（丘陵地が水などに浸食された谷状の地形）が多い、横浜の地形における大きな特徴となっています。人々は古くから谷戸に住み、谷の低地を田んぼに、平地や緩やかな斜面に畑や茅場を拓き、里山で筍などを栽培し暮らししていました。暮らしの様子は時代の流れと共に変わっていき、横浜港が開港し生糸貿易が盛んになると、民家では養蚕も営まれました。現在も各地に古民家が残り、当時の暮らしの面影を垣間見ることができます。



古民家住宅



田邊家住宅(日吉の森庭園美術館)



大塚遺跡



お雛流し



鎌倉文化の開花や東海道の発展

金沢には、かつて鎌倉幕府が設置した貿易港・六浦湊がありました。中国との貿易が盛んで、宋銭や書物、陶磁器などの日本の玄関口となりました。幕府からは湊への経路が設けられ、自然豊かな道として親しまれる朝夷奈切通もこの際に開通しました。湊を経営し一帯を治めた金沢北条氏は、称名寺を菩提寺にすると共に政治・文学・歴史などの文書を収集し、金沢は交易や学問で栄えました。金沢は景勝地でもあったため後に「金沢八景」が詠まれ、別荘地や海水浴場としても親しまれました。

江戸時代に入ると、幕府を開いた徳川家康は江戸と各地を結ぶ街道を整備しました。中でも横浜には上方（京都や大阪）への交通路であった東海道が通り、神奈川、保土ヶ谷、戸塚の3つの宿が設置されました。宿は兵や伝令を送る「伝馬」の中継地でしたが、商店や茶屋、旅籠（宿屋）が集まり文化人も訪ね軒わいました。また、当時は米が食生活だけでなく社会・経済の基盤であったことから各地で新田開発が進み、特に吉田新田として拓かれた土地は現在の横浜都心部のもととなっています。



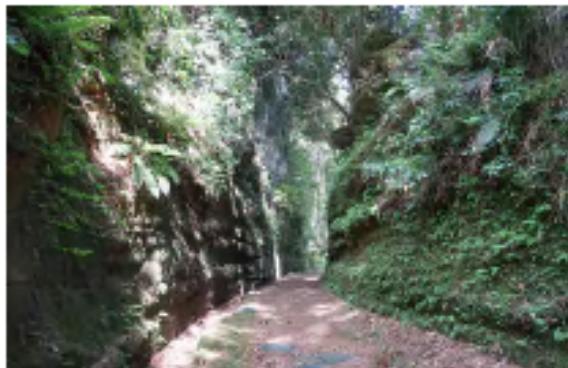
東海道五十三次之内 保土ヶ谷 (歌川広重(初代))



東海道五十三次之内 神奈川 (歌川広重(初代))



称名寺



朝夷奈切通



横浜開港と外国人居留地

幕末のペリー来航を機に日本は5つの都市で港を開くことが決まり、横浜村が開港場に定められました。しかし当時は大型船が停まる港がなく、英国人技師 H.S. バーマーの設計で新たな港が整備されることになりました。1889年の着工から拡張工事を経て1937年に完成するまでの過程で、国内初の海外技術由来によるふ頭や桟橋、鉄道等が造されました。こうして整備された横浜港は生糸の貿易などで横浜の発展を支え、国内の物・文化の玄関口となりました。現在も倉庫や防波堤、税關、船のドックなど港を象徴する歴史資産が残っています。

開港と共に閑内や山手には「居留地」（外国人の滞在・営業が許されたエリア）が設置されました。閑内では主に商売が営まれ、アメリカ、西欧、中国、インドなどから来た外国人が商社を構えました。一方、丘の上の山手は居住エリアになり、西洋館や教会、学校などが並びました。外国人は閑内の商館に勤め、余暇には洋館の庭でガーデニングを行い、サロンやスポーツを通じて交流するといった暮らしを営んでいました。こうして流入した海外文化は、日本の「もののはじめ」になるとともに、異国情緒溢れる街並みをもたらしました。



中華街大通り(明治末～大正初期) (横浜開港資料館所蔵)



日本丸・旧横浜船渠株式会社第一号船渠



山手園公会



ベリックホール



近代都市の形成と震災復興

開港後、横浜には様々な技術が海外から輸入されました。その一つに、レンガやコンクリートなど新しい材料・工法による「近代建築」があります。開内の居留地には官公庁や銀行、商館、ホテルなどモダンな近代建物が建ち並び、文明開化を象徴する西洋風の街並みができていきました。併せて都市づくりに必要なインフラ、例えば水道やガス灯、鉄道や埠頭が整えられ、横浜は急速に近代化しました。こうして横浜は活気に溢れ、周囲の農村からも仕事を求めた人が集まるようになっていきました。

大正12(1923)年9月1日、関東地方をマグニチュード7.9の大地震が襲いました。横浜のまちは95%以上の建物が一瞬で倒壊、更に地震直後にはほぼ全域が火の海と化し、2万人以上が亡くなりました。震災後、土地や街路の整備など復興事業が進められ、現在の都市の骨格が形成されました。復興の熱は高く、震災から10年も経たないうちに瓦礫を埋め立てた山下公園が開園、ホテルニューグランドや山手の洋館など新たな建物が建ち並びました。こうして、横浜にまた国内外から多くの人が集い、市域も徐々に拡大していました。



旧第一銀行横浜支店



photo: 中川道彦

横浜市開港記念会館



横浜中央電気局舎からみた震災被害全景（横浜開港資料館所蔵）



打越橋（震災復興橋梁）



戦後の都市発展

震災の後まちに活気が戻ってきた頃、横浜は第二次世界大戦のさなかの昭和20(1945)年5月29日、大空襲で再び被害を受けました。当時の人口は100万人程でしたが、40万人が罹災し市域の34%が壊滅しました。日本国が降伏後、横浜は進駐軍の国内上陸の窓口になり、開内や山下公園に「カマボコ兵舎」が建ち並びました。横浜では全国の接收土地面積の内70%に上る土地や、残った建物のほとんどが接收され、解除も遅れました。昭和25年頃からふ頭などで接收解除が始まり、ようやく復興の兆しが見え始めました。

高度経済成長期に入ると、横浜はインフラ整備も十分でない中での急激な人口増加により、住宅の乱開発や環境問題などに直面しました。このような中で横浜は、首都・東京のベッドタウンではなく市民の手による自立した都市を目指し、横浜ベイブリッジや港北ニュータウンなど都市の基盤を整備する「六大事業」、公害防止や環境保全を目指す開発の「コントロール」、そして美しさ・楽しさ・潤い等の人間的価値を都市づくりに反映させる「アーバンデザイン」の三つの基本戦略を掲げて都市づくりを進めました。



住吉町新井ビル外観（防火審査築）



横浜ベイブリッジ



かまぼこ兵舎が立ち並ぶ開内地区（横浜市史資料室所蔵）



旧横浜市庁舎

2

歴史を生かしたまちづくりのこれまで



旧横浜英国領事館／横浜開港資料館

photo: 中川道彦



〈BankART Life VI「都市への挿入」川俣正〉2020、文化芸術創造都市施設での旧第一銀行横浜支店の活用

photo: 中川道彦



長屋門公園

1960年代の高度経済成長の中、全国で歴史資産や街並みが失われる問題が生じていきました。特に横浜は震災・空襲により、残った歴史資産が数少なかったうえ、東京のベッドタウン化で減り続けていました。こうした状況で少しずつ都市デザインの文脈で歴史資産の保全の取組が始まり、「'70～'80年代にかけての調査で横浜の多様な歴史資産が発見され、総合的に施策を推進する体制が必要と判明しました。これを受け、昭和63年(1988)に「横浜市文化財保護条例」「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行すると共に、専門家や市民の意見を取り入れる「歴史的景観保全委員会」、調査研究や保全活用を担う民間団体の「横浜歴史資産調査会」を立ち上げました。建物の価値や所有者の実情に寄り添い、「全部保全」、「部分保全」、「復元」、「部材活用・転用」などの残し方を組み合わせ歴史資産の保全を推進しています。現在は約1000件が市内に現存し、うち312件が制度指定等を受けています。(令和6年5月現在)

同時に、歴史資産を都市の個性・魅力として活用する取組を推進しており、JR桜木町駅から山手地区までは、鉄道路線を活用した汽車道や赤レンガ倉庫、山下公園などの歴史資産を通る「開港の道」を開港しています。日本大通りでは歴史資産の公開とオープンカフェ等による賑わい形成、山手では西洋館の公開活用を行っており、郊外では、長屋門公園など複数の公園で歴史資産の保全活用を行っています。2000年代からは、芸術文化の創造性をまちづくりに生かす「文化芸術創造都市施策」で近代建築を活用しています。また、広報誌の発行やセミナーの実施、案内サインの整備などにより普及啓発を推進しています。



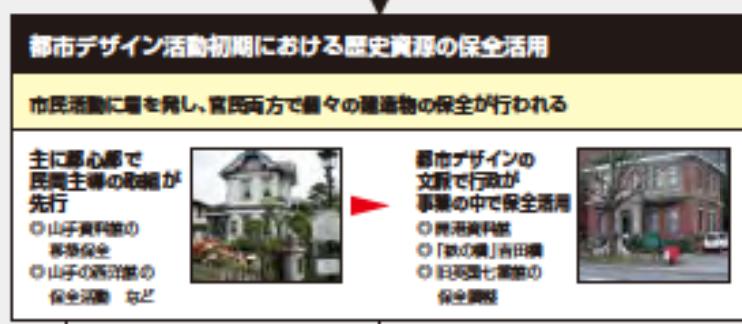
歴史を生かしたまちづくりセミナー

歴史を生かしたまちづくりの展開

「歴史を生かしたまちづくり」は、横浜の歴史を象徴する建造物を資産として捉えて、まちの個性・魅力に転じていくことを目指している。

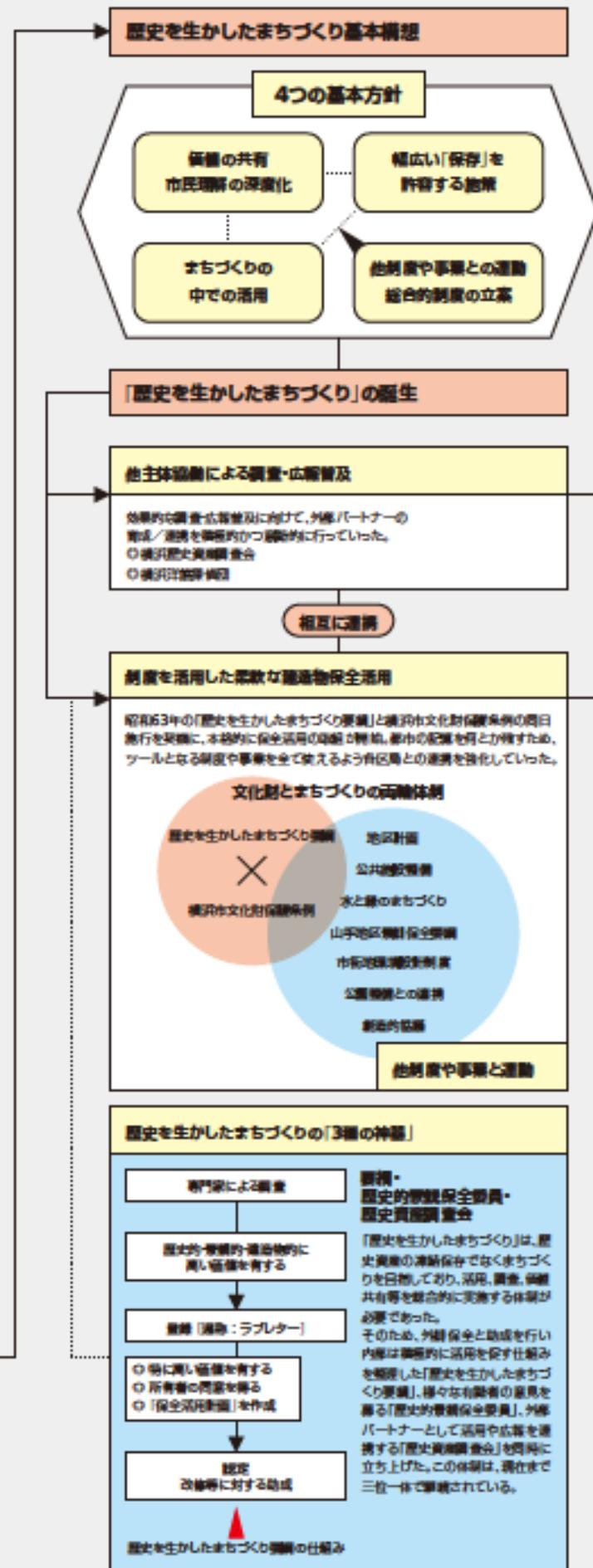
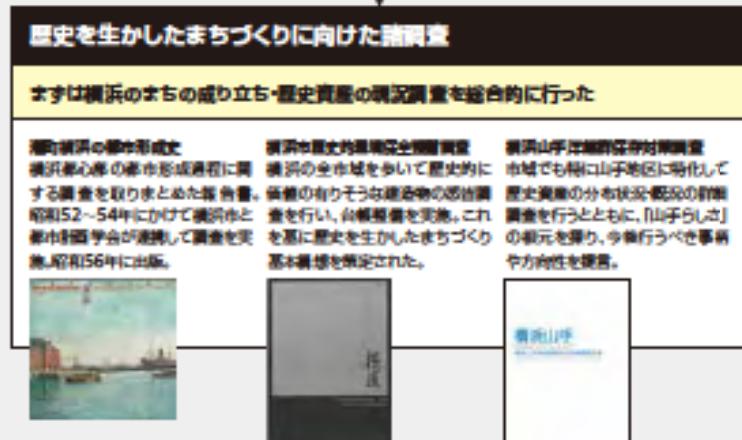
都市デザイン活動初期は、点的な資産の活用のみだったが、全市的な調査を行い、保全と活用・広報普及を一体で行う体制を作った。

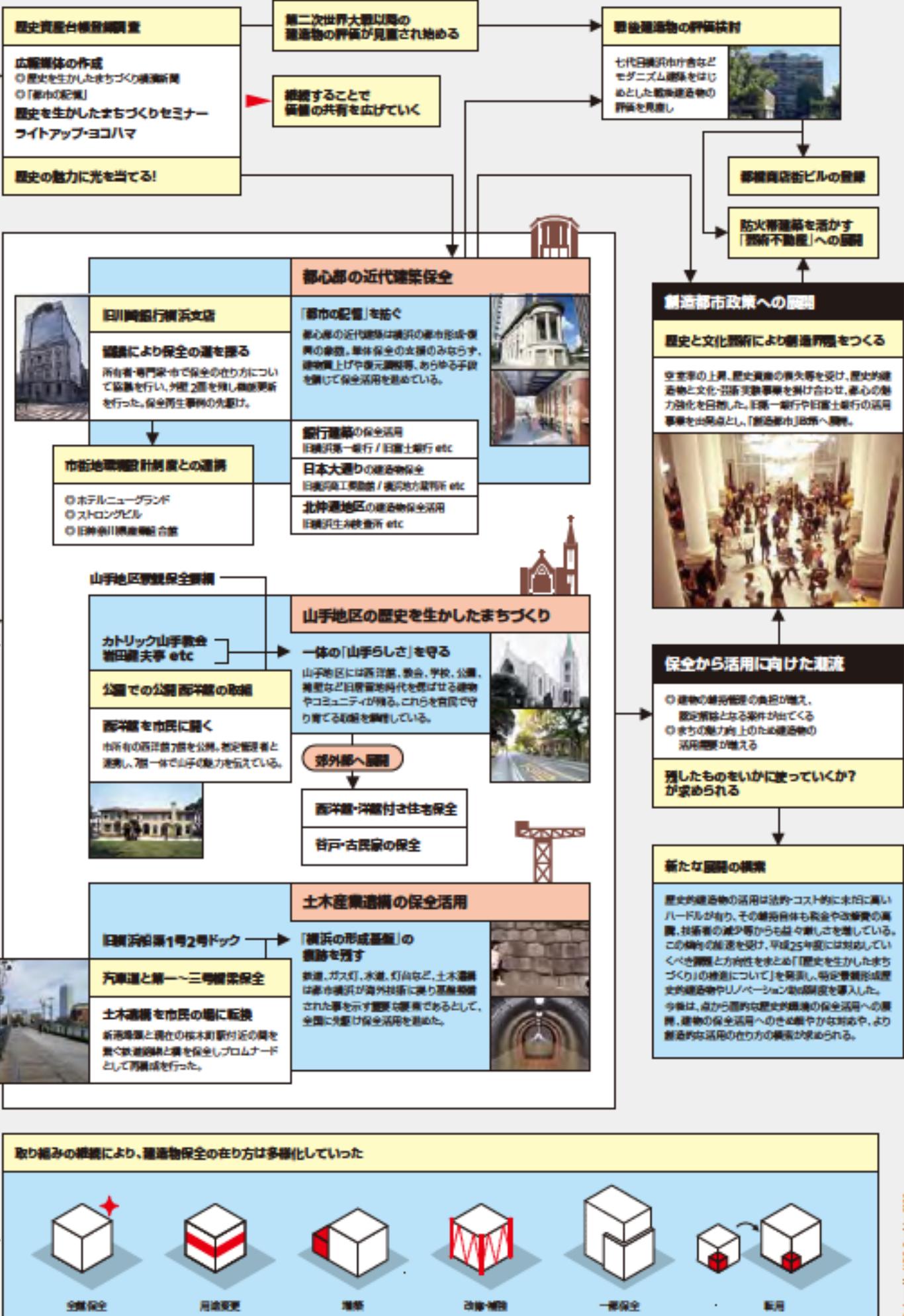
残すことが難しい建造物を何とか残してもらい価値を高めていく取組を継続し、「都市の記憶」を妨いでいる。



活動を通じて認識が共通のものになっていく

1977年 北沢謙氏が都市デザインにて記載される
総合的な歴史を生かしたまちづくりに向けて本格的に動き始める





3

これからの歴史を生かしたまちづくりの 理念と方針



方針1

横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

基本理念

旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



方針 2

歴史的建造物の継承と活用の促進

方針1 横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策1 歴史資産の調査と情報共有

市域に分布する歴史資産について、その時々の状況把握に向けて総合調査を実施すると共に、個別の歴史資産の詳細調査や価値づけを推進します。

また、把握した歴史資産の情報に市民・来街者などがアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開を行います。加えて、地域団体や有識者と連携し、積極的に展示や講義等を行います。



取組例

- 歴史的建造物の全数調査
- 有識者と連携した調査及び評価の実施
- ホームページでの情報公開
- 関連団体と連携した資料展示や講座の実施

施策2 歴史文化とのタッチポイントづくり

幅広い世代・層の方々が歴史文化に触れて愛着を感じられるよう、様々なタッチポイントづくりを推進します。歴史的建造物の公開や活用イベントの実施、案内サインの整備などにより、歴史資産に実際に触れて体感する機会を創出します。また、ホームページやSNSほか様々なメディアを活用したPRを行うよう検討します。加えて、まちづくり会議など人々が議論・交流する機会を創出します。



取組例

- 歴史資産の公開、歴史資産を活用した音楽・芸術イベント等の実施
- ホームページ、SNSなど新たな媒体を活用した普及啓発の在り方検討
- 「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」など広報誌の発行
- 開港5都市景観まちづくり会議の実施

施策3 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

これまで、歴史資産の保全の対象としてきたのは主に近代建築、西洋館、社寺、古民家、土木産業遺構等でしたが、歴史的建造物の候補は年月の経過とともに増加していくため、評価や保全活用に係る検討が必要です。横浜では特に、近代の住宅建築や横浜大空襲以降に築造されたモダニズム建築、防火帯建築などへの対応が未検討となっています。こうした新たな歴史的建造物の候補について、総合的に保全活用の在り方を検討します。



取組例

- 近代住宅の保全活用の検討
- モダニズム建築の保全活用の検討
- 防火帯建築の保全活用の検討
- 新たな歴史資産への制度指定

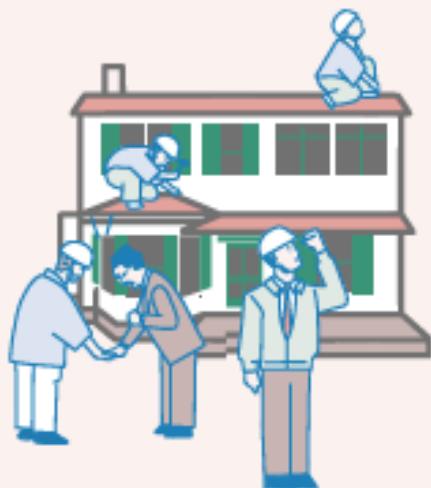
方針 2 歴史的建造物の維持と活用の促進

施策1 保全・継承に向けた支援

歴史資産の維持には、日常的な特殊工事や多額の相続税・固定資産税など様々な負担が発生しますが、工事費等の上昇等により負担の増加が続いている。また、設計者や施工業者など、信頼できる専門家や相談相手を見つけることも重要となります。こうした課題に柔軟に対応し、歴史資産を保全・継承していくよう、支援の拡充を図ります。

取組例

- 歴史的建造物に係る制度運用
- 工事助成への国庫補助、税制優遇措置の導入
- 民間活力（クラウドファンディング、ふるさと納税）の導入
- 歴史を生かしたまちづくり相談室の運用と専門家とのマッチング支援



施策2 歴史資産の活用推進

歴史資産の活用には、建物の機能や設備の更新に伴う費用・法的適合等のハードルになることが多い。活用事業者、設計者、施工業者、有識者などの様々な主体の協働体制が必要です。歴史資産の活用促進に向けて、これらの課題を越えるための、様々な支援を通じ、歴史資産の活用を促進します。

取組例

- 活用に係るマッチングなどの体制構築支援
- 建築基準法適用除外制度の運用などの技術的支援
- 活用事業者へのリノベーション助成の実施



Column

協働・共創による取組の推進

横浜市はこれまでの歴史を生かしたまちづくりで、地域と協働した歴史的建造物の保全や運営、有識者や団体と協働した普及啓発など、多くの取組で様々な主体と連携してきました。

本計画で掲げた理念や方針・取組は、どれも行政と所有者だけで達成できるものではありません。横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場をつくると共に、歴史資産を継承・活用し、横浜らしい魅力を作っていくためには、市民や企業、専門家や地域団体などと協働・共創していくことが非常に重要です。今後も、様々な主体との協働体制をつくりながら、計画を推進していきます。



中山恒三郎家イベント「Flowers - 花と音楽と食の総合芸術 -」(2019)



山手133番館オルガンコンサート(2022)

4

横浜市の歴史的風致

歴史的風致は「地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となった良好な市街地の環境」と定義されています。横浜において脈々と続いてきた地域の活動と、現在に残る様々な歴史資産や市街地環境が一体となった歴史的風致として、3つのテーマを設定しました。

- ① 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致
- ② 外国人居留地の形成と多文化にみる歴史的風致
- ③ 六浦港を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地

「活動」と「建造物とその周辺の市街地」とが
一体となって形成してきた良好な市街地環境

歴史的風致



1 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

国際貿易港のあゆみ

安政六年六月二日(1859年7月1日)に横浜港が開港し、横浜は国際貿易都市として発展しました。開港都市のアイデンティティは、市民が集う開港記念バザーや式典、港らしい音風景を感じさせる汽笛、三溪園の大茶会などの活動を通じて現在も引き継がれています。また、赤レンガ倉庫など港を形成した建造物やかつての生糸の検査所、開港記念会館や三溪園など、様々な歴史資産が現存し活用されています。



横浜赤レンガ倉庫



水星丸



三溪園 大茶会(躰春閣)

焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承

横浜は関東大震災と横浜大火という二度の大きな災禍に見舞われ、そのたび復興を遂げてきました。現在のまちの骨格は関東大震災後の復興事業で形成され、この時造られたホテル・ニューグランドや山下公園、震災復興橋梁などが今も残っています。また、二度の被災と復興の歴史を語り継ぐ活動は市内各所で行われ、インド水塔での慰靈祭や、国際仮装行列(現:ザ・上こは生パレード)などが続いている。



インド水塔



ホテルニューグランド本館



第71回ザよこは生パレード

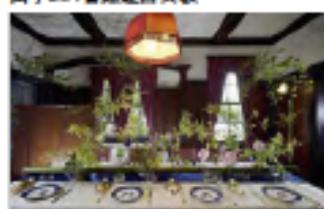
2 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

居留地を感じる山手のまちづくり

開港を機に設置された居留地では世界中から来日した外国人が生活し、日本に多彩な異国文化が流入しました。山手は外国人が暮らす居住エリアとなり、西洋館や教会、学校など異国情緒溢れる建物と緑豊かな環境による街並みが作られました。こうした環境を守り育てる市民参加のまちづくりが脈々と続いており、ガーデニングや樹木の保存、西洋館を活用したイベントなどが行われています。



山手234番館運営実験



花と器のハーモニー



エリスマン邸

スポーツ文化の広がり

日本に伝來した海外文化の中でも、とりわけ市民が注目したのは、クリケット、テニス、競馬、射撃、マリンスポーツといった外国人のスポーツ活動でした。外国人たちがスポーツを行う場所を要望したことでつくられた山手公園や横浜公園、旧横岸競馬場一等馬見所など、横浜には多数の洋式スポーツ発祥の地があります。テニスや野球などのスポーツは日本に根付き、現在も強い人気を誇っています。



旧横岸競馬場一等馬見所 photo: 中川道彦



横浜公園と横浜スタジアム



山手公園の横浜山手テニス発祥記念館

3 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致

海との暮らしを継承する祭礼

金沢地区は、鎌倉幕府の外港であった六浦湊が設置され、朝夷奈切通が開削され幕府からのルートができることから、大いに盛り上がりました。この時一帯を治めた金沢北条氏の菩提寺であった称名寺ほか、多数の社寺が現在も残っています。古来より交易や漁業など、海との暮らし方が生まれてきた金沢では、祇園船神事や湯立神楽、花まつり(稚児行列)など、複数の祭礼行事が長きにわたり続けられています。



称名寺



祇園船神事



湯立神楽

景勝地「金沢八景」の海・緑との営み

歌川広重画「金沢八景」に表れるように風光明媚な地であった金沢は、明治期には政府の要人や文化人に人気の別荘地となりました。湘南電鉄(現:京浜急行電鉄)が開通してからは、海水浴や潮干狩りを楽しめる観光地として人気を博しました。海の多くは埋め立てられましたが、野島公園や海の公園は現在も釣りや潮干狩りで賑わい、金澤園や旧伊藤博文金沢別邸などでは海や緑豊かな情緒を体感できます。



野島公園



旧伊藤博文金沢別邸



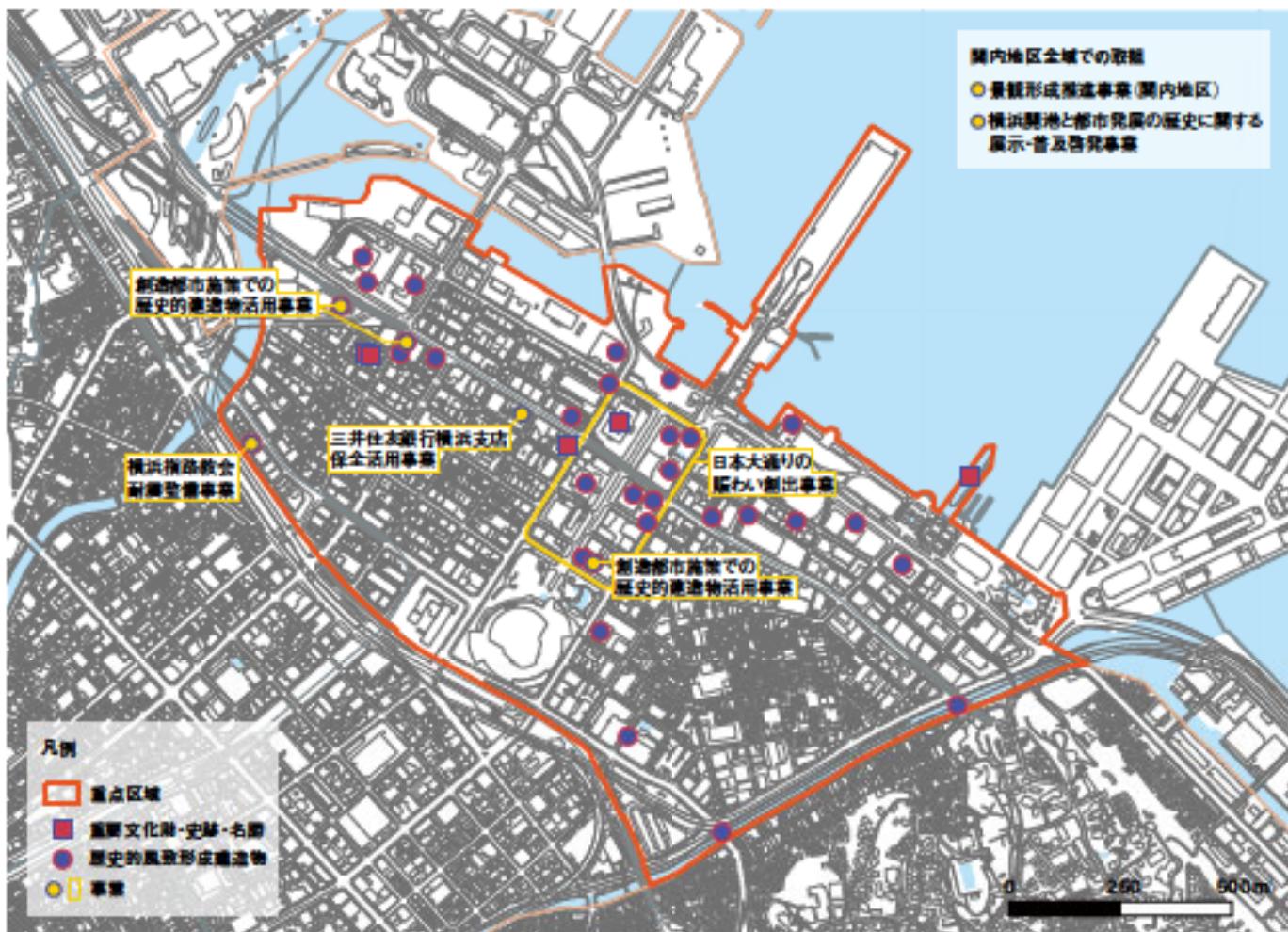
旧長崎検疫所一号停留所

5

重点区域の位置及び範囲



1 関内区域



関内地区の景観計画の対象区域を基本とし、開港後に中華街や山下公園などを含む旧外国人居留地の山下町と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、それらの中央の横浜公園・日本大通りなど一帯を「関内区域」として指定します。

区域内の重要文化財等

- 横浜市開港記念会館
- 氷川丸
- 神奈川県庁舎
- 旧横浜正金銀行本店本館



横浜市開港記念会館

photo:中日新聞

Pick up!

日本大通りの賑わい創出事業

日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地）において、地域の関係者と協働し道路空間を活用したオープンカフェなどの取組を実施し、魅力向上を図ります。



日本大通りオープンカフェ
(毎年度実施)



日本大通りウェイマーレース
(2011-2019)



旧横浜市庁舎

重点区域

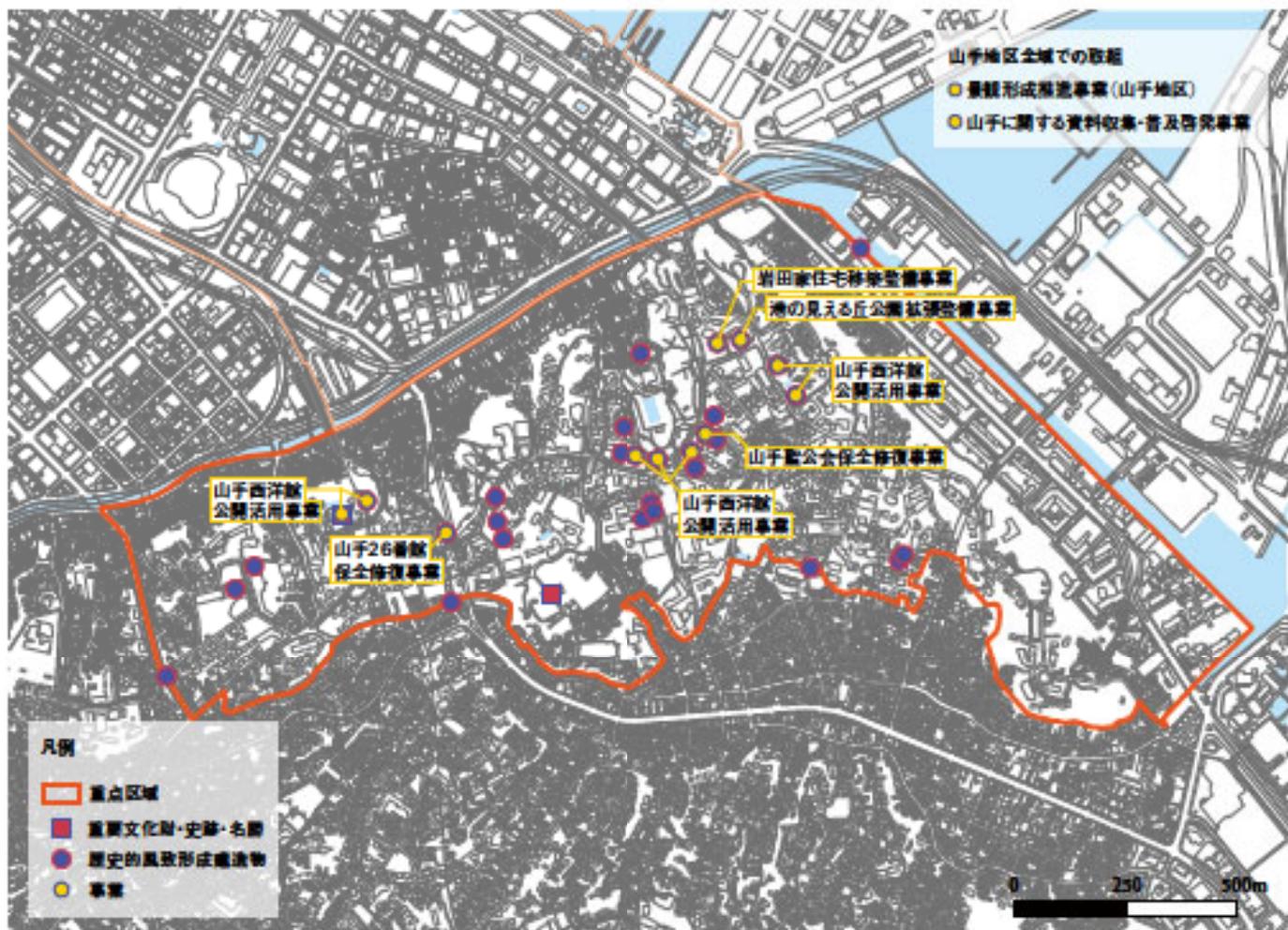
歴史的風致の範囲内において、以下の条件を満たす区域を指定します。

1: 重要文化財等を含む周辺の区域であること

2: 歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域であること



2 山手区域



山手地区の景観計画の対象区域を基本とし、慶應3年(1867)に外国人居留地に指定され、外国人が暮らすための西洋館や学校、教会などが建ち並ぶ地区となった山手町を中心として「山手区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 旧内田家住宅(外文官の家)
- 山手公園



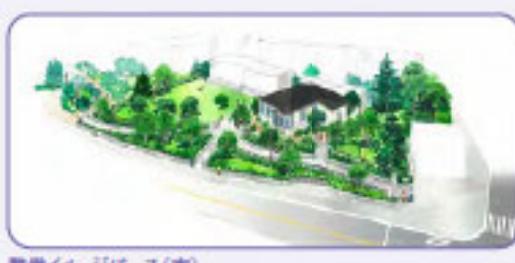
外文官の家

photo: 水山道一

Pick up!

岩田家住宅復元整備事業

山手町の旧横浜税關山手宿舎跡地について、港の見える丘公園の拡張部として整備し緑豊かな空間を創出します。また、ここに岩田家住宅(市指定有形文化財)の復元整備を行い、公開活用を図ります。



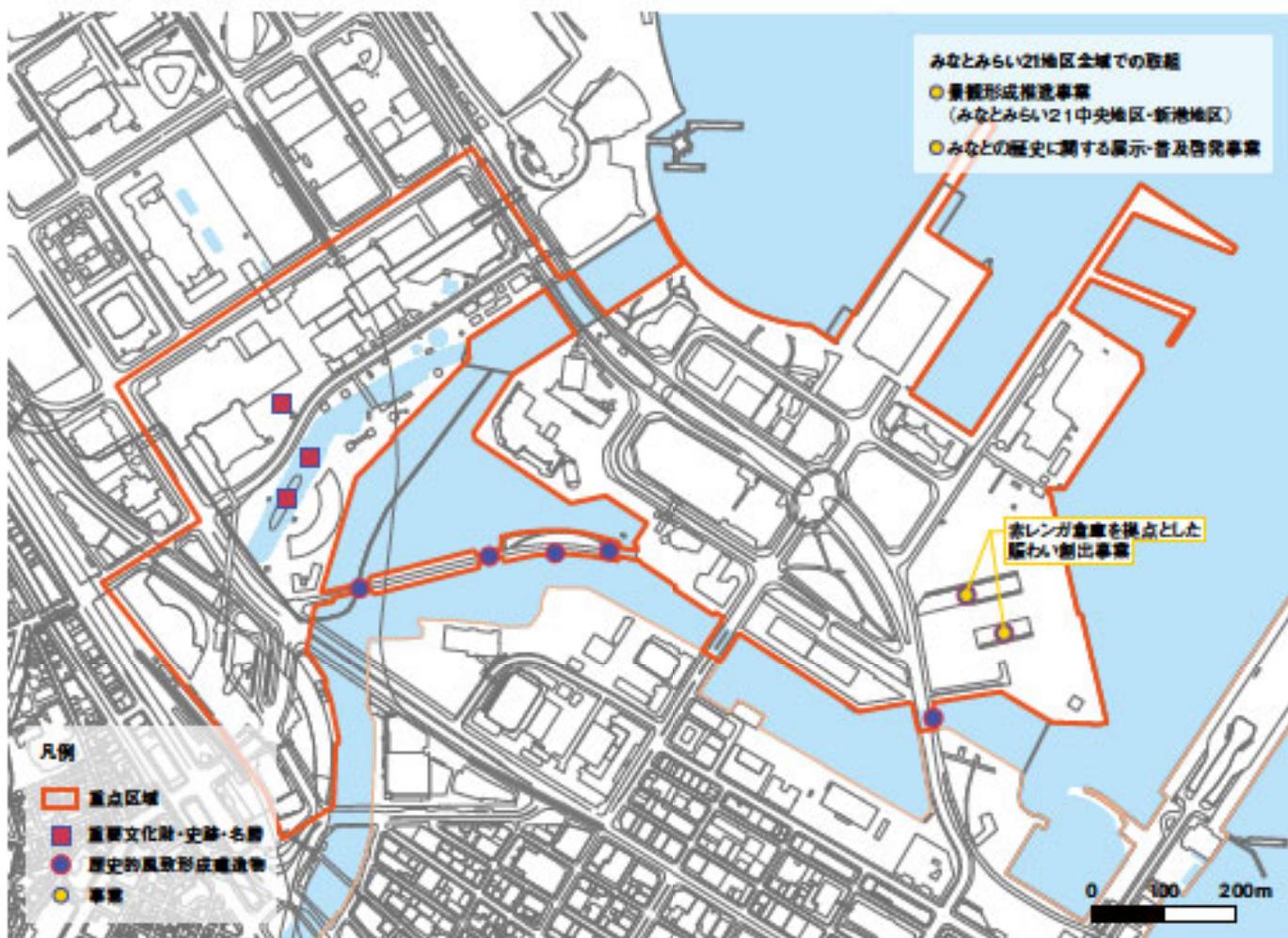
整備イメージパース(案)



カトリック山手教会聖堂



3 みなとみらい21区域



みなとみらい21中央地区及び同新港地区の景観計画の対象区域を基本とし、赤レンガ倉庫などが現存する新港地区と、旧横浜船渠株式会社のドックや日本丸がある中央地区の一部を対象に「みなとみらい21区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 旧横浜船渠株式会社第一号船渠
- 旧横浜船渠株式会社第二号船渠
- 日本丸



日本丸

Pick up!

赤レンガ倉庫を中心とした賑わい創出事業

赤レンガ倉庫（市認定歴史的建造物）及びその周辺の赤レンガパークを中心に、イベント等の取組を積極的に実施し、地域の魅力向上や賑わい創出を目指します。



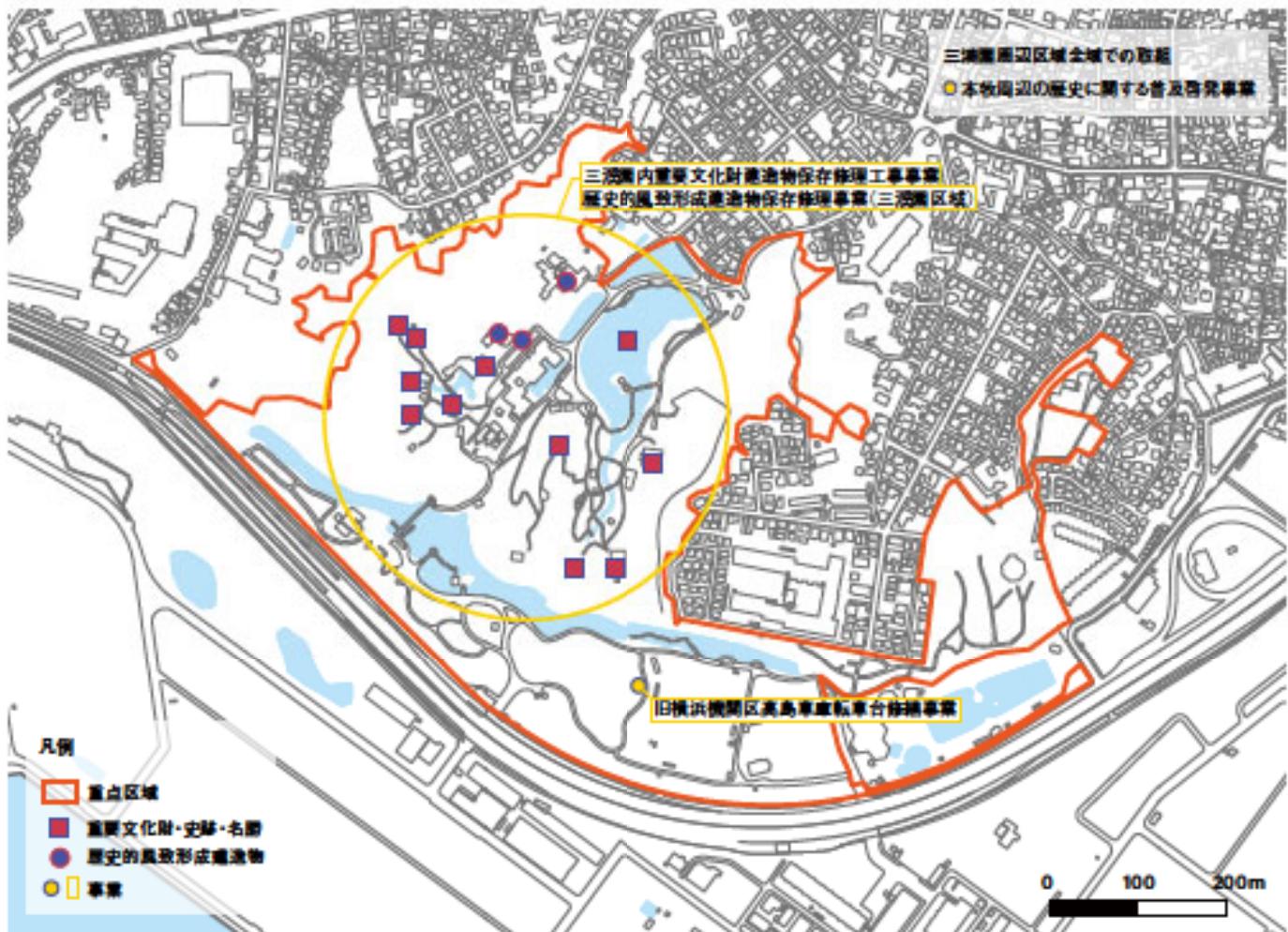
赤レンガ倉庫 及び二様間広場でのイベント



汽車道・津一號橋



4 三溪園周辺区域



製糸業や生糸貿易で知られた実業家・原富太郎(号:三溪)が造り上げた約53,000坪の日本庭園である国指定名勝「三溪園」と、これに隣接する本牧市民公園・本牧臨海公園を対象として、「三溪園周辺区域」を指定します。

区域内の重要文化財等

- 三溪園(国指定名勝)
- 鶴翔閣、月華殿など10棟
(三溪園内の古建築)



旧専明寺三重塔



鶴翔閣(旧原家住宅)



旧矢筈原家住宅

Pick up!

三溪園内重要文化財建造物保存修理工事事業 /

鶴翔閣保存修理事業

三溪園に集積する古建築について、保存修理工事を実施しています。計画期間内には旧専明寺三重塔、旧矢筈原家住宅(どちらも重要文化財)、旧原家住宅(鶴翔閣、横浜市指定有形文化財)の修理工事を実施します。

